令和７年

第2回北杜市議会定例会会議録

令和7年6月10日　開会
令和7年6月26日　閉会

山梨県北杜市議会

令 和 7 年

第２回北杜市議会定例会会議録

６ 月 １ ０ 日

令和７年第２回北杜市議会定例会（１日目）

令和７年６月１０日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告
日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定について
日程第３　報告第３号　令和６年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件
日程第４　報告第４号　令和６年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第５　報告第５号　令和６年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件
日程第６　報告第６号　令和６年度北杜市病院事業特別会計予算繰越計算書報告の件
日程第７　報告第７号　令和６年度北杜市水道事業会計予算繰越計算書報告の件
日程第８　報告第８号　令和６年度北杜市下水道事業会計予算繰越計算書報告の件
日程第９　報告第９号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
日程第１０　承認第１号　北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第１１　承認第２号　北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第１２　議案第４２号　北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１３　議案第４３号　北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１４　議案第４４号　北杜市税条例の一部を改正する条例について
日程第１５　議案第４５号　北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第１６　議案第４６号　令和７年度北杜市一般会計補正予算（第１号）
日程第１７　議案第４７号　令和７年度北杜市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１８　議案第４８号　動産の取得について（防災備蓄倉庫）
日程第１９　議案第４９号　動産の取得について（児童生徒用タブレット端末）
日程第２０　議案第５０号　動産の取得について（小学校スクールバス）
日程第２１　議案第５１号　動産の取得について（図書館システムハードウェア）

日程第２２　同意第５号　大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第２３　同意第６号　内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第２４　同意第７号　篠原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第２５　同意第８号　武川恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第２６　同意第９号　淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第２７　同意第１０号　鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第２８　同意第１１号　萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第２９　選挙第１号　大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙

２．出席議員　（１９人）

１番	浅川勝正	２番	大塚　愛
３番	輿石知宏	４番	飛矢﨑雅也
５番	中村典子	６番	山﨑君江
７番	髙見澤伸光	８番	輿水　崇
９番	中山喜夫	１０番	神田正人
１１番	大芝正和	１２番	秋山真一
１３番	進藤正文	１４番	志村　清
１５番	齊藤功文	１６番	加藤紀雄
１７番	清水　進	１９番	内田俊彦
２０番	秋山俊和		

３．欠席議員　（１人）

１８番　保坂多枝子

４．会議録署名議員

１４番　志村　　清	１５番　齊藤功文
１６番　加藤紀雄	

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（２８人）

市長	大柴邦彦	副市長	山内一寿
政策秘書部長	大芝　一	総務部長	三井喜巳
企画部長	功刀智之	市民環境部長	平井ひろ江
福祉保健部長	小尾正人	こども政策部長	小澤哲彦
産業観光部長	加藤郷志	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	清水徳生	教育部長	加藤　寿
上下水道局長	田中　伸	会計管理者	河手　貴
監査委員事務局長	小澤永和	農業委員会事務局長	坂本賢吾
明野総合支所長	皆川賢也	須玉総合支所長	花輪　孝
高根総合支所長	白倉充久	長坂総合支所長	日向　勝
大泉総合支所長	清水厚司	小淵沢総合支所長	渡辺美津穂
白州総合支所長	山田健二	武川総合支所長	小林　晋
政策推進課長	進藤修一	総務課長	津金胤寛
財政課長	城戸潤子	消防防災課長	小池佳生

６．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	進藤　聡
議会書記	跡部秀之
議会書記	鳥原弘達

開会　午前１０時００分

○議長（大芝正和）

改めまして、皆さま、おはようございます。

本日、令和７年第２回北杜市議会定例会が招集されましたところ、議員各位ならびに執行の皆さまには、ご出席をいただきありがとうございます。

市内の水田では、田植えもほぼ終わり、緑鮮やかな田園風景となってまいりました。

令和の米騒動の中ではありますが、今年も猛暑が予想される中で順調に生育が進み、秋の収穫期の豊作を願うところであります。

梅雨入りもまもなくですが、この時期は大雨による被害が発生しやすい時期でもあり、ここ数年、毎年のように各地で大雨や局地的豪雨等により、自然災害が発生していることから改めて有事の際には迅速な行動が取れるよう、備えていかなければと感じているところであります。

さて、先月には市立中学校再編整備に向けての地域説明会が市内各町において実施されました。多くの市民や保護者の方々が出席され、様々な質問や意見が挙がったと聞いております。

また、今月末からは水道料金の改定に向けた北杜市上下水道事業審議会からの答申内容の市民説明会も予定されており、こちらも市民生活に直結し、将来にわたり安全・安心な水を供給するための重要な事項でもあることから、関心度も高く多くの意見等が寄せられるものと思います。

市民の方々の声をしっかりと受け止め、持続可能な北杜市の実現のため、これらの課題解決に積極的に取り組んでいかなければなりません。

さて、本定例会は令和７年度北杜市一般会計補正予算（第１号）をはじめ、各種条例の改正など市政の重要な案件を審議する議会であります。

議員各位ならびに執行の皆さまにおかれましては、健康には十分ご留意の上、本定例会に提出されました諸議案につきまして、慎重かつ公正なご審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

本日の出席議員数は１９人であります。

定足数に達しておりますので、令和７年第２回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、１８番、保坂多枝子議員は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

まず、諸報告をいたします。

はじめに、本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は報告７件、承認２件、議案１０件、同意７件であります。

次に、監査委員から令和７年３月から５月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元にありますとおり報告がありました。

次に、４月１６日に山梨県市議会議長会第２７３回定期総会が甲州市で開催され、私と副議長が出席し、私が副会長となりました。

４月１７日に関東市議会議長会第９１回定期総会が栃木県で開催され、私が出席いたしました。

５月３０日に南アルプス自然環境保全活用連携協議会総会が韮崎市で開催され、私が出席をいたしました。

次に、山梨西部広域環境組合議会から報告がございます。

山梨西部広域環境組合議会議員　秋山俊和議員から報告をお願いいたします。

秋山俊和議員。

○２０番議員（秋山俊和）

朗読をもって報告にさせていただきます。

令和７年第１回山梨西部広域環境組合議会定例会報告書

山梨西部広域環境組合議会議員　秋山俊和

令和７年第１回山梨西部広域環境組合議会定例会が３月２７日に中央市立玉穂総合会館議場において開催され、内田俊彦議員と私の２名が出席いたしました。

はじめに、中央市議会の任期満了により、組合議長が不在となっていたため、議長選挙を行い、中央市議会選出の金丸俊明議員が議長となりました。

今定例会に提出された案件は、専決処分の承認案件２件、条例制定１件、条例改正２件、予算案件２件の計７件でありました。

審議いたしました議案の概要について説明いたします。

まず、「承認第１号　専決処分の承認を求める件（山梨西部広域環境組合職員給与条例中改正の件）」につきましては、人事院勧告及び山梨県人事委員会による勧告等に鑑み、これに準じた職員の給与等を改定するため、令和７年１月２０日付けで専決処分したものであります。

次に、「承認第２号　専決処分の承認を求める件（令和６年度山梨西部広域環境組合一般会計補正予算（第３号））」につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ５０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ２億３，２１０万４千円とし、令和７年１月２０日付けで専決処分したものであります。

補正の内容は、総務費の人件費の増額となります。

次に、「議案第１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件」につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布に伴い、関係条例の整備を行うものであります。

次に、「議案第２号　山梨西部広域環境組合職員給与条例中改正の件」につきましては、人事院勧告及び山梨県人事委員会による職員の給与に関する報告及び勧告を鑑み、条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第３号　山梨西部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中改正の件」につきましては、職員の給与等の改正に鑑み、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第４号　令和６年度山梨西部広域環境組合一般会計補正予算（第４号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ６４９万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ２億３，８６０万円とするものであります。

内容としては、委託事業の変更契約に伴う減額及び前年度決算に伴う繰越金を追加し、財政調整基金へ積立てをするものであります。

次に、「議案第５号　令和７年度山梨西部広域環境組合一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額を、９億７，３０３万７千円とするものであります。

主な歳入は、構成市町からの負担金として、４億９，５７７万２千円。国庫補助金の循環型

社会形成推進交付金として５８９万２千円。一般廃棄物処理事業債として４億７，１３０万円となっております。

主な歳出は、議員や管理者等の報酬として１１３万１千円。職員１１名及び会計年度任用職員１名の人件費として９，８０３万１千円。環境影響評価事後評価業務及び保全措置業務、基本設計及び発注支援業務などの委託料として４，６１１万８千円と、工事請負費として、施設付帯工事費３億円、造成工事費４億円が計上されております。

また、建設事業費に令和７年度、８年度の２カ年度で継続費が設定されており、新ごみ処理施設整備・運営事業ほか２件に債務負担行為が設定されております。

以上の７案件は、いずれも審議の結果、原案のとおり承認・可決されました。

また、組合議員より「議員提出議案第１号　山梨西部広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例中改正の件」が提出され、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整理等に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行う必要があり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

また、当日、追加案件として「同意第１号　山梨西部広域環境組合監査委員の選任について同意を求める件」、「同意第２号　山梨西部広域環境組合監査委員の選任について同意を求める件」の人事案件２件が提出され、北杜市の小泉雅人氏、南アルプス市議会選出の戸栗淳議員の２名が審議の結果、いずれも同意されました。

以上で、令和７年第１回山梨西部広域環境組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（大芝正和）

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元にある議事日程のとおりであります。

○議長（大芝正和）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第８６条の規定により、

１４番議員　志村　清議員

１５番議員　齊藤功文議員

１６番議員　加藤紀雄議員

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（大芝正和）

日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月２６日までの１７日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から６月２６日までの１７日間とすることに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第３　報告第３号　令和６年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件から日程第２１　議案第５１号　動産の取得について（図書館システムハードウェア）までの１９件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

令和７年第２回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

残雪が残る北杜の山々を、春の爽やかな風が吹き渡り、田には植えられたばかりの稲が並ぶ、北杜ならではの、美しい田園風景に心が癒される季節となりました。

今年も、実り豊かな秋を迎えることができますよう、心より祈念いたします。

また、現在、全国的に米不足が懸念をされる中、本市は米どころとして、この地の恵みを次世代へとつないでいく責務を感じております。

この機会に、私たちの誇るべき、お米のおいしさと、農業の大切さを多くの方々に知っていただけることを期待するところであります。

さて、市民や事業者の皆さまの活躍についてであります。

本年４月２９日に、令和７年春の叙勲受章者が発表され、元地方独立行政法人山梨県立中央病院機構　山梨県立中央病院副院長兼看護局長の坂本富子様と、インテリア櫻井代表者の桜井彰一様が瑞宝単光章を、それぞれ受章されました。

また、第４４回危険業務従事者叙勲では、元山梨県警部の秋山高文様と、元山梨県峡北広域行政事務組合消防司令長の篠原崇様が瑞宝双光章を、元警視庁警部補の小林和夫様が瑞宝単光章を、それぞれ受章されました。

「２０２５年　初代山梨県高校生平和大使」に、甲陵高等学校１年生の小寺輪子様が選ばれました。

昨日の表敬訪問では、応募の理由や今後の抱負を伺い、平和に対する強い思いに、頼もしさを感じたところであります。「高校生平和大使」は、１９９８年に長崎市の市民団体が、「国際連合」に高校生を派遣し、核兵器廃絶を訴えたのが始まりで、これまでに、５００人以上の「高校生平和大使」が国連を訪問し、活動の成果を世界に発信をしてまいりました。

小寺様には、山梨県初の「高校生平和大使」として、核兵器の廃絶と世界平和の実現のため、力強く活動を続けていただきたいと期待をしております。

２月２０日には、二酸化炭素排出量の削減や地球温暖化対策防止に関する優れた取り組みを表彰する「脱炭素チャレンジカップ２０２５」において、「北杜高等学校」が行っている果樹の選定枝を炭にして土壌改良に活用する活動が「環境大臣賞金賞」を県内で初めて受賞いたしました。

同校の素晴らしい活動に敬意を表するとともに、この活動をきっかけに、地域に脱炭素の取

り組みが広まっていくことを期待しております。

また、同月２７日には、「萌木の村」敷地内の「ナチュラルガーデンズ　ＭＯＥＧＩ」が、民間の取り組みにより、生物多様性の保全が図られている区域を環境省が認定する「自然共生サイト」に選ばれました。

リゾート観光地での認定事例は珍しいとのことであり、ひとえに「萌木の村」様のたゆまぬご努力の賜物であると考えております。

先月１日には、世界最大のビールの審査会と言われる「ワールドビアカップ」の「ジューシーまたはヘイジーペールエール部門」において、「うちゅうブルーイング」様の「宇宙リラックス」が金賞を受賞されました。

本市のクラフトビールが世界的に認められたことは、大変喜ばしく、お祝いを申し上げるとともに、今後の更なるご活躍を期待するところであります。

皆さまの受章は、長年にわたる功労をたたえるものであり、受章された皆さまに、心から敬意とお祝いを申し上げます。

次に、市政の状況についてご説明を申し上げます。

はじめに、北杜市ハラスメント撲滅宣言についてであります。

３月１９日に「北杜市ハラスメント撲滅宣言条例」を施行し、４月１８日には、私と共に、市議会議長、副市長、教育長が宣言書に署名するとともに、ハラスメント撲滅に向けた共同宣言を行ったところであります。

また、市議会議員の皆さまにもご署名をいただき、市職員も署名をいたしました。

今後も、誰もが安心して暮らし、働き、人と人とのつながりを大切にし、互いに尊重し合える「北杜」を築くため、市民、市内企業の皆さまと協働し、ハラスメントの撲滅を目指してまいります。

次に、小淵沢エリア振興ビジョンについてであります。

３月２５日に、県の「小淵沢エリア振興検討委員会」において、「小淵沢エリア振興ビジョン」が策定されました。

本ビジョンは、「品格と安らぎを感じる『馬』のまち」をコンセプトに、小淵沢エリアの魅力を磨き、輝きを増すための「道しるべ」であると捉えております。

先月１３日には、県の担当者とともに現地の視察を行い、重点施策について協議を行ったところであります。

小淵沢エリアの活性化は、北杜市だけでなく、山梨県全体に、その効果が波及するものと考えておりますので、施策推進にあたっては、市の既存の計画を踏まえた中で、県の全面的なご支援をいただきながら、関係者の皆さまとの協働により、「馬のまち小淵沢」のブランド確立に向けて取り組んでまいります。

次に、北杜市上下水道事業審議会の答申であります。

４月２５日、「北杜市上下水道事業審議会」から、答申をいただいたところであります。

答申の内容は、今後、老朽化した水道管などの更新と耐震化を進めていくためには、料金改定が必要であること、また、料金負担の公平性を図るため、令和１４年度に市内統一に向けて、市民生活への影響を考慮し、８地区全てに経過措置の適用を設けることなどが盛り込まれております。

本答申は、市内各地区の水道使用者をはじめ、各方面の識見者が、それぞれの立場から３年

間にわたり慎重審議をいただいたものであり、市としても、本答申を重く受け止め、市の方針も答申内容を尊重することといたしました。

本定例会閉会後には、「市民説明会」を開催し、市民の皆さまのご意見を伺いながら、条例改正案を「本年第３回市議会定例会」に提出してまいりたいと考えております。

次に、中学校再編整備地域説明会についてであります。

昨年度末に「北杜市立中学校再編整備検討委員会」において意見集約された、再編後の新たな中学校の学区案などについて、先月、各地区において「中学校再編整備地域説明会」を開催し、５００人を超える多くの方々にご参加をいただきました。

参加者からは、再編後の教育環境の充実を期待するご意見をいただいた一方、通学への不安などのご意見もいただいたところであります。

こうしたご意見や今後実施予定の子どもたちへのアンケート調査などを参考に、「学区と学校の設置場所」を早期に決定できるよう取り組みを進めてまいります。

次に、若者と市長のタウンミーティングについてであります。

若い世代との意見交換の場を設ける中で、将来を担う世代が地域への関心を高めていただくための新たな取り組みとして、「若者と市長のタウンミーティング」を先月２０日に甲陵高等学校、今月２日に北杜高等学校において開催しました。

私自らが学校に出向き、生徒たちの夢や希望、そして、未来に向けてのまちづくりなど幅広い分野にわたり、自由闊達な意見交換を行ったところであります。

生徒の皆さんからは、前向きなご意見をいただいたところでありますので、市としても、取り入れられるものについては、随時実施してまいります。

今後も、若い世代の皆さまの「生」の声を聴くため、直接学校に出向いてまいります。

次に、登山道整備についてであります。

今月５日、北杜市ふるさと親善大使で、「北杜山守隊」代表理事の花谷泰広様と、本市と包括連携協定を締結しております「ＴＨＥ　ＮＯＲＴＨ　ＦＡＣＥ」事業本部長の森光様と共に、日向山の登山道整備の現場を視察してまいりました。

自然の摂理を生かし、環境保護と共生の観点に基づいた整備手法で修復された登山道を実際目にしまして、関係者皆さまおよび、本事業に多大なご協力をいただいております「ＴＨＥ　ＮＯＲＴＨ　ＦＡＣＥ」様の熱意とご努力に対し、深く感謝の意を表しますとともに、北杜の自然環境の「保全」と「活用」の好循環による魅力ある地域づくりに向けた、一層の努力を重ねていくことを改めて決意したところであります。

本年度も南アルプスおよび甲武信ユネスコエコパークの各地域連絡会や、各地の山岳会、県等と連携し、「ＴＨＥ　ＮＯＲＴＨ　ＦＡＣＥ」様のご協力もいただきながら、南アルプスや甲武信エリアの登山道整備を進める予定となっております。今後、八ヶ岳エリアも含める中で、人と自然が共生できる環境を、登山道整備を通じて、市内外に発信をしてまいります。

次に、私立の認可保育園へのお米の提供についてであります。

市内の公立保育園においては、幼いうちから北杜市の魅力を感じていただき、栄養価の高いお米により健康な身体づくりに貢献するため、「北杜市産特別栽培米」による主食の無償提供を実施しておりますが、市内の「私立認可保育園」についても、同様にお米の提供を進めたいと考えております。

このたび、生産者および「梨北農業協同組合」からお米の確保が可能となりましたので、本

年産米からの実施を検討してまいります。

次に、本市の業務の効率化に向けた取り組みについてであります。

人口減少の影響は、本市においても例外ではなく、各分野において労働力不足が顕在化しております。

こうした中にあっても、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、限られた人員・財源を最大限に活用するとともに既存業務の効率化を図ることが不可欠であります。

このため、本市では、業務の目的や手順、体制そのものを抜本的に見直す、「ビジネス・プロセス・リエンジニアリング」、いわゆる「ＢＰＲ」の手法を用い、より効率的かつ効果的な業務への転換を図るべく、本年度から「ＢＰＲ推進プロジェクトチーム」を設立したところであります。

今後は、現状の業務量や業務上の課題について調査・研究を進め、住民満足度の向上および職員の負担軽減の双方につながるよう、改革を進めてまいります。

次に、補正予算に計上しました主な事業についてご説明を申し上げます。

はじめに、物価高騰対策についてであります。

物価高騰の影響を受ける市民や事業者の皆さまの現状を踏まえ、今回、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した、市独自の支援策を講じてまいります。

まず、行政区への支援でありますが、政府が実施していた「電気・ガス料金負担軽減支援事業」が、本年３月使用分までを対象として終了した中、先月１６日の「代表区長会」において、電気料の値上げ等により行政区の運営が厳しいとのご意見をいただいたところであります。

こうした地域の実情を勘案し、安定的な行政区運営を支援するため、光熱費等の物価高騰の影響を受ける行政区に対し、１世帯あたり１千円を交付することとしたところであります。

また、子育て世帯への支援では、小中高校の夏休み期間中の食費、勉学や部活等の活動による家庭支出の増加が見込まれる子育て世帯の生活をサポートするため、市の独自策として、子ども１人当たり１万円の「こども応援サポート給付金」を交付することといたしました。

新型コロナウイルスワクチンの定期接種では、本年度から、接種費用に対する国からの一部助成が実施されないこととなったことから市の助成額を３，５００円から、標準接種費用の半額となる７，８００円に引き上げ、さらに、物価高騰の影響を受ける高齢者の接種費用の負担を軽減するため、１人当たり２，２００円を助成することとしたところであります。

高齢者の皆さまには、新型コロナウイルス感染予防のため、定期接種をご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、畜産農家への支援としては、令和４年度から昨年度にかけて、飼料購入費に対し補助を行ってまいりましたが、いまだ物価高騰により経営が厳しい状況にあることから、牛の飼育をする畜産農家に対し、引き続き補助金を交付することいたしました。

今後も、物価高騰の状況を注視しながら、市民や地域、事業者の皆さまの日々の暮らしを支えてまいります。

次に、地域医療開業支援事業補助金についてであります。

本年４月、大泉町谷戸地区に訪問診療も行う内科の「診療所」が開設されました。

当該診療所の開設は、「北杜市地域医療振興事業費補助金交付要綱」に基づく、「開業支援事業補助金」の対象となることから、本定例会に所要の経費を予算計上したところであります。

身近な地域で医療が受けられることは、市民の皆さまにとって日常生活の安心にもつながり

ますので、引き続き、医療体制の拡充と、地域住民が医療を受けやすい体制の確保に努めてまいります。

次に、フリースクール利用支援事業についてであります。

県では、本年度、不登校の児童生徒がいる家庭の経済的負担を軽減するため、フリースクールを利用する児童生徒の保護者に対し、利用料を支援する制度を創設したところであります。

本市においても、多くの子どもたちの学びの場が確保できるよう、県の補助制度を活用した支援策を実施することといたしました。

今後も、状況を注視しながら、公教育の推進に努めてまいります。

次に、企業版ふるさと納税を活用した取り組みについてであります。

昨年１２月から先月末までに、１９社の企業の皆さまから、企業版ふるさと納税として、延べ１億円を超えるご支援を賜りました。

中でも、先月に、「株式会社ふるさとファンディング社」様を通じて「株式会社マーベル」様、他２社から多額の企業版ふるさと納税をいただいたところであります。

この寄附金については、本市の基幹産業である農業に特化したプロジェクトとして、「慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究科」様を含む産学官連携により、今後３年間にわたり、営農支援や新たなテクノロジーの導入、高付加価値型農業への転換などの研究に活用してまいります。

なお、本事業は、「担い手育成」や「農地流動化」など、地域農業と農業者に深く関係を持つ「北杜市農業振興公社」に委託を行い、事業の中心を担っていただくこととしております。

この取り組みが、地域農業の課題解決と、農業者への支援につながることを期待するとともに、引き続き、多くの企業、多くの皆さまからのご支援、ご協力をいただきながら、官民連携の共創に取り組んでまいります。

次に、スパティオ小淵沢の揚湯設備工事についてであります。

源泉温度の低下に伴い、新規温泉の掘削工事実施後、「温泉法」に基づき、動力設置許可を申請しておりました。

本年４月に県の許可を受けたことから、動力となる揚湯設備の工事費を本定例会に計上したところでありますので、年内の新規温泉の供用開始を目指して、工事を進めてまいります。

次に、産業立地事業費助成金についてであります。

このたび、東京都新宿区で情報通信業を営む事業者が、小淵沢町上笹尾地内に事業所を建設し、操業を開始したことから、市では、県の助成と合わせて、「北杜市産業立地事業費助成金交付要綱」に基づき、当該事業者に対し、投下固定資産額の一部を支援することといたしました。

新たな事業所の進出は、雇用の創出や地域経済の活性化に資するものとして、大変喜ばしいことでありますので、引き続き企業誘致に力を注いでまいります。

次に、移住定住支援についてであります。

まず、移住支援金についてでありますが、本年４月に県が要綱改正し、対象者の要件として、関係人口を追加し、また、その担い手の要件として、農林水産業者や介護職などを追加したことから、本市においても、更なる関係人口増加を図るため、県の要綱改正に沿って、要件を追加することとしたところであります。

また、地方就職学生支援事業費補助金についても、県の要綱が改正されたことから、本市に移住して、県内の企業に就職を希望する学生を対象に、就職活動に要した交通費の一部と、引っ

越しに要した移転費への補助を行うことといたしました。

加えて、移住・定住・交流推進支援事業については、本市では、女性を中心に若者の転出超過が続いており、魅力的な地域づくりが課題となっていることから、大学生との協働による「北杜市魅力発見発信プロジェクト」を立ち上げ、県外大学との交流を通じて、県外大学生が市内へ訪れる機会を作り、新たな目線での市の魅力の再発見へつなげてまいりたいと考えております。

主な取り組みとしては、女子大学の学生との協働により、女性が満足できる市内の魅力あふれるツアーを企画するとともに、大学生、専門学校生向けに、新卒で本市に移住した際のライフスタイルを視覚的にイメージできる動画を作成し、プロモーションを実施いたします。

本市の魅力に触れる機会を創出することにより、地域への誇りや愛着の再認識とともに、本市への若者の移住・定住および地域活性化を促進してまいります。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

本定例会に、提出いたしました案件は、報告案件７件、承認案件２件、条例案件４件、補正予算案件２件、その他案件４件、同意案件７件、合計２６案件であります。

はじめに、報告第３号から第５号までの３案件につきましては、「地方自治法施行令」の規定により、「継続費繰越計算書」、「繰越明許費繰越計算書」、「事故繰越し繰越計算書」を、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、報告第６号から報告第８号までの３案件につきましては、「地方公営企業法」第２６条第３項の規定により、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、報告第９号につきましては、「地方自治法」第１８０条第１項の規定により、「損害賠償の額の決定」について専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

次に、承認第１号　「北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて」につきましては、関係法令の改正に伴う条例改正を、承認第２号　「北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて」につきましては、「地方税法施行令」等の改正に伴い、課税限度額および軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行う条例改正を、「地方自治法」第１７９条第１項の規定により、緊急を要し専決処分しましたので、同条第３項の規定により議会へ報告し承認を求めるものであります。

続きまして、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第４２号　「北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「人事院規則１０－１１」の一部が改正されたことに鑑み、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第４３号　「北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第４４号　「北杜市税条例の一部を改正する条例について」につきましては、「地方税法」および「地方税法施行規則」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第４５号　「北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

及び北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」につきましては、「子ども・子育て支援法施行規則」等の一部を改正する「内閣府令」において、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第４６号　「令和７年度北杜市一般会計補正予算（第１号）」についてであります。

今回の補正予算は、先ほどご説明申し上げましたとおり、編成した結果、一般会計の補正額は5億7，１７２万円となり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ３４４億8，９４３万6千円となります。

次に、議案第４７号　「令和７年度北杜市下水道事業会計補正予算（第１号）」につきましては、国庫補助金の内示に伴い財源更正をするものであります。

続きまして、その他案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第４８号　「動産の取得（防災備蓄倉庫）」、議案第４９号　「動産の取得（児童生徒用タブレット端末）」、議案第５０号　「動産の取得（小学校スクールバス）」および議案第５１号　「動産の取得（図書館システムハードウェア）」につきましては、「地方自治法ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例」の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案をいたしました案件につきましてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大芝正和）

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております１９件のうち、承認第１号から議案第４５号までの６件は、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第１号から議案第４５号までの６件は、お手元にあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております日程第３　報告第３号　令和６年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件から日程第９　報告第９号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）までの７件を一括議題といたします。

順次、内容説明を担当部長に求めます。

切刀企画部長。

○企画部長（切刀智之）

はじめに、報告第３号　令和６年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件であります。

継続費として予算計上いたしました白州保育園・西部こども園整備事業、白州小学校大規模改修事業につきまして、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定に基づき、その繰越状況を報告いたします。

白州保育園・西部こども園整備事業は、園舎の大規模改修工事を令和５年度から令和７年度までの３カ年継続事業として、また白州小学校大規模改修事業は、令和６年度から令和７年度までの２カ年継続事業として、それぞれ実施しているところであります。

これら事業のうち、令和６年度中に支出が終わらなかった経費、２事業合計で２億７，３５８万円を逓次繰越したものであります。

次に、報告第４号　令和６年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件であります。

令和６年度に繰越明許費として予算計上いたしました２７事業につきまして、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、繰越状況を報告するものであります。

２７事業の内訳としましては、６月補正が１事業、９月補正が２事業、１２月補正が２事業、１２月追加補正が２事業、１月補正が３事業、２月補正が１７事業であり、当該繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越すものであります。

２款総務費、１項総務管理費、民事訴訟に係る弁護業務委託は２７万５千円の繰り越し。

同項ネットワーク管理事業は、８０３万円の繰り越し。

同款３項戸籍住民基本台帳費、戸籍システム管理事業は５４０万５千円の繰り越し。

３款民生費、１項社会福祉費、住民税非課税世帯給付金給付事業は２億２３０万８，６９０円の繰り越し。

同項住民税非課税世帯こども加算給付金給付事業は１，８８５万５６６円の繰り越し。

同款２項児童福祉費、子育て支援施設整備事業は１億８７１万３千円の繰り越し。

４款衛生費、１項保健衛生費、出産・子育て応援事業は１１０万円の繰り越し。

６款農林水産業費、１項農業費、農業振興地域整備計画策定事業は６７１万４，４００円の繰り越し。

同項団体営土地改良事業は２，２６３万５千円の繰り越し。

同項県営土地改良事業は２億２５９万３千円の繰り越し。

同項農山漁村発イノベーション整備事業費補助金は３，７０６万８，９３０円の繰り越し。

２ページをご覧ください。

同款２項林業費、ニホンジカ緊急捕獲事業は２００万円の繰り越し。

同項林道新設改良事業（単独）は１２７万８千円の繰り越し。

７款商工費、１項商工費、信玄公祭り出陣事業は１５５万１，７６０円の繰り越し。

同項指定管理施設事業は８８８万８千円の繰り越し。

８款土木費、２項道路橋梁費、市道総務管理事業は１，５６０万円の繰り越し。

同項橋梁塗膜調査事業は１，４７５万６千円の繰り越し。

同項市単道路新設改良事業は２億５，４５０万３千円の繰り越し。

同項地方創生道整備推進交付金事業は３，９８５万４千円の繰り越し。

同項防災・安全社会資本整備交付金事業（交安）は１，５３０万２千円の繰り越し。

同項防災・安全社会資本整備交付金事業（修繕）は１億９，５６６万９千円の繰り越し。

同項道路メンテナンス事業は２億４，０９５万２千円の繰り越し。

同項道路交通安全施設等整備事業は８，７８２万７千円の繰り越し。

同款３項河川費、河川維持管理事業は３，９０５万８，８００円の繰り越し。

３ページをご覧ください。

同項河川改修事業は３，２９２万６千円の繰り越し。

９款消防費、１項消防費、防災備蓄品整備事業は６，３８１万６，７７５円の繰り越し。

１０款教育費、２項小学校費、小学校施設整備事業は２億９，０８３万３千円の繰り越しとなっております。

これら２７事業の翌年度繰越額の総額は、１９億１，８５０万８，９２１円であります。

最後に、報告第５号　令和６年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件であります。

今回繰り越した３事業につきまして、地方自治法施行令第１５０条第３項の規定に基づき報告するものであります。

事業の繰越理由は、一番右の説明欄に記載しておりますが、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事由により年度内に支出が終わらなかったものについて、翌年度に繰り越して使用するものであります。

６款農林水産業費、１項農業費、農業施設維持管理事業は９１７万５，１００円の繰り越し。

７款商工費、１項商工費、指定管理施設事業は３，８３８万７，８００円の繰り越し。

８款土木費、２項道路橋梁費、橋梁塗膜調査事業は１，９２０万９千円の繰り越しとなっております。

これら３事業の翌年度繰越額の総額は、６，６７７万１，９００円であります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

説明を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

報告第６号　令和６年度北杜市病院事業特別会計予算繰越計算書報告の件であります。

令和６年度に繰り越しました１事業につきまして、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき、繰越状況を報告するものであります。

１款病院事業資本的支出、２項建設改良費、塩川病院施設整備事業（非常用発電装置及び電気設備部品更新工事）につきましては、機器の製造に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、１億８，７２０万３，５００円を翌年度に繰り越すものであります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

説明を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

報告第７号　令和６年度北杜市水道事業会計予算繰越計算書報告の件であります。

令和６年度に繰り越した事業につきまして、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき報告するものであります。

はじめに、地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰り越しの理由は、市道工事に係る委託が繰り越しとなることに伴い、年度内での執行が困難なため翌年度へ繰り越すものが１件、県道工事が繰り越しとなることに伴い年度内での執行が困難なため翌年度へ繰

り越すものが２件、令和６年度国の第１号補正による事業執行であることから年度内での執行が困難であり翌年度へ繰り越すものが３件、調達資材の不足により納期が延期されるため翌年度へ繰り越すものが２件の計８件であります。

内容につきましては、１款資本的支出、１項建設改良費、水道施設整備事業（市道西井出１号線（あらい橋）橋梁工事に伴う布設替設計業務委託）４５１万５，５００円、同項水道施設整備事業（県道長沢小淵沢線道路改良工事に伴う上水道管布設替工事）２千万円、同項水道施設整備事業（県道北杜富士見線災害復旧工事に伴う上水道管布設替工事）７５０万円、同項水道施設整備事業（配水管布設替工事（高根中学校付近））５，７５０万円、同項水道施設整備事業（配水管布設替工事（白州小学校付近））１億６００万円、２ページをお願いいたします。同項水道施設整備事業（配水管布設替工事（武川中学校付近））５，５９０万円、同項水道施設整備事業（長坂町地内橋梁塗装塗替工事に伴う上水道管布設替工事）２，２８５万５，８００円、同項水道施設整備事業（減圧弁更新工事高根第６－１工区）１，１５７万３千円となり、８事業の合計は２億８，５８４万４，３００円であります。

次に、地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越の理由は、県道工事が繰り越しとなることに伴い、年度内での執行が困難なため翌年度へ繰り越すものが１件であります。

内容につきましては、１款水道事業費用、１項営業費用、水道運営事業（県道北杜富士見線災害復旧工事に伴う仮設管布設工事）１２１万円であります。

続きまして、報告第８号　令和６年度北杜市下水道事業会計予算繰越計算書報告の件であります。

令和６年度に繰り越した事業につきまして、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき報告するものであります。

はじめに繰り越しの理由は、市道工事に係る委託が繰り越しとなることに伴い年度内での執行が困難なため翌年度へ繰り越すものが１件、県道工事が繰り越しとなることに伴い年度内での執行が困難なため翌年度へ繰り越すものが１件、関係機関との協議に時間を要したため翌年度へ繰り越すものが１件、調達資材の不足により納期が延期されるため翌年度へ繰り越すものが１件の計４件であります。

内容につきましては、１款資本的支出、１項建設改良費、下水道施設整備事業（市道西井出１号線（あらい橋）橋梁工事に伴う布設替設計業務委託）１８７万５，５００円、同項下水道施設整備事業（県道長沢小淵沢線道路改良工事に伴う下水道管布設替工事）１千万円、同項下水道施設整備事業（舗装本復旧工事　須玉第一処理区）３９０万円、同項下水道施設整備事業（大泉浄化センターシーケンスコントローラー更新工事）２，１３４万円となり、４事業の合計は３，７１１万５，５００円であります。

報告は、以上でございます。

○議長（大芝正和）

説明を求めます。

切刀企画部長。

○企画部長（切刀智之）

報告第９号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、ご報告申し上げます。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

今回、専決処分を行ったものは、公有自動車事故に関するもの１件、施設の管理瑕疵に関するもの１件、公の営造物の設置および管理瑕疵に関するもの１件の合計３案件であります。

２ページをご覧ください。

専決第１号

公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定についてであります。

専 決 処 分 日　令和７年４月１５日

損害賠償の額　５１万１，５５５円

損害賠償の相手　北杜市大泉町在住の男性

損害賠償の理由　令和７年３月４日午後１時１０分頃、北杜市大泉町西井出３１６４番地１の大泉総合会館の駐車場において、職員が公有自動車を後退させたところ、同駐車場に駐車していた相手方の普通自動車と接触し、車両運転席側の前照灯およびバンパーを損傷させたため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支　払　方　法　相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

専決第１号は、以上であります。

○議長（大芝正和）

説明を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

３ページをお願いいたします。

専決第２号　道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専　決　処　分　令和７年３月２１日

損 害 賠 償 の 額　１１万８，７３４円

損害賠償の相手方　北杜市大泉町在住の女性

損害賠償の理由　令和７年２月１３日午後５時１０分頃、北杜市大泉町谷戸５７２９番地２付近の市道谷戸１号線において、相手方の運転する普通自動車が横断側溝を通行した際に、当該横断側溝に敷設していた縞鋼板が跳ね上がり、車両の左下部を損傷させたため、これに対する損害賠償を市が行うものでございます。

支　払　方　法　相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われます。

専決第２号については、以上でございます。

○議長（大芝正和）

説明を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

専決第３号につきまして、ご説明いたします。

４ページをご覧ください。

これは、公の営造物の設置及び管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定についてであります。

専 決 処 分 日　令和７年３月３１日

損 害 賠 償 の 額　８０万８，８８５円

損害賠償の相手方　神奈川県横浜市在住の男性

損害賠償の理由　令和６年１２月８日午前１１時４０分頃、北杜市白州町白須８０５６番地の北杜市白州・尾白の森名水公園（べるが）の駐車場において、イベントで使用するために設置したテントが強風により飛ばされ、相手方が運転する普通自動車に接触し、同車両の後部左右の車体および窓ガラスならびに屋根を損傷させ、相手方に怪我を負わせたため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支　払　方　法　相手方の指定した口座に市民総合賠償補償保険事故として、全国市長会から支払われるものであります。

専決第３号については、以上であります。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

以上で、報告第３号から報告第９号までの７件の報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を１１時２０分といたします。

休憩　午前１１時０４分

再開　午前１１時１８分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

日程第１８　議案第４８号　動産の取得について（防災備蓄倉庫）から日程第２１　議案第５１号　動産の取得について（図書館システムハードウェア）までの４件を一括議題といたします。

順次、内容説明を担当部長に求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

議案第４８号　動産の取得について（防災備蓄倉庫）をご説明申し上げます。

地方自治法第９６条第１項第８号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第３条の規定により、動産を取得することについて、議会の議決をお願いするものであります。

取得する動産　防災備蓄倉庫（１０棟）

取 得 金 額　３，１７６万７，４５０円

取 得 目 的　災害時に使用する備蓄食品、資機材等を保管する必要があるため。

契約の相手方　山梨県笛吹市御坂町八千蔵２８７番地１

東八防災株式会社

代表取締役　宮本雄一

以上、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

議案第４９号　動産の取得について（児童生徒用タブレット端末）について、ご説明申し上げます。

地方自治法第９６条第１項第８号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第３条の規定により、動産を取得することにつき、議会の議決を求めるものであります。

取得する動産　児童生徒用タブレット端末（２，６２３台）

取 得 金 額　１億７，５６０万２，９００円

取 得 目 的　ＧＩＧＡスクール構想に基づき、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を継続的に整備するため。

契約の相手方　山梨県甲府市太田町９番７号
株式会社エーティーエルシステムズ
代表取締役　佐藤公紀

続きまして、議案第５０号　動産の取得について（小学校スクールバス）について、ご説明申し上げます。

地方自治法第９６条第１項第８号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第３条の規定により、動産を取得することにつき、議会の議決を求めるものであります。

取得する動産　小学校スクールバス（１台）

取 得 金 額　１，８４２万３，６５８円

取 得 目 的　小淵沢小学校スクールバス車両の老朽化に伴い更新する必要があるため。

契約の相手方　山梨県笛吹市御坂町成田２４２８番地
山梨日野自動車株式会社
代表取締役社長　安田至宏

次に、議案第５１号　動産の取得について（図書館システムハードウェア）について、ご説明申し上げます。

地方自治法第９６条第１項第８号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第３条の規定により、動産を取得することにつき、議会の議決を求めるものであります。

取得する動産　図書館システムハードウェア（１式）

取 得 金 額　２，９６７万８千円

取 得 目 的　ハードウェアの耐用年数の経過およびオペレーションシステムのサポート終了に伴い更新する必要があるため。

契約の相手方　山梨県中央市山之神流通団地１丁目８番２号
株式会社システムインナカゴミ
代表取締役　中込裕

以上３案件につきまして、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げま

す。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第４８号から議案第５１号までの４件は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号から議案第５１号までの４件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第４８号　動産の取得について（防災備蓄倉庫）に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第４９号　動産の取得について（児童生徒用タブレット端末）に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第５０号　動産の取得について（小学校スクールバス）に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第５１号　動産の取得について（図書館システムハードウェア）に対する採決を

行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第２２　同意第５号　大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第２８　同意第１１号　萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件の７件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

同意第５号　大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件から同意第１１号　萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件までの７件につきましては、いずれも委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があることから、北杜市財産区管理会条例第３条第１項の規定により委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

はじめに、同意第５号　大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市大泉町　千野静治、北杜市大泉町　藤森勇、北杜市大泉町　浅川敏仁、北杜市大泉町　浅川英二。

次に同意第６号　内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市大泉町　浅川英二。

次に同意第７号　篠原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市小淵沢町　茅野秀明、北杜市小淵沢町　小林俊彦、北杜市小淵沢町　坂本伸一、北杜市小淵沢町　中山晃彦、北杜市小淵沢町　中山宏樹、北杜市小淵沢町　茅野和夫、北杜市小淵沢町　茅野昭雄。

次に、同意第８号　武川恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市武川町　粟澤充雄。

次に、同意第９号　淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市武川町　粟澤充雄。

次に同意第１０号　鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市武川町　粟澤充雄。

次に、同意第１１号　萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市武川町　粟澤充雄。

以上７件につきまして、お手元に配布しております資料のとおり、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第５号から同意第１１号の７件は、質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第５号　大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第５号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第５号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第６号　内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第６号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第６号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第７号　篠原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第７号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第７号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第８号　武川恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第８号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第８号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第９号　淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第９号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第９号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に同意第１０号　鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第１０号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第１０号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第１１号　萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第１１号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第１１号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第２９　選挙第１号　大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元にありますとおり、小泉裕、仲村清輝、水上茂、上野敏弘、宮沢俊作、秋山俊和、五味正の７人を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました７人を大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました７人が大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
次の会議は６月２４日、午前１０時に開きますので、全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散会　午前１１時３７分

令 和 7 年

第２回北杜市議会定例会会議録

６ 月 ２ ４ 日

令和７年第２回北杜市議会定例会（２日目）

令和７年６月２４日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸 報 告
日程第１　会派代表質問

北杜クラブ	秋山真一議員
公　明　党	内田俊彦議員
日本共産党	志村　清議員
北杜オール・イン・ワン	中山喜夫議員
みらい創生	神田正人議員
ポラリス北杜	輿石知宏議員

２．出席議員　（１９人）

１番	浅川勝正	２番	大塚　愛
３番	輿石知宏	４番	飛矢﨑雅也
５番	中村典子	６番	山﨑君江
７番	髙見澤伸光	８番	輿水　崇
９番	中山喜夫	１０番	神田正人
１１番	大芝正和	１２番	秋山真一
１３番	進藤正文	１４番	志村　清
１５番	齊藤功文	１６番	加藤紀雄
１７番	清水　進	１９番	内田俊彦
２０番	秋山俊和		

３．欠席議員　（１人）

１８番　保坂多枝子

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（４５人）

市長	大柴邦彦	副市長	山内一寿
政策秘書部長	大芝　一	総務部長	三井喜巳
企画部長	刃刀智之	市民環境部長	平井ひろ江
福祉保健部長	小尾正人	こども政策部長	小澤哲彦
産業観光部長	加藤郷志	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	清水徳生	教育部長	加藤　寿
上下水道局長	田中　伸	会計管理者	河手　貴
監査委員事務局長	小澤永和	農業委員会事務局長	坂本賢吾
明野総合支所長	皆川賢也	須玉総合支所長	花輪　孝
高根総合支所長	白倉充久	長坂総合支所長	日向　勝
大泉総合支所長	清水厚司	小淵沢総合支所長	渡辺美津穂
白州総合支所長	山田健二	武川総合支所長	小林　晋
政策推進課長	進藤修一	総務課長	津金胤寛
財政課長	城戸潤子	未来創造課長	土屋雅光
人事課長	木次　強	消防防災課長	小池佳生
ふるさと納税課長	櫻井義文	環境課長	末木陽一
福祉課長	齊藤栄慶	介護支援課長	松野純一郎
健康増進課長	向井幹裕	子育て政策課長	土屋直己
ネウボラ推進課長	坂口美穂	農業振興課長	福田和久
農地整備課長	小林孝至	まちづくり推進課長	小澤栄一
教育総務課長	鷹左右紀	生涯学習課長	田丸敬一
学校給食課長	平井伸一	学術課長	村松佳幸
上下水道施設課長	鈴木敏仁		

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	進藤　聡
議会書記	跡部秀之
議会書記	鳥原弘達

開議　午前１０時００分

○議長（大芝正和）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は１９人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、１８番、保坂多枝子議員は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（大芝正和）

日程第１　会派代表質問を行います。

今定例会には、６会派全てから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで、各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

１番　北杜クラブ、４５分。２番　公明党、３０分。３番　日本共産党、３０分。４番　北杜オール・イン・ワン、３０分。５番　みらい創生、６０分。６番　ポラリス北杜、６０分となります。

本日は６会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、１２番、秋山真一議員。

秋山真一議員。

○１２番議員（秋山真一）

北杜クラブの代表質問をさせていただきます。

はじめに提出いたしました質問書類について、間違った記載がありますので、訂正をお願いします。

Ｎｏ．１－１、１ページ目ですけれども、前文の２段落目の４行目から５行目にかかる「区域施設編」、質問①の１行目の「区域施設計画」、２行目の「区域施設計画」、この３カ所につきましては、前文２段落目の２行目にあります「区域施策編」が正しい名称ですので「区域施策編」に修正していただけますよう、よろしくお願いします。

改めまして、代表質問をさせていただきます。

梅雨入りしたはずですが、連日の猛暑、ゲリラ豪雨、線状降水帯の発生など自然災害が心配される状況です。農業への懸念もあります。米価や野菜の高騰など、生活への影響が最小限に収まることを願うばかりです。

懸念される事項は数多くありますが、市民の不安を解消し、安定した生活を守ることが行政、政治の役割だと思います。

絆を大切にしておられる大柴市長には、これからも市民と手を取り合い、共に歩む市政の実現に邁進していただきたいと希望いたします。

今回は、環境、子育て、移住定住、先人教育の４つの項目について質問いたします。

はじめに、先進的な地域となるための環境施策について。

地球温暖化が原因とされる自然災害が世界各国で多発し、より一層の環境保全が叫ばれています。国を挙げての環境施策も、地方自治体や市民一人ひとりの意識改革が進まなければ、十分な効果や結果は得られません。北杜市は、北杜サイト太陽光発電所の誘致や北杜市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例の施行など先駆的な取り組みを進め、全国的にも環境施策のリーダーシップ的な存在を示してきましたが、今は他市の施策に追従するのがやっとの状況です。特に近年は行政の独りよがり的な施策が目立ち、市民参加、意識改革が進んでいないとさえ感じられます。

環境省は、地域脱炭素　地方公共団体実行計画として、２０５０年二酸化炭素排出実質ゼロ表明、事務事業編、区域施策編、促進事業編と段階を踏まえ推進することを地方自治体に求めています。本市の状況は、ゼロ表明は表明済み。事務事業編は推進中。区域施策編は本年度計画策定。促進事業編は未定となっています。

官民一体となって取り組んでこそ、環境施策は効果が表れます。市のスローガンにもある環境創造都市の名に恥じぬような施策展開が必要であると考えますので、今後の方針などについて以下お伺いします。

①今回策定する区域施策編において、どのような目標設定、環境配慮や地域貢献の方針を定める予定でしょうか。また、この区域施策編は、第３次北杜市総合計画５－２脱炭素・循環型社会の構築に沿った内容となるのでしょうか。

②多額の交付金が獲得できる環境省が選定する脱炭素先行地域には、過去２回にわたり市費を投じて計画を策定し挑戦しましたが、残念ながら選定されませんでした。県内では甲斐市が選定され、市の特色の活かし方、広範囲なエリア設定、市内企業や市民との関連性などで差が出てしまったと考えます。せっかく熟慮した計画ですから次の環境施策に反映すべきと考えますがいかがでしょうか。

③これまで代表質問や一般質問において、バイオマス発電やペロブスカイト太陽電池などの推進を、提案させていただきましたが実現されませんでした。甲斐市ではバイオマス発電を核としたバイオマス産業都市構想を実行しており、これが脱炭素先行地域に選ばれた要因の一つと考えます。北杜市も新たな環境技術を取り入れていればと思うと残念でなりません。近隣他市に追従しても価値はありませんので、近年話題になっているＳＡＦのプラント誘致は出来ないのでしょうか。ＳＡＦは廃食油と水素を使って製造される航空燃料で、世界各国で推進され、山梨県のグリーン水素構想にもマッチします。このような先端技術に取り組むことが出来れば、雇用創出はもとより地域活性化にもつながると考えますがいかがでしょうか。

④再生可能エネルギー設備設置費補助金は、これまで通りの補助内容で、私が提案してきたＺＥＨ住宅の補助はありません。すでに補助金導入している市では、住宅建て替えなどの後押しになっているとの声も聞かれます。２０３０年には義務化される可能性もあるＺＥＨ住宅への補助や新たな補助対象の検討はされないのでしょうか。

⑤市民が環境問題を考えるきっかけともなる生ごみ処理機購入補助金が、本年度予算では削減されてしまいました。単純な費用対効果だけで判断されたようですが、ごみの削減や軽量化は処理場や運搬時の負担軽減につながり、生ごみを肥料にすることで循環型社会の推進にも繋がります。環境問題に対し市民総参画で取り組むためにも、この補助金を再度実行すべきと考

えますがいかがでしょうか。

⑥市内のボランティア団体などが行う環境保全活動に対し、補助する環境保全事業補助金。保全活動を通し市民の意識改革が進むことで環境にやさしい社会が構築されると考えます。このような活動をより増やしていくためにも予算を増額するべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、子育て世帯への新しい支援について。

日本全国で懸念されている少子高齢化問題。特に少子化について全国の出生数は、２０２０年から２０２３年の３年間でマイナス１１万３，５４７人、マイナス１３．５％も減少している状況です。

北杜市においては、２１３人から１４２人とマイナス７１人、全国を上回るマイナス３３．３％と、市の存続も危ぶまれる状況となっています。この異常なほどの減少に歯止めをかける施策を早急に展開することが最重要課題です。

前上村市政においても様々な施策を展開してきましたが、在任中の結果を見れば有効な施策を展開できていなかったと判断するしかありません。新しく市長に就任された大柴市長には、ぜひともこれまでの施策をしっかりと検証し改善しつつ、新たな施策を打ち出していただきたいと考えます。

また、市外から子育て世帯の移住を推進し、選ばれる地域にしていくことも重要です。一概に子育て環境の充実を言っても、教育環境、就労環境、居住環境、生活の利便性など様々な角度で取り組まなければなりません。これからも全庁一体となって取り組んでいただけるよう希望いたします。

今回は、こども政策部が担当する施策を中心にお伺いします。

①物価高騰が進む現在、食費だけではなく様々な物が値上がりしています。継続した生活ではなく、年ごとに新たな費用が必要な子育て世帯は、より苦しい状況であると考えます。このような状況下において、これ以上子どもの数を激減させないためにも、新たな支援策が必要と考えますがいかがでしょうか。

②子どもを産んでもらうためには、まず出会いの場が重要です。市では様々な施策を展開してきましたが、現状は大手の出会い系アプリで出会いを求めている若者が多く、地域独自の支援事業は限定的な物になってしまいます。現状の婚活イベントをブラッシュアップし継続しつつ、新たに大手出会い系アプリに「新生活は北杜市で」など広告を出してＰＲすることはいかがでしょうか。

③新たな施策として展開する三世代交流スペース整備事業は、市内各所に交流の場を設置する計画です。本年度は小淵沢の生涯学習センターと武川の甲斐駒センターせせらぎに設置予定ですが、今後他の地域にも設置する予定でしょうか。また小淵沢も武川も図書館に隣接しており利用者の声や子どもの行動などを懸念する方も出てくると思いますが利用に関する問題点などの対応はどのようにお考えでしょうか。

④子育て応援マイホーム補助金は、これまで多くの方に活用され大きな成果をあげてきました。今後も安定した形で継続していただきたいと考えます。しかし本年度の予算において、購入費補助以外のリフォームなどへの補助金は無くなってしまいました。利用者が少ないと説明を受けましたが、様々なニーズに答えるためにも柔軟な施策展開が必要と考えますがいかがでしょうか。

⑤子どもの誕生を祝う杜の誕生祝品プロジェクト事業は、木のおもちゃを納入するにあたり

問題が発生し、本年度は廃止となってしまいました。以前は一人当たり１０万円を贈呈する事業もありました。さまざまな課題はあるとは思いますが、純粋に子どもの誕生を祝う目的の事業を展開することは出来ないのでしょうか。

⑥子育て応援金支給事業は、北杜市に居住している新生児が誕生した保護者に対して支給されるものです。北杜市で生まれる新生児数を増やす目的なのは理解していますが、出産直後に移住された保護者には、同じ子育て状況でも支給されないのが残念です。子育て応援なのか出産応援なのか曖昧な部分に関し市の見解は。

⑦子育て支援を強力に推進していかなければならない現状において、多子世帯支援事業の創設を提案いたします。昨今の物価高で食費、衣料品そして教育費の高騰が懸念されています。特に多子世帯は子どもの人数が多いほど負担が倍増していきます。子ども二人なら５万円、子ども三人なら１０万円など、生活支援することで少しでも子育て環境を安定化させ、他市には無い施策展開することで移住定住を促進させることに繋がると考えますがいかがでしょうか。

次に、関係人口の確保と二拠点居住の推進について。

国は現在「地方創生２．０」の実現に向け様々な取り組みや検討を進めています。特に都市部と地方の交流人口を、より深い関係性を築いてもらうため、関係人口の確立を目指し「ふるさと住民登録制度」の創設を検討しています。関係人口が増加することで、経済活動の活性化、仕事の多様化、地域活動への貢献など、人口減少に悩む地方にとって好循環な社会構築に期待が持てます。そのためには、他の地域より受け入れやすい環境、活動しやすい支援などを推進していくべきと考えます。

また、コロナ禍が収まり地方移住の傾向も下火となりつつあり、北杜市は転入超過の状況ですが、この傾向がいつまで続くかは分かりません。国はコロナ禍のような事態に対応するためにも、二拠点居住を推進しています。二拠点居住が進めば、交流人口の増加、空き家対策、税の分配など多くのメリットがあることから、少子高齢化、空き家増加などの課題に直面している北杜市においても重要視し、より一層の移住定住施策を展開すべきと考えます。

特に空き家対策においては、国は様々な支援を展開しているのでより多く活用し、土地の活用、地域の活性化を推進すべきです。以上を踏まえ、以下お伺いします。

①空き家の除去や活用に対し、居住環境の改善、地域の交流施設に転用などを目的とするなら、４０％から５０％の割合で国の補助が受けられる空き家対策総合支援事業がありますが、この制度の活用は。

②空き家の発生を抑制するための特別措置は、相続して３年以内に譲渡した場合に譲渡所得から３千万円を特別控除される制度ですが、この制度をより広くＰＲし放置空き家の削減を推進すべきと考えますがいかがでしょうか。

③不動産の相続に際し、令和６年から相続登記の申請が義務化されました。土地や建物を所有されている方の責任が課されたわけですが、不動産に関してもエンディングノートの活用を推進すべきと考えます。このような取り組みを、市が率先してＰＲし冊子の配布やダウンロードページの紹介をするべきと考えますがいかがでしょうか。

④空き家の再利用として、空き家バンクを取り入れていますが、閲覧者や登録物件の伸び悩みなど課題もある状況です。利用状況を見た市の見解はいかがでしょうか。また今後の改善策などはあるのでしょうか。

⑤空き家バンクの活用で、空き家を検索する際にどの程度の品質であるかを保証する「安心

Ｒ住宅」がありますが、この安心Ｒ住宅表示の状況はどのようになっているのでしょうか。

⑥空き家の再利用を進めるためには、行政だけではなく関連団体や民間事業者との連携協力が不可欠であると思います。この点について市の見解は。

⑦関係人口を増やしていくためにも、お試し住宅の増設や利用要件の緩和、シェアハウス的な安価で短期宿泊可能な施設の設置や民間協力を進めるべきと考えますがいかがでしょうか。

⑧移住定住相談窓口は、北杜市に興味を持っていただいている方にとっては、入り口となる部分です。しかし本庁舎内にある窓口は、土日は閉鎖しており、週末の休日を利用して来られる方は利用できません。また、交通の利便性も悪く気軽に立ち寄れる場所でもありません。入り口となる相談窓口は、情報提供のスペースの確保、民間の意見を活用できる体制構築、交通利便性の良い場所などを満たし設置するべきです。多くの利用者があった長坂総合支所に置かれた移住定住相談窓口は、前市長の方針で閉鎖されてしまいました。この失策ともいえる方針を改善し、再度相談窓口を開設する考えはあるのでしょうか。

最後に、ふるさとの先人たちに学ぶ取り組みについて。

北杜市制施行１０周年を記念して作成した「２０１５年カレンダー北杜２４景とふるさとの先人たち」があります。その中で、郷土に多大な貢献を遺した先人たちを２５名紹介しています。

また、浅川伯教・巧兄弟資料館／ほくと先人室では「文学・学術」「産業・経済・社会」「教育」「芸術」「スポーツ」の分野に生きた、北杜市ゆかりの人々４２名の足跡とその時代を、貴重な資料と共に紹介しています。

以上を踏まえ以下お伺いします。

①ほくと先人室で紹介している４２名の北杜ゆかりの人々について、今後どのように生かしていく考えか。また、郷土を好きになってもらうためにも、学校教育の場により多く取り入れるべきと考えますがいかがでしょうか。

②北杜から沖縄に渡った教育者／沖縄の女子教育に尽力した教育者と評されている江草村出身の八巻太一。八巻先生が繋いだ、本市と沖縄県読谷村との子どもたちの交流事業は、具体的にどのように進んでいるのか。また、本年度はどのように計画されているのでしょうか。

以上、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えをいたします。

先進的な地域となるための環境施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、区域施策編についてであります。

「地球温暖化対策実行計画区域施策編」については、地域全体の温室効果ガス排出量削減、および脱炭素社会実現に向けた取り組みの推進を図ることを目的とするものであり、２０５０年のカーボンニュートラルの実現、また、将来世代に「環境創造都市」を引き継いでいくためにも、地域全体を挙げて目標達成に取り組むための「羅針盤」となる計画であります。

計画策定に当たっては、地域の「再生可能エネルギー導入目標」の設定、目標の達成に向けた検討のため、国等の政策動向の把握、本市の自然的・経済的・社会的条件の整理や、市民の

皆さまおよび事業者に対する「アンケート調査」を行い、本市の地域特性や課題を分析してまいります。

また、地域に有益であり、適正に環境に配慮した地域と共生する「再生可能エネルギー」に関する事業についてなど、幅広く検討をいたします。

併せて、現在策定を進めております「第４次北杜市総合計画」の内容や「北杜市環境基本計画」などの関連する各種計画についても、整合を図ってまいります。

次に、ＺＥＨ住宅への補助や新たな補助対象についてであります。

本年、県では、県民の豊かな住生活の実現と良質な住宅ストックの形成を目指した、「やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅指針」に基づく補助制度を創設し、本市においても実施することといたしました。

指針に定められました、補助対象となる住宅基準には、「長期優良住宅性能」や「高省エネルギー性能」を基本性能として、「ＺＥＨ住宅」に適う「ゼロエネルギー性能」が付加項目として設けられておりますので、本制度による対応が可能であります。

また、「再生可能エネルギー設備設置費補助金」については、本市の環境施策の柱として事業を実施してきたものでありますので、新たな補助対象については、来年度に向けて検討を進めてまいります。

次に、子育て世帯への新たな支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新たな支援についてであります。

国は、「こども家庭庁」を発足し、全ての人が「こども」、「子育て中」の方々を応援する「こどもまんなかアクション」を掲げ、施策を推進しております。

市でも、「こどもまんなか社会」実現のため、妊娠から出産、子育てなどの「伴走型相談支援」や、保育園の第２子以降無料化、副食費の無料化などの「経済的支援」など、他自治体の先駆けとなる様々な取り組みを実施しております。

子育て環境においても、保育園や小学校の大規模改修、中学校のトイレ改修、「放課後児童クラブ」へのエアコン設置など、子どもが健やかに、快適に過ごせる環境整備も実施しているところであります。

先般、厚生労働省から発表された、「令和６年人口動態統計」による出生数、出生率の低下については、本市においても同様の傾向にあり、私自身も大変重く受け止めております。

その対策の礎となる「子育て政策」は、本市においても重要であると考えており、今後も、保護者の負担軽減や「こどもの居場所づくり」など、ニーズを把握する中で「子育て政策」を推進してまいります。

「子育て支援」や「教育の充実」は、市民満足度の向上が図られるだけでなく、選ばれるまちへとつながります。

本市ならではの魅力ある「子育て環境」をブランディングするなど、広く認知される取り組みも新たにはじめ、子育て世帯の定住と転入者の増加を図ってまいりたいと考えております。

また、直近の課題として物価高騰があります。

「消費者物価指数」においても、上昇傾向は続いており、私も日々痛感をしているところであります。

特に、夏季休暇に入る小中高校生の家庭は、一時的に支出が増加する傾向にあることから、小中高校生を持つ保護者に対し、一人１万円を給付する「こども応援サポート給付金事業」に

ついて、本定例会に補正予算を計上したところであります。
支給により、物価高騰下であっても、子どもたちが夏季休暇を安心して過ごせるよう、子育て世帯に対し支援してまいります。
次に、大手出会い系アプリへの広告掲載についてであります。
市では、結婚を支援する「出会いサポートセンター」の開設や、「婚活イベント」の実施など、移住希望者も含め、出会いの場を創出する取り組みを実施しているところであります。
また、若い世代においては「マッチングアプリ」の利用が一般的となっていることから、本年度「マッチングアプリ」を学ぶ「セミナー」の開催を予定しております。
今後、「セミナー」の参加者の状況等を把握する中で、アプリへの広告掲載も含めて、出会いを希望する世代への具体的なアプローチ方法や、効果等を研究してまいります。
次に、三世代交流スペースの今後の設置予定及び利用に関する問題点などへの対応についてであります。
私は、地域においても子どもを「見守り、育むこと」が極めて重要であると考えております。
これまでも多くの地域の皆さまが、地域の子どもたちを大切にし、温かいご支援を寄せてくださっているものと受け止めております。
国でも、子どもや子育て家庭を地域が育てる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、市としても、地域と子ども、子育て世代の居場所づくりが必要だと考えております。
こうした考えの下、市では、地域が子どもを見守る、世代を超えて交流を深める場として、「三世代交流スペース」の設置を進めており、現在、来月中の設置完了を目指して、「生涯学習センターこぶちさわ」と、「甲斐駒センターせせらぎ」に整備を行っているところであります。
設置後は、まずは利用を促進し、図書館などにおいても「交流スペース」の活用について連携するなど、笑顔があふれる場所としての定着を図ってまいります。
今後、利用者へのヒアリング等を実施する中で、課題等があった場合には、随時対応してまいりたいと考えております。
次に、関係人口の確保と二拠点居住の推進について、いくつかご質問をいただいております。
はじめに、空き家対策総合支援事業の活用についてであります。
「空き家対策総合支援事業」は、「空き家」の放置による、地域の安全、衛生、景観の悪化防止や、老朽化した「空き家」の活用、地域全体が住みやすくなるような環境づくりの支援などを目的として、「空き家問題」の解決に有効な事業に対して、幅広く補助の対象としております。
現在、本年度実施予定の「空き家対策総合支援事業」のメニューのうち、「解体調査」や「活用リフォーム」について、当該補助金を申請中であり、積極的な活用を図っているところであります。
次に、空き家の発生を抑制するための特別処置の周知についてであります。
国では、相続によって取得した「空き家」の譲渡の促進を図るため、税法上の特別な優遇措置を導入したところであります。
この制度の主な目的は、相続後に「空き家」が長期間放置されることを防ぎ、その有効活用や流通を促すことで、「空き家」が周辺地域に与える「負の影響」を抑制することにあります。
これにより、「空き家」の増加予防と、既存「空き家」の有効活用という二つの効果が期待できることから、市の「空き家対策」にとって有効な制度であると考えております。
引き続き、市の広報紙やホームページ、チラシの掲出など、より広く制度の周知を図るとと

もに、申告会場における制度の紹介や、相続に関する窓口相談を受けた際には、制度の利用をご提案するなど、積極的に制度利用を促進することで、「放置空き家」の削減を推進してまいります。

次に、エンディングノートの活用について、であります。

国土交通省が作成した「住まいのエンディングノート」のデータについては、昨年７月１日から、市ホームページ上において掲載を開始し、ダウンロードが可能な状態にしているところであります。

また、本年度、「北杜市空き家対策」に関する冊子に、「エンディングノート」の内容を追加し、ＰＲするとともに、窓口での配布を行ってまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

ふるさとの先人たちに学ぶ取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ほくと先人室で紹介する北杜市ゆかりの人々についてであります。

市では、平成２７年に「浅川伯教・巧兄弟資料館」に「ほくと先人室」を併設し、本市にゆかりのある４２名の先人を紹介しているほか、これまでに三枝雲岱、堀内柳南、清水倫茂等、１３名に関する功績等を紹介する講座を開催しているところであります。

本年度は八巻久萬、輿石守郷の講座を予定しており、今後も、企画展や講座等を開催し、先人達の功績を周知するとともに、出張講座での参加者との対話を通じて、先人達の新たな情報を掘り起こしてまいります。

学校教育においては、「原っぱ教育」の推進にあたり、北杜市全体を「学びのフィールド」として、その地域資源である「ひと・もの・こと」を「ほくと學」として冊子にまとめており、その中で本市にゆかりのある先人達も取り上げ、社会科や総合的な学習の時間等の様々な場面で活用しているところであります。

また、夏休み期間中に小学３年生から６年生を対象に実施した「ふるさと探検隊」においても、「ポールラッシュ記念館」を訪れるなど、多くの子どもたちが先人の功績を学びました。

この「ほくと學」では、平山郁夫氏、金田一春彦氏など多くの先人が掲載されていることから、その功績を学ぶ機会を確保するとともに、郷土愛にもつながるよう、それらを活用し、引き続き先人や文化、歴史等を大切にした教育を進めてまいります。

次に、沖縄県読谷村との子どもたちの交流事業についてであります。

昨年度、沖縄県読谷村と北杜市の子どもクラブ等の児童らが、オンラインで初の交流会を実施し、八巻太一氏の功績発表や、互いの市や村に関する情報交換、郷土菓子の試食などを行ったところであります。

本年度についても、読谷村と連絡を取りながら、子ども同士による交流会を検討してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

切刀企画部長。

○企画部長（切刀智之）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

関係人口の確保と二拠点居住の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、空き家バンクについてであります。

昨年度の「空き家バンク」の登録物件数は４２件、利用登録者数は１，１９１人と制度創設以来最も多い登録数となっております。

一方で、利用登録者のニーズに対応した物件が少なく、成約に結びついていないことから、更なる「空き家バンク」の登録促進が必要と認識しております。

このため、本年度、「空き家バンクリフォーム補助金」の補助率を、補助対象経費の２分の１から３分の２に上げるとともに、物件の掘り起こしのための「空き家セミナー」や相談会を引き続き開催することで、利用登録者のニーズに対応した物件の増加に努めてまいります。

次に、「安心R住宅」表示の状況についてであります。

「安心R住宅」表示は、既存住宅の流通促進に向けて、中古住宅のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」、「買いたい」既存住宅を選択できる環境を整備するため、国が定めたものであります。

市内の不動産事業者で構成される「北杜市空き家バンク協力会」によると、市内で「安心R住宅」表示に取り組む団体はなく、県内でも数社であると承知しております。

次に、関連団体や民間事業者との連携協力についてであります。

本市は、「山梨県宅地建物取引業協会」と「全日本不動産協会山梨県支部」との間で協定を締結し、市内の会員１２社で構成される「北杜市空き家バンク協力会」と連携協力を行っております。

「空き家」の中には、状態が悪く、そのままでは利活用が困難な物件の所有者からの相談もあることから、リフォームなどの専門的な知識を有する事業者との連携が重要であります。

このため、「空き家」の再利用の促進につながるよう、今後も、協力会や事業者との連携を強化してまいります。

次に、関係人口を増やす取組についてであります。

「お試し住宅」は、「市営団地」を活用し、移住前に実際に市の暮らしを体験できる制度であります。

コロナ禍の休止期間以降は、毎年順調に利用者数が増加しております。

今後、さらに利用者が増加し、現在の部屋数で不足する状況となった場合は、増設を検討してまいります。

また、「お試し住宅」の利用要件は、滞在計画書の提出、および窓口での移住相談など最低限のものであり、ハードルは高くないものと考えておりますので、現時点、要件の緩和は考えておりません。

短期宿泊可能な施設の設置や民間協力については、現在、本市へ移住した民泊事業者と連携し、宿泊しながら移住者の生の情報を聞くことができる移住相談などを行っておりますので、今後も連携を強化してまいります。

引き続き、「お試し住宅」や、民間企業との連携手法について、先進事例を研究し、地域づくりの担い手としての役割が期待できる関係人口等の増加を目指してまいります。

次に、移住定住相談窓口の再開設についてであります。

令和元年度に、「長坂総合支所」に開設した「移住定住相談窓口」については、令和４年度の組織再編により、相談窓口を本庁舎に移転したところであります。

平日は、この窓口において、移住定住に関する様々な相談を受けるとともに、同じく本庁舎内に仕事に係る相談窓口である「ほくとハッピーワーク」と連携を図るなど、住まいと仕事を同じ建物で相談を受けられる体制を整備し、移住定住希望者の移動負担の軽減を図っております。

なお、土曜日については、事前予約の上で、「長坂コミュニティ・ステーション」内の、「長坂コワーキングスペース」で移住定住相談に対応しております。

加えて、市内民泊事業者、「空き家バンク協力会員」など、民間とも連携し、移住定住に係る相談体制を構築しているところであります。

今後、更なる移住定住の促進のため、土日に利用者が気軽に立ち寄れるなど、利便性の向上に向けた環境改善を図る必要もあると考えておりますので、「長坂総合支所」など、本庁舎以外への移住定住相談窓口の開設についても、利用者の声を聞きながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

先進的な地域となるための環境施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、脱炭素先行地域選定に向けて策定した計画の活用についてであります。

「脱炭素先行地域計画提案書」は、民生部門における持続可能な「地産地消型再生エネルギー」の開発や利用の促進などにおける課題や解決策などについて、共同提案者等の各関係者から情報提供をいただいたものであります。

提案書に示された課題は、単に「脱炭素先行地域計画」にとどまるものではなく、本市環境施策上の課題であると捉えておりますので、今後、必要に応じ反映、活用してまいりたいと考えております。

次に、ＳＡＦプラントの誘致についてであります。

「持続可能な航空燃料」であるＳＡＦは、「廃食油」や「サトウキビ」などの「バイオマス燃料」などを用いて製造され、現在の「ジェット燃料」と比較して、二酸化炭素の排出量を約６０から８０％削減する効果があると言われております。

ＳＡＦについては、原料の調達や、製造に係る投資コスト、メーカー、利用者での調整など様々な課題があると考えておりますが、先端技術に取り組む企業を誘致することは、非常に意義があるといえ、持続的な産業として期待できるものであります。

このことから、ＳＡＦに関する情報、動向を的確に把握する中で、誘致の可能性について、研究してまいりたいと考えております。

次に、生ごみ処理機購入補助金についてであります。

「生ごみ処理機購入補助金」は、昨年度までの２０年間において、「生ごみ処理機」が６５９件、「生ごみ処理容器」が６４８件の実績を上げ、昨年度をもって一区切りとしたところであります。

しかしながら、一般家庭から排出される「生ごみ」の減量化、堆肥化は、市民の皆さまが取り組みやすく、二酸化炭素排出量に貢献できる補助制度であったものと認識しておりますので、更なる「ごみ減量化」に向けた施策について、検討してまいります。

次に、環境保全事業補助金における予算の増額についてであります。

市内団体等が行う環境活動に対しては、市内をはじめ、多くの企業等からいただいた貴重な「環境保全協力金」を基金に積み立て、これを原資とした「北杜市環境保全事業補助金」の活用が可能であります。

この補助金は、「北杜市環境保全事業補助金交付要綱」に基づき、市内団体等からご提案いただいた環境保全活動について、「北杜市環境保全基金活用検討委員会」からご意見を賜る中で、実施していただくもので、予算は前年度の実績を基に確保しております。

市としても「環境保全協力金」の本旨に鑑み、「環境保全事業」実施のため、有効に活用していただくことが肝要でありますので、市内団体等からは、積極的な提案、活用をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

子育て世帯への新たな支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子育て応援マイホーム補助金の柔軟な施策展開についてであります。

「子育て応援マイホーム補助金」は、他自治体にはない、子育て世代に向けた本市独自の支援であり、市外からの転入による利用者も多く、移住定住に一定の効果があるものと考えております。

また、「住宅リフォーム補助金」については、子育て世代の住宅リフォームとは異なる目的の利用が多かったことから、昨年度をもって対象外としたところであります。

なお、本年度から、県において「子育て世帯住宅取得支援事業」が創設され、子育て世帯への支援が拡充されることから、本市としても県の事業を取り込み、子育て世代の住宅の取得等に対し、引き続き、全国でもトップクラスの支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、子どもの誕生を祝う目的の事業の展開についてであります。

市では、これまでも「子育て支援」に関し、国や県の事業に加え、切れ目のない施策、支援を実施しており、他自治体に先駆けた様々な支援により、子育て施策の充実は図られているものと考えております。

現在、出産を迎える保護者に対し、不安を解消する「マタニティカフェ」や、出産後の赤ちゃんとの接し方を学ぶ「ベビー教室」など、「子どもの誕生」について支援しているところであり、保護者の皆さまにも好評を得ております。

これらの事業も含めた中で、子どもの誕生を祝う事業については、研究を進めてまいりたい

と考えております。

次に、子育て応援金支給事業についてであります。

「子育て応援金支給事業」は、子どもを産み育てたい世代が安心して出産、子育てができるように、経済的負担の軽減を図るとともに、移住定住先としても選ばれる地域とすることを目的としており、「出産期」だけでなく「子育て期間」も支援するものであります。

一方、国では新たに、本年度から「妊娠、出産」の支援のため「妊婦のための支援給付事業」を開始したところであり、出生、転入を問わず誰もが給付を受けられることから、市としては、「子育て期間」の支援を手厚くする、新たな子育て支援事業として、見直しなどを含め検討してまいりたいと考えております。

次に、多子世帯支援事業の創設についてであります。

国は、昨年１０月から児童手当の拡充を開始し、多子世帯とされる第３子以降の子どもに対しては、これまでの月１万５千円から３万円に増額し、年間３６万円を支給するなど、手厚い経済的支援を開始したところであります。

一方、市では、多子世帯に対し、「保育園」の保育料の無料化や、「放課後児童クラブ」の保育料の免除などを実施しております。

また、地域の助産師と連携し、妊産婦をサポートする「マイ助産師」や、保健師・助産師・栄養士・公認心理師などの専門職による個別相談など、特に多子世帯への負担軽減のため、切れ目のない「伴走型相談支援」を実施しているところであります。

引き続き、本市の自然やロケーションなどを含めた「子育て環境」、本市で子育てする満足感や幸福感など、市全体の「子育て政策」をアピールし、移住を希望する子育て世代に選ばれる取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一議員の再質問を許します。

秋山真一議員。

○１２番議員（秋山真一）

ご答弁ありがとうございました。

大項目１、２、３、この３項目について各項目別に再質問いたします。

はじめに、大項目１、先進的な地域となるための環境施策についてでありますが、環境課題の解決の効果は顕著に出ませんが、様々な要因に対し、多角的なアプローチで一歩ずつ改善していくしかありません。また、地域によっては対応方法も異なり、最適解などないのが環境施策の難しいところだと思います。

しかし、地球温暖化、気候変動による自然災害の発生などを抑えるためにも、答弁していただきましたが、これまで培ってきた計画、事業、あと検証データなどを十分に活用して、新しいアイデアを取り入れながら、北杜市に見合った環境施策を強力に推し進めていただきたいと思います。

１点だけ再質問ですが、施策推進には民間企業や市民の協力が重要と考えます。民間企業との協調・協力体制が構築できるような区域施策編の策定、あと市民が気軽に参画できる環境活動、あと世代を超えた環境教育など、意識向上へのアプローチはどのようにお考えでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

今年度策定の計画につきましては、地域全体の温室効果ガス排出量の削減や脱炭素への取り組みの推進を図るものでありますので、企業や市民の皆さまのご協力が重要であり、市と企業との関わり、市民との関わり、そして市民同士の関わりなど、多様な関わりのもとに、地球温暖化防止という目標に向かっていくことが大切であると考えております。

市では、環境に対する正しい知識と意識を深め、自ら考え行動できる人材を育てる取り組みの一つとしまして、環境教育事業を実施しておりますが、引き続き事業を通じた取り組みに加えまして、計画に触れる機会、身近な取り組みから始められるきっかけづくりについても、市民の皆さまや企業からのアンケート結果をもとに検討を重ね、地域全体の地球温暖化対策の意識の更なる底上げに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山真一議員。

○１２番議員（秋山真一）

ありがとうございました。

再々質問はせずに、次に大項目２、子育て世帯への新たな支援について再質問いたします。

これまでも切れ目のない支援を目指し、妊娠されてから成人するまで、様々な角度から支援してきたことは理解しています。それでも、日本全国で少子化が進む中、他市との差別化、北杜市独自の支援策を強化することが北杜市存続のカギになると考えます。無論、そのためには、これまでの施策を見直し、より市民に寄り添った施策とすることが重要です。現状に満足せず、より高みを目指し、多くの子育て世帯から選ばれる市にしていただきたいと希望いたします。

再質問ですが、１点目として、大柴市長が新たに打ち出しました施策を見ますと、マイ助産師訪問事業など、母子ともに安心して出産できる環境整備に力を入れた施策展開だと考えます。子育てをスタートする大切な時期への支援強化について、市長の思いなどがありましたらお聞かせください。

２点目として、金銭的な支援策も重要ですが、相談員や支援員、そして周囲の市民の理解が子育てを続けるために重要なポイントとなると考えます。子育て世帯に寄り添える人材の育成や地域の理解浸透などについて、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

秋山真一議員の再質問にお答えをいたします。

今、子育てをスタートする大切な時期への支援強化について、市長の思いということでござ

いましたけれども、子育てをしやすい環境をつくることは、若い世代の皆さんが安心をして、そして家庭を築く礎となると、私は考えております。

また、子育て家庭だけでなく、地域社会が子育て世代へ支援をすることは、保護者の精神的な安定等を築いていくためには大切なことだと、私は思っております。

そんな中で、本市ならではの子育て環境、自然を生かした子育て環境というところを中心に、こども真ん中社会をしっかりしていくためには、地域の皆さん方と連携をしながらやっていくということが大切だと、私は考えております。

行政といたしましても、全課一丸となりまして、経済的、そしてまた精神的な面に負担が起きないようなことをしっかり考えながら、私は取り組んでいきたいと考えておりますので、また議員の皆さん方のいろいろなお知恵を貸していただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問の再質問の２点目について、お答えをしたいと思います。

子育て世帯に寄り添える人材の育成と、それから地域の理解浸透についてというご質問でございます。

市では、妊娠期から保健師、助産師など専門職員が切れ目なく寄り添う伴走型相談支援を実施しております。家庭を孤立させることなく、安心して子育てできる環境を整えております。

専門職の人材育成につきましては、他市町村の視察はもとより、専門職員間の意見交換などを行いまして、スキルアップを図っております。

今後も様々な研修の機会を捉えまして、積極的に人材育成を図っていきたいと考えております。

また、少子化、核家族化などが進みまして、地域で子どもを見ない、子育て世帯がいないというような地域の声を聞くこともあります。今だからこそ、地域が子どもを見守り、育てることが重要と考えておりますので、それらの啓発活動の実施の検討もしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山真一議員。

○１２番議員（秋山真一）

ご答弁ありがとうございました。これからも市民に寄り添った事業展開をよろしくお願いします。

再々質問はせずに、大項目３、関係人口の確保と二拠点居住の推進について、再質問いたします。

国から様々な政策があっても、現場の状況を活用条件に全て適合されるのは難しいと思いますが、その中でも空き家対策総合支援事業の補助金獲得に向け、積極的な活用を図っていただき、ありがとうございます。有利な補助金は市政運営の大きな支えとなりますので、これから

も積極的な情報収集と活用検討をよろしくお願いします。

再質問ですが、１点目として、相続時の優遇措置やエンディングノートは、利用される方は少なく、タイミングも限定されるものだと思います。この事業によって劇的に空き家が減少することはありませんが、小さな事業を積み重ねることも大切だと思います。これについて、ご答弁をよろしくお願いします。

また、新たな施策を展開している他市の状況をこれからも積極的に調査・研究し、活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

２点目として、関係人口を増やす取り組みを推進していることは理解いたしました。その上で、姉妹都市や八ヶ岳定住圏など、これまで良好な関係を築いてきた他の市町村との連携強化、これも有効な方法だと考えますが、いかがでしょうか。

３点目として、やはり移住定住を増やしていくためには、複数の拠点を持った相談体制が必要と考えます。以前あった長坂総合支所の相談窓口は民間に委託し、行政の垣根を越えた情報発信などを行ってきました。土日の職員の仕事の軽減、あと移住者側の目線で相談できる人材、行政と民間の良いところをアピールできる移住定住相談窓口の再開を強く希望いたしますが、いま一度、ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

取り組みの積み重ねについてでございます。

空き家を所有することになった場合に、所有者がすべきこと、また空き家の使い方を考えることや相続手続き、所有、ならびに売却に関する税金といったものの理解を深めていただくことが重要だと考えております。

また、所有者が亡くなったあと、住まいをどのようにするのか、管理者や相続者を誰にするのか決まっておらず、管理者または所有者が曖昧になってしまうことが空き家の発生の一つの要因に挙げられます。

このような状態になる前に、あらかじめ住まいの将来を家族で話す機会を設けていただくことが有効であり、その一助として「住まいのエンディングノート」を活用していただき、そうした一つひとつの積み重ねがやがて空き家の減少につながるものと考えております。

次に、他市の施策についてであります。

効果的な周知を行うには、他市等の先行事例につきましては、北杜市の空き家対策の今後の戦略の構築をする上で重要であると考えております。他市の施策の調査・研究にも積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

功刀企画部長。

○企画部長（功刀智之）

秋山真一議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

はじめに、他市町村との連携強化についてであります。

八ヶ岳定住自立圏を形成している長野県富士見町、原村とは、都内での移住イベントである「八ヶ岳で暮らそう！相談会」などを合同で開催することにより、八ヶ岳圏域内への更なる移住定住等を促進しております。

また、友好都市である東京都西東京市のホームページでは、本市の関係人口等を増やす取り組みである「ほくとファンクラブ」を紹介していただいております。

加えて、北杜市産の木材の活用促進で本市と協定を締結している東京都港区とは、区民センター内などで、デジタルサイネージにより、「ほくとファンクラブ」の紹介動画を一定期間、放映していただく予定でございます。

いずれも都市部の皆さまに、本市を身近に感じていただけるように、情報発信を行ってまいりたいと考えております。

今後は、今までの取り組みを継続するとともに、更なる関係人口の増加につなげるために、より効果的な施策を積極的に展開できるように、ほかの自治体との連携強化を図ってまいります。

次に、移住定住相談窓口の再開設についてであります。

現在、本庁舎内の移住定住相談窓口において、実際に本市に移住した「移住定住応援地域おこし協力隊」が中心となって、移住希望者に対して実体験に基づいたアドバイスを行っているところであります。

また、そこから「ほくとハッピーワーク」や関係部署に案内することにより、ワンストップによるサービスの提供ができていることから、基幹的な相談窓口として機能しているものと認識しております。

しかしながら、移住定住をさらに促進するため、利用者が気軽かつ身近に本市の魅力を取得できる環境を整備する必要があると考えており、本庁舎以外の場所での情報取得や民間活用を含めた移住定住相談窓口を開設することについては、先進事例や利用者の声を聞きながら研究してまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山真一議員の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

齊藤功文議員。

○１５番議員（齊藤功文）

北杜クラブの代表質問に対する関連質問、ふるさとの先人たちに学ぶ取り組みについての項目の関連質問をいたします。

先ほどの答弁の中で、４２人の先人たちの足跡など、講座を設けてやっておると、そんなような形で逐次やってきておられるようですけれども、こうした先人たちの偉業、功績等を積極的に住民に知らせて、また講座など開設していくことはとても大切なことだと思いますので、今後も継続的に続けてもらいたいと思います。

また、先人の一人である北杜市から沖縄に渡った教育者の、沖縄の女子教育に尽力した八巻太一という人物がいるわけですけれども、私は３年前に「はっちゃんの沖縄戦」という１冊の

本との出会いから、この江草村出身の沖縄に渡った八巻太一さんの偉業、偉大な存在を知ることができました。

そうした中で、初の試みとして、今年の２月９日に、沖縄の読谷村と北杜市の子ども交流オンライン、ＺＯＯＭ方式での交流が開催されたと先ほど答弁がございましたけれども、子どもたちの保護者も多数参観して、この交流を見ておられました。

そこで、教育委員会として、このオンライン交流事業の実施後の評価、反省など、どのように捉えて今後に生かしていこうとしているのか、この点、１点お聞きしたいと思います。

また、保護者の皆さまもオンラインの交流会の様子を見学されていて、私も見学してきましたけれども、そこではお互いに子どもたちの学習発表の交流がされていました。まとめの中で今後も継続していきたい旨の話をそれぞれの代表の方からされておりました。

先ほどの答弁を聞いてみますと、現時点では、具体的にどのように今後、両方の町等で進んでいくのかということが、あまり感じられない答弁でございましたけれども、教育委員会同士の進み具合を聞きたいんですけれども、どのようなレベルで進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

北杜市の教育委員会としては、今後、もしお話をする上で、どのようにしたらよいのか、具体的な提案などもされて、積極的に交流を進めていっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

八巻太一は、１９１１年の明治４４年、池田尋常小学校、現甲府市の池田小学校校長から読谷山尋常高等小学校、現在の読谷小学校の校長として沖縄に赴任し、校歌を作詞し、現在も歌い継がれている校歌であります。

本日の山日新聞の論説でも示されていますが、今年は沖縄戦から８０年の年に当たります。平和の尊さについて多方面から論じられておりますけれども、山梨県内からも子どもたちの交流のみならず、修学旅行のコースとして多くの高校生が沖縄にも訪問されております。

特に八巻太一さんが設立した沖縄昭和高等女学校から動員された連合学徒隊など、同校生徒からの慰霊の碑、梯梧の塔もありまして、そうした八巻さんゆかりの地にも、高校生の修学旅行の方たちが訪れていると聞いております。

北杜市にも高校がございますので、こうした子どもたちの交流の一環として、高校生の修学旅行のコースとしても積極的に交流の場をつくって、平和学習の場となるような取り組みも、先人たちから学ぶものとしてとても大切なことと思いますが、この点、３つほどありましたけれども、ご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

齊藤功文議員の北杜クラブ、代表質問の関連質問にお答えをいたします。

まず、先人の偉業を広く市民に知らしめることを積極的にということでありますが、先ほどの答弁でも紹介をいたしましたが、すでに１３名の方の先人に対する偉業を伝える講座を行っております。また、本年度につきましても２名の方の講座を予定しております。

今後も機会を通じまして、こうした先人たちが成してきたことをしっかりと周知を図っていきたいと考えております。

次に、読谷村との交流についてでありますけれども、今年の２月に行いましたオンライン交流に対する評価でありますけれども、やはり山梨県北杜市と沖縄県読谷村、非常に距離もあります。直接、対面での交流というのはなかなか難しい状況があるという中で、オンライン技術を使った交流ということで、普段接することができない子どもたちの交流ができたことについては、大変意義深いものと考えております。

気候も違います、地域の風土等も違う中で、それぞれの考えを持った子どもたちがお互いの考えを発表し合うということについては、大変意義のあることだと思っておりますので、やはりこうしたオンラインの交流というのも、積極的に活用するツールの一つかなという評価をしております。

また、本年度につきましての進捗状況でありますけれども、本年度に入りまして、早速、私どもから沖縄県読谷村側に交流の検討をということで打診をしております。

現在のところ、まだ読谷村側から返事が来ていない状況でありますけれども、また、今後も読谷村側とも折衝を続けながら、交流の実施に向けては検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、高校の修学旅行コースとしての活用についてでありますが、市内には市立の甲陵高等学校がございます。それぞれの学校の考えの中で修学旅行のコースを設定しているところでありますので、こうした沖縄の八巻太一先生が築いてきたものなどを情報として学校側にも提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

齊藤功文議員。

○１５番議員（齊藤功文）

再々質問を行います。

ぜひとも、多方面に渡って子どもたちの交流を、沖縄と北杜を結ぶ架け橋となっている八巻太一先生を縁に、これからも子どもたちの交流、高校生も含めてこうした交流が発展していくことを願うものでございますけれども、ぜひとも推進を図っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

齊藤功文議員の北杜クラブ、代表質問の関連質問の再々質問にお答えをいたします。

今後の交流についてですけれども、せっかくの縁で交流が始まった部分でもありますので、今後も継続できるよう、読谷村側とも協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を１１時３５分といたします。

休憩　午前１１時１８分

再開　午前１１時３３分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、１９番、内田俊彦議員。

内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

公明党を代表いたしまして、４項目につきまして代表質問をさせていただきます。

まずはじめに、地方創生２．０と企業版ふるさと納税についてでございます。

地方創生が叫ばれ、１０年以上が経過、「まち・ひと・しごと創生法」の制定から、地方創生交付金の活用による様々な取り組みや、二地域居住・移住定住、Ｕターン・Ｉターン、子育て支援、企業誘致等北杜市においても、果敢に取り組んでまいりました。しかし、生産人口の激減、少子高齢化の解消には、ほど遠く、抜本的な改革が望まれているところであります。国は、首都圏一極集中への解消のため、今までの地方創生の事業スキームを改め、昨年、地方創生２．０と評し、新たな交付金のメニューを創設いたしました。若者や女性の移住定住を目指し、全ての分野において地方自治体独自の取り組みを支援するもので、地域の実情を踏まえ地域住民・首都圏で生活する、双方の産官学の連携が肝要とされています。

その一つの突破口として、企業版ふるさと納税の活用が、本市における、あらゆる諸課題の解消に向けて効果的であると鑑みるところであります。

本年６月２日、企業版ふるさと納税の贈呈式が行われ、ふるさとファンディング社の仲介により、マクビープラネットグループ３社により総額６千万円のご寄附をいただきました。農畜産業の再生により、コミュニティ・交流人口の拡大、観光産業の付加価値を目指すとともに、今後の事業展開に期待し、国の新たな交付金・補助金事業にも注目するものであります。

そこで以下質問をいたします。

１　国は、地方創生２．０を今後１０年間集中的に取り組むため「基本構想」制定に向け生活環境創生本部が内閣府に設置されました。北杜市の地方創生の統括と事業課との連携について、お伺いをするところでございます。

２番目といたしまして、地方創生２．０を基調とし、あらゆる分野において今後取り組むことが望ましいが、産官学の連携により事業成果を上げることは、難しいと鑑みる。どの分野に重点をおくのか、お伺いをするところでございます。

３番目といたしまして、マクビープラネットグループの意向についてお伺いをいたします。

４番目、この度のふるさと納税の活用・事業スキームについて、お伺いをするところでございます。

５番目といたしまして、ふるさと納税を活用した新たな交付金・補助金の獲得による事業展開について、お伺いをいたします。

６番目、さらなる企業版ふるさと納税の獲得と事業展開について、お伺いをするところでご

ざいます。

２項目めに入らせていただきます。第８次ほくとゆうゆうふれあい計画の策定について。

本市の高齢者等の現状や課題、介護分析等を行い、国の動向を見極め、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう医療、介護、予防、住まいおよび生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築実現に取り組むため、第８次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画を策定すべく、業務委託契約を結ぶため、プロポーザル契約に向けて事業を推進しているところであります。

人生１００年時代を迎えるにあたり、北杜市としても、健康寿命１００歳を目指し、介護予防・地域連携・自助共助公助の支えあう絆を構築し、ＤＸの活用や高齢者の社会参加を促し、介護予防によるモデルケースとして厚生労働省からも注目された本市の歴史の上に立ち、過去の対応や情報を一元化し、生成ＡＩ等の活用も行い、後世にバトンを渡すべき努力も必要と鑑みる。

そこで策定にあたり、以下質問いたします。

１番目といたしまして、高齢者が住みやすい環境を整えるため、自助共助公助の下に高齢者福祉交通の構築について、お伺いをいたします。

２番目といたしまして、在宅介護、在宅医療による地域包括ケアシステムの構築のため、さらなるＤＸの活用による、見守り、診療等の実現について、お伺いをいたします。

３番目、フレイル予防による認知症対策について、お伺いをいたします。

４番目、介護・医療にかかわる本市の人材育成のため、ＡＩ等の活用による先人の実務と知恵の集約について、お伺いをいたします。

５番目、計画策定にあたり、厚生労働省からの人材派遣について、いかがお考えか、お伺いいたします。

３項目めといたしまして、ＲＳウイルス感染症対策について、お伺いいたします。

肺炎を引き起こすウイルス感染症のひとつとして、注意喚起されているのがＲＳウイルス感染症です。年齢を問わず何回でも感染するため、生まれたばかりの新生児から高齢者まで幅広い年齢層で感染すると言われています。

多くの場合は軽症で済みますが、乳幼児の約３０％は細気管支炎や肺炎など下気道炎を引き起こし、重症化・呼吸困難など重症化されると言われております。加齢基礎疾患の方も重症化しやすく、ＲＳウイルス感染症予防のため対策が叫ばれております。

そこで以下質問をさせていただきます。

１番目といたしまして､ＲＳウイルス感染症に対する予防対策並びに啓蒙活動実施について、お伺いをするところでございます。

２番目といたしまして、ＲＳウイルス予防ワクチン接種の取り組みについて、お伺いをいたします。

３番目といたしまして、ＲＳウイルス予防ワクチン接種補助について、お伺いいたします。

最後、４項目めについて、峡北圏域における地域連携ワークショップについて、お伺いをいたします。

社会福祉協議会は子どもの支援を行うＮＰＯ法人との連携により行政・教育ＮＰＯ法人など関連機関との情報連携により、共に地域における子どもの支援につなげるため、韮崎市社協・北杜市社協・峡北圏域で子ども支援を行うＮＰＯ法人・任意団体とのワークショップを開催し

たところでございます。

そこで以下質問いたします。

１　開催状況、内容、今後の連携について。

２番目といたしまして、ワークショップメンバーの連携により、物価高騰による子どもたちへの食料支援について、お伺いいたします。

以上、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

地方創生２．０と企業版ふるさと納税について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の地方創生の統括と事業課との連携及び重点分野についてであります。

本市では、これまで「北杜市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、多くの方々からのご支援、ご協力を賜りながら、幅広い分野で地方創生の取り組みを推進してまいりました。

また、推進にあたっては、庁内の「北杜市総合計画策定本部」等において、統括するとともに、部局を跨いだ施策が円滑に連携して実施できるよう取り組んできたところであります。

その結果として、近年は転入超過の状況が続いており、一定の成果が現れているものと認識しております。

一方、国全体の動向としては、地方創生の大命題であります人口の東京一極集中が是正されていないことから、国においては昨年、「地方創生２．０」を打ち出したところであります。

この「地方創生２．０」では、「若者や女性にも選ばれる楽しい地方を作り出すこと」を掲げ、民間の力を活かして、官民が連携して取り組むこと、また、新しい地方経済の創生として、農業や観光産業の高付加価値化の重要性が強調されております。

こうした国の方針を踏まえ、本市の今後の地方創生の取り組みとして、庁内の推進体制を強化するとともに、市民の安全・安心な暮らしを守ることを基本としつつ、農業や観光といった本市の基幹産業について、産業や教育分野の民間との連携を通じて、重点的に高付加価値化を図ることで、地域経済の新たな成長を促し、活力に満ち、誰もが豊かさを享受できる持続可能なまちを目指してまいりたいと考えております。

次に、マクビープラネットグループの意向についてであります。

このたびの「企業版ふるさと納税」にあたり、「マクビープラネットグループ」様の「株式会社マーベル」、「株式会社オルアズ」、「株式会社マクビーエックス」の皆さまから、本市の豊かな水資源を活用した、次世代農業技術の導入を通じて、持続可能な農産物の生産体制を構築し、環境負荷の低減と「資源環境型社会」の実現に貢献することにより、農業従事者の高齢化および減少、耕作放棄地の増加といった地域課題の解決に寄与したいとの構想を伺っております。

同グループでは、成果報酬型の「マーケティング事業」で培った「データ活用力」を地域課題の解決に還元することも、社会貢献の重要な柱の一つとしているとのことであり、今後展開されるプロジェクトの一員として、同グループから社員を参加させるという申し出もいただいております。

次に、ふるさと納税の活用・事業スキームについてであります。

「企業版ふるさと納税」としてご寄附いただいた資金を基に、市や農業者等と関わりが深い「北杜市農業振興公社」、および「慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究室」の三者間で産学官の連携を行い、市の誇る「水」や「食」、「景観」、「日照時間」といった恵みを活用する中で、「新たな担い手の創出」や「北杜市と都市部との二拠点生活の実現」を目指す「事業スキーム」となっております。

今回は、市の基幹産業である農林業に特化したプロジェクトを立ち上げ、「最先端テクノロジー」の活用や、高付加価値化の推進といった研究に取り組むこととしております。

事業の実施にあたっては、これまでも「農業の担い手育成に関する事業」や、「地域活性化事業の推進」業務を行っている「北杜市農業振興公社」に委託し、事業を実施してまいりたいと考えております。

プロジェクト全体のスケジュールは、１年目となる本年度は、「ワークショップ」などでの「ディスカッション」により「事業スキーム」の概要を固め、２年目には、先行実証と調査研究を行い、最終年度の３年目には、事業を具現化する予定となっております。

本市の魅力を活用し、農業の発展と「６次産業化」をさらに推進し、新たな産業の創出と、「市民が主役のまちづくり」による地方創生が推進されることを期待しております。

次に、ふるさと納税を活用した新たな交付金・補助金の獲得による事業展開についてであります。

このたびの「企業版ふるさと納税」にあたっては、「慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究室」の皆さまと事前協議を進めてまいりました。

その中で、地域の課題解決や新たな事業展開のため、この「企業版ふるさと納税」による寄附金を、国の補助事業等の自主財源の部分に充当することも、国の交付金等の制度上、可能であることから、内閣府が所管する「新しい地方経済・生活環境創生交付金」などの補助制度の活用も前向きに検討できるものであります。

ご寄附により、市の自主財源が確保されたことから、市の事業展開の幅は大きく広がったといえます。

関係する皆さまとしっかり協議を行いつつ、最大の効果が得られるようプロジェクトを進めてまいります。

次に、企業版ふるさと納税の獲得と事業展開についてであります。

これまで、本市にゆかりのある企業や経営者等を中心に訪問し、市の主要事業にご賛同いただく中で、多くのご寄附をいただいてきたところであります。

一方で、「マクビープラネットグループ」様のように、地域課題解決への貢献のために寄附を希望する企業は、まだ他にもあると考えており、これらの企業からの寄附金を活用した、自主財源の負担が少ない事業推進は、今後、本市が目指すべき事業形態であると考えております。

このため、今後は、企業が寄附を希望する地域課題などを適切に把握し、企業と共に、「実証フィールド」としての本市の強みを活かした新たな価値を生み出す事業を創出することで、更なる「企業版ふるさと納税」の獲得、および「地方創生事業」の推進を目指してまいります。

また、議員各位におかれましても、市外企業からご相談があった際には、本市の魅力を幅広くＰＲしていただき、本市への「企業版ふるさと納税」の寄附を勧めていただけますようお願いいたします。

次に、第８次ほくとゆうゆうふれあい計画の策定について、いくつかご質問をいただいてお

ります。

はじめに、フレイル予防による認知症対策についてであります。

「ほくとゆうゆうふれあい計画」は、法令に基づき、「福祉サービス」と「介護保険サービス」を総合的に展開することを目的に、一体的に作成し、推進しているところでありますが、現行の計画は、来年度末に期限を迎えることから、次期計画の策定に向けて、本年度から議論をスタートしております。

こうした中、「フレイル予防」による「認知症対策」は、人生１００年時代を健康で、いきいきと安心して暮らせる地域づくりを目指すための重要な施策でありますので、地域で活動する「フレイルサポーター」や「フレイルトレーナー」を養成するとともに、「高齢者通いの場」などと連携し、「フレイル予防」の更なる充実を図ってまいります。

加えて、昨年１月に施行された、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」により、共生社会の実現を推進する具体的な認知症施策について、認知症の方や家族等のご意見を伺う中で、「北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」においてご議論をいただき、次期計画に位置付けてまいりたいと考えております。

次に、厚生労働省からの人材派遣についてであります。

本市の抱える地域福祉や介護など、「福祉保健行政」における課題は、複雑化・重層化しており、幅広いニーズに合った支援や施策が求められているものと認識しております。

こうした解決すべき課題や、進展する高齢化に鑑み、本市の地域福祉や介護の将来を見据え、より一層充実した施策の実現を目指すとともに、国とのつながりを強化するためには、「福祉保健行政」に精通し、かつ施策の推進に関する企画立案や実務経験、関係政務や各省庁への円滑な調整能力を有した人材が必要であることから、国の担当者と協議を進めているところであります。

その他については、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

第８次ほくとゆうゆうふれあい計画の策定について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高齢者福祉交通の構築についてであります。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送るための移動手段の確保については、公共交通のほか「自助・共助・公助」の下、地域住民が主体となったボランティアによる「移動支援」が行われており、ニーズを捉えた移動手段の確保に努めているところであります。

今後、より多くの高齢者が利用できる充実した「移動支援」となるよう、取り組みの評価や検証を行いながら、新たなボランティアの確保に努めるとともに、地域で支え合う持続可能な仕組みを検討してまいります。

次に、ＤＸの活用による、見守り、診療等の実現についてであります。

医療機関や介護サービス事業所と居宅をつなぐ「オンライン診療」や、安心して在宅生活が行える「見守りシステム」などについては、介護現場における業務の負担軽減や、高齢者の自立支援・重度化防止につながるものと考えておりますので、導入促進について検討してまいり

ます。

次に、ＡＩ等の活用による先人の実務と知恵の集約についてであります。

近年、高齢者に関する相談内容は、複雑化・複合化しており、幅広いニーズに合った支援や施策が求められている中で、「地域包括支援センター」の職員による「チームアプローチ」は、適切なサービス利用につなげているところであります。

こうした経験による実務と知恵を、次世代に継承することにより、職員のスキル向上や、高齢者への、より質の高いサービス提供につながることが期待されることから、介護や医療に関わる人材育成に、ＡＩを活用することについても、検討してまいります。

これらを踏まえ、国の動向を注視しながら、本市の将来を見据えた「介護保険事業計画」を策定し、高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現を目指してまいります。

次に、ＲＳウイルス感染症対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ＲＳウイルス感染症に対する予防対策・啓蒙活動についてであります。

現在、「ＲＳウイルス」に直接的に作用する「抗ウイルス薬」がないことから、万が一、感染した場合は、症状に合わせて対症療法を行うことになります。

「ＲＳウイルス感染症」の予防方法としては、６０歳以上を対象としたワクチン、および生まれてくる子どもの予防を目的に妊婦に接種するワクチンがあります。

また、早産等の乳児などを対象とした「抗体製剤」の投与もあります。

「ＲＳウイルス」の特徴やワクチンに関する情報や感染対策などについては、市ホームページやチラシを作成し、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、ＲＳウイルスワクチン接種の取組並びに接種費用の補助についてであります。

「ＲＳウイルスワクチン接種」に係る費用は３万円程度となっており、接種については、任意となっております。

現在、国の「予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会」で定期接種化について検討を行っておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、峡北圏域における地域連携ワークショップにおける開催状況、内容、今後の連携、及び子ども達への食糧支援についてであります。

峡北圏域における「地域連携ワークショップ」は、「山梨県社会福祉協議会」が主催をして、関連機関と描く、地域における「子ども支援」の目指すべき姿について協議するため、韮崎市および北杜市の子どもを支援するＮＰＯ法人や任意団体、「社会福祉協議会」などの２１団体が参加をする中、本年２月２７日と３月１９日の２回開催されたと伺っております。

ワークショップには、「子ども食堂」を運営するＮＰＯ法人も参加されており、子どもたちへの食料支援についても、今後、協議されるものと期待しているところであります。

市といたしましては、「北杜市社会福祉協議会」と関わり合いながら、「圏域単位で行える子どもの支援体制」や「韮崎市および北杜市社会福祉協議会やＮＰＯとの支援の連携」など、今後のワークショップにおける協議等の進捗状況を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開を１３時３０分といたします。

休憩　午前１１時５７分

再開　午後　１時２９分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

内田俊彦議員の再質問を許します。

内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

代表質問の１項目め、２項目め、４項目につきまして再質問を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず１番目の、地方創生２．０と企業版ふるさと納税についてでございます。

先ほど、市長のほうから議員もぜひ協力してくださいと、こういうお声がけがございまして、重々、るる承知はいたしました。しかし、議員には議員の権限というのがございますから、法令遵守の下に協力をさせていただきたいと思いますので、そのへんについてはご理解いただきたいと思います。

それでは、再質問に入らせていただきます。

再質問ですが、まず連携の件でございます。

北杜市は、産官学を含め連携をしながら、この事業に取り組んでいくと、こういうことでございますが、北杜市の環境を見ますと、北は長野県境にございまして、隣接市は南牧村や川上村、そして定住圏も含んでいますが、原村、また富士見町とも交流があるわけでございます。

そういった中では、今回の地方創生２．０につきましては、生きがい交流といいまして、そこの自治体以外の地域、県境を越えてでも、これは事業推進ありと、こういうことでございます。様々な、すでに事業を取り組んでいる富士見町、原村もございますし、また川上村や南牧村につきましては、すでに農業公社を通じて、農家が土地の貸し借りもしていると、こういう状況もあるわけでございますから、それらについては、ぜひとも生きがい連携もしていただきたいし、また産官学の学の連携もぜひしていただきたいです。学につきましては、やはり山梨県が持っている大学につきましても、大学の中では大学を統括しながら交流もしていると聞いておるところでございます。そこにつきましては、やっぱり地域の学と連携を取るということも大事かと思いますので、ぜひともそこにつきましても、今後どうしていかれるのかお伺いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、マクビープラネットグループの意向というのは、基本的に農業や、また農業を通じた観光ですとか、そういうものに意向があるようでございます。そういたしますと、今後、どのようにやっていくかということは、今後、協議をしていくということではございますが、今、北杜市の実情を見ますと、小さい農家さんたちは、なかなかロット数が集まらず、産地化もできていない。また、いろいろな野菜団地を、有機ですとか、オーガニックですとか、作りたい。また、ジビエにつきましても、すでにジビエは、狩猟されている皆さんもいらっしゃる。そして、簡単に言うと、そこで加工所もある。そんな環境にもあるわけでございまして、北杜市の魅力を、ぜひ前面に押し上げた中で、事業計画を今後進めていくべきだと思いますし、それには多くの団体、フードバレーも含め、やはり協議をしながら、私は進めていくべきかなと思っ

ております。

そういった中で、当然、スマート農業も進んでいくものかと思っております。われわれ中山間地域においては、非常に土手草刈りというのは大変な作業でございます。でしたら、これが機械化できないのか、機械化でなければ、パワースーツのような高齢の方でも草刈りが楽になるような、そんなことも、私は産官学の中では、連携しながら考えられると思います。それらの提案につきまして、どのようにお考えになるのか。

また、補助金・交付金の獲得については、次世代型の交付金も用意されているようでございます。そこにはぜひともトライしていただきたい。つまり、地方創生における交付金もトライしていただきたいし、各事業において、補助金や交付金も国から、農水省の補助金・交付金もあるわけでございますから、それもトライしてもらいたい。この地方創生の交付金は、北杜市からいただき、それを事業として、事業するところに送り込む。これは農業振興公社になります。農業振興公社は農業振興公社として、事業をするために国からの補助金というメニューもあるわけで、そういたしますと、農業振興公社は北杜市から来られる交付金、そして国から来る補助金、そしてまた今回の寄附金、ふるさと納税、これらが活用できまして、今後、地方交付税が目減りになる、また合併特例債は当然なくなる、そういった中では、この地方創生２．０と企業版のふるさと納税は、本市のこれから生きる指針になるわけでございまして、そこについては、やはり考えていかなければならない。ぜひともこれは進めていくべき話で、どこの自治体も苦戦しておりまして、事業スキームをつくるのに厳しい中、本市においては農業振興公社があったから、短期間の間で、これを進めることができたんだろうと思います。

そういった意味では、これから１年ございませんから、ぜひともそこは協議をしていただきたいと思います。代表質問１項目めにつきまして、再質問させていただきました。ご答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

内田俊彦議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

私のほうから地方創生２．０の進め方に伴う連携についてであります。

議員ご指摘のとおり、地方創生２．０を取り組む上におきまして、県境を越えた市町村であり、県内の大学との連携をすることによりまして、やはり医療や交通、産業振興、観光など広域的な課題に対応しやすくなるというところが、まずございます。

また、地方創生２．０の取り組みの推進に位置付ける交付金の獲得に向けましても、非常に評価の対象となり得るものと承知をしております。

それらを踏まえまして、各方面での連携ということは視野に入れた中で、今後、県等と連携をした中で、市として限られた地域資源を有効に活用しまして、地方創生事業を推進してまいります。その中では、交付金を最大限に活用したいと考えております。

また、もう１点、今回のモデルがふるさと納税を活用しての事業ということで、これまで北杜市にない事業の進め方になるかと思いますが、今後、こういった進め方、市の財源の持ち出しを抑え、そうした中で進められる事業、非常に効果的であると考えておりまして、こちらと先ほどの交付金の活用を考えた中で、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

内田俊彦議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

何点かご質問があったと思いますが、本市において、優良農地の要望は多く、特に新規就農者や有機農業者専用の農地確保の要望は高く、利用権設定を行っている北杜市農業振興公社においてもニーズが多いとお聞きしております。

そのことからも、遊休農地に土地改良事業を活用し、受益者分担金分を寄附金などで賄うことができれば、事業導入がスムーズになり、安価での貸借も可能となることから、議員のおっしゃるとおり、遊休農地の解消や新たな担い手の確保につながる画期的な提案と考えております。

また、農家にロット数が集まらないとか、ジビエの加工所などの魅力発信についても、今後、産官学で研究をしてまいりたいと考えております。

特にご寄附をいただいたマクビープラネットグループ様は、情報発信に長けていますので、そのようなことも活用できればと思っております。

フードバレーについても、今後は産の部分で、農業振興公社が中心となりますが、その中に入っていただき、いろいろなご意見を頂戴したいと考えております。

交付金や補助金の活用についてですが、内閣府が所管する新しい地方経済・生活環境創生交付金などの補助金制度、企業版ふるさと納税を財源に同額の交付金を受けられることからも、ぜひ交付決定をいただけるよう、産官学による協議をしっかりと行い、チャレンジしてまいります。

北杜市農業振興公社の定款には、公益目的事業として、農業の担い手育成に関する事業や収益事業として地域活性化推進事業を推進していくことなどがあることから、本事業を活用する中で推進できるものと考えており、ぜひとも交付金を取っていけるようなスキームづくりを慶應義塾大学の皆さまや、われわれが模索する中でチャレンジしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

それでは、１項目めの再々質問をさせていただきます。

前向きな答弁をありがとうございます。これをさらに進めていかなければならない現実があるわけでございますが、やはり私たちの北杜市、この魅力は非常に高いものでございまして、それをどのようにアピールしていくか、それをどのように商品化し、地元に還元し、二地域居住や、また少子化や高齢化や地域の活性化につなげていくということが非常に肝要であると思っております。

そういった中では、今回、慶応義塾大学のチームの皆さんが来られるということは、新たな首都圏の感覚が私たちの地域に風となって入ってきます。いずれ、今まで当然、移住者がいま

したので、そういったことにつきましては、当然、北杜市も影響を受けていたわけでございますが、今回は国の事業や市の事業、また農業振興公社という公社の事業、そういった中でこれを取りまとめることができるということにつきましては、北杜市の魅力がどういうことであるかということについては、毎日、富士山を見ている私たちに、富士山はすごいねと毎日言っているかというと言っていないけれども、東京の人は来れば必ず素晴らしいねというし、飲み物、野菜、果物やいろんなもの、そしてこれは捨てるものなのかなと思うようなものだって商品になる可能性は十分あって、やはりそれは今回ワークショップ等も開きながら、ぜひとも、非常に大変な作業になるかと思います。

市内の小さな団体、もしかしたら個人、そういった人たちからも意見を聞かなければならないようなこともあるかもしれませんが、ここはぜひとも国の事業と絡まるわけでございますから、どこの自治体よりも先駆けて、北杜市が私たちの魅力を発信して、北杜市全体が商品価値がありますよと、そういうふうに私は訴えていただきたいし、この事業を進めていただきたいと思っております。ぜひとも、私はそういった思いで答弁をお願いしたいのですが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

内田俊彦議員の、公明党の再々質問にお答えいたします。

確かに、われわれはここの地にいるので、いろいろなことが、素晴らしいこともなかなか、本質は分かっていないのかもしれませんが、今回は多額の寄附金をいただき、なおかつ研究する学の部分も付けていただきましたので、本当にいろいろなことが今後できるものと考えております。

先ほど内田議員がおっしゃるように、本市の魅力をしっかり再確認しながら、ご提案をいただき、様々な農業に携わる人々の声を聞きながら、われわれも市の魅力の発信を最大限に伝えていけるよう努力してまいりたい考えでございます。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

続きまして、第８次ほくとゆうゆうふれあい計画の策定について、何点か再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず１点目の高齢者福祉交通の構築につきまして、先ほどボランティア等も含めながらというご答弁をいただきました。

過去にもボランティア団体の中で介護認定を受けられた方のみの、簡単に言うと福祉交通もありましたし、現在でも訪問型サービスＤと言われるものがあるのも承知しておるところでございます。

しかし、免許返納や、高齢者になるに従ってどうしても運転ができなくなる。昨今の報道等によりますと、逆走というのもあって非常に危険な状況でもある。しかし、この地に生まれ、

住み続けたい、またこの地を終のすみかとして最期までここで住みたい、そういった人たちがわが北杜市を支えてきたし、これからも支えていくのではないかと思っております。

ぜひともこれにつきましては、ボランティアポイント制度というのもございますし、ぜひともここをクリアすれば、北杜市は非常に素晴らしい自治体として全国に評価されるかなと思っております。これは介護保険制度と相まった中で、私は進めていくことが非常によろしいかと思いますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

また、介護医療にかかる本市の人材育成のため、ＡＩ等の活用による先人の知恵ということで、先ほどご答弁いただいた、重々分かっております。

国につきましても、今、第１０期の計画を進めている中で、その中にも入っているわけでございます。そういたしますと、今、北杜市が抱えている課題、そして今後、向き合わなければいけない人生１００年、この１００年を元気で生き生きと過ごすためには、予防も含め、やはり今回の介護計画を策定するにあたり、ここが一つの北杜市の正念場となるように私は感じているところでございます。

市長のほうからも、計画の策定にあたっては、厚労省について、働きかけもしていただいているということではあります。しかし、厚労省から、過去にも人材を派遣していただいたことがあります。そのときにどのぐらい子育てが進んだのか、私は、２０何年を超えた市議会議員生活の中で、非常にあのときにお世話になったというふうに感じております。であれば、やはりこれはさらに人材獲得のために努力をしなければならない。それには、北杜市からも人材交流として職員も派遣しなければならない、私はそうも思っております。

難しい答弁になろうかと思いますが、ぜひともご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えします。

私からは、第８次ほくとゆうゆうふれあい計画の策定に伴う交通の考え方、また人材の育成に関することについて、答弁をさせていただきます。

私ども中山間地域、全国共通だと思いますけれども、交通確保の問題については、どこの自治体でも取り組んでいる内容だと承知しております。

その中で、特に広大な面積を有する本市では、これまでも公共交通に関する取り組み、また介護に関しての交通の取り組み、それぞれ行う中で取り組んできているわけではありますけれども、今回の計画を皮切りに、何とかこの課題を突破できるよう取り組んでいきたいと考えております。

その中で、先ほど議員がおっしゃられました自助・共助・公助という、それぞれ役割を果たした中での交通の形としては、交通ボランティアに行政も絡んだ制度も一つの手段かと思っております。

今現在、他県の例などを模索している最中ですので、いくつか勉強させてもらいながら、北杜にふさわしいような形を何とか見つけていきたいと考えております。

また、ＡＩを活用した人材育成ということですけれども、現在、介護に携わる職員につきましては、退職された方たちの技ですとか、介護にかかるコミュニケーションの仕方、その時々

の判断というものを受け継ぎながら業務を行っております。

こういった蓄積されたものを次世代につないでいくということは、大変重要であると思っております。これを、生成ＡＩを活用しながら、次の時代につないでいけるような仕組みもぜひ、考えてまいりたいと思います。

また、これらにつきましては、国の第１０期計画をしっかり捉えながら、市の高齢者の交通が他市の見本になれるよう、今回の計画策定に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

１９番、内田俊彦議員の公明党の代表質問に対して、お答えをいたします。

先ほど、厚労省の人材派遣ということで質問がありましたけれども、私も何回か行って、課長さんともお話をして、とにかく議員のおっしゃるとおり、やはり国、いろいろなところに精通した人がいてくれたり、また相談ができるということは、大変北杜市にとって重要なことでありますので、できるだけ国からのそういう人たちと意見交換ができるなり、またできれば派遣をしていただければ、私もありがたいと思っております。

できれば、北杜市の職員をそちらに派遣しても、それは本当に、その人に対してもプラスになりますし、市に対してもプラスになると思っておりますので、これからも努力をしてまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

それでは、４項目めの峡北圏域における地域連携ワークショップについて、お伺いをいたします。

これは、社会福祉協議会の北杜社協、韮崎社協ともに峡北圏域ということでワークショップを開催されたと、こういう認識でおります。ここには地域の子どもたちが、やはり夏休みとか冬休み、春休みになりますと、どうしても給食がなくなる現実もある。先ほど、こども食堂のことについても触れていただきましたけども、ＮＰＯと社協が情報共有をしながら、本当に手厚く、社協だけでは、データだけではやはり分からないもの、ＮＰＯ法人だけではやはりどうしても手薄になるもの、こういったことがあろうかと思っております。

これは全国的な流れでもございますし、山梨県も当然これを押し上げているようにも見えます。ぜひともここにつきましては、この連携によりまして、私たちの地域に住まわれる子ども、また子どもばかりではなくて、社協が関わる以上、お困りの方、こういった方たちにやはりＮＰＯ法人と一緒になって、どのように支援ができるのかということは、まだまだこれからのことかと思いますが、私はそういった意味では、市は積極的にここに関与していただきまして、私たちの地域が困った人に寄り添える、こういう姿勢で、私はあっていただきたいと思います

ので、いかがでしょうか、ご提案申し上げます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

内田俊彦議員の、公明党の再質問にお答えをいたします。

峡北圏域における地域連携のワークショップの件についての再質問であります。

これにつきましては、先般、市の社会福祉協議会へ内容等をお伺いをしたところですけれども、先ほど答弁を申しましたように、第２回ということで、諸団体の方が感じておられる課題等の、まず情報の提供というものが主になっているということであります。

そういった中で、子どもさんということだけではなく、孤独・孤立の防止というところも一つ課題になる中で、今回、子どもという話題も出して協議をしていると認識をしております。

市といたしましては、社会福祉協議会を通じて、これらの内容の状況について情報共有をしてまいるわけでありますけれども、その状況の途中において、行政、教育ＮＰＯ法人などの関連機関と情報連携を共に図るとともに、一緒になりまして地域における子ども支援、また孤独・孤立への解消ということに向けての取り組みを市としても当然すべきと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

再々質問させていただきます。

ありがとうございます。お考えも方針につきましても賛同できるものであります。しかし、もう夏休みはすぐそこにやってきております。山梨県においても、その対応については苦慮しているように見えます。ここはやはり、夏休みを焦点に何ができるのか、まずはぜひとも進んでいっていただきたいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

内田俊彦議員の、公明党の再々質問にお答えをいたします。

子どもたちへの食事の連携、特に夏休みということであろうかと思います。

これにつきましては、先に県のほうでもその内容について新聞等で掲載があったわけでございますけれども、今現在、社会福祉協議会が中心になることを想定しておりまして、それにつきましても社会福祉協議会と話をしまして、市の中で役割として果たせるものについては、話してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

以上で、内田俊彦議員の質問を終わります。

関連質問はありますか。

（　な　し　）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、１４番、志村清議員。

志村清議員。

○１４番議員（志村清）

日本共産党の代表質問を行います。

まず、市長の政治姿勢について見解を求めますが、その前に、２２日に、一昨日です、米国トランプ大統領が行ったイランの核施設３カ所への空爆について、国連憲章だけでなく、原子炉など核施設への攻撃を明確に禁止しているジュネーヴ条約にも違反する国際法違反行為です。このような暴挙を、私は厳しく糾弾したいと思います。

それでは、はじめに市民からも関心が高い市長の政治姿勢、政治課題等について見解を求めます。

①憲法記念日の「山日アンケート」における大柴市長回答の真意についてです。

５月３日の「憲法・首長アンケート」で、市長は、「憲法９条が戦後８０年間の平和に寄与したか」という問いには「寄与した」と答えた以外の設問、「憲法改正」とか「９条改正」「防衛費増額」など５項目全てに「どちらとも言えない」と、こう答えていました。今年は戦後８０年。あの惨禍を経てつくられ、守り抜かれてきた憲法に対する市長の考えや向き合い方を、項目を２点絞って見解を求めます。

（イ）憲法改正、とりわけ第９条の改正についての考えはどうでしょうか。

（ロ）自民・公明政権が進める「防衛費増額（５年間で４３兆円）」、これへの評価、見解を求めます。

②長崎県知事が構想を示す「富士トラム計画」への評価についてです。

知事は昨年１１月、富士山登山鉄道構想について、それまで検討してきた「鉄軌道による次世代型路面電車方式」を断念して、新たに「『富士トラム』構想」を発表しました。富士トラムは鉄軌道がゴムタイヤに代わるだけで、５合目の半地下方式の駅舎、中間駅、車両基地などは変わりません大型建設事業であり、県内各地に延伸すると言いますが、３両編成・全長６０メートルものトラムが一般車両と一緒に走ったり、カーブや交差点を回りきれるのか。そもそも、開発した中国では諸問題が起きて運行をほとんど止めているものです。

そこで２点、聞きます。

（イ）市長は３月議会で「本市の観光振興などに大きな相乗効果を生み出すもので夢が広がる思い」とのべ、北杜市への延伸を県に要望したと答弁しましたが、再度、評価を聞きたいと思います。

（ロ）５日に県は導入のコストを試算して６１８億円と公表しました。富士トラムを北杜市まで走らせるよりは「公共交通の整備や充実」事業への県費の投入、援助こそ県に求めるべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

③自衛隊への青年名簿提出についてです。

３月の議会で市長は、他会派への答弁ですが、除外申請、本人が望めば提出の名簿から外せる制度ですが、これについて、「本市においても検討する」と答弁しました。評価できる姿勢で

すが、そのとき理由は述べていませんでした。もしこの理由が「個人情報は本人の承諾なしに利用できない」というものなら、名簿提出そのものをやめるべきではないでしょうか。防衛省、総務省からは、自衛官の募集事務について、令和３年の２月に続いて、今年３月７日付けですが「防衛大臣は名簿提出を求めることができる」という「通知」が発行されています。県内では「『できる』というなら義務ではない」と理解をして、名簿提出をやめる検討を始めた自治体も生まれていると聞きます。

以下、３点聞きます。

（イ）「除外申請制度」導入検討は評価しますが、その理由、導入の時期を改めて答弁願います。

（ロ）個人情報保護法に基づいて、また「義務ではない」との判断で、名簿の提出そのものをやめるべきではないかと思います。

（ハ）笛吹市や中央市では市のホームページで「名簿を提出しています」と公にしています。提出をもしやめないなら、せめて市民、青年に個人情報を提出していますと、知らせるべきではないか、答弁を求めます。

大きな２項目め、中学校２校新設案への評価。このまま進めるのか。という点についてです。

新設２校にするという「再編整備検討委員会」の最終案の説明会が開催されました。２年前の説明会が各会場１０人前後だったのに比べて、今回は合計で５６０人が参加し、１０２人が発言したということです。「わが子、わが孫の教育環境が大きく変わる問題だ。北杜市の将来の姿を決める問題」として関心がいよいよ高まり、問題点も明確になってきたと、私は受け止めています。

質問が集中していました「バス通学の距離や時間」とか「大きな学校になれば不登校などは解決されるのか」などの質問には明確な答弁が、その場ではできていない説明会だったと思います。

今後、小、中学生のアンケートを経て、「『総合教育会議』なるもので決めていく」ということですが、参加者の感想にもあったように、「結局、市には２校案を変えるつもりはなく、ご理解いただきたい。説明は尽くしました。こういう姿勢」だけは、はっきりした説明会だったのではないかと思います。このままでは、市民の声を聞き入れないまま進みかねないとの思い、「急いては事を仕損じる」との思いで、市長、教育長の見解を本日聞きます。

①そもそも、中学統合が課題にあがったのは、「第三次総合計画」と「新・行政改革大綱」であり、市の施設の床面積を４０％減らす、こういう目標にそって「行革大綱」で初めて２ないし４校と明記され、その後、議論のテーマが「適正規模」とか「垂直統合か水平統合か」の検討に移り、そして２校案になったわけです。つまり「子どもたちの教育環境より財政問題を最重要に位置付ける『総合計画』が背景にあって、スタートは財政問題」と私は考えますが、答弁を求めます。

②市長は先日、北杜市が４３３人の転入超過となったことを紹介しましたが、うれしい結果なんですが、広い市に中学校が２つしかない、バスに長時間乗って通わなければならないような市に子どもを連れて越してくる若い人たちが増えるのか。せっかく転入増に向かう傾向にストップをかける、引き金を引いてしまわないか危惧するものです。「心配ない」と断言できるのか。市長の判断を問います。

③これまでの進め方をふまえて、今後の進め方について、以下質問します。

（イ）「地域あっての中学校」であり、地区ごとに地域活動や地域づくりの中核的役割を担っている各「地域委員会」での説明や議論が必要かと思いますが、どうでしょうか。

（ロ）説明会は一方的な質疑・応答であり、参加者が話し合う場ではなかった。また、市議会には経過報告と案の説明だけです。「太陽光パネル条例」制定時の先例もあります。希望する市民や保護者などの当事者、教育経験者、市教委、議会代表などで構成する「検討会議」などを今後設ける必要があると私は思います。どうでしょうか。

（ハ）今後開催される「総合教育会議」なるものの構成員はどうなっていますか。何が検討され、何を決めるのか。またその会議は公開されるか、答弁を求めます。

（ニ）４つのうちのA案で濃く色付けされた範囲から明らかに外れている「明野中」「泉中」「小淵沢中」「武川中」などは「廃校になる可能性が極めて高い」、こう理解していいのか。明確な答弁を求めます。

３点目の大項目、「介護報酬の引き下げ」から１年。市の評価、対応についてです。

政府が訪問介護の報酬を２ないし３％引き下げてから１年が経過しました。予測され心配されていたとおり、厚労省調査でも全国の介護事業所の６割が減収、倒産も過去最高ということです。私は４月下旬、北杜市内の訪問介護事業所の責任者や職員の方々から１年間を経過した実情を聞いてまいりましたが、例えば「甲府市では１日で１０軒回れるけど北杜市では６～７軒が限度です。移動距離が長く非効率です。１日で９０キロも走ります」「ごみ出しとか買い出しの需要が多く、高齢者が暮らしにくい。これが北杜市」などの声が寄せられました。また「ヘルパーの高齢化が激しくて、給与が低いから人材も集まらない。あと５年後はどうなるのか」という悩みがどこでも出され、市に対して「報酬に加算されないガソリン代などを補助してほしい」という要望も出されました。市議会には「請願」も出され、議会としての判断が迫られています。高齢化が一層進むもとで、「５年後には北杜市では訪問介護・在宅介護がなくなる」との心配が現実のものとならないよう、市内事業所を守っていく責任が市にはあると考え、以下２点、対応を求めます。

①訪問介護報酬引き下げへの市長の評価は。それから引き下げの撤回や介護制度への国費負担増などを国に求める考えはないか。

２点目、新潟県の村上市、山形県鶴岡市などで先行実施されている「減収分やガソリン代などを市から補助する」、これを本市でも検討する考えはないか、答弁を求めます。

４点目の項目、政府のコメ政策への評価、市内農業者支援についてです。

昨年来のコメ価格異常高騰のもと、マスコミは小泉農林大臣の一挙手一投足を朝から晩まで報道していますが、古古米、古古古米である備蓄米を政府の責任で活用することは当然の責任であり、問題の本質は、食料自給率の目標まで手放し、コメの減反・減産を押し付け、コメの価格を市場まかせにして、地方のコメ農家に犠牲を押し付けてきた自民党農政の失政にあると私は思います。田植えの時期でもあり、多くのコメ作り農家から多種多様な意見が寄せられました。可能な限り、今日、紹介して、市の見解と独自対策を求めます。

「ＪA梨北」は４月、７年度産の米仮渡金（最低保証価格）を前年比で３，０９０円増やし、３０キログラム当たり１万１，５２０円と発表しましたが、農家からは「肥料や資材の高騰が続き、農業機械も高額で大変です」など、時給が令和３年・４年は１０円、５年が６３円と、農水省が発表したとおり「作れば作るほど赤字」といわれる状況が続いて、中小、特に家族営農農家ほど厳しい状況でも頑張り、北杜のコメを守っていただいていることを再確認しました。

そして、圧倒的に多く聞かれた悩みは、後継者問題であり、「こんなえらいことを息子に継いでくれなんて言えない」とか「うちはあと５年頑張ったら終わりだよ」と、こういう声でありました。地方の自治体こそ「コメ農家を守る」ことに、知恵を絞って思い切った手を打たないと、近い将来、北杜市も耕作放棄地、荒れ地ばかりに、さらになりかねないと言われました。

以下の２点について、市の見解を求めます。

（イ）３～４０年来の政府のコメ政策が問われていますが、市長の評価、見解、今後期待することは何でしょうか。

（ロ）コメどころである北杜市として、頑張っているコメ農家への支援を求めたいと思います。市は、農業振興課を中心に様々な施策、支援策を講じているわけですが、政府の増産計画である「集約化・大型化」は北杜市には地理的にも合わないやり方であり、市内に多い家族経営などへの独自支援策が必要と考えますが、どうでしょうか。

最後、須玉町内への土砂積み上げ、産廃施設の解決についてです。

須玉町大蔵地区に２月ないし３月、休耕田など４カ所に大量の土砂が新たに搬入され、地域から心配する声があがっています。４月施行の県条例に基づき、県も監視・指導を行っていますが、令和３年に無許可の盛り土造成で逮捕された６カ所も未だ放置されたままです。当事者は同じ人です。さらに言えば、土砂放置箇所から致死量を大幅に上回る硫化水素が発生した問題でも、県が令和元年に行政代執行でセメント固めした大蔵と東向地区の２施設も対応がされないまま放置されています。市長が代わった機会に改めて対応方針を聞きます。

①今回の４カ所、それと令和３年の６カ所の現状、１０カ所です、どう把握しているのか。県と歩調を合わせた当事者への指導など厳しい対応を求めます。

②セメント固めした２カ所については、長崎知事が令和３年の１０月２１日です、現地を直接見て「本来この場所にあるべきでなく、産廃自体の撤去を検討する」、こう述べて「全量撤去」の方針を示したわけです。地元の人はその脇で毎日、日々、農作業をしており、「孫子の代まで残せないです」と県の対応に期待しています。「全量撤去」へ県が動くように求めるべきだと考えますが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市長の政治姿勢について見解を求める、における、トラム構想への評価と県への要望についてであります。

県が進める「富士トラム構想」については、将来における県全体の二次交通網の抜本的高度化を目指すものとして、本市でも賛同し、本年２月に関係団体の皆さまと共に、本市への延伸について知事に要望したところであります。

先日の県の調査結果からも、「富士トラム」の実現可能性が高まった結果でありますので、ますます期待が膨らむ思いであります。

なお、「富士トラム」は県内各地域をつなぐ幹線的な交通網と捉えておりますので、「市内公共交通の整備等」については、必要に応じて県への要望を行ってまいります。

次に、中学校２校新設案への評価、このまま進めるのか、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中学校統合のスタートについてであります。

全国的な少子化の進行により、市内中学生も減少し、学校の小規模化が進んでいる中、これに起因する教育面での課題が顕在化しております。

一方、義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うことが求められております。

こうしたことから、中学校再編の検討にあたっては、生徒の教育条件の改善の観点を中心に捉え、学校教育の目的や目標をより良く実現することを目指して、検討を行ってきたところであり、再編の検討は財政問題がスタートになったものではありません。

次に、転入希望者への影響についてであります。

先月開催された「地域説明会」においても、資料として配布した「新設市立中学校の目指す姿」の内容にご賛同いただき、新たな学校への期待を表すご意見があった一方、「学校が近くになかったら移住を決めなかったかもしれない」、といったご意見もあり、近くに学校があることに魅力を感じている方も確かにおりました。

しかしながら、近くに学校がある、という魅力のみを意識し、このことが本来の教育目的の実現の妨げになってはならない、とも考えております。

市としては、子どもたちへの教育環境をより一層充実させ、そのことを本市の新たなアピールポイントとして、広く市内外に発信することで、本市を選んでいただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水德生）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

中学校２校新設案への評価、このまま進めるのか、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域委員会への説明、議論及び検討会議の設置についてであります。

これまでの検討過程において、「地域委員会」の代表者や児童生徒の保護者、学校関係者等のご参加をいただく中で、様々な機会を通じて議論・検討を重ねてまいりました。

保護者や地域の皆さまに対する説明会も、令和５年の説明会を皮切りに、全３２回開催し、１，３００人以上の皆さまにご参加いただく中で、いただいたご意見、ご質問にも全て対応させていただきました。

また、市議会に対しても、適時適切な時期に、検討状況を報告させていただき、ご意見をいただく中で、検討の参考とさせていただいたところであります。

このことから、市教育委員会としては、十分にご説明をさせていただいたものと捉えていることから、新たな検討会等は考えておりません。

次に、統合案の範囲から外れた中学校の廃校の可能性についてであります。

現在、新設校の場所は決定していないことから、既存の個々の学校について申し上げること

はありませんが、様々な状況等を総合的に判断し、新設校の設置場所を決定してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市長の政治姿勢について見解を求める、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、憲法改正についてであります。

「日本国憲法」は、わが国の在り方を定める最高法規であることから、憲法第９条を含む、憲法の改正については、まずは衆参両議院に設置されている「憲法審査会」において慎重に審査されるべきものと考えております。

次に、防衛費増額についてでありますが、安全保障は、国の重要な責務であり、国民が安全・安心に暮らしていくためにも、国が計画的に必要な予算措置を講じているものと考えております。

次に、「除外申請制度」導入検討の理由、導入の時期、名簿提出の取り止め及び周知についてであります。

市では、「自衛官」および「自衛官候補生」の募集に係る名簿の提出については、「自衛隊法」および「自衛隊法施行令」に基づき、防衛大臣からの資料提供の依頼により、対象者の情報を提出しておりますので、今後も継続してまいります。

また、「除外申請制度」については、市民の声を聞く中で導入を検討したところであり、次回の名簿の提出要請からの導入を予定しております。

なお、「自衛官」および「自衛官候補生」の募集に関する事務を行う上で、必要な範囲において個人情報を収集および提供することは、法令に基づく正当な行為でありますので、個人情報の提供に関する周知については、現在のところ考えておりません。

次に、中学校２校新設案への評価。このまま進めるのか。における、総合教育会議についてであります。

「総合教育会議」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「教育に関する大綱」の策定に関する協議、および地域の実情に応じた教育、学術および文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の調整などを行う場であり、本市においては、平成２７年４月から設置しております。

会議は、市長および「教育委員会」で構成されており、原則、公開となっております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

須玉町内への土砂積み上げ、産廃施設の解決における、県への全量撤去の要望についてであります。

県が「行政代執行」により実施した本市須玉町内の「セメント安定化工法」による残置物は、現在においても廃棄物であることに変わりはなく、撤去に係る法的な責任は行為者が負っているものであり、県では行為者に対し、残置物の撤去を求めていると伺っております。

現時点、行為者による撤去の動きは見られておりませんが、市としても産業廃棄物を所管する県に対し、地域の要望等を適切に伝えるとともに、県からの情報提供など、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

「介護報酬の引き下げ」から１年、市の評価、対応はについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、訪問介護報酬引き下げについてであります。

介護報酬につきましては、現在、国において次期改定に向けて検討を始めているところでありますので、今後、国や県の動向を注視してまいります。

また、介護制度への国庫負担増などについては、これまでも「全国市長会」により、国に要望しているところであります。

次に、補助についてであります。

市では、これまで市内介護事業所の安定的な事業継続を支援するため、支援金を交付してまいりました。

「訪問介護事業所」への経済的支援については、現在のところ考えておりませんが、市内介護事業所の状況や、国や県の動向を注視し、検討してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

政府のコメ政策への評価、市内農業者支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、政府のコメ政策についてであります。

これまで米の作付面積を抑制することで生産量を調整し、米の需要と供給の均衡を図るとともに、「不作付け地」となった水田については、他の麦、大豆、飼料作物などへの転作を推奨することで、食料安全保障への貢献および地域適作の推進を図るという国の政策により、米の価格が維持されるとともに、地域特産農産物の発展が可能となったものと考えております。

国は、米の価格高騰を受け、必要な生産数量を確保するため、生産調整を見直す方針を固めましたが、米の増産は米価の下落につながる可能性もあります。

本市は、県下最大の米生産地であり、国の米政策の動向により、大きな影響を受けることから、今後も米の生産を継続していただけるよう、国による「所得補償制度」の創設や農業機械

などへの補助など所得向上に向けた恒久的な支援が重要であると考えております。

次に、家族経営などへの独自支援策についてであります。

本市においては、規模の大小や個人・家族、組合、法人などの経営形態にかかわらず、水稲で生計を立てる担い手を確保・育成し、農地を確保するとともに、「地域計画」に基づき、担い手への農地の集積・集約化と、機械・施設の助成を推進することが、地域農業の持続的発展につながるものと考え、本年度から土地改良事業に伴う受益者分担金を１０％から５％に軽減を図りました。

また、現在「産地づくり交付金」の中で、「特別栽培米」や「飼料用米」、「加工米」を販売した際には国の制度に市が上乗せし、助成を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

須玉町内への土砂積み上げ、産廃施設の解決における、現状の把握と県と歩調を合わせた指導についてであります。

今回、須玉町大蔵地内で行われた４カ所の盛土については、昨年６月に、通報による行為の発覚以降、断続的に土砂の搬入が行われ、その都度、周辺住民からの情報提供もいただく中、現地の状況を確認したところであります。

本年２月以降は、新たな土砂の搬入は確認されておらず、４月に山梨県各関係部局の同行の下、現地踏査により最新の状況を確認したところでありますが、変状は確認されませんでした。

令和３年に、盛土行為が行われた６カ所については、定期的に現地の巡視を継続するほか、県と情報共有を図りながら、現状の把握に努めているところでありますが、現時点において原状回復が見られない状況であります。

今後も、現地の状況を注視するほか、県に対して早期解決に向けた対応を強く要望してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を２時４５分といたします。

休憩　午後　２時３０分

再開　午後　２時４４分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

志村清議員の再質問を許します。

志村清議員。

○１４番議員（志村清）

再質問、１項目の政治姿勢について、私は大変びっくりしました。憲法観などについて答弁が部長から、この通告を見て、また質問を聞いて、１００人が１００人、市長に対する質問なんですね。職員の憲法観を聞いているのではなくて、政治家たる、しかも市政のトップである市長の憲法観を今日は聞きたかったわけで、議論していると時間がないので、次回またお願いしたいと思います。

時間がないので、２項目めから再質問します。中学校２校問題です。

市長は先ほど、近くに中学校があるということを理由に越してきている人もいるということも分かったと言いました。私も、私の家の前が須玉中学校の通学路で、朝夕、２０人くらいでしょうか、行ったり来たり、ぺちゃくちゃ喋りながら、帰りは鼻歌を歌いながら帰ってくる子もいます。男の子と女の子で帰るカップルもいます。そういう風景、景色がなくなるだけでも、その一点だけでも、私、地元から中学校がなくなるのは反対なんです。

中身はともかく、進め方について、１点、聞きます。

中学校検討委員会の報告、説明が８会場でありました。同じ台本でやっていると思います。３カ所。A案、B案に決めたことについて、こう説明があります。これは議事録を見て確かめました。A案、B案について様々な意見が出た結果、A案、B案となりました。様々な意見が出たと説明を、８会場でしています。議事録を見ると、こうなんです。１２人出席しているうち、A案がいいと言った人が１人、D案がいいと言った人が１人、A案とB案両方がいいですというのが３人、それだけなんです。あと残りの７人は発言しなかった。これが様々な意見が出たんですか。答弁してください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

志村清議員の日本共産党、代表質問の再質問にお答えいたします。

ご質問の中にあったのは、再編整備検討委員会での様々な意見ということかと思いますが、議論の中でA案、B案、C案、D案ということで４案、こちらが考え得る学区の組み合わせということで資料提示をさせていただいた中で、それぞれの委員の方々にご発言を求めまして意見をいただいたところであります。

多かったのは、A案、B案という２つの案でありましたし、例えばですが、高根町、長坂町、大泉町、小淵沢町の４町と明野町、須玉町、白州町、武川町の４町の組み合わせについては、生徒数のバランスがやはり著しく不均衡であるというところ、また、４案に共通した中では、やはり生徒数のバランスを見るべきだということや、白州・武川地区についての昔からの地域の一体性などを考慮したほうがいいではないかということで、意見がいくつも出されたということを説明会の中では、説明をさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

志村清議員。

○１４番議員（志村清）

検討委員会の報告をしている、この説明会では様々な意見が出た結果と言って、９回の議事録を見ると、この５人しか発言していない。そのことを私、様々な意見が出たと言えば、５８０人は、本当にそこで様々、A案がいい、B案がいい、C案がいい、いっぱい出てA案になったと思いますよ。そういうことを言いたいわけです。

もう１個、聞きます。その先が、議事録で、私もそこにいたから、おやっと思いました。委員長であり議長である教育長が「A、Bを推すことになりそうですね。どちらを第１案、第２案にするかですが、どうでしょうか」と言ったら意見が出なくて、「今日の意見を聞く範囲ではA案が最も良いというふうに聞こえましたので、いかがでしょうか。A案を第１候補ということで、議会と地域説明会に説明するということでよろしいですか。」「反対なし」と議事録に書いてあるんです。これはあまりに、議長であり教育長が結論ありきでA案、B案を決めてしまう、リードしすぎではないかと思うんですが、分かりましたか、議事録、そのまま僕、用意しているんですよ。どう思いますか。答弁を願います。

あまりにA案ありき、B案ありきで、リードしすぎの、押し付けみたいな進め方だと、私はそこで感じたんですが、どうでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

志村清議員の日本共産党、代表質問の再々質問にお答えをいたします。

検討委員会での教育長につきましては、議事進行という形で委員の意見をくみながら、検討委員会としての方向性を決めるタイミングの会議でありましたので、いずれかの形で判断を下すという段階に来ていた会議でありますので、教育長のそれぞれの委員さん方の発言等を踏まえまして、そのような発言をしたということでありまして、決して教育長、議長の立場として、何か１つの案に押し付けをするとか、そういった意図はなく、委員の皆さまの意見等を踏まえまして、やはり委員の皆さまの思いをくみ取りながら、議長としての判断、進行をしたと理解をしております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

志村清議員。

○１４番議員（志村清）

私はそこにいて大変不自然に考え、押し付けようとしたつもりはないというのは、当たり前です、押し付けてはいけないから。４つを分ける、大変大事なことを決めるところに、１２人中５人しか発言しない。そういう中でA案が決まっていくということ、そもそも、私は残念だなと思います。

時間がないからいっぺんに飛ばして、最後の５番目について再質問します。

４カ所について、４月に県の状況を確認したと。これは私、そこに同行しました。浅川県議、また１番議員の浅川議員も一緒にさせてもらいました。

どういうふうに状況を確認、判断したのか、近所の方は非常に心配していますので、まだ違

反していないとか、そういうことを簡単に説明してください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

志村清議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えをいたします。

４月に現地を確認いたしました。盛土規制法上、大きく２つのことが確認をされております。

１つは、盛土規制法において、令和７年４月時点で盛土に関する工事が行われている場合については届出が必要となりますが、当該箇所の４カ所については、法の施行以前、令和７年３月３１日以前に事業が完了しているため、届出は不要という判断となっております。

次に、許可対象となる盛土等の規模において、面積あるいは高さ、勾配が許可を要する規模、形状ではないということを確認しております。許可対象にならないことを確認しております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

志村清議員。

○１４番議員（志村清）

最後の再々質問ですが、セメントで固めた２カ所の問題です。

思い出してほしいんですが、硫化水素の致死量、あっという間に死ぬ量が７００ｐｐｍ、これが当時８千ｐｐｍ、１年くらいだったら９万９千ｐｐｍ、桁違いのものが出て、それであああいうセメント固めにしたんです。

大柴市長が県議のときに県議会でこれを取り上げてくれて、後藤知事だったと思いますが、解決を求めてくれているんですよね。直ちに危険だという札がいっぱい付いたりして、地元は安心したんですが、近づかないように。ぜひ市長、最後に、今度は市長として、県とのパイプなども生かして、ぜひ強く全量撤去への検討を県に求めてもらいたいと思うんですが、決意を伺いたいと思います。

どうですか。憲法判断でないからぜひ。期待をしていますので。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

志村清議員の、日本共産党の代表質問の再々質問にお答えをいたします。

廃棄物の撤去を求めることにつきましては、廃棄物の撤去に係る法的な責任は行為者が負っているものとしまして、県では行為者に対し廃棄物の撤去を求めていると伺っております。

市としましては、先ほど答弁をさせていただきましたが、産業廃棄物を所管する県に対し、地域の要望等は適切に伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

志村清議員の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（　な　し　）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜オール・イン・ワンの会派代表質問を許します。

北杜オール・イン・ワン、９番、中山喜夫議員。

中山喜夫議員。

○９番議員（中山喜夫）

皆さんこんにちは。

このたび、私からは水道一択、一本に絞って代表質問をさせていただきます。

会派として持ち時間も限られておりますので、本文は大幅なカットをし、その分、質問意図がしっかり伝わるよう途中補いもしつつ、多少早口になるかもしれませんが、ご理解、ご容赦のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは大項目１つ目、水道料金について「合併当初に各町の実情を考慮し合意された協定範囲」を尊重した【現行の２体系維持】を前提に【料金値上げの負担額の平等】に配慮した理解と納得が伴う市の最終的方針を願って。

「温故知新」、これは中国の孔子の教えで、過去の事柄を軽視せず、よく研究し、そこから新しい知識や見解を導いていくことという意味で、本市において大きな行政課題の一つと言える今後の水道事業と向き合う上で欠かせない教訓であると認識しております。

なぜなら、本市はご高齢の割合が４割以上を占める中、中高年齢層を含めると旧町村時代から合併当初、そして現在に至るまでの経緯と各地域の伝統と歴史を重んじていらっしゃる市民が非常に多く、広く理解と納得の伴う将来持続可能な水道事業健全化を目指していくためには、北杜市合併当初の原点に立ち返り、経緯と実情を重んじ、今後を考察する必要があると認識しているからです。

そこで、旧町村時代からの経緯と地域の実情をよくご存じである諸先輩の方々から貴重なお話も伺いつつ、また地元の清水進議員はじめ、かつて私の父も武川村村議会議員を務めていたこともあり、当時の合併協定書をはじめ村議会で話し合われてきた様々な内容や関連する貴重な資料も精読、閲覧させていただいた上で、本日の代表質問に臨んでいる所存です。

まず、北杜市の原点とも言える「北杜市合併協定書」は、合併前の旧町村が互いの実情や特性を尊重し合い、各地域の末永い発展を願い、合意形成が図られた約束事が記されている、いわば『町単位での婚約合意書』のようなものであり、水道については第２１款に合意された内容が記載されております。

その第１項には、旧町村の簡易水道事業会計の統一を図っていくこと、第３項には、水道料金については当面現行のとおりとするが、できる限り早期に地域的な統一を図っていくこととの記載があり、その流れから、現在の北杜市水道事業の設立と旧町村時代の各水道料金から現行の２体系料金へと地域的な統一が実現しました。

当時、武川町、白州町以外の６町においては、町内にダム水が供給できない一部地区が含まれど、合併協定を結んだ町単位で見て、水道企業団からのダム水の供給を受けている町であるのか否かを合理性がある判断基準として、ダムからの供給をまったく受けていない自己水源のみの武川町、白州町とその他の町との町単位で二分した現在の２体系の水道料金へ地域的な統一が果たされてきました。

以上、旧町村時代を経て北杜市誕生から今に至った経緯と、北杜市合併の原点と言える協定合意内容を含めた上で、以下の質問をさせていただきます。

（質問①）

現在の２体系料金体制に至った以前の経過措置は、旧町村料金体系を、「平成２３年３月から平成２９年３月までの、今回の答申内容と同じ６年間」をかけて、当時武川町においては「一般的な口径１３ミリメートル、１カ月の使用水量２０立方メートルの家庭の場合」は【６年の経過措置期間に段階的値上げを３回行い、結果合計３００円の値上げ】で現行の２体系水道料金に至り「町単位での地域的な料金統一」が図られました。

それに対して、この度の審議会で示された答申では、同条件の家庭の場合における経過措置（激変緩和措置）での引き上げは、武川白州町の住民の方々にとっては、来年度８月から【６年の経過措置期間で段階的値上げを６回行い、結果合計１，２６０円の値上げ】を行うという内容で、以前の経過措置は【６年の経過措置期間に段階的値上げを３回行い、結果合計３００円の値上げ】であったことと比べると、【同じ６年という期間で今回は２倍の回数となる段階的値上げを毎年行い、結果以前の合計３００円からその『４．２倍』にのぼる合計１，２６０円もの値上げ】を行っていく経過措置となります。

このように、武川白州町の住民にとっては「平等な経過措置＝激変緩和措置」とはとても言いがたい、例えるなら「熱いお湯の風呂に、体が慣れる前に急激にどんどんお湯が熱くなっていく」ような武川白州町の住民に対するこの度の経過措置と感じますが、市のお考えをお聞かせください。

（質問②）

本市の地中に埋設されている水道管路は約１，３５３キロメートルに及び、浄水施設や配水池などは２７１施設と非常に多くの水道施設を保有しております。今ある施設をこのまま更新すると５１年間で１，０７３億円（年額２１億円）が必要と試算されておりますが、今ある施設をこのまま更新すると、武川町白州町地内での支出負担の割合は、現在の水道施設の状況から一体どのくらいなのでしょうか。市内全体に対する大まかな割合で構いませんのでお聞かせください。

（質問③）

合併協定書の第２１款『合併後の水道事業の在り方』の合意項目１つ目に記載の「旧町村の簡易水道事業会計の統一」について、その流れから事業の統合が図られ、令和２年に「北杜市水道事業」が創設されました。

これにより、一事業一会計、総括原価方式のもと、今までの「水源の違いで料金に格差を設けていた合理性」に対し、「合理的な理由がない限り、統一料金が望ましい」という見解から、合併協定書に記載されている合意内容３つ目の「水道料金についての地域的な統一」により成されたはずの「現行の２体系料金体制の合理性」が結果薄められ、「今後は市内料金統一を推し進めていく方針」がこの度の水道審議会での答申として示されました。これは、合併当初の各町での議論を重ね合意形成に至った「町単位での地域的な統一による現行の２体系料金体制」が果たされたことと「簡易水道事業の統一」という本来の主旨範囲を「一事業一会計＝市内統一料金」へと範囲を超えた方針であると、納得のいかない住民の声も伺っております。

「一事業一会計」は良いのですがなぜそれが当時の合併合意の範囲である「地域的な統一」を超えた「市内の統一」にまで繋げてしまうのか。その理由の一つが「北杜市水道事業の創設」

とするのであれば、当時、合併協定書の第１項、旧町村の簡易水道事業会計の統一を図っていくことのうしろに、その後は市内統一料金を図っていくとまで記載され、合意形成が図られたはずです。それが「市内統一料金」に、合意範囲を超えてまで至る、そこまでの妥当性を有しているのかについて伺いたいです。【武川白州町の住民の立場からすると、地域特性に対する当時の尊重が伴わない遺憾と軽視感】を強く受ける納得のいかない状況下、現行の２体系料金の【合理性を薄める理由付けとして「北杜市水道事業の創設」をその引き合いに出すべきではない】と強く感じております。そして結果２倍以上の値上げを強いる市内料金統一は、武川白州町の住民の納得が伴わない強引な方針であると感じます。以上について市の見解をお聞かせください。

（質問④）

最後に今までの全てを総じて、この度の「水道料金統一方針」は【武川白州町の住民の立場からすると、自分たちだけが生活の上で急激な大きな痛みと負担を強いられる、理解と納得が置き去りにされ、住民に対する温情が伴わない、地域に誇りを持ち生活する先祖代々から紡がれてきた遺志・尊厳を軽んじられている感も強く受ける方針】であり、【「皆がともに同じ値上げ」ならばまだしも「自分たちだけ」が現状から見て結果２倍以上の料金値上げとなる料金統一を強いられ、急変する生活負担を受ける軽視感と不平等性】を強く感じております。

そこまでしてなぜ統一料金方針にこだわる必要があるのか。

そして、私も武川、白州町の多くの住民の方々も値上げ自体に反対しているわけではありません。

市の将来持続可能な水道事業のために、もちろん値上げには一定の理解を示しています。

水道料金について、合併当時の各町の実情を考慮し「合意された協定書内容を根拠」に【「必要善の差別化」がなされた町単位での地域的な統一】＝【現行の２体系料金体制の継続維持】を前提に、【料金引き上げ負担の平等性】を尊重する今後の２体系料金方針について、ぜひご検討いただきたいです。大柴市長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

中山喜夫議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問にお答えをいたします。

水道料金について「合併当初に各町の実情を考慮し合意された協定範囲」を尊重した【現行の２体系維持】を前提に【料金値上げの負担額の平等】に配慮した理解と納得が伴う市の最終的方針を願って、における、経過措置、市内料金統一、及び今後の２体系料金方針についてであります。

「北杜市水道事業」は、小規模で、経営基盤が脆弱な「簡易水道会計」を強化し、効率的な経営体制を確立するために創設したものであります。

また、令和２年度の「地方公営企業法」適用以降は、同一の給水主体の下で、一つの会計で一つの事業を行っていることから、２つの料金体系が存在することは、合理性がないものと考えております。

加えて、市内の実情として、白州・武川地区を除いた６地区の中には、ダムからの受水がな

いにもかかわらず、６地区と同じ料金を支払っている契約戸数が４，５６６戸あり、実に白州・武川地区の契約戸数の１．２倍にあたることから、ダムからの受水の有無により、料金格差がある現在の状況は、公平性に欠けるため、料金の統一を図るべきであると考えておりますので、２つの料金体系を継続することは考えておりません。

なお、経過措置については、「北杜市上下水道事業審議会」において、「北杜市上下水道事業経営基本計画」の改訂時期や、市民の負担感の軽減、事業運営に必要な資金の確保などの観点で、検討が行われました。

会議の当初では、「水道事業会計」の資金確保の観点や、事務の負担を考慮した経過措置について検討しておりましたが、委員から多方面にわたるご意見をいただき、結果として白州・武川地区の大口使用者および小口使用者の負担が最も少ないケースに答申がまとめられましたので、市としても、この答申内容を尊重したものであります。

「水道事業」は、市民生活に必要不可欠なライフラインであり、市民の生命と暮らしを守るという重要な役割を担っております。

本市では、１，３５３キロメートルの水道管路の更新工事や、耐震化を進めていく必要があり、市民が相互に支え合うという共通認識の下に、収益を共有し、効率的に運用することが、持続可能な水道事業の運営につながるものと考えておりますので、水道料金の統一について、ご理解をいただきたいと考えております。

その他につきましては、担当局長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

中山喜夫議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問にお答えいたします。

水道料金について「合併当初に各町の実情を考慮し合意された協定範囲」を尊重した【現行の２体系維持】を前提に【料金値上げの負担額の平等】に配慮した理解と納得が伴う市の最終的方針を願って、における、白州、武川町地内の支出負担割合についてであります。

「北杜市水道ビジョン」作成時の試算では、武川町の更新費用が約５１億円、白州町の更新費用が約４４億円、２町の合計は、９５億円を見込んでおり、これは、市全体の更新費用１，０７３億円の約９％に相当するものであります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中山喜夫議員の再質問を許します。

中山喜夫議員。

○９番議員（中山喜夫）

ご答弁くださり、ありがとうございます。

それでは、大項目１について再質問させていただきます。

再質問１、一般的に同じ市内同一料金か否かの問題については、それを住民が納得している合理的な理由が必要で、その合理的な理由の代表的な一つとして挙げられているものに、合併前と同様に旧自治体時代からの浄水場や水源を使っており、実質的にかかる維持費が異なる場

合という項目があり、これは行政実務や住民監査請求などでも通用する基本的な法的・実務的解釈とされております。

本市においては、まず、合併当時、旧町村の実情と地域的な特性を尊重し、各町において一部ダム水の供給が不可能な地域は含めども、町単位で見たダム水供給の有無による地域的な料金統一、過去・現在の２体系が図られてきた経緯について、当時は地域的な現在の２体系料金統一が図られたことには合理性があったと、広報ほくとでの市の説明にも記載されております。

ならば、先ほどのご答弁にて、武川・白州町以外の６町にも、ダムから受水がないにもかかわらず、６地区の現在の料金を支払っている戸数が４，５６６戸あることから、ダム水の受水の有無により料金格差がある現在の２体系の状況は公平性に欠けるため、料金の統一を図るべきとのことでしたが、現在の料金２体系は、過去に合意形成のもと、合理性のあるものと当時認められてきた、町単位で二分し、地域的な統一を果たした料金であるため、今それを公平性に欠ける料金であったと、今回の同一料金方針への根拠理由として引き合いに出すのは違うのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

再質問２、次に、実質的な維持費面についてであります。

本市においては、武川・白州２町内の水道管路や施設に対して、実質的にかかる今後の維持費については、先ほどご答弁いただいた内容から、今後５１年間で必要とされる、今ある水道管や施設への維持費用１，０７３億円のうち、武川・白州町の２町が占める維持費の割合は全体のわずか９％（１割未満）で、他６町は９１％（９割）以上を占めているという状況であります。

この状況は、２体系料金の維持か市内同一料金かという問題に対し、先ほど述べた必要とされる納得する合理的理由の一般的な例に挙げられている、合併前と同様、旧自治体時代からの浄水場や水源を使っており、実質的にかかる維持費が異なる場合という項目に十分該当してくるものと考えられますが、いかがでしょうか。

再質問３、以上述べてきた合併当時、合意形成のもと、町単位での分類により現状の２体系料金に至った合理性のある歴史的経緯と武川・白州２町の今後の実質的な維持費負担割合が１割未満、その他６町は９割以上という大きな差のある現状を根拠に、料金２体系は妥当性ある必要善の料金格差として、今後、堅持・尊重されるべきではないでしょうか、お伺いいたします。

再質問４、市民の中には、今回の市内同一水道料金による値上げで、今後の市の水道事業が健全化され、解決するのであれば、このたびの増額の負担も致し方ないと思っている方々が多くいらっしゃいます。

しかし、先ほど述べた今ある施設をこのまま更新すると５１年間で１，０７３億円、年額２１億円が必要という状況からも、このたびの市内同一料金による値上げだけでは到底賄えない状況であり、将来の人口減少や値上げによる水道使用控えなども考慮すると、次の、またさらに次の大幅な料金値上げはすでに大前提として見据えながら、スムーズに次回以降の料金引き上げが効率的に行えるよう、今回はまず足並みをそろえるための市内同一料金＝第１弾の値上げという位置づけとして当然ながら捉えられますが、市の見解をお伺いいたします。

再質問５、将来を見据えた水道事業健全化のために、将来的に今後いくらまで市内同一水道料金を上げていく必要があると現時点で試算し、お考えでしょうか。

再質問６、将来的に予測されている本市の水道利用者数の減少、先すぼみも視野に入れた上

で、今後複数回に及ぶさらに大幅な料金引き上げを前提として考えている状況ならば、そして今後の下水道も含む更なる値上げも考慮すると、なおさら合併当初からの経緯を知る多くの市民の方々の納得を得ていくためには、当時、町単位での合意形成が図られ、合理性があるものとされてきた水道料金の在り方、２体系料金体制を堅持し、均等額の引き上げを今後、必要性に応じて行っていくことが、将来に禍根を残さない肝要な方針であると総じて考えますが、いかがでしょうか。

再質問は以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

中山喜夫議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問の再質問にお答えをいたします。

はじめに、合意形成された現行の料金体系を引き合いに出すべきではないんではないかというご質問かと思いますけれども、現行の料金体系は、令和２年度に公営企業法の適用前までは合理性があったと考えております。このため、合併協定書や、前回の料金改定の歴史を否定するものではありません。

その上で、令和２年度に北杜市水道事業を創設いたしましたが、小規模な簡易水道会計のままでは経営基盤が脆弱であり、これを強化し、効率的な経営体制を取るために行った措置でございます。

また、広報ほくとの中では、北杜市の現状、そして今後の更新工事の必要性を紹介したものでございますが、平成２２年度と状況が大きく変わってきたために、現行の料金体系に対する考え方について市民に説明する必要があることから、広報ほくとにその内容を掲載したということでございます。

次に、維持費の割合からすれば、２料金体系は合理的ではないかというご質問かと思いますけれども、先ほど市長が答弁したとおりですが、令和２年度に公営企業法の適用以降は同一の給水主体のもと、一つの会計で一つの事業を行っていることから、２つの料金体系が存在することは合理性がないものと考えております。

また、市内の実情として、白州・武川地区を除いた６地区の中には、ダムの受水がないにもかかわらず、６地区と同じ料金を支払っている契約戸数が４，５６６戸あるわけでございます。ダムの受水の有無により料金格差がある現在の状況は、公平性に欠けるものと考えております。

維持費の割合、これまでの歴史、水源の違い、地域の実情といった、いかなる理由や背景があろうとも、答申内容を尊重し、料金の統一を図るべきだと考えております。

そして、３つ目として、歴史的な経緯であったり、維持費の割合からすれば、２料金体系は当然だし、そういった地域の不満に対してどうするのかということでございます。

不満に対しては、これは説明を尽くすしかないと考えております。その上で、今回、改定率が非常に高い白州・武川地区については、非常に関心が高いということも承知しております。このため、可能な範囲で複数回の説明会を、武川・白州地区については開催したいと考えております。また、併せて丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、今回の料金統一は足並みをそろえるものなのかというご質問かと思いますけれども、今回の料金改定は料金統一を前提としたものでございます。審議会においても市民負担を考慮

したものでありまして、北杜市上下水道事業経営基本計画に基づきまして、２５％の値上げとした答申内容となっておりまして、この答申内容を尊重したものでございます。

また、将来的な値上げにつきましては、今回と同様に経営基本計画を見直す中で検討していくということでございますので、試算も含め、現段階においてお答えすることはできません。

最後に、均等な値上げをすべきではないかという質問かと思いますけれども、均等な値上げにつきましては、現行の２つの料金体系がダムの受水の有無によることは、合理性がないことから、市内の水道料金に対する不公平感が解消されないと考えておりまして、答申内容を尊重すべきであると考えておりますので、均等な値上げについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中山喜夫議員。

○９番議員（中山喜夫）

それでは、今までいただけた答弁内容を前提とし、このたびの代表質問の最も核心となる最後の質問をさせていただきます。

市が今までご答弁の中でも幾度も強調されていた公平性、平等性を今後、真に重視するのであれば、市内同一料金ではなく、本来はダム水の供給がされていない自己水源のみの武川・白州エリアと、市内その他の４，５６６戸を公平に一つとし、企業団からダム水の恩恵を受けている地域との必要善の料金格差を尊重した新しい料金２体系こそ、一般的に考えて最も公平性、そして妥当性が高く、多くの市民が広く納得いく、そして後に禍根を残さない最善の方針になると考えます。

そこで、本市の各地域の実情を尊重し、市が重んじているとおっしゃる公平性と水道法に掲げられている平等性にのっとり、妥当性の高い新しい料金２体系案を今この場で強く要望、提案させていただきます。

そして、その新しい料金２体系案のもと、今後も必要性に応じて平等な引き上げを行っていきつつ、将来持続可能な北杜市水道事業、北杜市民皆が一つになって目指していけることを私たちは心より願っております。

白州・武川だけでなく、大泉、小淵沢、長坂、清里、増富などを含めた市内各地において豊富な湧水があるところは、その水源を活用して新たな料金体系をつくるべきであり、そうすれば水源の発掘・保護にもつながり、その結果、北杜市全体が本当の意味で水の山、水のまち北杜となっていくのではないでしょうか。

現在、市では現状維持のために今後も莫大な水道管路と施設の維持費捻出のために汗を流しております。これからは、大規模災害時にも市民の生活を守ってくれる命の恵みとも言える市内各地の水源、湧水を発掘・保護しつつ新たに活用・促進していく方針に重きを置いていく、将来を見据え、まさにその時ではないでしょうか。本市には、その先行成功モデルが白州・武川にあるのですから。

以上、述べてきたこのたびの要望・提案について、ぜひ今後、考慮・検討いただきたいです。

答申は答申として、これから示される市の方針において、最終的な決定権をお持ちの大柴市長ご自身のお言葉、お考えを最後にぜひお聞かせください。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

中山喜夫議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問の再々質問にお答えをいたします。

新しい料金体系を導入すべきではというご質問ですが、北杜市水道事業が抱える課題といたしまして、給水人口の減少による収入減、そしてエネルギー価格の高騰による費用の高騰、増大、そして施設の更新費用の増大といった恒常的な課題があるわけでございます。

こうした課題を解決するためには、市民相互に支え合うという共通認識のもとに収益を共有し、効率的に運用していくことが、持続可能な水道事業の運営に資するものと考えておりまして、新しい料金体系の導入ではなく、審議会の答申内容を尊重した料金の統一を行っていくことが必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

中山喜夫議員の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

山﨑君江議員。

○６番議員（山﨑君江）

２つ質問します。

県内他市において、同一市内で地域の実情を考慮の上、現在の複数水道料金体系を維持している自治体はないのか。

２つ目に、２体系の料金設定を統一しなければならないような法的効力を持つ根拠があるのでしょうか。

２点、お願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

山﨑君江議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問の関連質問にお答えをいたします。

県内他市における複数料金体系がある自治体はというご質問でありますが、複数料金体系がありますのは、甲府市、笛吹市、韮崎市、甲斐市、中央市、大月市、上野原市、そして北杜市の８市であります。

なお、この８市につきましては、北杜市を除きまして、韮崎市のように給水主体が複数であるとか、それから甲斐市のように会計が複数となっている自治体でありまして、北杜市のように一つの給水主体で、一つの会計で一つの事業を行っている、こういった形の中で複数の料金体系があるという自治体はないわけでありまして、北杜市がいわゆる一事業一会計の中で唯一料金体系が２体系あるという状況でございます。

続きまして、法的な根拠でありますが、水道法の第１４条第２項において、水道事業者が供給規定を定めるにあたりまして、特に平等原則が重要な要件であることを明確にしております。この規定の考え方といたしまして、水道水の供給を受ける全ての人に対して差別的な取り扱い

を禁止しておりまして、公平なサービスの提供を義務づけているものであります。

水道事業者が公共性の高いサービスを提供する上で、社会的に公平かつ公正な運営を行うための重要な考え方となっておりまして、法律上においても根拠があると考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

山﨑君江議員。

○６番議員（山﨑君江）

大月市、上野原市、甲斐市は企業団のダムの水と料金体系に違いを設けています。また、南アルプス市についても料金は複数で水道事業を行っています。料金に差をつけても持続的な水道事業が可能なのです。

市は、市内同一料金の正当化を理由として、審議会での答申を盾に強引に推し進めようとしています。つまり、料金２体系に合意性があるものとされてきた合併合意の経緯や地域の実情をよく知る多くの住民の方々の納得と理解が置き去りにされ、同一事業化をしたあとに生じてきた一般的解釈を、拘束力があるわけでもないのに正当化しようとしています。

市のホームページには、それを知らない市民が書き込んだ白州・武川の住民が駄々をこねる子どもみたいだという心ないコメントが掲載されていることにも、私たちは非常に悲しく、残念な気持ちでいっぱいです。

市内の料金を同一にすべきではないと考えます。なぜならば、北杜市は広く、８町が一緒になって大きな市になりました。８町に差があることは不思議ではありません。清らかな水を使って山里文化を育んできた住民には、水に対しての誇りがあるんです。

市長は、所信表明において地域への誇りや愛着の再確認とおっしゃっていましたが、住民の誇りを守ることこそが後の世につながることになります。

料金に差をつけることで、豊富にあるからこそ安価であり、ここの水は日本一であり世界一なのだと行政のお墨付きを与えることで、この環境に住む住民たちは、さらに誇りに思うはずなんです。

ダムの水を受水していない大泉、小淵沢、長坂、清里、増富の４，５６６世帯についても、湧水があるところは新たな料金体系を作り、水の誇りを再確認すべきではないでしょうか。

今いる私たち親世代の住民が誇りを持って、この地に住むからこそ、それが若者に引き継がれるのです。今住んでいる大人世代がそれを感じることができなければ、若者にも引き継がれることはありません。そして、真の意味での水のまち北杜をつくっていただきたい。

最後にもう一度お聞きします。

歴史や水源、地域の特色を生かし、複数の料金体系を維持し導入するつもりはありますか。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

山﨑君江議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問の関連質問の再々質問にお答えをいたします。

先ほど答弁したとおりですが、北杜市水道事業が抱える課題、給水人口の減少等による料金収入の減少、エネルギー価格の高騰による費用の増大、施設の更新費用の増大といったことが挙げられます。

こうした課題を解決するためには、市民相互に支え合うという共通認識のもとに収益を共有し、効率的に運用していくことが持続可能な水道事業の運営に資するものと考えており、新しい料金体系の導入ではなく、審議会の答申内容を尊重した料金統一を行っていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜オール・イン・ワンの会派代表質問を終結いたします。

次に、みらい創生の会派代表質問を許します。

みらい創生、１０番、神田正人議員。

神田正人議員。

○１０番議員（神田正人）

代表質問をさせていただきます。

大項目６項目について、質問させていただきます。

１項目めは、学区と学校の設置場所を早期に決定できるよう取り組みを進めていくと市長は所信にて述べられました。

そこで、中学校再編整備について、お伺いいたします。

学校の再編は市の最重要課題として、平成１９年１２月に北杜市立小中学校適正規模等審議会が設置され、平成２１年３月の答申に基づき平成２２年５月に市立小中学校適正配置実施計画を策定いたしました。小学校については、平成２４年４月に増富小学校を須玉小学校に統合、平成２５年４月には長坂地区４小学校を統合し長坂小学校を開校いたしました。平成３１年４月には、高根地区の３小学校を統合し、新たに高根東小学校を開校いたしました。中学校については、平成２６年２月に、市内８中学校を４校とする北杜市立中学校統合計画案が公表されましたが、市民の合意が得られず、平成２９年１月に４校案の推進は見送られました。

その後も子どもたちの人数が減少する状況から、令和元年８月に新たに北杜市立小中学校適正規模等審議会を設置いたしまして、１１月の会合を経て令和４年３月に審議会からの答申があり、これを踏まえながら、令和４年７月から中学校再編整備検討委員会におきまして検討され、今年３月に、現在の８校を２校に統合することで意見集約されました。

このように、中学校統合については、長期の検討がされたところであります。中学校での３年間は、子どもの心身の成長にとって最も大切な期間であり、また、よりよい教育環境を整備し、子どもたちが学習意欲を高め、部活動や各種行事等に前向きに安心して取り組めるようにすることが行政の責務であります。

５月１０日から２５日まで市内８カ所で中学校再編整備地域説明会が行われ、スクールバス運行計画や部活動について、さらに不登校生徒への対応などの質問が寄せられましたが、現段階では２校の開校時期や場所が決定されていないため、通学方法や通学時間、今後計画されている児童生徒へのアンケート結果の反映の仕方などは、今後検討していくとの回答でありました。

そこで、早期に統合２校の場所を決定し、開校目標年度や給食センターへの対応、スクールバス運行計画など具体的な内容を示し、市民の理解を得ることが必要だと思います。

そこで、以下質問いたします。

①早期に統合２校の場所を決定することが重要でありますが、その時期は。

②整備のスケジュールは。

③給食センターを併設し、配送等の経費削減と給食による生徒の交流を図る考えは。

④整備のための準備室を設置する考えはあるのでしょうか。

２項目め、郵便局との連携について。

市では、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを実施しており、市民の証明書発行の利便性向上に努めております。

しかし、全国的に見ると人口減少と高齢化により、特に過疎地域においては利用者数の減少からコンビニが撤退する状況があります。北杜市でもコンビニの移転や閉店、また元々コンビニのないところもあります。

一方、郵便局はコンビニより数が多く、各町に数店舗、高齢者の多い地域にも設置されております。銀行などの金融機関の支店が統合された地域では、郵便局の利用者が増加傾向にあると聞いております。高齢化率が高い本市では、自宅から徒歩でも行けることができる郵便局と連携することは、市民の利便性向上につながります。

今後、マイナンバーカードの利用者が増え、更新手続きの増加が見込まれるため、郵便局を活用した住民票等証明書の交付や更新事務、さらにリモートでの市民相談窓口の設置や郵便配達を活用した水道検針など、効率的かつ有効な連携方法を検討していくことが重要だと思います。

以下、質問いたします。

①郵便局との連携協定の実績は。

②郵便局との連携をさらに強化して、市民サービス向上と職員の事務量軽減への考えはいかがでしょうか。

３項目め、本市の生成ＡＩの活用について。

自治体の現場でも生成ＡＩが注目を集めております。住民サービスの向上、職員の負担軽減、さらには認知症予防への挑戦まで、様々な自治体が生成ＡＩを活用して新しい価値を生み出しております。

「自治体戦略２０４０構想研究会」によると、２０４０年には自治体職員数が現在の半数に減少するとの予測が出ております。限られた人員で行政サービスを維持し続けるには、生成ＡＩのような革新的技術を活用し、「スマート自治体」への転換が不可欠であります。

さらに、人口減少や少子高齢化の進行に伴い税収が減少する一方で、老朽化したインフラの維持管理や空き家対策など新たな課題が次々と生まれております。

こうした背景から、限られた予算や人材を有効に活用しつつ、住民サービスを向上させる方法として生成ＡＩが注目を集めているのです。実際に、一部の自治体では生成ＡＩを活用し、業務効率の向上や住民サービスの質の向上に成功しております。生成ＡＩは、単なる技術的な選択肢にとどまらず、自治体が直面する様々な課題を解決するためのツールとして広がりつつあると思います。

以下、質問します。

①本市の現状は。

②導入についての考えは。

４項目め、発達障害者への対応について。

知的精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向かっていく上では、欠かせないものであります。知的精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、市町村が主体となり、保健所や精神保健福祉センターとの連携を図りつつ、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、ピアサポーター、意思決定を支援する者などとの重層的な連携による支援体制を構築することが適当であると思います。

重層的な連携による支援体制は、知的精神障害を有する方等の「地域生活」を支えるものであり、身近なところで必要なときに適切な支援を提供することが求められます。市町村においては、福祉だけではなく、精神保健も含めた相談指導等に取り組むことが重要であります。そのため、精神保健に関わる業務の市町村の位置付けを見直し、市町村が精神保健に関する相談指導等について積極的に担えるよう、必要な環境整備を行うべきだと思います。

特にここでは昨今話題となっている「発達障害」について質問いたします。

「発達障害」は、発達の特定の領域に社会的な適応上の問題を引き起こすかもしれない、アンバランスさが生じている状態のことをいいます。

自閉症スペクトラム障害とは、人の気持ちや場面に合わせた対人交流ができない、という特徴を持っております。学習障害とは、特定の脳の領域の働きとほかの領域が連動しにくく、知能に見合った読み、書き、算数の習得が難しい場合を指すそうです。

注意欠陥性多動障害は衝動を制御したり、また、集中することが苦手で社会のルールを守ることが難しい状態をいいます。

これらの発達障害は互いに関連し、影響し合っている場合があります。

発達障害がありますと、不眠など睡眠にまつわる悩みも起きやすいといわれております。感覚統合の未熟さからくる不安感も原因にあります。

発達障害がある子どもの不眠に感覚統合の未熟さが影響しております。子どもも保護者も、眠れないことでイライラしたり、園や学校での生活への影響が出たりと、困難を抱えるケースもあるようです。

以下、質問いたします。

①本市の小中学校の発達障害（自閉症）の児童生徒の現状と対応はどうでしょうか。

②障害者総合支援法に定める日常生活支援用具（薬に頼らないチェーンブランケット等）を精神障害や知的障害の方にも適用する考えは市にあるのでしょうか。

５項目め、須玉町藤田区の急傾斜地崩壊対策事業について。

須玉町藤田１４５１番地から１５１７番地に至る急傾斜地に関して、一定量の降雨のたびに崩壊の危険や、道路の陥没の危険箇所もあり、竹やケヤキが繁茂し、雨、風、雪により倒れて農道を封鎖したり、折れた枝が落下したりしている状況であります。雪による竹の崩壊に際しては、所有者や地域住民の奉仕活動により通行の確保をしているが所有者が不在、不明な箇所もあり、そういったところが複数あります。地域住民によっての保全は限界になっております。そのため、「急傾斜地崩壊対策事業」に基づく崩壊防止工事を実施していただきたいとの地元からの要望も出ていると思います。

以下、質問します。

①県との進捗状況は。

②今後の見込みはどうでしょうか。

６項目め、長坂牛池の遊歩道改修について。

長坂町の市街地にある長坂牛池には桜並木の遊歩道があります。甲斐駒ヶ岳を背景とした桜の景勝地として知られ、市の観光情報サイトにも代表的な観光スポットとして掲載されております。また、数年前までは、市民団体が夜桜祭りを開催し、地域活性化にも貢献している場所であります。散歩しながら市民が行き交う憩いの場所でもあります。

しかし、現在は遊歩道沿いの木道や木柵が老朽化し非常に危険なため、一部立入禁止の場所もあります。危険なため地元住民からも早期の改修要望が出されております。

以下、質問いたします。

①これまでの対応状況はどうでしょうか。

②今後の整備方針は。

以上６項目、よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

ここで暫時休憩といたします。

再開を４時５分といたします。

休憩　午後　３時５０分

再開　午後　４時０４分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

なお、本日の会議時間はあらかじめ延長をいたします。

神田正人議員。

○１０番議員（神田正人）

訂正をお願いいたします。

１項目めのところなんですけれども、中学校再編整備についてのところの１１行目のところの「１１回の会合を経て」とありますけれども、「１１月」と私、言ってしまいました。「１１回」に訂正をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

中学校再編整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、場所の決定時期についてであります。

先月開催した「地域説明会」では、「北杜市立中学校再編整備検討委員会」で意見集約された学区案等について市民の理解を得られるよう、説明や質疑等に対し、丁寧な対応をしてまいりました。

市としては、少子化の進行に伴い、小規模化が進む本市の中学校が、現在抱えている様々な課題を解決する手段として、一定の学級規模を有した中学校を設置することが最良であると捉えており、そのためにも可能な限り早期に再編を実現してまいりたいと考えております。

このことから、「地域説明会」でいただいたご意見や、今後実施する小中学校児童生徒へのアンケート、私と教育委員会の意見交換の場である「総合教育会議」での意見等を踏まえ、本年中の「学区及び学校設置場所の決定」を目指してまいります。

次に、整備スケジュール及び準備室の設置についてであります。

通常、新設学校を整備する際には、「基本設計」や「詳細設計」、「工事施工」等に３年から５年程度を要することから、「学区」および「学校」の設置場所の決定後、速やかに整備のための準備を開始する必要があり、学校施設の整備のほか、「通学手段」や「経路」、「校章」、「校歌」、「校則」、また「教育課程」など、学校生活全般について、開校までに調整・決定しなければならない数多くの事項を、スピード感を持って精力的に行えるよう、新たに教育部内に専任の「準備室」が必要であると考えており、来年度当初での設置を検討してまいります。

次に、給食センターの併設についてであります。

本市の「学校給食施設」については、将来的には「北杜南学校給食センター」と「北杜北学校給食センター」の２つのセンターに集約することとしておりますが、北杜南・北杜北の各センターの立地や設備の状況では、アレルギー対応において設備の拡張性に乏しいことや、故障時のバックアップ機能の面で不安があることなどから、再編時の新設中学校の建設に併せ、新たに「給食センター」を整備することには一定の有効性があるものと考えております。

また、新設中学校に「給食センター」を併設することで、中学校分の配送経費は発生せず、運営経費面でのメリットもあることから、新設中学校の設計時の検討項目の一つとしてまいりたいと考えております。

併せて、給食を通じた生徒の交流についても、学校施設・設備の検討の際、必要性も含め、検討してまいります。

次に、本市の生成ＡＩの活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の現状についてであります。

「生成ＡＩ」は、従来のＡＩ技術をさらに進化させたものでありますが、本市においては、市のホームページや公式ＬＩＮＥアカウントに、従来のＡＩ技術を活用した「ＡＩチャットボット」を搭載し、市民をはじめとする多くの皆さまにご利用いただいております。

また、「生成ＡＩ」の一つである「ＣｈａｔＧＰＴ」と連携した「議事録作成システム」を導入し、作成された会議録の要約や添削など、業務の効率化を図っているところであります。

なお、「議事録作成システム」以外でも、「生成ＡＩ」を文書のタタキ台の作成や、情報収集など業務の補助的手段として活用しているところでありますが、事実と異なる情報を生成してしまう正確性の懸念、著作権の侵害やセキュリティ確保、また、情報漏洩などのリスクも考えられます。

このことから、昨年度に「生成ＡＩ」の成り立ちや特徴、活用事例などをまとめた「北杜市生成ＡＩ活用の手引き」とルールを明文化した「北杜市職員生成ＡＩ利用ガイドライン」を策定いたしましたので、これらを遵守する中で運用しているところであります。

次に、導入についてであります。

「生成ＡＩ」は、有力な補助ツールであると認識をしておりますが、「生成ＡＩ側」への情報

漏洩等のリスクが一番の大きな課題であり、リスクの軽減を図るためには、多くの経費負担が想定されますので、現時点においては新たな市独自のサービスの導入は見合わせております。

しかしながら、「生成ＡＩ」の技術革新は、まさに日進月歩であり、業務の抜本的な改革に直結する取り組みの一つと捉えておりますので、導入にあたっては、目的を明確化した上で、費用対効果等を総合的に勘案しながら検討してまいります。

次に、発達障害者への対応における、現状と対応についてであります。

本市には、「甲陵中学校」を除く、全ての小中学校に「自閉症・情緒障害特別支援学級」が２０学級設置され、個々の実態に応じた「個別の教育支援計画」等を作成し、合理的配慮を行いながら少人数、または個別の学習を実施しております。

これらの学級では、「自立活動」の時間が設けられ、学習上、または生活上の困難を、主体的に改善・克服するために必要な知識や技能、態度、習慣を養うことを目的とした学習を実施するほか、通常学級における学習時間も確保しております。

また、保護者や関係機関との緊密な連携や、「支援員」や「補助教員」を配置することで、「特別支援学級」に在籍する児童生徒の多様な実態を把握し、よりきめ細かな支援を行っております。

次に、須玉町藤田区の急傾斜地崩壊対策事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、山梨県との進捗状況についてであります。

昨年１０月に、県に対し、防止対策の要望書を提出しております。

その後、県において現場の確認を行ったところ、既存の「急傾斜地崩壊対策施設」において変状が確認されたことから、県では、本年度に設計を行い、来年度に「メンテナンス事業」を実施する予定と伺っております。

市としても、少しでも早く県の事業が着手されるよう、しっかりと協力してまいりたいと考えております。

また、一部の「未対策斜面箇所」においては、県から「事業実施の検討を行ったが、急傾斜地崩壊対策事業の採択要件には適合しないため、事業実施は困難である」との回答をいただいております。

次に、今後の見込みについてであります。

昨日、「土砂災害防止月間」における「危険箇所パトロール」を関係機関である、「山梨県中北建設事務所」、警察、消防、「山梨県砂防ボランティア協会」、市職員で当該箇所を含め、現地確認を行ったところであります。

事業の採択要件に適合しない箇所においても、人家が存在するなど、対策は必要だと関係機関も含め認識しておりますので、何らかの事業で対策が実施できるよう、県および関係機関とも協議し、検討してまいりたいと考えております。

その他については、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

郵便局との連携について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、連携協定の実績についてであります。

市は、令和２年９月に、「日本郵便株式会社」および市内２２の郵便局様との間で包括連携協定を締結しております。

これまでに、「プレミアム付商品券」の販売や高齢者、障がい者などの見守りを行っていただく「あんきじゃんネットワーク事業」、認知症の方が行方不明になった際に捜索協力をしていただく「ほくとおかえりネット事業」などにおいてご協力をいただいております。

また、令和５年度からは、増加する「マイナンバーカード」の発行業務に対応するため、市内の２１カ所の郵便局に「申請サポート窓口」を設置し、写真撮影から申請書の記入補助まで行っていただいており、昨年度は、約２８０件の申請支援を扱っていただいたところであります。

次に、連携の強化についてであります。

「日本郵便株式会社」様とは、定期的な勉強会等を通じて、地方創生に関する様々な事業について、最新の情報を共有しております。

市民に身近な郵便局の活用は、市民サービスの向上と市職員の事務負担軽減に一定の効果が期待できる一方で、市の業務と同等のサービスを提供するためには、システムの構築など、多額の初期投資が必要となる場合もありますので、国の財源措置や費用対効果を見極めながら、引き続き研究してまいります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

発達障害者への対応における、日常生活支援用具の適用についてであります。

市が実施している「障害者等地域生活支援事業」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者の日常生活の便宜を図るために、国、県の補助金を活用して、「日常生活用具」の給付などを行うものであります。

この「日常生活用具」については、障害者の生活の利便性を向上させるものであり、主に「身体障害者」を給付対象としております。

こうしたことから、「身体障害者」を対象とした「日常生活用具」の給付対象を、「知的障害者」や「精神障害者」に拡大することについては、事業の主旨などを踏まえると、現時点では難しいと考えておりますが、国や県、他の自治体の状況などを注視しながら、今後、研究する必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

長坂牛池の遊歩道改修について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、これまでの対応状況についてであります。

昨年度に地区要望を受け、１１月に安全対策として危険個所にトラロープを張り、進入禁止の注意喚起を行いました。

また、本年３月には、木柵への転倒注意の看板や、遊歩道出入口への進入禁止柵の設置、ならびに、通行の支障となっていた桜の枝払いを実施したところであります。

これまで、牛池周辺施設については、市は地域の皆さまにご協力をいただきながら、維持管理を行ってまいりましたが、担い手の高齢化など地域の現状を考慮する中で、ご意見やご要望を踏まえつつ整備や補修などに取り組んでまいります。

次に、今後の整備方針についてであります。

「重点農業用ため池」である「牛池」については、「防災重点農業用ため池緊急整備事業」に伴う耐震劣化等の調査を来年度に実施する計画となっており、その結果も踏まえる中で、地域の皆さまのご意見・ご要望を尊重しながら周辺整備の方針を決定してまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

神田正人議員の再質問を許します。

神田正人議員。

○１０番議員（神田正人）

答弁、いろいろ細かくありがとうございました。

１項目めから４項目めまで、再質問をさせていただきたいと思います。

まず１項目め、中学校再編整備についてですけれども、中学校再編については、本年度中の場所の決定、来年度当初から準備室を設置する旨の答弁など、市の本気度を表明していただきました。

私としても、本市の子どもたちがこの地域で学び、成長するための土台をしっかり整えることが、北杜市に愛着を持ち、将来、北杜市の発展に大きく貢献していただけることにつながると思います。

そこで再質問ですが、中学校を再編しますと、複数の小学校から再編後の中学校に進学することになります。新たな出会いが生まれますが、慣れない環境での人間関係をつくっていくのは大変なことで、ややもすればストレスの要因ともなりかねない部分も含んでいると思います。

そこで、生徒相互が良好なつながりを築き、楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、給食という、勉強から離れ緊張感のない状態での交流はとても大事なことだと考えますが、新しい学校にこうした交流の場として、多目的にも使えるランチルームを整備してはどうかと思いますが、市の考えを伺います。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えをいたします。

ただいま、議員ご指摘いただいたとおり、複数の小学校から進学する新設中学校におきまし

ては、慣れない環境の中、一日も早く仲間との人間関係を構築できるよう環境を整備するということは、とても重要なことであると考えております。

ご提案をいただきましたランチルームにつきましては、給食という場を通じまして、勉強以外での生徒同士のコミュニケーションを通じて、その人を知る、とても良い機会であるとも言えることができます。

新設中学校の施設等を検討する際には、ランチルーム以外にも活用できる多目的なスペースの設置も重要な要素として、今後、学校関係者や子どもたちの意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

神田正人議員。

○１０番議員（神田正人）

答弁ありがとうございました。

それでは、第２項目めの郵便局との連携について、再質問させていただきます。

答弁では、身近な郵便局の活用は市民サービスの向上と市職員の事務負担軽減に一定の効果があるので、日本郵便株式会社と定期的な勉強会を通じて様々な情報を共有しているということでしたが、今後、北杜市では更なる人口減少と高齢化が進むことが予測されます。

高齢者や移住者の多い地域に設置されていて、統廃合の計画に当面ない郵便局の利用者は増加していくと思います。

自宅から徒歩でも行くことができる郵便局は非常に魅力であり、今後、本庁舎の移設問題等がありますけれども、市の業務の一部を郵便局に委託することは、今後必要となっていくと思います。

業務委託等を行うには、事前の検討が不可欠でありますので、市内の各郵便局の代表者と意見交換を定期的に行い、郵便局における具体的な課題についても意見交換をすることが重要であると思いますが、市としてのお考えはどうでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

神田正人議員の、みらい創生の再質問にお答えをいたします。

郵便局の具体的な課題について、意見交換することについてであります。

まず、本市には、現在、８つの総合支所と１つの出張所がございます。すぐに大幅な業務を委託するということは難しいものと考えておりますが、今後、生産年齢人口が減少する中において、職員採用も年々難しくなっていくことが予想され、職員不足を補完する上でも、将来的には郵便局との連携が必要になってくることは、十分考えられるところでございます。

議員ご指摘のとおり、郵便局に業務委託を行うためには、事前に十分な検討を行う必要がありますので、郵便局の取り組みや双方の抱える課題等に関する情報交換は、今後も必要でありますので、引き続き定期的な勉強会等を行い、情報を共有してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

神田正人議員。

○１０番議員（神田正人）

答弁ありがとうございました。

３項目め、生成ＡＩについて質問させていただきます。

北杜市職員生成ＡＩ利用ガイドラインというのを運用しているということですが、このガイドラインの主な内容について、再質問させてください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

神田正人議員の、みらい創生の再質問にお答えいたします。

生成ＡＩ利用ガイドラインの内容についてであります。

ガイドラインは、ＯｐｅｎＡＩ社が提供するＣｈａｔＧＰＴなど、あらかじめ指定をしたサービスを使用することを規定しておりまして、それ以外のサービスを業務で使用することは禁止としております。

活用できる業務につきましては、内部事務および事務事業の企画立案等の工程における情報収集や住民等に分かりやすい文章作成につきましての補助的な手段などでございます。

また、画像の生成につきましては、著作権の侵害にかかる課題等がクリアになるまでは、業務での生成を禁止しているところでございます。

生成ＡＩを利用する際に遵守すべき事項を以上のように解説いたしまして、運用しているところであります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

神田正人議員。

○１０番議員（神田正人）

どうもありがとうございました。再々質問させていただきます。

現時点では、独自のサービス導入は見合わせていると、考えていないということでしたが、将来的な導入についての見込み、青写真についてはどういうお考えでしょうか。再々質問させてください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

神田正人議員の、みらい創生の再々質問にお答えいたします。

生成ＡＩの将来的な導入についての考えであります。

まず、生成ＡＩはあくまでも補佐役であるという前提のもと、技術革新、進捗を注視しながら、ガイドラインの精度を上げていくことが必要と考えており、絶対的なセキュリティの担保

と費用対効果を総合的に勘案していくべきだと認識をしております。

現状の生成ＡＩの特性から、市民と直接やりとりするような業務への活用は時期尚早であり、まずは非効率的な既存業務の無駄をなくし、新たな業務の在り方を設計する手法などに活用していくことが重要であると考えているところであります。

また、一般論としまして、やみくもに職員が使うツールを増やしますと、職員の負担も増えてしまうことも予想されるため、独自の有料サービスを導入する場合は、現在使っているツールのサービスを拡張するような形の中で導入することが理想であり、現状そのように考えているところでございます。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

神田正人議員。

○１０番議員（神田正人）

ありがとうございました。

４項目めの発達障害者への対応について、再質問させていただきます。

２番目のところの日常生活支援用具に関しては、身体障害者のみということで、精神障害者や知的障害者には適用できないという、そういう法律というか、そういった決まりがあるということで残念なんですけれども、たしか前も話したかと思うんですけれども、オムツに関しても身体障害者の方にはオムツが適用される。だけれども、知的障害、精神障害の方にはオムツみたいのは適用されないという、前もそういう話を聞いたんですけども、そういった方に対して、市としても前向きに検討していただければ、うれしく思います。

４項目の①のところで、学校教育の場で特別な支援を必要とするお子さんが、発達の状況に応じて適切な教育を得ることができるように、就学相談や教育相談などが必要だと思います。どのような体制で市は行っているのか、再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えをいたします。

就学相談や教育相談についてでありますが、こうした相談におきましては、小学校就学にあたっての相談だけではなく、中学校への進級相談や学校在学中の学びの場の検討も行う必要がありまして、関係機関や専門家が保護者とともに考え、より適した学びの場を検討する必要があるものと考えております。

市教育委員会では、独自の取り組みとしまして、特別支援教育コーディネーターおよび早期支援コーディネーターを置きまして、就学前から就学相談や就学先の調整を行うとともに、就学後も教育相談や学びの場の調整など、関係機関と連携を図りながら行っているところであります。

このような専門的なコーディネーターを市単独で配置することで、より一層、個々の事情に応じたきめ細かな支援体制が図られることとなると考えておりまして、こうしたことを通じまして、支援が必要な子どもたちのよりよい学校生活を支えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

神田正人議員の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（　な　し　）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、みらい創生の会派代表質問を終結いたします。

次に、ポラリス北杜の会派代表質問を許します。

ポラリス北杜、３番、輿石知宏議員。

輿石知宏議員。

○３番議員（輿石知宏）

ポラリス北杜の代表質問をさせていただきます。

私からは５項目、質問させていただきます。

まず１つ目、市立中学校再編整備と部活動地域展開についてになります。

本市は現在、大きな転換点に立っていると感じております。その一つの理由が市立中学校の再編整備の検討です。５月１０日の長坂地区での説明会を皮切りに、各地域で説明会が行われました。私もできる限り説明会に参加し、そこでどのような意見が市民から出るのか注視していたところではあります。「子どもたちの声を聞いてほしい」「人間関係の固定化の解消が子どもたちには必要である」「子どもたちの豊かな教育には先生方の人数が多く必要である」などの賛成意見もあれば、「通学に関して不安がある」「部活や授業の時間が確保できるのか」「不登校児童が増える懸念もある」などの反対意見も多くありました。

大規模校になることで人間関係の固定化の解消、標準教科以外の教員の確保、部活動の選択肢の増加などの大きなメリットはあるものの、やはり小規模校ならではのメリットもあると個人的には考えております。そのメリットがなるべく消えないように、また大規模校のデメリットとなり得るような要素が、これからの検討の中で少しでも解消できるのであれば、それが一番かと考えます。

判断の基準は「それが北杜市の子どもたちのために本当になっているのかどうか」というところだと思っております。これは自分の中で常に問いながら本件に関わっていきたいと考えております。

本市では、このように中学校再編整備が控えておりますが、中学生を取り巻く環境として、部活動の地域移行というものもあるかと思います。部活動の選択肢を増やす、先生方の働き方改革という観点から始まったものですが、国からは令和８年までに最低一つ地域移行を進めていくことの方針が出されていたと認識をしております。本市の場合、中学校再編整備をにらみながら部活動の地域移行を考えていく必要があると思います。

そこで、以下質問です。

１．北杜市立中学校再編整備地域説明会で、市内の小中学生にアンケートを行って子どもたちの声を再編整備に反映していくとのことでしたが、アンケート実施の具体的な手順とその内容を教えてください。

２つ目、再編整備地域説明会での内容の通りに市内中学校２校となった場合、スクールバス

での通学や公共交通機関での通学となります。スクールバスが通行するにあたって、少しでも学校に着くまでの時間が短い効率的な道を設定する際、バスの大きさによっては通行が難しい道などが出てくるかと思います。この道の拡幅や道路の整備等も行っていく考えはありますでしょうか。

３つ目、先日行われた国の有識者会議にて、部活動の“地域移行”から“地域展開”と名称変更することとなりました。本市での部活動の地域展開を主体的に行っていくコーディネーターの設置状況を教えてください。

４つ目、北杜市としての部活動地域展開の今後の取り組みについて、どのようなスケジュールで進めていく予定かを教えてください。

５つ目、本市の部活動地域展開とはどのようなものをイメージしているのかを教えてください。

大項目２つ目になります。水道料金統一について。

本市が大きな転換点の一つに立っているというもう一つの理由が水道料金の統一の検討です。４月２５日に３年間の議論を行ってきた上下水道審議会から答申書が提出されました。その内容としては、総括原価方式による算定を行っていくこと、今まで２つの料金体系だったものを統一すること、併せて料金改定を行い武川・白州エリアに関してはかなり大きな料金アップとなること、全地区に経過措置を設け令和８年度から６年間かけて段階的に料金の引き上げを行うことなどが盛り込まれております。

水に恵まれ、また水の怖さも知っている武川・白州エリアの市民の皆さんの生の意見を聞かせていただくために、３月２３日に武川・白州エリアでの意見交換会を白州・武川市議団として行いました。そこで出された意見やアンケートは、４月に要望書と共に提出をさせていただいたところであります。

６月議会終了後に、水道料金改定に向けた市民説明会が予定されていると聞いております。ライフラインであり、生活に欠かすことのできない水、当たり前に恩恵を受けていた部分もありますし、市民生活に影響が少ないように、日夜水道を守っていただいている担当部局の皆さんのご苦労もあるかと思います。そんな話も踏まえながら、本件について考えるために必要な情報が、市民の皆さんにきちんと届くことを願いつつ、以下質問いたします。

１．平成２２年当時、料金がエリアによって異なることに「合理性」があったと判断をしているとなっております。今回の料金改定で同様の判断とならなかったのは、なぜか教えてください。

２つ目、「サントリーの天然水」は全国４カ所で採水し、希望小売価格としては同額で提供しております。これはメーカーとして、事務手続きの簡素化やシステムの維持費削減などが考えられます。今回の市内統一料金とすることで、行政コストとしてはどのくらい削減になるのか教えてください。

３つ目、現行料金体系の場合、管路更新・耐震化が年間２キロしか進んでいませんが、統一料金とした際にはこの距離はどのくらい延びるのか教えてください。

４つ目、水道施設の減価償却費の総合計を教えてください。

５つ目、責任水量制を季節的な変動を踏まえた契約に変更することは可能なのか教えてください。

大項目３つ目になります。公民館を活用した子どもと高齢者の居場所についてになります。

地域で話を聞く中で「保育園や学校などの保育教育の場以外で子どもたちの声が地域であまり聞こえなくて寂しい」「地域の関係性が昔に比べて希薄になってきている」などの声が多いような気がしています。また、地震のような大規模災害や、これからまさに豪雨災害などが心配されるような季節になってきている中で、自助共助の意識を高め、普段からの個人の備えや地区の自主防災組織が機能することも重要になってきていると考えます。一時避難所等の省エネルギー設備購入費用の補助の助成制度も新たに創設され、公民館は地域防災の拠点としても再整備が可能となってきております。

これらの要素を組み合わせた際に、地域の公民館を今以上に活用していくことが多くのことを解決するきっかけになるのではないかと思っており、以下お伺いいたします。

１．公民館を子どもと高齢者の居場所として活用することが出来ますでしょうか。

２つ目、離れた兄弟姉妹がいる家庭は、低学年の子どもが学校から帰る際に、高学年の兄姉と下校時間がずれます。児童館がある地域は、低学年の子どもたちが親や兄姉の迎えを待つ場所がありますが、それ以外の場所は学校でも待つことは許されず、親や祖父祖母が複数回迎えに行ったりすることが必要であり、負荷が大きくなります。地域の高齢者ボランティアを募り、平日の公民館運営を行ってもらうことで世代を超えた交流をしながら、子どもたちの居場所にもつながると考えます。

小学校近くの公民館を児童館的に位置づけ、子どもたちの一時帰宅所とする考えはありますでしょうか。

３つ目、小学校から遠い公民館を、不登校児童・生徒の「通える場」の一つとして整備していく考えはありますでしょうか。

近い公民館と同様に地域高齢者ボランティアを募り、市の施策として現在設けられている「通いの場」から一歩進んだ「迎える場」としての活動を認めていくことで、自宅から公民館に日常的に歩いて移動することや子どもとの触れ合いが、フレイル予防の「身体活動」「社会参加」に繋がっていくと思います。これにより高齢者の健康維持の助けとなり、要介護者の増加を抑えることになると考えております。

４つ目、公民館を利用する子どもとしては、地元住民の子どもや孫に加え、新住民の子どもたちも対象となります。現在、区に所属するメリットがないために、区との関わりを持たずに生活をしている現役世代は、小学校から近いもしくは自宅に近い公民館を利用するため、区への加入促進となり、地域力が上がることも予想されます。現役世代の移住時のＰＲになると考えますが、いかがでしょうか。

５つ目、公民館の再整備は、貧困世帯の子どもに対して、高齢者ボランティアによる子供食堂となる可能性も秘めており、またヤングケアラーの相談場所にもなっていけると考えます。現在、子供食堂の需要を確かめるための施策が実行中ではありますが、公民館での活動も対象にしていく考えはありますでしょうか。

４つ目の項目になります。返還免除制度を伴った奨学金貸与型事業についてになります。

北杜市合併以前となる２０００年くらいの奨学金受給率は３０％ほどでした。大学生当時、私も貸与型の奨学金を受給しており、社会人になってから何年もかけて返還をし、数年前に完済となりました。

近年の調査では、奨学金の平均受給費用は３００万円強くらい、また約２人に１人が何らかの奨学金を受給しています。国公立大学ならまだしも、私立大学への進学であれば多くの費用

が必要であり、県外への進学ともなれば、より家庭への負担が大きくなります。この物価高の時代では、両親からの仕送りだけでは生活が安定しないことも予想されるため、奨学金受給率が上がることも当然だと思います。

大学の数が多くない山梨の学生たちは、親元を離れて生活しながら県外の大学へ通うというケースのほうが多いのではないでしょうか。そうした場合、県外の大手企業に就職し、そのまま結婚出産を迎え、山梨に戻りたいとの思いがあったとしても、子どもの進学時のタイミングのきっかけを逃してしまった場合には、山梨に戻って生活をするという環境にはなかなかなり得ません。

また、学生時の高い学費や、生活するための費用とはいえ、就職当初から借金を背負うような形になり、就職が無事にできれば返済を始めていくことができますが、返済ができずに保証人に迷惑をかけてしまったり、法的措置の対象となったりする場合もあります。そのようなことがないよう、市内や県内で就職をしてもらい、その対価として奨学金の返還の手助けをする。全国各地の自治体で奨学金への補助事業は多く設けられており、若い労働人口の確保や地域の活性化などのＵＩＪターンを促進する良い取り組みだと考えております。

本市では、平成１６年度から北杜市看護学生奨学金を設けております。看護学生向けに奨学金を貸与し、卒業後直ちに市立病院または市立診療所に勤務して奨学金を受給した期間と同一期間以上勤務した場合は奨学金の返還が全額免除となる事業です。この事業により、近年では人材が不足している看護師のなり手として、Ｕターンで市民に戻ってきてもらうことにつながっていると考えます。加えて、令和５年より移住定住という視点で奨学金返還支援事業も開始され、本市定住後１年以内に申請という条件付きではありますが、市内就職者には最大で１５０万円の助成が受けられ、まだ開始して２年ではありますが、一定の効果を上げていると聞いております。

そこで、以下質問です。

１．北杜市看護学生奨学金の利用状況を教えてください。

また奨学金返還免除となった市内医療機関勤務者は何名か併せて教えてください。

２つ目、北杜市奨学金返還支援事業の利用状況を教えてください。

ＵＩＪターンの内訳がわかれば併せて教えてください。

３つ目、北杜市奨学金返還支援事業の対外的なＰＲ方法を教えてください。

４つ目、近年の中高生は自分のなりたい職業をより具体的に持っております。看護学生以外の「大学、大学院」「短期大学」「高等専門学校」「専門学校」の学生に対して、奨学金返還免除となる看護学生奨学金と同じ仕組みの制度を設けられれば、農業や介護職などの人材不足の職種の人材を確保することにも繋がると考えます。返還免除制度を伴った奨学金制度を創設する考えはありますでしょうか。

最後、５項目めになります。人材育成についてです。

私は市議会議員とならせていただく以前、民間企業や農協など「組織」というものの中で１８年ほど仕事をしてきました。もちろん２０代の頃は自分のことで精一杯で周りのことなど見えていませんでしたが、キャリアの途中でエリアマネージャーやプロダクトマネージャーを経験し、個人ではなくチームや小規模組織を動かす仕事に就けたことで、経営的な視点が養えたことや、組織の中の財産である「人」やその育成の難しさ、また組織のリーダーの重要性に気づくことができました。

部下を持つ全ての管理者の方には「部下を持つ怖さ」を常に頭に置いてほしいと考えております。自分の采配次第で、部下の人生を狂わせてしまうことがあるのです。管理者は、部下ごとの最適な育成方法を考えたり、適切な職場環境の維持に努める必要があり、これができなかった場合、部下である社員職員はせっかく採用された職場を休んだり、離れる判断をすることになります。つまり、人生設計が変わってしまうのです。自分のキャリアを考える中で仕事を変えるのであれば非常にいいことなのですが、ただ組織側から見た場合には、せっかく投資をしてこれからというタイミングで辞められてしまうと非常に大きな損失になります。

転職というハードルが非常に低くなっている昨今、給与面だけではなく、同僚や上司との関係や、やりがいのある仕事というような、より人間的なものが組織には求められていると感じております。したがって、管理者のポストにある方たちの力量も昔以上に求められております。

「魅力ある組織かどうか」によって、人が呼べたり、人が定着し続けることに繋がるのです。

そこで、以下質問をさせていただきます。

１つ目、北杜市職員の管理職として、現在どのような研修が設けられているか。課長職、部長職のそれぞれについて教えてください。

２つ目、職員として日常業務のスキルアップに必要な講習や研修を受ける環境（時間的余裕や各課内の業務が属人化を排除した業務体制となっているかなど）は整っているか教えていただければと思います。

３つ目になります。北杜市ハラスメント撲滅宣言条例の創設を受け、代表的な「パワハラ」「セクハラ」「カスハラ」について具体的な取り組み予定があれば教えてください。

４つ目、北杜市ハラスメント撲滅宣言条例の創設を受け、人材育成の面として、今後どのような取り組みを予定しているか教えてください。

５つ目、一般職と管理職の人事評価制度について教えてください。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

輿石知宏議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

市立中学校再編整備と部活動地域展開について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、アンケート実施の具体的な手順とその内容についてであります。

中学校再編に係るアンケートについては、中学校生活が具体的にイメージできることを考慮し、小学校は５年生と６年生、中学校は全学年を対象に、１学期中に実施する予定であります。

実施にあたっては、学校の活動時間の中で、担任の先生等により資料を用いて「新設中学校の目指す姿」について説明を行い、その場で児童生徒用のタブレット端末を用いて回答していただくことを考えております。

内容については、中学生は自身の経験や後輩のために新しくなる中学校は「どんな学校になったら良いと思いますか」や「どんな心配なことがありますか」など、いくつか具体例を挙げ、生徒が書きやすいように工夫した上で、記述していただくことを考えております。

また、小学生は新しくなる中学校が「どんな学校になったらいいと思いますか」や「どんな心配なことがありますか」など、複数の選択肢の中から選んで回答していただくことを考えて

おります。

併せて、児童生徒の率直な思い等をしっかりとくみ取ることができるよう、自由記述欄も用意してまいります。

次に、道路の拡幅や整備等についてであります。

再編後の通学時における安全確保と円滑な通学を図るため、通学経路となる道路環境の整備については、先月開催された地域説明会においても、多くの方からご質問やご意見をいただくなど、保護者にとっても関心の高い事項であると感じております。

市としても、こうした道路環境を整えることは大変重要なものと捉えておりますので、通学経路を検討する際には、道路の状況等を十分調査し、安全な通学ができるよう、必要に応じて経路の変更や道路の整備など、対策を講じてまいります。

次に、水道料金の統一における、「合理性」の判断についてであります。

前回の料金改定は、将来の市内統一に向けた前段階として、４倍の格差があった８地区の料金を可能な限り統一するため、ダムからの受水の有無により、２体系に分けたものであり、当時としては合理性があったものと考えております。

一方で、令和２年度以降は、「地方公営企業法」の適用を受け、「北杜市水道事業」に統合した中で、市内全域で同一の給水サービスを提供している状況下においては、２つの料金体系が存在することに合理性がないものと考えております。

また、市内の実情として、白州・武川地区以外の６地区の中には、ダムからの受水がないにもかかわらず、６地区の料金を支払っている契約戸数が、白州・武川地区の１．２倍の契約戸数にあたる４，５６６戸あるほか、「水道管路更新費用」は、過去４年間で４５％を白州・武川地区に投資している状況であります。

なお、近年頻発する自然災害への備えをはじめ、老朽化した水道管路の更新や耐震化を、今後行っていく必要があり、市全体で「水道事業」を支えていくためには、料金統一を行う必要があると考えております。

その他については、教育長、担当部長および担当局長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

輿石知宏議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

市立中学校再編整備と部活動地域展開について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、部活動の地域展開を主体的に行っていくコーディネーターの設置状況についてであります。

国や県は、中学生のスポーツ・文化芸術活動の選択の幅を広げることに積極的に取り組むとともに、休日の中学校部活動の地域移行を推進するため、「中学校部活動地域移行」に係る業務を担う「コーディネーター」の確保と設置が進められております。

そのため、本市では、本年度から中学校部活動の状況を熟知している中学校の教員経験者を「コーディネーター」として任用しております。

次に、部活動地域展開の今後の取組スケジュールについてであります。

国では、「学校部活動」から「地域クラブ活動」への転換を推進するため、名称を「地域移行」

から「地域展開」へと変更し、地域に展開し、地域全体で中学生の活動機会を支えつつ、新たな価値の創出や、より豊かで幅広い活動に向け、来年度からの６年間を「改革実行期間」として、更なる改革を推進することを目標としております。

本市では、令和５年度から現状把握や、近隣市町村の状況などの調査を行ってきたところであり、来月には「中学校部活動地域移行協議会」を設置し、今後の「地域展開」について協議してまいりたいと考えております。

まずは、本年夏頃に国から示される「地域クラブ活動」に関する指針を参考に、本市ならではの部活動のあり方についての方針や計画などを検討してまいります。

次に、市の部活動地域展開のイメージについてであります。

国や県においては、次期改革期間内に、原則、休日における全ての部活動において「地域展開」の実現を目指すこととしております。

本市においては、中学校の再編計画を見据えて、実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要であり、中学校の再編を踏まえ、「地域クラブ活動」の定義や要件、認定方法などを検討してまいります。

これまで学校内で運営されてきた部活動を、今後は「地域クラブ活動」として、広く地域に展開し、地域全体で支えながら、新たな価値を創出することで、より豊かで幅広い活動を可能とする環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、公民館を活用した子どもと高齢者の居場所について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子どもと高齢者の居場所としての活用についてであります。

本市では、「中央公民館」を置かず、８つの「公民館」の体制とし、「社会教育法」の規定に基づかない各地区に点在していた「集会所」を、市独自の制度である「公民館分館」として定め、市内２０７カ所に設置しております。

「公民館分館」は、地域の代表者が中心となって自主的に公民館活動を行っており、市では、この活動に対し補助金を交付し、支援していることから、市が主体的に「公民館分館」を活用した事業を実施することは難しいものと考えております。

しかしながら、「公民館分館」を会場に実施している、高齢者相互の交流の場としての「公民館カフェ」や、市において本年度整備する「三世代交流スペース」などは、高齢者や子どもたちの、交流を通じた居場所となる機能を有するものであり、こうした事業の活用も有効であると考えております。

次に、小学校から遠い公民館を不登校児童・生徒の「通える場」の一つとして整備することについてであります。

公民館などを活用した高齢者の社会参加の拠点である「通いの場」において、不登校の児童生徒のほか、子どもたちが気軽に立ち寄り、「会話」や「体操」を通じて高齢者と交流する機会が創出されることは、高齢者にとっては、身体活動や社会参加が促進され、介護予防やフレイル予防につながるものと期待されています。

しかしながら、不登校の児童生徒に対しては、安全が保障される環境と児童生徒への教育的支援が必要となることから、整備は難しいものと考えております。

次に、公民館の活用による現役世代の移住時のＰＲについてであります。

「公民館分館」は、地域内の施設として、子ども同士のつながりから、「子どもクラブ」や「育

成会」などの活動の場として重要な役割を有することから、区への加入に対する呼び掛けの一助になると考えております。

また、活発な公民館活動は、元気な地域である表れとも言え、移住を考えている現役世代に対し、「暮らし」の具体的なイメージや「地域とのつながり」について、大きな魅力となり、移住定住の決め手となり得るものと考えております。

今後も、移住される方に対して、子育ての観点からも「公民館分館活動」の良さを通じて区への加入促進のきっかけの一つになるよう、引き続き「公民館分館」の活動を支援してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

輿石知宏議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えをいたします。

人材育成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、管理職職員の研修についてであります。

課長職および部長職は、それぞれの職位に応じて、「市町村職員研修所」が実施している「階層研修」を受講する必要があります。

主な研修は、課長向けとして「メンタルヘルス」、「管理者の役割」、「ハラスメント防止研修」があり、部長向けとして「トップマネジメント」があります。

具体的には、管理職として必要な「マネジメントスキル」、「コミュニケーションスキル」、「良好な職場環境づくり」の方法などを学びます。

次に、日常業務のスキルアップに必要な講習や研修を受ける環境の整備についてであります。

職員が研修を受けられるよう、当該職員が不在になる場合でも、業務マニュアルの整備、担当内の情報共有により、同僚や上司が職務を代行できる体制づくりに努めております。

研修については、毎年４月に人事課から職員に対し受講可能な研修を提示して、職員の受講を促しております。

また、一つの研修には複数の日程が用意されているため、自身の業務の状況に合わせて受講日を選択することが可能となっております。

今後も、職員のスキルアップのため、研修に参加しやすい職場環境づくりを目指してまいります。

次に、北杜市ハラスメント撲滅宣言条例の創設を受けた「パワハラ」「セクハラ」「カスハラ」に対する具体的な取組及び人材育成の取組についてであります。

「パワーハラスメント」および「セクシャルハラスメント」に関する取り組みとしては、庁議において、綱紀の厳正な保持と、職場における「ハラスメント」の防止について、全職員に徹底を周知するとともに、職員の「ハラスメント」に対する知識と対応能力の向上を図るための「階層研修」や、市独自の研修を実施しているところであります。

また、「ハラスメント」の相談先として、人事課を窓口とし、初期の段階で気軽に相談できるよう環境を整えております。

また、「カスタマーハラスメント」については、先般、国会で「改正労働施策総合推進法」が

可決され、来年中の施行が予定されており、自治体においても対策が義務付けられる見込みであります。

本市の職場においても、「カスタマーハラスメント」と疑われる事案が発生している中、職員が一人で問題を抱え込まず、組織として毅然とした対応が取れる体制を整えるため、先月、「北杜市行政対象暴力防止対策委員会」を開催したところであります。

現在、職員向けの「対応マニュアル」の策定に向けて、検討を進めているところであり、策定後は、職員に周知するとともに、必要な対策を早期に講じてまいります。

具体的な取り組みとしては、窓口へのポスターの掲示、電話や窓口応対時の録音装置の設置、「対応マニュアル」に沿った研修の実施などを考えております。

今回の宣言を受け、より一層力を注ぎ、「ハラスメント」のない、風通しの良い、明るい職場づくりに引き続き取り組んでまいります。

次に、一般職と管理職の人事評価制度についてであります。

「人事評価制度」は、「地方公務員法」の改正を受け、職員の能力や業績を把握し、職員の育成を図ることを目的に、実施しております。

「人事評価」は、「能力評価」と「業績評価」の２つの評価があり、「能力評価」は、業務の中で実際に見られた行動について評価をするもので、「業績評価」は、業務の成果について評価をするものであります。

担当職員の評価は課長級および部長級が行い、課長級の評価は部長級が行い、部長級の評価は副市長が行います。

また、課長級は、期首、中間、期末の年３回、部下と面談を行い、業務の進捗状況や健康状況、困りごとなどを聞き取り、目標が達成できるよう助言、指導をしております。

面談に限らず、管理職に対しては、日頃から部下とコミュニケーションを取り、部下の様子に気を配るよう注意を促しているところであります。

なお、評価結果については、昇給や勤勉手当に反映される仕組みとなっております。

また、評価の客観性、公平性を確保するため、新規の評価者および被評価者に対し、研修を実施し、それぞれの立場における精度の向上を図っております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

輿石知宏議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

返還免除制度を伴った奨学金貸与型事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市奨学金返還支援事業の利用状況、及びＵＩＪターンの内訳についてであります。

市では、移住・定住の促進を図るため、令和５年度から、市内に定住し、奨学金を返還する方々に対し、経済的負担を軽減するための助成金を支給しております。

利用状況でありますが、令和５年度は、交付決定が５件であり、その内訳は、Ｕターンが３件、Ｉターンが１件、Ｊターンが１件で、支給額は、３２万４，４１３円であります。

昨年度は、新規交付決定が２１件であり、その内訳は、Ｕターンが９件、Ｉターンが７件、

Ｊターンが５件で、支給額は２７８万５，２０８円であります。

次に、北杜市奨学金返還支援事業の対外的なＰＲ方法についてであります。

まず、主な奨学金の借入れ先である「独立行政法人日本学生支援機構」のホームページに本市の支援制度を掲載するとともに、毎年２月には、市広報紙に掲載することで周知を図っております。

また、都内にある「やまなし暮らし支援センター」や、「北杜市商工会」および「北杜市企業交流会」の会員企業の皆さまなどにチラシを送付するとともに、「北杜市合同企業説明会」参加企業や、県内の「企業版ふるさと納税協力企業」等の皆さまに対しても支援制度の紹介を行うなど、認知度の向上を図っております。

次に、返還免除制度を伴った奨学金制度の創設についてであります。

移住・定住を促進するため、令和４年度に、貸与型および給付型奨学金の創設も検討しましたが、すでに県や財団法人等で多数の奨学金が創設されていることなどから、導入を断念したところであります。

しかしながら、農業や介護職などの人材確保をさらに進めていく必要があることから、今後は本市の移住・定住施策における費用対効果を踏まえ、より効果的な制度について、先進事例等を研究してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

輿石知宏議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

返還免除制度を伴った奨学金貸与型事業における、北杜市看護学生奨学金の利用状況についてであります。

「看護学生奨学金貸与制度」は、市立病院、診療所において、看護師の確保を図ることを目的に看護学校に入学、または在学する者に「看護学生奨学金」を貸与することで、就学期間中の学費等の経済的支援を行うものであります。

また、本奨学金を受けた者が、「看護学校」を卒業した日から１年以内に「看護師免許」を取得し、取得後速やかに市立病院または診療所の業務に従事し、かつ、引き続き奨学金の貸与を受けた期間以上に、その業務に従事したときは、奨学金の返還を全額免除するものであります。

平成１６年度から昨年度までの新規奨学金貸与者は、３９人であり、そのうち、奨学金全額返還免除となった者は、２７人であります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

輿石知宏議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

公民館を活用した子どもと高齢者の居場所について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小学校近くの公民館を児童館的に位置付け、子どもたちの一時帰宅所とすること

についてであります。

地域においても子どもを「見守り、育むこと」が重要であり、国でも、子どもや子育て家庭を地域が育てる「こどもまんなか社会」の実現を目指して、施策を推進しているところであります。

「児童館」の設置には、職員の配置や施設面積要件などがあることから、「公民館」を「児童館」的に利用することはできませんが、地域の交流スペースともなり得る各地域の「公民館」については、「子どもクラブ」等の活動において、一時的に活用することは可能であると考えており、今後の活用に期待するところであります。

次に、公民館での活動も子供食堂の対象とすることについてであります。

現在市では、地域が子育てを応援する機会と、子育て家庭が安心して地域で子育てできる環境を創出する新たな居場所を目指して、モデル的に「こども食堂」を実施しているところであります。

「こども食堂」の実施にあたっては、食事提供の安全、安心を保つため、飲食店の営業許可を取得した店舗での実施を予定しております。

市としては、「公民館」での食事提供は考えておりませんが、まずは「こども食堂」について周知し、地域と子ども、子育て家庭の結び付きを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

輿石知宏議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

水道料金の統一について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内料金統一による行政コストについてであります。

現行の料金が２体系から１体系になることで、人件費や各種計画策定に伴う委託料の縮減が図られるほか、料金計算や書類作成の簡素化が期待できるところであり、料金を統一した場合は、約３００万円の行政コストが削減される見込みであります。

次に、統一料金とした際の管路更新・耐震化の距離についてであります。

耐震化を含む管路更新の距離については、現行、年間約２キロメートルでありますが、料金改定後は、国庫補助の対象となる「重要給水施設」への配水管の耐震化工事を約３キロメートル、「公営企業債」を活用した漏水多発地点の更新工事を約１キロメートルと見込んでおり、現行の２倍程度である、約４キロメートルの耐震化を含む更新工事を実施していく計画であります。

次に、水道施設の減価償却費の総合計についてであります。

「減価償却費」は、水道管路等の建設といった固定資産取得費用に対し、耐用年数によって資産価値が減少していくことを意味しており、令和５年度決算における水道事業の「減価償却費」は、約９億円であります。

次に、責任水量制を季節的な変動を踏まえた契約に変更することについてであります。

「水道事業」では、一年のうち最も水量が必要となる「１日最大給水量」を確保する必要がありますが、「峡北地域広域水道企業団」からの受水量は、現状、「１日当たりの契約水量」が

「１日最大給水量」と均衡が取れている状況であります。

また、「水道企業団」では、２４時間体制で水質、送水量などについて、職員の交代制による監視作業を行っており、こうした絶え間ない努力によって、本市においても、安全・安心な水道水を安定的に供給することが可能となっております。

こうした状況を踏まえ、現行の「責任水量制」の変更については、考えておりません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を５時３５分といたします。

休憩　午後　５時２０分

再開　午後　５時３４分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

輿石知宏議員の再質問を許します。

輿石知宏議員。

○３番議員（輿石知宏）

ご答弁ありがとうございました。

全ての項目について、再質問させていただきます。

１つ目の市立中学校再編整備と部活動地域展開についてです。

土日のスポーツ・文化芸術の活動を増やし、中学生の活動の選択肢を増やすことを目指すとした際、３から５年後の北杜市立中学校２校に帰属する部活動、土日のスポーツ・文化芸術活動は、どのようなすみ分けを想定しているかを教えてください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

輿石知宏議員の、ポラリス北杜の代表質問の再質問にお答えをいたします。

部活動の地域移行についてでありますが、平日の部活動につきましては、これまでの部活動と同様に、学校活動の一環として実施されるものでありまして、顧問となる教員や外部の部活動指導員などによる指導により実施されることとなりますので、現状の取り組みが継続されると考えております。

また、休日におきましては、部活動地域展開となりますので、地域のスポーツ・文化芸術活動と位置づけられることになりまして、指導等につきましては、民間のスポーツクラブや文化芸術団体などが、その担い手となり活動することになろうかと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿石知宏議員。

○３番議員（輿石知宏）

ありがとうございます。再々質問はせずに、次の水道料金統一について再質問させていただきます。

管路更新・耐震化の距離が、仮に料金統一後には現行の２倍である４キロになるとのことでしたが、北杜市の水道管の総延長を考えると、それでも約３４０年かかる計算となります。

また、水道施設の減価償却費は、令和５年度の決算では約９億円との回答でしたが、これは毎年約９億円を水道施設に投資していかないと現状の施設維持はできないとの認識となります。

料金統一後の金額による料金収入は、主に水道施設更新に使われるのか、それとも施設維持に使われるのかを教えてください。

再質問の２つ目になります。今回の料金統一後の金額は、これからの人口減少シミュレーションを加味した金額設定なのかを教えてください。

もし加味した金額だった場合、１５年後の本市の人口は約３万４千人と見込まれている中で、今回の料金設定は１５年先の将来を見据えたときに、本当に必要な金額設定なのかも併せて教えてください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

輿石知宏議員の、ポラリス北杜の代表質問の再質問にお答えをいたします。

料金統一後の料金収入が更新か、維持管理に使うのかという質問かと思いますけれども、料金収入につきましては、主に更新費用に使用する計画となっております。年間６億円を計画しているところであります。

また、水道施設には、水道管路以外にも水源や浄水施設をはじめ、配水施設など多くの施設があり、近年頻発する自然災害への備えをはじめ、老朽化した水道管路を中心に更新や耐震化を今後行っていく必要があります。

安全・安心な水道水を安定的に供給するためには、今後、更なる更新費用が必要になると考えております。

次に、今回の料金設定は、人口減少シミュレーションを加味しているのか、また、１５年先の将来を見据えたときに妥当な金額なのかというご質問かと思います。

今回の料金改定においては、人口減少のシミュレーションにおいても検討した中で算定したものでございます。

また、今回の料金の設定につきましては、北杜市上下水道事業審議会において経営基本計画を取りまとめた中で算定されたものでございまして、人口減少に伴う料金収入の減少、それから更新費用の検討、そして料金統一による市民負担の軽減、そして将来世代と現役世代における世代間の負担の均衡、こういった点を考慮した中で、２５％増にしたところでございます。

令和１５年度までの計画期間につきましては、適正な算定をしていただいたと考えております。

なお、１５年先の未来のことにつきましては、経営基本計画を見直す中で算定していくべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿石知宏議員。

○３番議員（輿石知宏）

ありがとうございます。水道料金統一の件については、再々質問をせずに次に進んでいきたいと思います。

３つ目の大項目、公民館を活用した子どもと高齢者の居場所について、再質問させていただきます。

公民館分館を市が主体的に事業を実施することが難しいことは、理解いたしました。

人の幸福感の研究において、家庭、職場や学校以外の第３の居場所が幸福感に寄与するとされています。地域で子どもを育てているという意識ができることで、子どもも保護者も、子どもが普段周りにいない高齢者も幸福感が高まる可能性があると考えております。

そこで、再質問、１つさせていただきます。

子どもを地域で見守る、地域で育てるために、子どもと高齢者の居場所の一つという新たな公民館分館の在り方を検討し、市の事業ではなく、地域の取り組みの事例として周知していく考えがあるのかを教えてください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

輿石知宏議員の、ポラリス北杜の代表質問の再質問にお答えをいたします。

地域の公民館分館を活用した居場所づくりの取り組みについてでありますが、こうした取り組みは活発な地域活動の一例となるものでありまして、元気な地域を模索している他の公民館分館にとっては、大きなヒントとなることもあると考えております。

各公民館分館の活動内容につきましては、市が交付をしております分館活動費補助金の申請書類の中に事業計画として示されている場合は、状況を把握することは可能でありますが、現在のところ、それ以外の把握する方法についてはなかなか持ち合わせていないところであり、把握するのは難しいというのが現状であります。

市教育委員会といたしましては、定期的に公民館運営審議会という会議を開催しておりまして、こういった中で、今後ご意見を伺いながら、そういった地域の活動の周知方法等について、また意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿石知宏議員。

○３番議員（輿石知宏）

ご答弁ありがとうございます。再々質問はせずに、大項目の４つ目に移っていきたいと思います。

返還免除制度を伴った奨学金貸与型事業についてになります。

再質問の１つ目、市内にある北杜高校や甲陵高校、帝京第三高校の生徒や保護者に直接情報

が届くことで、より北杜市へのUターンを促進することにつながると考えますが、３校への周知についての考えを教えてください。

再質問２つ目、市としてより多くの雇用をつくっておくこともUターンの一つの要因だと思います。しかし、それは一朝一夕でできるものではありません。

市内の進学を希望する学生に、北杜市として奨学金を貸与することが重要だと考えます。進学する際に、自分が住んでいる自治体が支援をしてくれたことで、感謝や恩を感じ、Uターンを考えてくれる可能性が上がるからです。新卒学生のUターンを促進する施策などのお考えがあれば教えてください。

再質問３つ目になります。人材確保のために、より効果的な制度について先進事例を研究していくとのことでしたが、看護学生奨学金の制度設計は、すでに十分なものと思っております。

ただし、約８００万円ほどの予算が確保されている中、２５０万円ほどしか執行されていないのが現状です。

看護師以外にも、介護職や保育士などのように福祉医療系専門職での人材不足は深刻化しております。予算の余剰もあることから、職種を限定しながら今ある制度を拡大していくことも可能と考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

切刀企画部長。

○企画部長（切刀智之）

輿石知宏議員の、ポラリス北杜の再質問にお答えいたします。

はじめに北杜高校や甲陵高校、帝京第三高校の生徒等への周知についてであります。

市内の高校生や保護者に対する奨学金返還支援事業の周知につきましては、Uターンの促進に効果的であると考えております。このため、今後、学校を通じて制度案内のチラシを配布するなど、周知に努めてまいります。

次に、新卒学生のUターンを促進する施策についてであります。

現在、奨学金返還支援事業のほか、移住支援金交付事業、地方就職学生支援事業などにより、Uターンを含めた移住定住施策の推進を図っているところであります。

昨年度に実施しました市内在住の１８歳を対象に行った「希望進路とＵ・Ｉ・Ｊターンおよび定住施策に関するアンケート調査」結果によると、約６割がUターンを考えており、希望する業種、就職先があれば検討するなどの回答があったところであります。

今後、新たに新卒学生のUターンを促進するためには、就職先の受け皿となる企業誘致の更なる推進や、貸与型奨学金の創設なども考えられますが、費用対効果なども踏まえながら、先進的事例を研究してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

輿石知宏議員の、ポラリス北杜の再質問にお答えいたします。

私のほうからは、制度を拡大していく考えについてであります。

福祉医療系専門職につきましては、ご指摘のとおり、採用は難しい状況にあるというのが現実でございます。将来的にも深刻な状況も予想されるところでございます。

今後、多くの職種を捉え、どのような方法が本市にとって、より効果的であるのかということにつきまして、他市の事例などを調査、研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿石知宏議員。

○３番議員（輿石知宏）

再々質問をせずに、最後、人材育成についての再質問させていただきます。

再質問の１つ目、ハラスメント事案となるかどうかは、当事者同士の信頼関係、つまり普段のコミュニケーションがきっちりと取れているかどうかだと考えます。

部下を持つ管理職は、常に自己啓発を行って、その部下に最適な育成方法を考えたり、適切な職場環境の維持に努める必要があると思いますが、それを成すための研修や講習など、市独自のメニューを設置していく考えがありますでしょうか。教えてください。

再質問２つ目、一般職から管理職を評価する仕組みを創設することで、ハラスメントの抑止につながったり、管理職の方針が適切な形で働いているかどうかの検証になると考えます。このような新たな人事評価制度を検討していく考えがありますでしょうか。

再質問３つ目、職員の評価は、昇給や勤勉手当に反映されるとのことでしたが、今は年功序列型の色が濃い管理職登用です。成果能力主義型の管理職登用を検討し、昇給や勤勉手当だけではなく、若くして管理職登用していく考えがあるかを教えてください。

最後、再質問４つ目になります。魅力ある組織づくりのために、既存の取り組みや定期人事異動なども含めて十分な制度設計になっているとお考えでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

輿石知宏議員の、ポラリス北杜の再質問にお答えをいたします。

再質問４項目、頂戴しております。

まず１つ目ですけれども、ハラスメント防止のための管理職の市独自の研修メニューについてですけれども、ハラスメントは上司と部下の信頼関係があると未然に防ぐことができるものと捉えております。このことから、職員間の日頃からのコミュニケーションは、大変重要であるという認識でございます。

ハラスメント防止の管理職の研修でございますが、階層研修や市独自の研修としては、外部の専門家によりますハラスメント研修と、産業カウンセラーによりますアドラー心理学講座などを実施して、ハラスメント防止に努めているところでございます。

再質問の２つ目になりますけれども、一般職から管理職を評価する仕組みについての再質問でございます。

部下が上司を評価する制度は、管理職の育成のために民間企業などにおいて導入されている

と認識をしております。上司にとっては、部下の視点から評価を受けることで、自覚をしていなかった多様な気づきが与えられる、また、人材育成の面でもメリットがあろうと認識もしております。

一方、評価者が多くなりますから、運用での負荷ですとか、人気投票化してしまうといった課題が多いことから、導入については慎重な検討が必要であろうと捉えております。

３点目のご質問ですけれども、成果能力主義型の管理職登用の検討はというご質問でございます。

自治体、そして民間企業の昇進制度においては、勤続年数や年齢を重視します年功序列制度と、得られた成果を評価対象とする成果主義制度など、様々な運用がされているものと認識をしております。

本市の管理職への昇進におきましては、職員からの「私の希望と意見」ですとか、「管理職員の昇任意向調査」などを尊重する中で、年功的な部分も含め、組織内のバランス、在職年数などを考慮しながら、人事評価制度の結果も踏まえまして行っているところでございます。

今後につきましてですが、年功序列や成果主義などのそれぞれのメリットなども踏まえまして、職員の能力などを最大限発揮できるように、管理職への昇進に際しましては、総合的な判断による登用が必要であろうと考えております。

４つ目の再質問ですけれども、魅力ある組織づくりのために、定期人事も含めました十分な制度設計になっているかという、ご質問でございます。

魅力ある組織づくりのための取り組みについてですけれども、魅力ある組織づくりのための取り組みの一つとして「職員提案制度」というものを本市では導入しております。これは市民サービスの向上、行政能率の向上、組織の活性化などに役立つ取り組みを職員自らが提案をしまして、その提案の中で採用された提案は、事業を実施していくというものであります。

これまでの採用事例が３０件ほどございまして、会計年度任用職員も含めた全職員が提案を行えるような制度設計となっております。

今後も魅力ある組織づくりに向けて、職員の創意工夫によります取り組み、職員のやる気や向上心の醸成を図る意味で、これらも続けてまいりたいと思っております。

また、定期人事の件ですが、今後も持続可能な行政運営のために、人事配置については画一的なものとはせず、職員の希望や意見を尊重する中で、一人ひとりの職員がやりがいを持って意欲的に業務に取り組むことができる、そんな魅力ある行政組織となるように今後も努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿石知宏議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（　な　し　）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、ポラリス北杜の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、６月２５日、午前１０時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。
大変お疲れさまでした。

散会　午後　５時５４分

令 和 7 年

第２回北杜市議会定例会会議録

６ 月 ２ ５ 日

令和７年第２回北杜市議会定例会（３日目）

令和７年６月２５日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸 報 告
日程第１　一般質問

２０番	秋山俊和議員
１３番	進藤正文議員
１７番	清水　進議員
６番	山﨑君江議員
２番	大塚　愛議員
７番	髙見澤伸光議員
８番	輿水　崇議員
１番	浅川勝正議員
５番	中村典子議員
４番	飛矢﨑雅也議員

２．出 席 議 員　（１９人）

１番	浅川勝正	２番	大塚　愛
３番	輿石知宏	４番	飛矢﨑雅也
５番	中村典子	６番	山﨑君江
７番	髙見澤伸光	８番	輿水　崇
９番	中山喜夫	１０番	神田正人
１１番	大芝正和	１２番	秋山真一
１３番	進藤正文	１４番	志村　清
１５番	齊藤功文	１６番	加藤紀雄
１７番	清水　進	１９番	内田俊彦
２０番	秋山俊和		

３．欠 席 議 員　（１人）

１８番　保坂多枝子

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（４４人）

市長	大柴邦彦	副市長	山内一寿
政策秘書部長	大芝　一	総務部長	三井喜巳
企画部長	切刀智之	市民環境部長	平井ひろ江
福祉保健部長	小尾正人	こども政策部長	小澤哲彦
産業観光部長	加藤郷志	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	清水徳生	教育部長	加藤　寿
上下水道局長	田中　伸	会計管理者	河手　貴
監査委員事務局長	小澤永和	農業委員会事務局長	坂本賢吾
明野総合支所長	皆川賢也	須玉総合支所長	花輪　孝
高根総合支所長	白倉充久	長坂総合支所長	日向　勝
大泉総合支所長	清水厚司	小淵沢総合支所長	渡辺美津穂
白州総合支所長	山田健二	武川総合支所長	小林　晋
政策推進課長	進藤修一	総務課長	津金胤寛
財政課長	城戸潤子	人事課長	木次　強
消防防災課長	小池佳生	企画課長	川端下正往
管財課長	仲山直樹	環境課長	末木陽一
福祉課長	齊藤栄慶	介護支援課長	松野純一郎
健康増進課長	向井幹裕	国保年金課長	小泉直紀
子育て政策課長	土屋直己	こども保育課長	三井智昭
農業振興課長	福田和久	まちづくり推進課長	小澤栄一
教育総務課長	鷹左右紀	生涯学習課長	田丸敬一
学校給食課長	平井伸一	上下水道施設課長	鈴木敏仁

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	進藤　聡
議会書記	跡部秀之
議会書記	鳥原弘達

開議　午前１０時００分

○議長（大芝正和）

改めまして、皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は１９人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、１８番、保坂多枝子議員は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（大芝正和）

日程第１　一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、１０人の議員が市政について質問をいたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に北杜クラブ、１２分。次に公明党、9分。次に日本共産党、9分。次に北杜オール・イン・ワン、6分。次にポラリス北杜、３５分。次に無会派、浅川勝正議員、１５分。次に無会派、中村典子議員、１５分。最後に無会派、飛矢﨑雅也議員、１５分となります。

また、申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間を表示板で表示いたしますが、残り時間の１分前になりましたらベルを１回、３０秒前に2回、１０秒前に3回鳴らし、残り時間をお知らせしますので、時間内で発言を終わるようにご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、順次、質問を許します。

最初に、北杜クラブ、２０番、秋山俊和議員。

秋山俊和議員。

○２０番議員（秋山俊和）

一般質問をさせていただきます。

２項目、質問をさせていただきます。

まず最初に、北杜市の農業振興策について、お伺いをいたします。

北杜市の農業が抱える課題は、農家の高齢化により基幹的農業従事者の減少・耕作放棄地の増加に歯止めがかけられない現状があります。そのため、今まで若い担い手を増やすために労働環境の改善や新規就農者獲得のために地域おこし協力隊などの施策を打ち出しております。しかしながら、なかなか厳しい現実があるのは否めないと思います。

農業は初期投資が高額で収入が得られるまでに時間がかかり、場合によっては災害などの影響で収入を得られない可能性があります。そのため、農業の新規参入を諦める人も少なくありません。高齢化と担い手不足の問題は、今後ますます深刻化する可能性が高いと考えられます。

そこで、以下質問をいたします。

１番として、スマート農業の本市の現況はいかがですか、お伺いします。

２番、農業振興公社の現況はいかがですか。

３番、農業法人設立を本市が支援する考えがあるかどうか、お伺いします。

４番、ＴＰＰ対応には農業生産物のブランド化が必須だと思いますがお考えはいかがでございますか、お伺いいたします。

２項目めの、市職員の働き方改革についてでございます。

昨年の６月議会において、働き方改革について質問をさせていただきました。

①時間外勤務と実際の勤務時間との乖離があるかなどの検証。

②令和５年度において月４５時間を超えた職員の人数。

③入庁５年以内の職員退職数。

④窓口時間を短縮する考え等であったかと記憶しているところです。

その際に、時間外勤務は管理職に対して時間外勤務を行う業務の内容と時間の申し出を行い、許可を得るなど適切に処理されている。しかしながら、国基準の月４５時間を超えた職員は約１００名、うち数名は毎月という状況でした。また窓口時間の短縮については、すでに取り組みを行っている先進自治体の状況を参考にするとともに、本市への窓口時間の短縮に伴う影響などを調査し、導入に向けた検討を行っていく。とのご答弁でありました。あれから１年が経過し、市長も大柴市長に代わり、あいさつの励行、職員との対話、ハラスメントの撲滅を宣言するなど精力的に職員と向き合っていると承知しております。市役所も変わったという声も聞こえてくるところであります。

そこで、以下お伺いします。

①決算の状況でも時間外勤務は増加の一途をたどっているとの説明を受けたが、令和５年度が約１００名だった月４５時間を超える時間外勤務の、令和６年度の状況はいかがですか、お伺いします。

②として、窓口時間の短縮にかかる影響を調査するとのことだったが、その結果はいかがでありましたか。

③先の所信表明において、業務の目的・手順等を見直す「ビジネス・プロセス・リエンジニアリング」の手法を取り入れるとのことでしたが、どのような手法でどのように市民満足度の向上と職員の負担軽減、時間外の削減につなげるのか、お伺いいたします。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

２０番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

市職員の働き方改革について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、窓口時間の短縮にかかる影響調査の結果についてであります。

より良い職員の労働環境の整備および市民サービスの質の向上を図るため、本年４月から３カ月の期間を設け、本庁の１３課、「各総合支所」および「上下水道お客様センター」において、「時間帯別来庁者調査」を実施しております。

調査終了後、直ちに調査結果の検証および分析を行い、来年度からの窓口時間の短縮の実施に向けて、来庁者の利便性が損なわれないよう検討を重ねてまいります。

次に、ＢＰＲの進め方及びその効果についてであります。

「ＢＰＲ　ビジネス・プロセス・リエンジニアリング」は、業務の現状を把握した上で、検討・分析を行い、既存業務の無駄や非効率を排除し、新たな業務の在り方を設計する業務改革の手法であります。

具体的には、業務を「政策立案」や「市民相談業務」などの正規職員が行うべき業務と、「データの入力」や「発送業務」といった、正規職員でなくても可能な業務に分類し、正規職員でなくても可能な業務については、ＩＣＴや外部委託などを活用することで、業務時間の削減を図るものであります。

また、この手法は業務時間の削減による職員の負担軽減にとどまらず、正規職員が行うべき業務に集中できる環境の創出による、行政サービスの質の向上や、業務の効率化による手続き時間の短縮など、市民満足度の向上にも寄与することが期待をされます。

職員の業務負担の軽減は喫緊の課題であり、早急な対策が求められておりますので、まずは全体像を把握するための業務量調査に着手し、どこに課題があるのか、現状の把握と分析から取り組んでまいりたいと考えております。

併せて、ＢＰＲの取り組みを中期的な施策として位置付け、着実に成功事例を積み重ねるとともに、職員研修を継続的に実施することにより、業務改革の自立的な推進を図り、市職員が働きやすい魅力ある職場づくりと、行政サービスの質の向上を目指してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

２０番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

市職員の働き方改革における、令和６年度の状況についてであります。

昨年度の月４５時間を超える時間外勤務の状況は、１１０人で、令和５年度と比較し１０人ほど増えております。

近年、時間外勤務は、増加傾向であると認識しております。

このことから、毎週水曜日と金曜日の定時退庁日には、職員自身の健康管理や、「ワークライフバランス」の充実を図るため、「グループウェア」による周知、庁内放送および庁内巡回を実施し、早期退庁を促しているところであります。

また、月４５時間を超えた職員には、自身の健康管理に注意していただくよう通知するとともに、所属長には、時間外勤務命令を適正に行うよう通知しているところであります。

今後も、時間外勤務の削減に努めてまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

２０番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の農業振興策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、スマート農業の現況についてであります。

ＡＩやＩｏＴなどの技術の進歩により、農業もＩＣＴ化が進み始めております。

本市の現在の状況を鑑みますと、人手不足や農家の高齢化はより深刻化することが予想されることから、「スマート農業」の導入は欠かせないものであります。

市では、令和２年度から山梨県の「未来を拓くやまなし農業応援事業」等を活用し、「スマート農業」に資する先進的技術への助成を３３経営体に対して行っております。

これまでの導入実績として、「ラジコン草刈り機」、「防除用ドローン」、「自動剪定バサミ」、「自動選果機」、「アイガモロボ」、「トラクター自動操舵機器」などがあり、作業の省力化・生産性の向上などにつながっております。

今後も、「スマート農業」に関する様々な取り組みなどの情報を収集および発信し、普及に向け注力してまいります。

次に、農業振興公社の現況についてであります。

「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権設定による農地貸し借りの「相対による契約」は、本年３月をもって廃止され、４月以降は、「農地中間管理機構」を介した貸し借りに一本化されたところであります。

これまでも「北杜市農業振興公社」では「農地中間管理機構」との委託契約により市内農地の貸借の仲介を行っておりましたが、一本化されたことに伴い、市民からの相談が数多く寄せられておりますが、その都度きめ細やかな対応を行っているところであります。

また、「中山間地域等直接支払制度」において、かねてから「集落協定」の要望であった事務の委託についても、本年度から公社が受託を開始することから、制度の説明会に同席して受託の内容についての説明を行ってまいりました。

今後も、市内農地流動化の窓口として、また地域の農業者の身近な存在として、更なる活躍が図れるよう連携を強化してまいります。

次に、農業法人設立に対する支援についてであります。

市内には地域農業の担い手となる「農事組合法人」や、「株式会社」等で農業を営む法人が、農産物の生産・加工・作業受託を行っており、地域農業の担い手の一員として地域活性化や雇用創出に貢献していただいております。

市ではこれまでも様々なケースに対し、総合的な相談窓口となり、時には「土地改良事業」や各種の補助事業などを導入し､法人の設立から経営までの相談･支援を積極的に行っており、各方面から好評をいただいております。

今後も、農業参入を模索する企業や、法人化を検討する皆さまの声を聞き、それぞれに適した参入方法・営農形態等への助言・提案などの説明を丁寧に行うなど、親切で寄り添った支援を行ってまいります。

次に、農業生産物のブランド化についてであります。

本市は、名水百選にも選ばれる豊富な地下水や日照時間に恵まれ、米や高原野菜などの農産物の適地であり、近年は企業型農業参入など多種多様な農業が営まれております。

その中でも新規就農者を中心に「環境保全型農業」に取り組む農業者が多いことから、県内で唯一の「オーガニックビレッジ宣言」を行い、推進を図っております。

現在、「環境保全型農業」に取り組む農業者は、７４経営体で、耕作面積は約１０２ヘクタールとなっており、そこで栽培される野菜は県内外の「スーパーマーケット」での販売や飲食店

での利用、季節の野菜詰め合わせとして「ＥＣサイト」で販売する中で、安全安心な有機野菜として好評を得ております。

今後も、新規就農者を中心に有機農業へ取り組む農業者、耕作面積とも増加傾向でありますので、本市で栽培された多種多様な農業生産物を「北杜ブランド」として広めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山俊和議員の再質問を許します。

秋山俊和議員。

○２０番議員（秋山俊和）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、各項目について再質問をさせていただきます。

まず、北杜の農業振興策についてでございますが、農業振興公社について、公社の状況についてですが、農業経営基盤強化促進法の改正により、農地の貸し借りが農地中間管理機構を介することになり、その事務を北杜市では農業振興公社が受託しているとのことですが、仲介件数も増加し、負担はかなり増えていると思います。

また、中山間直接支払制度の集落協定の事務も受託するということですが、従事する職員の数は足りているのでしょうか、お伺いします。

２点目として、農業生産物のブランド化について。

北杜市では多くの農業者が有機農業に取り組み、高い評価を得ているのは承知しています。これまで何件も他県の市議会議員の方々がオーガニックビレッジや有機農業について、本市に視察研修に訪れていると聞いております。

しかし、国が目標とする持続的な生産体系の構築に向け、化学肥料の使用量の３０％軽減や有機農業の取り組み面積の割合を耕地面積の２５％に拡大することは、有機農業先進地である北杜市でもなかなかハードルが高いと思います。

特に有機農業に取り組んでも栽培管理に非常に手がかかりますし、栽培面積もそれほど大規模にはできません。そこで収入を得て生活していくことは大変ではないかと思われます。

本市では、何らかの支援など、できることがあるか、市のお考えをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

２０番、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

今回、利用権設定の一元化により、北杜市農業振興公社が書類作成の手伝いも行っていることから、農業者の負担軽減が図られております。

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の集落協定の事務受託における問い合わせも多数あり、今のところ、５協定程度の受託を想定しております。

業務量が急激に増えたことから、今年度より職員２名を増員し、９名で行っており、体制は

確保されていると思われますが、今後さらに業務量が増えることが想定されます。

利用権設定事務については、手数料をいただいておりませんので、新たな人員を増やす場合には、市としましても金銭的な面を含めて支援を行う必要があるものと考えております。

２点目のご質問ですが、市は６月に京都市に本社がある株式会社坂ノ途中様と包括連携協定の締結を行いました。株式会社坂ノ途中様は有機農業白書を出版しており、これまでに蓄積した有機農業に関する卓越した知見とノウハウを生かし、市の有機農業についてデータ分析を行っていただきます。

そのデータをもとに、今後就農される方へ根拠を持ってアドバイスができることから、農業経営の安定につながるものと考えております。

併せて、有機農業はロットが少ないことから、販路においても課題がありましたが、株式会社坂ノ途中様は１万２千件ほどの会員に向けて野菜の宅配業務も行っており、本市の有機野菜も取り扱っていただけることから、関西方面において販路の拡大と有機農業者の所得向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山俊和議員。

○２０番議員（秋山俊和）

丁寧な説明をしていただきまして、ありがとうございました。

農業振興公社ですが、９名の体制で臨んでいるということでございます。これから北杜市の農業を守っていく中で、管理体制の構築というのが非常に重要だと思われますので、そこには職員さんの充実、そういったことへ力をもっと入れていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、２項目めの働き方改革について、質問をさせていただきます。

２点、再質問をさせていただきます。

まず１点目は、時間外ですが、昨年度に比べ４５時間を超える職員が１０名ほど増えたということですね。そして、館内放送や巡視をしているが、その効果がなかなか表れない状況であるということ。もっと効果的な方法で対策を講じないと削減できないのではないかと思います。もう一度、この件についてご答弁をお願いいたします。

それから、２番目として、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングについては何となく分かりました。市議会議員としても協力すべきところはしていかなければならないかなということで承知をいたしております。

それでは、導入に向けてのスケジュールを教えてください。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

２０番、秋山俊和議員の再質問にお答えをいたします。

２点、再質問をいただきまして、まず私のほうから、時間外勤務を削減する、より効果的な

対策について、お答えをさせていただきます。

これまで、定時退庁日においての早期の退庁を呼びかける庁内放送と庁内巡回を実施してきたところでありますが、これを年間を通して実施することを予定しております。

また、管理職職員からの早期退庁への指導のほか、業務時間の短縮に効果的な様々な対策を講じながら、庁内一丸となって意識をもって取り組むことで、職員の時間外勤務の削減を目指してまいります。

加えまして、先ほど市長からの答弁にありました業務改革の手法の一つでありますＢＰＲ、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングに積極的に取り組みまして、行政サービスの質の向上や業務の効率化による手続き時間の短縮などを図る対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山俊和議員。

○２０番議員（秋山俊和）

ご答弁ありがとうございました。

内容は分かりました。時間外の削減と業務改善はリンクするものだと理解いたしました。

大変重要なことだと思いますので、スピード感をもって対応してほしいと思います。

よろしくお願い申し上げて、質問を終わります。

○議長（大芝正和）

答弁はよろしいですか。

○２０番議員（秋山俊和）

結構です。

○議長（大芝正和）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、２０番、秋山俊和議員の一般質問を終わります。

次に、公明党、１３番、進藤正文議員。

進藤正文議員。

○１３番議員（進藤正文）

公明党の一般質問を、２項目について質問いたします。

はじめに、減災力の強いまちづくりについて、質問いたします。

昨年１月１日に発生した能登半島地震や、本年３月２８日にミャンマーで発生した地震が続き、多くの犠牲者が出た災害となりました。今後予想される南海トラフ巨大地震は、３０年以内の発生率は、政府の地震調査委員会によると８０％とされています。内閣府は被害想定の見直しを３月３１日に発表、死者数は２９万８千人、全壊・焼失棟数２３５万棟、避難者数１，２３０万人、経済被害２７０兆３千億円とし、政府は被害を抑える対策として、学校施設や公共施設の耐震化を進めてきました。しかし住宅や企業などの民間の建物の耐震化が進んでいないのが実情です。これまでの大きな災害は、公助の支援の手が行き届かない災害であることを理解する必要があることから、自分の命は自分で守る「自助」の取り組みを進め、住宅の耐震化や家具の固定を本気になって取り組むことが重要です。そうすれば被害は大きく減少し、在

宅避難ができれば過酷な避難生活が避けられます。そもそも、被災者があふれ避難所に入れない可能性もあります。

また、備蓄倉庫の備蓄品が全て避難者に行き渡ることがないことを想定し、日頃からの備えを習慣化する「ローリングストック法」など、日常から備えることを多くの市民の皆さまに取り組んでいただけるよう、更なる周知が必要となります。家具転倒防止の器具への補助については、何度か質問をさせていただきましたが、耐震化された家が地震で倒壊しなくても、家具が転倒して下敷きになってしまったら、非常に残念な結果となることを考えると、平時から家具を固定する取り組みが、減災力の強いまちづくりにつながることから、家具の転倒防止の器具への補助は有効と考えます。

そこで、以下質問いたします。

１　民間住宅の耐震化の現状及び家具転倒防止の器具への補助の考えは。

２　防災備蓄倉庫の管理と運用は。

３　防災備蓄倉庫に入っている備蓄品の中身とその周知は。

４　災害時を想定した各家庭の備蓄品のうち最低限備える必要なものは。

５　日用品を備蓄しておく「ローリングストック法」の目的と周知は、どのようなお考えか、お伺いいたします。

２項目めの災害時を踏まえた広域連携による救急体制の構築について、質問いたします。

南海トラフ巨大地震・富士山噴火など予想される災害は、専門家によると必ずやってくると言われています。災害への対応は平時に十分な検討と訓練、意識の向上が肝要であると鑑みます。本市は山々に囲まれ、長野県、群馬県、埼玉県と隣接し、お互いの連携により救急時の対応がなされることを、有事ではなく平時にも可能となるよう、山梨県ならびに隣接市町村、国に働きかけることが、お互いの住民の安全・安心への環境を整備することと思います。

そこで、以下質問いたします。

１　災害時に県を跨いだドクターヘリの運航の取り組みは。

２　災害時に県を跨いだ救急車の相互乗り入れの取り組みは。

３　１番・２番の実現のため各関係機関、自治体、県、国への働きかけは、どのようなお考えかお伺いし、質問を終わります。

ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

１３番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防災備蓄倉庫の管理と運用についてであります。

「防災備蓄倉庫」については、現在、職員が定期的に見回りを実施するなどの管理を行っております。

しかしながら、「能登半島地震」の被災地への職員派遣の経験から、大規模災害時において、市の職員等が避難所開設に係る全ての業務に携わることは、困難であることが予想されます。

そのため、「地域減災リーダー」など、地域の方々や行政区長の協力を得ることが、いわゆる

「共助」として、重要であると考えております。

今後、市では、「防災備蓄倉庫」の管理および運用についても、学校長などの施設管理者や行政区と協議し、災害時において「防災備蓄品」を、迅速かつ円滑に供給ができる体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、防災備蓄倉庫に入っている備蓄品の中身と、その周知についてであります。

「防災備蓄倉庫」には、「アルファ化米」や「乾燥パン」などの食料、「飲料水」１日分および「段ボールベット」などを格納しております。

また、「備蓄品」等の備蓄状況については、市ホームページ等でお知らせをしております。

今後は、有事の際に、「地域減災リーダー」など、行政区長や地域の方々に「備蓄品」を使用していただくことは、「共助」の観点からも重要なことであるため、訓練などを通じて、「備蓄品」の状況確認や「資機材」の使用方法などについて、市民に周知してまいりたいと考えております。

次に、災害時を想定した各家庭の備蓄品のうち最低限備える必要なものについてであります。

市としては、一般家庭において最低限備える「非常時持ち出し品」および「備蓄品」として、「飲料水」、「食料」、「充電器・モバイルバッテリー」、「貴重品」、「医薬品」、「携帯トイレ」など、災害時の様々な状況下において、必要性の高いものを、市のハザードマップやホームページなどに掲載し、各家庭に周知しております。

大規模災害などへの「備え」として、各家庭で備蓄を行うことは、「自助」、「共助」の観点からも非常に重要であります。

今後も、災害などにおける各家庭での「備蓄品」の重要性を市の広報紙や「ほくとニュース」などを活用し、周知に努めてまいります。

次に、日用品を備蓄しておく「ローリングストック法」の目的と周知についてであります。

「ローリングストック法」は、日頃から食品や日用品を少し多めに買い置きする中で、賞味期限の古いものから消費し、消費した分を新しく買い足しすることで、常に一定量の備蓄品を家庭に維持することを目的としたものであります。

この手法は「備蓄品の賞味期限切れを防げる」、「普段から食べ慣れたものを災害時に使える」、「様々な種類の食品を備蓄できる」など、「自助」において様々な効果が期待でき、新しい備蓄の手法として関心が高まっていることから、市ハザードマップにイラスト付きで掲載しているところであります。

今後も、災害時に備えた各家庭での備蓄品確保に有効な手法として、市広報紙などを活用しながら、更なる周知に努めてまいります。

その他については、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

１３番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、減災力の強いまちづくりにおける、民間住宅の耐震化の現状と家具転倒防止の器具への補助の考え方についてであります。

本市の民間住宅の耐震化の現状は、昨年度末時点で、住宅総数３万２，６７５戸のうち、耐

震性を有する住宅は、２万４，３１８戸、耐震化率は、７４．４％であります。

また、家具の「転倒防止器具」については、現在、本市において補助は行っておりませんが、更なる防災対策の推進を図るため、必要な支援策の一つと捉えておりますので、今後も本市の防災対策の強化のため、調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、災害時を踏まえた広域連携による救急体制の構築における、県を跨いだドクターヘリの運航と救急車の相互乗り入れの取組についてであります。

緊急時等においては、県により県境を超えた、「ドクターヘリ」の広域運航がされているものと承知しております。

また、救急車の相互の乗り入れについても、平時においては原則、「峡北広域行政事務組合」管内のみの運用でありますが、「かかりつけ医」や「特殊医療」が必要な場合、また災害発生時の広域搬送などには、関係機関との連携の下で行われております。

なお、県を跨いだ「ドクターヘリ」の運航に係る各関係機関等への働き掛けについては、過去、県において、新潟、長野および静岡県の中央４県で協議した経緯があるものの、結論に至っていないとのことであります。

このことから、長野県への「ドクターヘリ」の広域運航が早期に実現できるよう県に要望してまいりたいと考えております。

一方、救急車については、現時点においても乗り入れがされていることから、その必要性が生じた際にはスムーズに乗り入れができるよう、関係機関と連携を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

進藤正文議員の再質問を許します。

進藤正文議員。

○１３番議員（進藤正文）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、減災力の強いまちづくりについてのみ、３点について再質問をさせていただきます。

１項目めの再質問ですけども、民間住宅の耐震化の現状および家具転倒防止の器具への補助については調査、研究をしていくとの答弁でしたが、能登半島地震の耐震化は、おおむね５０％です。この状況を鑑みますと、耐震化率の向上と北杜市の抱える高齢化率と一人住まいの高齢者が他の自治体より多いことや障がい者の家庭のことを考えますと、耐震化の向上と併せて、家具転倒防止の器具への補助は命を守る防災対策と考えますが、再度ご答弁をお願いいたします。

２点目ですけれども、防災備蓄倉庫に入っている備蓄品の中身とその周知ですが、防災備蓄倉庫には食料や飲料水などが入っていますが、真夏日が続くと防災備蓄倉庫の中の温度が上昇し、食料や飲料水などに影響がないか心配するところです。どのような管理をしているのか、お伺いいたします。

３点目の防災備蓄倉庫の中身を市民の皆さまに見ていただくことが、防災意識の向上につながると考えます。答弁では、訓練などを通じ、備蓄品の状況確認や資機材の使用方法などを市民に周知していくとのことですが、ぜひ計画を立てて実施していただきたいと思います。

具体的にどのような訓練を考えているのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

１３番、進藤正文議員の再質問にお答えをいたします。

減災力の強いまちづくりで、３点、再質問をいただいております。

はじめに、耐震化率の向上と家具転倒防止の器具への補助の考え方であります。

家具転倒防止の器具への設置補助は、高齢化が進む中、必要な支援策の一つとして捉えておりますので、先進地の状況などを調査、研究してまいります。

次に、防災備蓄倉庫に入っている備蓄品の管理についてのご質問です。

市内防災備蓄倉庫は、壁および天井部にガラス繊維素材の断熱材を使用しており、暑さ寒さなどを遮断できる仕様となっております。さらに、倉庫にはソーラー換気扇や換気口を設置し、室内の温度管理に努めておりますので、防災備蓄品の品質などは保たれております。

次に、市民への周知に向けた具体的な防災訓練の内容の質問でございます。

先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、防災備蓄倉庫内の備蓄品の現状の確認などは、市民の皆さまの自助、共助の観点から重要であります。

今年度、行政区と協議しまして、防災備蓄倉庫の設置、備蓄品・資機材などの格納を完了の後に、防災備蓄倉庫内の備蓄品をご確認いただくことをメニューに取り入れた避難所訓練を計画して、これらの訓練を通じて、各家庭での日ごろからの備えとしての備蓄品の保管の重要性などを知っていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

進藤正文議員。

○１３番議員（進藤正文）

それでは、再々質問させていただきます。

今、備蓄倉庫の中身を見て、それを知っていただく、訓練の中でそういうメニューを入れていくということですので、ぜひ今年度、補正予算でも１０棟、備蓄倉庫が入りまして、これで避難所等には全て備蓄倉庫がそろったと思っていますので、ぜひここから、備蓄倉庫の中身を知っていただく、これが防災意識につながりますので、自分たちの区の中で要望していくのか、それとも市のほうから、こういう備蓄倉庫を見学するメニューがありますので、ぜひ申請していただきたいとか、どういうふうにそのへんの進めをしていくのか、お伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

１３番、進藤正文議員の再々質問にお答えをいたします。

防災備蓄倉庫の防災備蓄品が備わった後の防災訓練、避難訓練等の進めについて、どのような進めで、訓練に向けて進めていくのかというご質問でございますけれども、私どもの考えに

つきましては、今、まだ内容を全て、用意といいますか、計画が備わっているわけではありませんけれども、今後、このあたり、担当部署、担当職員等としっかりと内容を詰めた上で、改めてお知らせをさせていただこうと思います。

また、議員おっしゃるように、この防災意識の高揚には、このような訓練はとても大切なものと捉えておりますので、今後あらゆる情報を、ＳＮＳを含めまして、今後、訓練をどのように進めていくか、また行政区の皆さんにどのようにご協力をお願いしていくかにつきましても、しっかりお伝えをしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、１３番、進藤正文議員の一般質問を終わります。

次に、日本共産党、１７番、清水進議員。

清水進議員。

○１７番議員（清水進）

一般質問をさせていただきます。

第１に、深刻な物価高騰から市民の暮らしを守る緊急対策はについて、お伺いをいたします。

値上げラッシュが深刻であります。帝国データバンクによると、6月に飲食料品１，９３２品目の値上げを予定しており、今年１年間の値上げは２０２３年以来の２万品目を超える可能性があると伝えています。足元では物価高騰により、消費が伸び悩んでおり、１月から３月期のＧＤＰ成長率における民間消費支出はマイナス傾向であります。背景には、食料品価格やエネルギー価格の高騰を受け、家計の節約傾向が強まっており、景気低迷と生活困難が長期に及んでおります。

市民と市内事業者の暮らしと経営を守るため、国や県に物価高騰対策を要請するとともに、北杜市として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や積まれた基金を活用して、緊急に物価高騰対策を講じることを求めます。以下、伺います。

１，低所得者に対し、米価・食料品高騰支援として１万円を支給することは。

２，学校給食の質を下げないために学校給食食材費の物価高騰分に相当する食材費を支援することは。

３，生活保護世帯への夏季加算を行うことは。

４，国民健康保険税の未就学児に関わる均等割りをなくすために市独自に軽減策を行うことは。

５，市内の障害者福祉事業所、介護・看護事業所また市内医療機関に対して物価高騰対策のために助成を行うことは。

６，肥料・飼料・種子等が高騰しており農家への支援を行うことは。

７，若者の暮らし応援として、家賃助成を行うことは。

８，東京都では夏場の水道基本料を無償化することを発表いたしました。北杜市でも水道料金を減額することは。

そして第２に、水道料金・事業について、お伺いをいたします。

全国で水道料金の値上げが相次いでおります。約４０％の値上げをした埼玉県本庄市、新潟

市で平均２９％との値上げが実施されています。千葉県では、２０％程度の値上げが発表されています。理由は、①人口減少や節水型機器の普及で水道の利用が減少し、料金収入が減少傾向にあること、②水道管路の維持管理・更新、耐震化の費用の確保、③資材・エネルギーなどのコストの高騰や人件費増加、④独立採算制により一般会計からの繰り入れが原則認められない、こうした理由からであります。

以下、お伺いをいたします。

１，これまでの水道事業は、水資源開発が問われております。１９７０年代から９０年代にかけて、生活用水の過大な需要予測に基づき、不要なダムの建設をはじめインフラ投資が行われてまいりました。こうした過剰開発が今日の水道施設更新の費用不足の一因となっている可能性が指摘されています。政府の責任であります。人口５０万人にひとつのダムが基準ですが、北杜市には、大門と塩川ダム２カ所があり、国・県の責任をどのように考えておりますか。

２，水道事業は、原則独立採算制とされていますが、自治体の主体的な判断で基準外繰入はできます。市の新・行政改革大綱で基準外繰入額の上限を設定し、市民の水道料金を引き上げる方針を掲げております。水道は、生きていく上で欠かすことのできない最も基本的なインフラです。水道施設や管路などの維持管理・更新は国費負担とすることを求めます。見解を伺います。

３，北杜市広報にシリーズで水道事業の課題として報道がされています。公平・公正な立場から検討された記事なのか伺いたいと思います。ダム受水地域と武川･白州地区の水道原価は、一度も明らかにされておりません。全市を一つにし、赤字だとしていますが、２地区の原価を明らかにしてください。また、県内最大の一般会計からの繰入金としていますが、その原因はどこにあるのですか。資金残高が令和９年に枯渇しますとありますが、基準外繰入額の上限を引き上げることは、検討されていないのですか。

４，武川・白州地区の水道料金を２倍以上にする事、異常事態ではないでしょうか。「６人家族で１回に１万円以上の負担が、２倍となればどうすればいいのか」こうした不安の声が多数あります。条例を提案する前に、市民の声を丁寧に聞くことが先決ではないでしょうか。今後の進め方、見解を伺います。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

１７番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

水道料金・事業における、今後の進め方についてであります。

今回の水道料金改定の方針は、「北杜市上下水道事業審議会」において、市内各地区の水道使用者をはじめ、各方面の識見者が、それぞれの立場から３年間にわたり、慎重審議いただいた答申内容を尊重したものであります。

「水道事業」は、市民生活に必要不可欠なライフラインであり、市民の生命と暮らしを守るという重要な役割を担っていることから、老朽化した水道管路の更新をはじめ、災害時に備えた耐震化を進めていく必要があります。

このため、水道事業の現状について、市民の皆さまに共有していただき、共に支えるという

共通認識を持っていただくため、本定例会閉会後に「市民説明会」を８地区で、順次開催し、併せて「パブリックコメント」も実施する中で、市民の皆さまのご意見を伺いながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長、担当部長および担当局長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

１７番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

深刻な物価高騰から市民の暮らしを守る緊急対策は、における、食材費の支援についてであります。

学校給食における保護者負担については、昨年度から実施している無償化により、発生していないことから、新たな支援は必要ないものと考えております。

なお、学校給食における食材費の調達予算については、物価上昇率を加味した額を予算措置しております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

１７番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

深刻な物価高騰から市民の暮らしを守る緊急対策は、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、低所得者への支給についてであります。

本定例会において、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、子どものいる家庭や畜産農家など、必要なところへの支援を行うための予算を計上しているところでありますので、現時点で低所得者に対する米価・食料品高騰支援として現金等を給付する考えはありませんが、今後も、国や県の動向を注視してまいります。

次に、生活保護世帯への夏季加算についてであります。

生活保護は、「生活保護法」や「生活保護法による保護の基準」等に基づき実施しており、夏季加算については、市独自に設定できるものではありません。

次に、市独自の国民健康保険税の軽減対策についてであります。

未就学児の均等割については、「北杜市国民健康保険税条例」に基づき、減額措置を講じているところであり、市独自に軽減策を行うことは難しいものと考えております。

次に、市内の障害者福祉事業所、介護・看護事業所や医療機関に対する助成についてであります。

市では、これまでも市内介護事業者等に対して支援金を支給するなど、必要な支援を行ってきたところであり、本年度については、県において「福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援事業」を実施していることから、現時点では緊急的な経済的支援は考えておりませんが、引き続き、市内事業者等の状況把握に努めてまいります。

次に、若者の家賃助成についてであります。

市では、転入し民間賃貸住宅に入居する子育て世帯を対象に家賃の一部を補助する「転入子育て世帯家賃補助金事業」や、夫婦として新生活を始める世帯を対象に経済的不安を軽減するため、引っ越し費用や家賃等のスタートアップに係る費用を補助する「結婚新生活支援補助金事業」を実施しているほか、若者に限らず離職等のやむを得ない理由により経済的に困窮し生活を喪失するおそれのある方を対象として、３カ月間家賃額相当の給付金を支給する「住居確保給付金事業」を実施しておりますので、新たに若者の暮らし応援として家賃助成を行う考えはありません。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

１７番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

深刻な物価高騰から市民の暮らしを守る緊急対策における、農家への支援についてであります。

世界的な穀物需要の増加や円安による配合飼料の価格の高騰を受け、市内の畜産経営の厳しさが増したことから、酪農農家の廃業が相次いでおります。

本年４月には、「梨北農業協同組合」の「酪農・肉用牛部会」から現状の厳しさと支援を求める要望書が提出されました。

このような経緯を踏まえ、早急に飼料価格高騰による酪農農家の負担を軽減することが重要であると考え、今回、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市の「畜産等飼料価格高騰対策補助金」に要する経費を補正予算に計上したところであります。

なお、市内で生産された堆肥を購入した際の助成につきましては、継続して実施しております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

１７番、清水進議員のご質問にお答えします。

深刻な物価高騰から市民の暮らしを守る緊急対策は、における、水道料金の減額についてであります。

市民の経済的負担を軽減することは、大変重要なことだと考えておりますが、「北杜市水道事業」の基金残高は年々減少し、本年度末には、７，４００万円にまで減少するほか、本年度末の「単年度収支」は、「地方公営企業法」適用以後、初めて「純損失」を計上する見込みであることから、料金改定を早期に実現し、経営改善を優先しなければならないため、減免措置については実施いたしません。

次に、水道料金・事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国・県の責任についてであります。

「大門ダム」および「塩川ダム」の建設は、当時の社会情勢や水需要の予測に基づき、構成する８市町村の要望により、国や県の下で進められた事業であります。

「北杜市水道事業」は、「大門ダム」および「塩川ダム」からの受水によって、安定した水道水の供給を可能としており、ダムの建設に係る国や県の判断は、適切であったと考えております。

次に、維持管理・更新の国費負担についてであります。

「水道事業」の更新費用については、すでに国庫補助の対象となっていることから、国への要望については考えておりません。

また、維持管理費についても、公営企業であることから、事業運営により賄うべきものでありますので、国への要望については考えておりません。

次に、広報の記事、２地区の原価及び県内最大の一般会計からの繰入金の原因についてであります。

市広報紙に掲載した「水道事業」の記事については、「水道事業」の現状と課題について、公平かつ公正な立場で検討したものであります。

２地区の原価の公表については、「北杜市水道事業」として、同一の給水主体の下に、同一会計で、同一事業を行っており、地区ごとの原価という考え方がないため、算出することはできません。

また、基準外繰入金の上限引き上げについては、現時点の繰入額が県内最大であり、「公営企業会計」として、本来、事業運営により賄う必要があるため、考えておりません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

先ほどの私の答弁の中で、１カ所、訂正がございますので、お願いいたします。

若者の家賃助成の答弁の中で、住居確保給付金事業の説明をする際、若者に限らず、離職等のやむを得ない理由により経済的に困窮し、本来「住居を喪失するおそれのある方」というところを「生活を喪失する」ということで答弁をいたしました。

誠に申し訳ありません。併せて訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を１１時２５分といたします。

休憩　午前１１時０７分

再開　午前１１時２３分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

清水進議員の再質問を許します。

清水進議員。

○１７番議員（清水進）

時間を止めてください。

水道問題で答弁漏れがありますので、ぜひ時間を止めてください。

○議長（大芝正和）

止めておきます。

○１７番議員（清水進）

答弁漏れの内容を説明いたします。

水道問題で、第３項目めに全市を一つにし、赤字だとしていますが、２地区の原価を明らかにしてくださいと質問をしています。

この質問は、今までも何回か行ってまいりました。明らかにしない理由を聞いているのではありません。今後、地区説明会がありますが、武川・白州地区市民は料金の値上げそのものに反対ではありませんが、なぜ水道会計が赤字になるのかの原因や、今後の施設整備、耐震化に向けて必要な財政問題を明らかにしてほしいと望んでいます。水源が違うのに、なぜ２倍以上の料金にしなければいけないのか、納得できる説明を求めています。そのため、武川・白州地区の給水原価と供給単価をぜひ明らかにしていただきたいと思います。

この部分が答弁漏れであります。ありがとうございます。

○議長（大芝正和）

答弁漏れですので、答弁を。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

答弁漏れがあったようでして、大変申し訳ございません。

なぜ、町別の地域別の個別原価が出せないのかということですけれども、そもそも、この北杜市水道事業として、同一の給水主体のもとに同一の会計で同一の事業を行っており、地区ごとの原価が存在しないと申し上げました。これは、令和２年４月１日に施行されました北杜市水道事業及び下水道事業の設置に関する条例、これは議会でも議決をいただいた条例でございますけれども、これによって水道事業が一つ、そして会計も一つ、そして公営企業会計の全部適用、これもこの条例の中でご議決をいただいたものでございます。したがいまして、個別の原価という考え方がそもそもないということでございます。

そして、技術的な部分で言いますと、人件費、そして費用の部分でシステム使用料といった総係費を町別に出すことが不可能であります。

したがって、先ほど言った条例の考え方、一事業一会計の考え方、そして技術的な部分で、この町別の原価を出すことができないと答弁したところでございます。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

清水進議員の再質問を許します。

清水進議員。

○１７番議員（清水進）

再質問の最初に、水道法では清浄にして豊富低廉な水の供給を図る、このことを目的として

います。市民は安全・安心、安価な水を求めています。

市は企業会計にし、独立採算を求めています。冒頭述べたように、ダム建設は国策として造られ、県に管理を丸投げた上で、水道用水に使用できるよう目的を変え、峡北地域広域水道企業団をつくり、責任水量買い取り制を取りました。市民の税金を年間２億円も過払いを続けている、こうした問題が何ら解決いたしておりません。

市長にお伺いをいたします。

１．市が年間２億円使われていない水道水に支払いを続けていますが、このことをどのように考えておりますか。

２．市長は、水道事業者と企業団の供給者としての２つの責任者ですが、２倍の水道料金引き上げの前に国と県に働きかけ、市の負担となっている責任水量買い取り制、赤字問題の解決を進めていきますか。

３．水源ごとに料金を定めることが水道法であります。簡易水道の実態に合わせた会計にすべきではありませんか。

以上、お願いをいたします。

○議長（大芝正和）

３点でよろしいですね。

（はい。の声）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

１７番、清水進議員の再質問にお答えをいたします。

まず、北杜市は水道企業団と水道事業の管理者となっていますが、どのように考えているかということかと思いますけれども、まず、市長は、北杜市の水道事業の管理者でもあり、そして峡北地域広域水道企業団の管理者でもございます。

その中で、まず北杜市の水道事業の管理者としては、市内に安心・安全な水道水を安定的に供給する、こういった使命を持って業務に当たっているということでございます。

そして、水道企業団の役割としては、韮崎市、甲斐市、そして北杜市に安全・安心な水を安定的に供給するという役割を担っていまして、そういった意味で、市長は管理者として双方において適切な役割を果たしていると考えております。

それから、赤字問題の解決ということですけれども、水道事業のいわゆる赤字は、ダムの受水費だけではございません。これは、水道事業の恒常的な課題でもあるわけですが、人口減少による給水人口の減少、更新費用の増大、エネルギー価格の高騰による費用の増加、こういったことが原因で、北杜市水道事業の会計については、年々資金が減っているという状況でございます。

この水道企業団の受水費につきましては、１日当たりの契約水量で契約しているわけですが、平成２９年度に、実は値下げをしております。それまでは１００円だったわけですけれども、９８円に２円、値下げをしている。そこから考えますと、先ほど私が申し述べたような理由がお分かりいただけると考えております。

最後に、簡易水道会計に準じた経営にすべきではないかということですが、なぜ北杜市水道事業を創設したのか、これは小規模な経営では、いわゆる簡易水道会計では経営基盤が弱いか

らであります。例えば、韮崎市のように簡易水道会計と上水道会計があるわけですけれども、韮崎市の場合は、いわゆる地元の方々が給水主体で、工事も、それから料金徴収も地元がやっている簡易水道会計と上水道会計、そして甲斐市の場合も給水主体と簡易水道会計が分かれておりまして、甲斐市においては、敷島地区が甲府市の上下水道局、こちらは工事も料金も徴収している。そして、甲斐市の北部においては、簡易水道会計がある。そして上水道は竜王地区がやっているという形で、それぞれ小さいところはなかなか厳しいわけです。

したがって、この北杜市がそもそも、なぜ北杜市水道事業となったのかということを考えれば、簡易水道会計から上水道会計へ移行した理由が分かるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

清水進議員。

○１７番議員（清水進）

それでは、最後に再々質問をいたします。

国は、今、上下水道局長の説明のように、水道事業を広域化すること、このことを進めてまいりました。昨年の能登半島震災により深刻な水道の断水が発生をしています。大規模化すれば、施設建設など多額な資金を必要とします。

北杜市の地形に合わせた、将来の人口減少に合わせ、ダムに頼ることなく水道事業を展開していくこと、このことがまず求められているのではないか、考えます。

２点目、前回改定時に料金を統一しないと国からの国庫援助金など支援が受けられない、このように市民に説明をいたしました。当時、私は厚生省を訪問し、担当者と話し合う中で、水道料金は自治体の条例で定めるもの、その内容について国は尊重する、だから補助金の減額などない、こうした回答であります。

今回も会計は一つ、説明していますが、実態は合併前とほとんど変わっておりません。実態に合わせた会計に戻すべきではありませんか。そのことを最後にお伺いをいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

１７番、清水進議員の再々質問にお答えをいたします。

はじめに、ダムに依存すべきではないのではないかという質問かと思いますけれども、今、北杜市の水道事業は、伏流水のところもあり、深井戸もあり、湧水もあり、そしてダムの水もあるということで、能登半島地震で問題になりましたダムからの受水のみに頼ったような給水システムではないわけでございます。それぞれが補完し合った、いわばハイブリッド型と言ってもいいと思うんですけれども、そういった水道システムでありまして、そういった意味では、今の形は理想形だと考えております。

それから、実態が合併前と変わっていないんではないかということですが、これは大きな間違いでして、これはハード面の統合ということではありません。ソフト面の統合を図ったわけでございまして、その効果として、いわゆる組織を再編し、そして会計も公営企業会計とし、いわばこれまでに北杜市の水道事業としてできることは、経費の節減も含めましてやってきた

わけでございます。

そうした中で、ハード部分についてのことをたぶんおっしゃりたいんだと思うんですけれども、ソフトの事業でも国のほうはよろしいという、当時の判断だったと承知をしております。したがいまして、現行のシステムというのは、非常に私どもの考えとしては、理想形だと思っています。

もちろん、今後、給水人口が減ります。そうした中で、今の水道施設の１，３５３キロの水道管をどうやって更新していくのかという問題は残るわけです。これを市民が相互に支えるというところが今回の料金統一の肝でありまして、その個別の議論ではなく、やはり市全体で、市民全体でこの水道事業をどうやって支えていくかという議論をしていくべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、１７番、清水進議員の一般質問を終わります。

次に、北杜オール・イン・ワン、６番、山﨑君江議員。

山﨑君江議員。

○６番議員（山﨑君江）

まず最初に、訂正をお願いします。

ページの「２－１」と書いてあるところを「２番」に訂正してください。それから「１－３」と書いてあるページの中の「１」という数字を「５」に変更をしてください。

よろしくお願いします。

それでは始めます。

デマンドバスの利用率を上げるために。

北杜市の面積は約６００平方キロメートルであり、アップダウンが多く、どこへ行くのにも遠いことが住民の生活を困難にしています。ほとんどの住民は自家用車を使い生活をしています。

北杜市の人口は約４万５千人であり、そのうち、約４０％が６５歳以上の高齢者です。住民からは免許証を返納したらその後はどうやって買い物に行くのか、病院に行くのか、そしてデマンドバスは不便ではないかと口をそろえて言われます。

その方たちに、デマンドバスに乗ったことがあるのかと聞くと、ほとんどの方が、まだ免許証があるから乗ったことがないと答えます。

北杜市でデマンドバスの利用者を登録している人は４，２９７人であり、その登録者の中の高齢者は２，８１０人であり、登録者数の約６５％を占めています。

デマンドバスを普及させるためには、まず登録者数を増やしてみてはいかがでしょうか。

そこで質問をいたします。

１番、職員が住民のところへ出向き、デマンドバスの登録の仕方を説明したり、体験乗車をしてみてはいかがでしょうか。

２つ目に、北杜市のお祭りや行政区の集まりに参加して説明会、登録会を開いてみてはいかがでしょうか。

３つ目に、期間と目標人数を決めて登録者数を確保してみてはいかがでしょうか。

４つ目に、電話の予約が、前営業日１３時、インターネットの予約が４日前までになっていますが、当日予約ができるようにしてはいただけないでしょうか。

現在使っている「デマンドバスご利用案内」の両面のチラシですが、高齢者にとっては大変わかりにくいものとなっています。

文字が多く、そして小さい、いろいろ書いてあるけれどわからないなど、高齢者のご意見が届いています。

そこで５つ目に、利用者登録の流れやご利用の流れは別の用紙に作り変えてみてはいかがでしょうか。

続きまして、北杜市においてのＰＦＡＳの対応について、質問をいたします。

ＰＦＡＳとはＰＦＯＳとＰＦＯＡを含んだ有機フッ素化合物の総称であり、特徴としては自然界で分解されにくく、蓄積性の高い性質を持っています。水や油を弾き、熱に強い性質を持ち、撥水剤、泡消火剤、コーティング剤など様々な製品に使われています。体内にも蓄積されるため健康への悪影響が指摘されています。コレステロール値の上昇、がん、免疫系の低下、出生体重低下など人体への影響が指摘されています。

近年、ＰＦＡＳは全国各地の水道水や河川から検出されており、水道水の安全性が問われています。今年の２月の日本経済新聞の記事によりますと、２０２６年４月からは定期的な検査を義務化され、検査は３カ月に一度の定期検査になると書かれていました。

そこで２つ、質問をいたします。

１つ目に、今年の北杜市のＰＦＡＳの検査は２０２５年１月に行われていますが、このあと２０２５年度は検査をする予定はありますか。

２つ目に、現在、市民への周知はどのような形で行われていますか。

よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

切刀企画部長。

○企画部長（切刀智之）

６番、山﨑君江議員のご質問にお答えいたします。

デマンドバスの利用率を上げるために、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、デマンドバスの登録説明会、体験乗車の開催による登録者数の確保、及び期間や登録者数の目標設定についてであります。

「市民バス」の利用促進を図るためには、市民に「市民バス」を知っていただくことが第一であると認識しております。

そのため、行政区等の求めに応じ、市職員が直接地域へ出向き、「市民バスの乗り方出前講座」を実施しているところであります。

また、「広報ほくと７月号」において、「デマンドバス」の紹介記事を掲載するほか、祭り会場等において市民バスのＰＲブースを設置する取り組みも進めてまいります。

「体験乗車」につきましては、過去にも「無料乗車キャンペーン」を実施したものの、利用者の増加にはつながらなかった経緯もあることから、開催は考えておりません。

まずは、「市民バス」の認知度を上げることを最優先とし、期間や目標人数等は設定せず、一

人でも多くの方に「市民バス」を知っていただけるよう、周知に努めてまいります。

次に、デマンドバスの当日予約及び利用登録や利用の流れを別用紙で作成することについてであります。

現在、「デマンドバス」については、乗合効率を高め、限られたバス車両を最大限に活用するため、「予約受付センター」において事前に需要を把握した上で、調整を行っております。

現行のシステムでは、調整に要する時間を確保するため、「インターネット予約」については利用日の４日前、「電話予約」については１日前に予約の受付を終了する必要が生じております。

この予約方法については、本市の「デマンドバス」の課題であるとも認識しておりますので、引き続き、「エリア運営委員会」や「地域公共交通活性化協議会」において改善策を検討してまいります。

また、「利用案内」については、今後、市民にとって、より分かりやすいものを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

６番、山﨑君江議員のご質問にお答えいたします。

北杜市においてのＰＦＡＳの対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、２０２５年度の検査予定についてであります。

市では、昨年度、「有機フッ素化合物」に対する全国的な関心の高まりを受け、本市の水道水源７５カ所において水質検査を実施し、全ての地点で国が定める「水質管理目標設定項目」の「暫定目標値」以下であることを確認したところであります。

本年度は、昨年度と同様に、全ての水道水源において水質検査を実施しているほか、昨年度ＰＦＡＳが検出された、白州町大武川地区および鳥原地区については、「水道水源」と「給水栓」において、渇水期である来年２月に、２回目の検査を実施してまいります。

次に、市民への周知についてであります。

市内の水道水における検査については、毎年策定する「水質検査計画」に基づき、実施しているところであります。

ＰＦＡＳの検査結果を含む、水質検査の結果については、現在、市ホームページで公表しているところであり、本年度の検査結果についても、速やかに市ホームページを通じて周知してまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

山﨑君江議員の再質問を許します。

山﨑君江議員。

○６番議員（山﨑君江）

デマンドバスの利用率を上げるためにを、１点だけ再質問させていただきます。

システムの使用上の問題ということですが、システムを切り替える予定というのは今後ある

のでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

切刀企画部長。

○企画部長（切刀智之）

６番、山﨑君江議員の再質問にお答えいたします。

現行の予約システムの改善につきましては、現行のデマンドシステムは、令和２年度から運用を開始し、すでに５年を経過しているところから、最新のシステムと比べて機能不足の点もある状況でございます。

また、近年は、ＡＩを活用するなど技術革新が進んでいる状況でございます。このため、今後、更新を見据えて準備を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、６番、山﨑君江議員の一般質問を終わります。

次に、ポラリス北杜、２番、大塚愛議員。

大塚愛議員。

○２番議員（大塚愛）

本日は、一般質問としまして、大項目３つの質問をさせていただきます。

１つ目がファミリーサポートについて、２つ目が三世代交流スペースについて、そして３つ目に中学校再編整備説明会を受けてという内容になります。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず、大項目の１つ目、ファミリーサポートについてです。

前回の議会で、ファミリーサポート制度について質問させていただきました。その際、協力会員の講習につきまして、平日のみでなく土日の開催や、講習自体の時間数についてご検討いただけるとの答弁をいただきましたが、今年度の講習が早速、平日のみでなく日曜日も開催されることになったと知り、大変うれしく思いました。ますますファミサポに関わる方が増えて、地域で子育てをするような市になると良いなと思っております。迅速にご対応いただきましてありがとうございました。

さて、その上で４点質問をさせてください。

１つ目、ファミリーサポートは現状どのくらいの方に利用されているのでしょうか。依頼会員、協力会員それぞれの人数を教えてください。

２つ目、協力会員の講習について説明されている資料、こども家庭庁の「『子育て援助活動支援事業』の実施について（実施要綱）」を確認すると、必須の講座と、そうではない努力義務の講座があります。他の自治体では必須講座のみを実施しているところもありますが、北杜市の今年度の講習では、必須講座と努力義務講座の全ての受講が必要のように見受けられました。おそらく今回の変更、日曜日の講習開催と併せて、講習を減らすこともご検討いただいたのかなと思うのですが、なぜ今年度も全ての講座の受講を必須とされたのか教えてください。

３つ目、講習につきまして、協力会員になりたいものの、午前中しか休みが取れないという

方の場合は、午後の講座を受けることができないために、受講自体を諦めてしまう方がいらっしゃるかもしれません。実際に「保育士資格を持つ方々が登録をしたいのだけれども、日程的に講習を受けられない」とおっしゃっていました。前回の質問の際、「受講できなかった方に、後日、映像を保健センターで見て受講していただいた」とご答弁いただきましたが、例えば午後の講座のみが受けられないといった場合に、受講できなかった講座のみを後日、映像で受講することは可能でしょうか。また、どうしても平日は休めないという方の場合、例えば今年度は日曜日の講座のみを受講し、翌年度に今年度、平日に割り当てられていた分を受講した上でファミサポに登録するといったような、年度をまたいだ運用は可能なのか教えてください。

４つ目です。市の職員の方々に向けて、今年度より新たに「地域貢献活動応援制度」が始まったとお伺いしました。勤務時間外の活動で、社会的課題の解決を目的とした公益性の高い地域貢献活動であれば、報酬を得ることが可能という制度で、対象活動例として挙げられていたのが、「地域で取り組んでいる農産物の生産活動、中山間集落協定組合等による農地保全活動、部活動など」というものでした。ファミサポは報酬が発生するものですが、この制度を用いて、市の職員の方が協力会員となることは可能なのでしょうか。教えてください。

続いて大項目の２つ目、三世代交流スペースについてです。

こちらの内容も前回の議会で質問させていただきました。その後、三世代交流スペースについての意見交換会を、市長およびこども政策部の職員の方々にもご同席いただきまして、市内で子育て中のママパパたちと開催させていただきました。その際は大変ありがとうございました。

意見交換会では、たとえ子ども自身の祖父母が近くに住んでいなくても、地域のおじいちゃんおばあちゃんと交流できるようなスペースであってほしいという意見がとても印象的でした。今後も市民の意見を取り入れながら、ぜひみんなに愛されるような交流スペースになり、北杜市の子育て環境がますます良いものになることを願っております。引き続き今回は、三世代交流スペースにつきまして、３点質問させていただきます。

１点目、昨日の秋山真一議員の代表質問への答弁にもあったので、重ねてになってしまうのですが、通告に沿って質問いたします。

三世代交流スペースは、いつごろできるのかスケジュールを教えてください。

２つ目、具体的には何が設置される予定でしょうか。決定していましたら教えてください。

３つ目、来年度以降、順次新たな場所に整備される予定かと存じます。今年度の交流スペース完成後、実際の利用状況の調査および利用者からのフィードバックを得た上で、来年度の整備の計画をする必要があるかと思います。それら調査を行う予定はおありでしょうか。また、調査をする場合はいつ、どのように実施される予定か、もし決まっていましたら教えてください。

続いて、大項目の３つ目になります。中学校再編整備説明会を受けて、質問させていただきます。

中学校再編整備説明会が５月１０日から５月２５日に、市内８カ所で開催されました。全ての会場でおよそ５０名から９０名弱の市民が参加し、注目度の高さがうかがえました。私自身も数カ所参加させていただきましたけれども、新設校に期待する声と同時に、やはり心配する声も多く聞かれました。それらにつきまして、以下質問させていただきます。

１つ目、会場で配布いただきました「新設市立中学校の目指す姿について」という資料につ

きまして、「中学校を統合することによるメリットのみが述べられていて、デメリットが書かれていない」という意見が多く聞かれました。現時点で市が考えている統合のメリットおよびデメリットを教えてください。

２つ目、同じく配布資料についてです。「地域との共同関係を活かした学校づくりの推進」との項目がありました。その中で、「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通じて、学校と地域の方々が力を合わせて学校の運営に取り組み、地域と一体となって学校づくりを進めていく」と述べられていました。コミュニティ・スクールの活動につきましては、泉小学校が先進事例として紹介されることも多く、北杜市は山梨県内でも活発に活動しているとして評価されています。ただ一方で、コミュニティ・スクールのメンバーは、当然のことながら大人のみで構成されています。本市は「『こどもまんなか社会』の実現に向けた、こどもの未来を拓くまちー北杜ー」を目指していることから、大人だけで決めてしまうのではなくて、子どもたちを新設中学の学校づくりを進めていく会議のメンバーに加えることは可能でしょうか。例えば、岩手県の例なんですけれども、震災によって３校が統合されることとなった陸前高田市高田東中学校では、学校の設計プロセスに小中学生や地域住民とのワークショップが何度も組み入れられ、また、コンペ自体が統合前の中学生に向けて行われました。今回の説明会でも「子どもの意見を聞いてほしい」という声が多かったことから、ぜひ前向きにご検討いただけたらと考えております。

３つ目です。統合が決定して開校に至るまでには、準備期間として最低でも３から５年が必要だという説明がなされていました。ちょうどその時期以降に子どもが中学生になる我々世代にとって、やはり皆心配しているのが送迎のことになります。「バス停が減らされて、全員が現在の学区の中学校に集合した上でバスに乗らなくてはならないのでは」とご心配の方もいらっしゃいました。

新設校の場所が決定しないと具体的なバスのルートは想定できないのかと思いますが、既にバス通学している地域の場合、そこに生徒がいれば、変わらず同じような場所でバスに乗車できるという想定で概ね問題ないのでしょうか。また開校前に、具体的なバスルートについて、保護者や地域と相談・意見交換できる機会は持たれるのでしょうか。

続いて４つ目になります。統合を心配する声として「不登校対策をどうするのか」という意見が数多く聞かれています。現在市内の小中学校にステップルームが設置されていますが、その他スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、タブレット端末を用いたオンラインでの授業参加など、様々なことが考えられるかと思います。新設校で実施しようとお考えの不登校対策につきまして、現時点でおありでしたら教えてください。

以上になります。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

２番、大塚愛議員のご質問にお答えいたします。

ファミリーサポートにおける、地域貢献活動応援制度についてであります。

「地域活動応援制度」は、市の職員が公務以外でも率先して地域に入り活動することにより、地域への貢献や担い手不足の解消が図られるとともに、職員が地域住民と思いを共有すること

で、住民目線の施策の推進に資するほか、職員にとっても、自己成長の機会となり、多様なキャリアプランの形成にもつながる制度であると考えております。

こうした中、市の職員が「ファミリーサポート」の「協力会員」となり、報酬を得ることも可能としております。

すでに、数名の職員から申請があり、許可したところであります。

今後も、職員が本制度を積極的に利用できるよう、周知に努めてまいります。

次に、三世代交流スペースについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「三世代交流スペース」設置スケジュール及び具体的な設置物についてであります。

現在、「生涯学習センターこぶちさわ」と「甲斐駒センターせせらぎ」に、来月中の設置を目指し準備を進めております。

具体的な設置物としては、子どもたちが楽しめる「キッズスペース」については、クッション性の高い素材で構成されたユニット型製品で、３．６メートル四方を囲むスペースとなっており、スペースの中に「児童用大型スポンジ積み木」、「キャラクタークッション」の設置を予定しております。

また、大人用の「談話スペース」については、高齢者の利用にも配慮した、「テーブル」と「椅子、ソファ」の設置を予定しております。

次に、調査についてであります。

「三世代交流スペース」は、地域と子ども、子育て世代の居場所づくりであり、世代を超えて交流を深める場として設置を進めてまいりたいと考えております。

今回の設置後、まずは利用の促進を図るため、図書館や社会教育団体などと連携した取り組みにより、交流スペースの有効活用を促し、交流の場としての定着を図ってまいりたいと考えております。

利用状況等については、既存社会教育施設の利用者へのヒアリングや、交流スペース利用者へのＱＲコードなどを用いたアンケート調査により把握し、今後の設置の参考にしてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

２番、大塚愛議員のご質問にお答えいたします。

中学校再編整備説明会を受けて、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、統合のメリット、デメリットについてであります。

新設２校となるメリットとしては、「複数の小学校から入学することで、新しい人間関係をつくることができる」、「進級時のクラス替えにより、人間関係の固定化を解消し、再出発することができる」、「これまで市内で実施されてきた部活動において、希望する部活動を選択できる」、「全教科への教員配置および教科によっては複数配置となり、教科指導体制を整えるとともに、生徒の個性や多様性に応じた指導を行うことができる」、「広い人間関係や複数の学級構成により、多様な見方・考え方の中で認め合い、刺激し合い高め合える環境をつくることができる」、などであります。

一方、懸念されることは、「学区が広くなることにより、通学距離および時間が長くなり、生徒や保護者への負担が増える可能性がある」、「人間関係を新たに築いたり、大きな集団に慣れる必要がある」、「現在の学校の一部の伝統や文化が失われてしまう可能性がある」、「広域化により保護者や地域との連携が難しくなる可能性がある」などであります。

次に、子ども達の新設中学校の学校づくりを進めていく会議の参加についてであります。

先月開催された地域説明会においても「子どもの意見を聞いてほしい」というご意見をいただいております。

市教育委員会では、地域説明会と併せ、１学期中に小中学生へのアンケートを実施することとし、新たな中学校への期待や要望、また、不安な点等について、子どもたちの生の声を把握してまいりたいと考えております。

また、新設される中学校の校舎等施設・設備の検討に併せ、子どもたちからの意見や要望等も聞き取り、整備の参考にしたいと考えておりますが、その方法等については今後検討してまいります。

次に、バス通学についてであります。

再編後の中学校への通学手段のうち、スクールバスの利用については、学校の設置場所を決定後、詳細について調整することとなりますが、現在、スクールバスを運行しているエリアについては、現状の乗降場所を踏まえて調整することが基本となるものと考えており、それに新たに追加される要素を加味しながら、経路等を決定していくこととなります。

対象となる地域の保護者には、事前に案をお示ししたうえで、意見要望をいただき、効率的で通学時の負担にも考慮するなど、丁寧に対応してまいります。

また、開校後においても、通学する生徒の状況等により、適宜見直しを行ってまいります。

次に、新設校での不登校対策についてであります。

不登校児童生徒への対応は、学校教育における重点課題と捉え、これまでも取り組みを進めているところであります。

学校内では、校内支援教室の設置・運営やオンラインでの授業参加、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」による悩み相談等を行うなど、学校と市教育委員会が一体となった取り組みを、また、学校外では、教育支援センター「エール」を設置し、様々な理由で学校に行けない児童生徒の「心の居場所」として運営を行っております。

新設校においても、不登校児童生徒への対応は、引き続き学校や児童生徒の状況を把握しながら、学校内外での不登校児童生徒の居場所を確保する中で、一人ひとりに寄り添った対応を行ってまいりたいと考えております。

中学校の再編により規模が大きくなることで、「不登校対応が後退するのではないか」といった不安を解消できるよう、取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

２番、大塚愛議員のご質問にお答えいたします。

ファミリーサポートについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、依頼会員および協力会員の人数についてでありますが、本年３月時点で、依頼会員４８６人、協力会員６６人、依頼、協力ともに登録する会員２６人、合計５７８人となっております。

次に、全ての講座の受講を必須とする理由についてであります。

国の「子育て援助活動支援事業実施要綱」では、協力会員を養成するにあたり、「小児看護」や「緊急救命講習」、「事故防止に関する講習」等が必須科目のほか、子どもの栄養や遊びに関する任意科目を合わせ、２４時間の講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うよう努めることとされています。

これを踏まえ、本市では、安全に子どもを預かるため、また講座を受けていただく中で、アドバイザーが参加者を知り、依頼会員と協力会員のより有効なマッチングにつなげるため、全ての講座を受講することとしております。

次に、受講できなかった講座の映像での受講及び年度をまたいだ運用についてであります。

一部、受講できなかった講座については、録画したものを後日映像で受講していただくことが可能であります。

また、一部の講座のみを受講し、不足分について、翌年度以降に受講していただくなど、年度をまたいだ資格取得もしていただけます。

今後も、地域で子育てを支援してくださる協力会員が増えるよう、講座の受講につきましては柔軟に対応してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開を１時４０分といたします。

休憩　午後１２時１０分

再開　午後　１時３９分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

大塚愛議員の再質問を許します。

大塚愛議員。

○２番議員（大塚愛）

ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは、大項目の２つ目と３つ目につきまして再質問させていただきます。

まず、三世代交流スペースにつきまして、再質問いたします。

２点、お尋ねいたします。

三世代交流スペースでの飲食というのは可能でしょうか。

例えば、乳幼児に哺乳瓶でミルクをあげることができたり、離乳食があげられたりすると助かるかと思います。また、大人がお茶を飲んでゆっくりするということも可能でしょうか。教えてください。

もう１つ、利用方法につきましての質問となります。

例えば、利用者の方がそのスペースを用いて絵本の読み聞かせの会を開いたりですとか、何か小さなイベントなどを企画したりすることは可能でしょうか。

以上、２点につきまして教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

２番、大塚愛議員の再質問にお答えをいたします。

まず、飲食についてですけれども、利用する乳幼児のミルク、それから離乳食、あと大人のお茶程度につきましては問題ないと考えておりますが、交流スペースで昼食とか食事会などは想定しておりません。

また、お湯の提供についてですけれども、そのスペースには常時、管理者がいない場所ですので想定はしていなかったんですが、今後、利用者の状況等を把握する中で、また施設の管理者と協議をしながら、そこについては検討していきたいと考えております。

次に、利用の方法についてですけれども、市としては交流スペースとして多くの皆さんに活用いただけることを期待しております。限られたスペースでありますので、大きなイベントの実施は困難かと思いますけれども、少人数単位での読み聞かせ会など、特に制限をする予定はございませんので、ぜひ高齢者の皆さまも含めた中でのご利用をいただければと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

大塚愛議員。

○２番議員（大塚愛）

ありがとうございます。お湯の提供をいただけるかもしれないということで、ご検討をお願いいたします。

再々質問をお願いしたいんですけれども、例えばイベントを企画する際には、何か市役所で予約したりする必要がありますでしょうか、教えてください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

２番、大塚愛議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

このスペースにつきましては、不特定多数の方が自由にご利用していただけるということを想定しておりますので、現段階で予約とかそういったことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

大塚愛議員。

○２番議員（大塚愛）

ご答弁ありがとうございます。

それでは、中学校再編整備につきましての再質問を３点させていただきます。

まず最初におっしゃっていただいていた、デメリットへの対策についてです。

平成２７年に、文科省から出されています公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引には、長時間のバスの乗車後に円滑に授業に入っていけるように、スクールバス等の到着時間と始業時間等の間に余裕を持たせて、降車後に軽い運動の時間を設けるですとか、授業の終了からスクールバスなどの乗車時間までの時間に余裕を持たせるなどして、集団での外遊びの時間、放課後の補習の時間や宿題に取り組む時間を確保するというような記載があります。本市でもそのような内容を検討する予定はおありでしょうかということを、まず１点目、お聞かせください。

２つ目、登下校に関する質問なんですけども、登下校に要する時間につきまして、おおむね家から学校のドア・ツー・ドアで１時間に収まるように考えておられるのか教えてください。

３点目、不登校対策についてになります。デメリットでも挙げられていましたように、人間関係を新たに築いたり、大きな集団に慣れる必要があるということに負担を感じる子どもがいるかと思います。

そのため、統合前ですとか、中学校の入学前に子どもたち同士でプレ交流をする機会を複数回設けたりですとか、また統合後も一人ひとりの子どもたちの声を聞く機会を設けて、不安に対処するということが重要なのではないかなと思います。

また、校舎の設計そのものについても、自分の居場所をそれぞれ見つけられるようなデザインにするということも可能かと思いますので、まだこれからの話になるかと思いますが、これまでの不登校対策に加えて、そのような様々な内容をご検討いただくことが可能か、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

２番、大塚愛議員の再質問にお答えをいたします。

まず、１点目のデメリットへの対策についてですが、文部科学省が示しました公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引におきましては、学校統合に関して留意すべき点として、統合により生じる課題への対応の中に、スクールバスなどの多様な交通手段の導入に伴う課題への対応というものが挙げられておりまして、体力の低下や放課後の遊びの時間や家庭学習時間の減少、児童生徒の疲労への配慮が必要とされております。

市教育委員会といたしましても、この国が示した手引を参考に、学校の再編に伴う課題に対しましては、議員からご指摘をいただいた項目も含めて、しっかり検討してまいりたいと考えております。

次に、登下校に関する時間についてですが、先ほどご紹介しました国が示しました手引におきましては、通学時間はおおむね１時間以内を一応の目安とした上で、地域の実情や児童生徒の実態に応じて、１時間以上や１時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であるとされております。

先月開催されました地域説明会におきまして、参加された方々に配布した資料におきましては、学校の設置場所の範囲は、スクールバスの乗車時間が３０分から４０分とした場合のものでありまして、それに家からバスの乗車場所までの時間を考慮しまして、おおむね１時間の範囲を想定して、学校の設置場所の範囲の検討を行ったものであります。

３点目の不登校対策になりますが、学校の再編をするにあたりましては、統合直後の人間関係を構築することの難しさがあると考えております。

例を申し上げますが、過去に高根地区の小学校統合を行った際には、統合前から子どもたちが現在の高根東小学校に集まりまして交流活動を行い、早くから人間関係を構築できるような試みを行ってきました。

今後行われます中学校の再編におきましても、開校前での交流が行えるよう、学校の教職員とも検討を行ってまいりたいと考えております。

また、開校後におきましても、生徒一人ひとりの声に耳を傾けられるよう、きめ細かい対応を心がけてまいります。

特に、生徒の困りごとに対しては、スクールカウンセラーや市のスクールソーシャルワーカーによる相談、またさらには「ほくとこども相談ホットライン」の活用など、様々な手段により取り組みを進めていきたいと考えております。

また、新校舎の整備にあたりましても、生徒のアイデアや意見、要望を聞き取れるよう心がけていきまして、学校の教職員や市教育委員会とも共有をしながら、実現が可能なものについては取り入れられるよう今後、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、２番、大塚愛議員の一般質問を終わります。

次に、ポラリス北杜、７番、髙見澤伸光議員。

髙見澤伸光議員。

○７番議員（髙見澤伸光）

私からは、４つの大項目について一般質問させていただきます。

１つ目の大項目、八ヶ岳を中心とした広域医療の推進について、質問いたします。

令和６年度から令和９年度までの『北杜市病院事業経営強化プラン』によりますと、北杜市内での救急搬送の受け入れ率は約４割であり、地域のニーズに応えられているとは言えないと記載がされています。

今後、２つの市立病院の質の改善や広域的な救急医療の協力体制をしっかりと確立しておくことは大切ではないかと考えますので、質問をいたします。

①北杜市病院事業経営強化プランには、甲陽病院においては、令和９年度に年間約１．２億円の経常赤字が想定されている。と記載がされています。経営形態の見直しや良質な医療の提供などの改善策が書かれていますが、現実的に落とし込んだときに実現できるかどうかを危惧しているところであります。今後の甲陽病院と塩川病院の在り方について、少し具体的な市の対策や今後の改善に関する市の考えを教えてください。

②長野県と山梨県とで、八ヶ岳という広いくくりの中での広域医療連携などの協定を結ぶ事

で、佐久からドクターヘリを呼べるようになり、山梨県にはドクターヘリは１台しかありませんので、山間部で県境にある北杜市にとっては、順番待ちのリスクの軽減や、緊急性の高い事案に関しての早期対応が可能になるので、北杜市から、山梨県にそういった要望していく事は大切ではないかと思いますが、市の見解を教えてください。

次に、２つ目の大項目、交通弱者の緩和について、前回に引き続き質問いたします。

①バスは自分や身近な人が当事者にならないとバスについて考えるという事に至らないケースが多いので、イベントや地域のお祭りなどでＰＲ活動をしながら、バスを身近に感じてもらえるような取り組みをしてはどうかと思いますし、他市ではイベントやお祭りでの積極的なＰＲ活動によってバスに対する意識が高まり、利用者が向上したという事例がありますが、市の見解を教えてください。

②これから暑い季節となり、熱中症などの危険が心配されます。利用者が安全にバスを待っていられるようなバス待ち環境の改善や対策、バス停周辺施設の待機所としての協力の拡大やその場所の周知などが必要ではないかと思いますが、市の見解を教えてください。

③バスの行き先や乗り継ぎなど、他市との広域連携を行う事で、今まで乗らなかったバスに乗るようになり、利用者の増加や市の負担額が軽減するのではないかと思うのですが、公共交通による他市との広域連携を模索することに対する市の見解を教えてください。

④要介護のご高齢の方の支援として、福祉輸送を行う公共ライドシェアを積極的に取り組むという事と、交通弱者の当事者の方を支えたいという方がマッチングできる『地域支え合い協議会』のようなものをつくって身近に相談できる体制を構築してみることが大切ではないかと思いますが、市の見解を教えてください。

次に、３つ目の大項目、市民参画型の街づくりと賑わいづくりについて、質問いたします。

①北杜市まちづくり計画は概ね２０年の中期的な方針とされていることから、既に折り返しははじまっています。計画主旨にある、安全で美しく心豊かに暮らせる場の確保に向けて、これから北杜市をより魅力的な地にしていくために、市としての新たな方針を考え始める時期ではないかなと考えますが、北杜市まちづくり計画の見直しに対する市の見解を教えてください。

②北杜市のまちなみについて、どのように考えているのか。市の見解を教えてください。

③現在は市が方針を決めた計画に対して、議会や市民に説明をした後、そこで出た意見やパブコメを参考にして、また市の方針を決めて決定させるトップダウン型になっていますが、市民からの声をもとに方針を決めて、市が後押ししていくボトムアップ型のまちづくりによって、行政主導ではできなかったスピード感や地域住民との合意形成がスムーズにすすみ、成功している自治体もありますが、市の見解を教えてください。

次に、４つ目の大項目、食品などの物価高騰による学校給食への影響の現状と今後の対策、学校給食の質の向上について、質問をいたします。

①前回の令和７年第１回定例会にて、精製塩でない塩の重要性について質問しましたが、北杜市白州町の尾白の湯の源泉は、海水に近い塩分濃度だそうで、現地ではその源泉を使用した塩を作っていて、その塩はカリウム、カルシウム、マグネシウムなどのミネラルが精製塩よりも多く含まれています。尾白の湯にて塩の年間生産量を聞いてみたところ、北杜市の学校給食で使用される塩の年間使用量までは製造できないそうですが、何かの節目のときの給食や地産地消や食育をテーマにした給食のときに白州で作られた塩を使用することで、栄養面だけでなく学びの機会にもなるかと思いますので、そういった地元産の塩を学校給食で使用する事につ

いて、市の見解を教えてください。

②物価高騰による食料品の値上がりや変動が頻繁にあることから、学校給食の質と量に対する心配の声を聞くことが多くなりました。

物価高騰による学校給食に対する影響の現状と、現在市で行っている対策を教えてください。

③北杜市は給食の食材を年間契約している部分もあるため、食材を納めている事業者も負担になっている可能性があります。市の現状把握の状況を教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

７番、髙見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

八ヶ岳を中心とした広域医療の推進における、市立病院の今後の対策や改善についてであります。

市立の「塩川病院」と「甲陽病院」は、本市の基幹的な公的医療機関であり、地域医療の確保のための重要な役割を果たしております。

昨年度、「北杜市立病院経営強化プラン」に基づく「アクションプラン」を作成し、医師や看護師など、職員と経営状況などの情報を共有し、職員の意識改革を行う取り組みや「北巨摩医師会」の検討会等に参加し、地域医療機関との顔の見える関係づくりなどに取り組んだ結果、救急車受け入れ件数や一般病床利用率増加につながっているところであります。

また、コンサルティング会社によるアクションプランの実行支援や活動状況の評価検証を行うことで、実態に即し、効果的な経営改善の取り組みにつなげているところであります。

人件費や物価高騰に伴う経費が増加する中、引き続き、「アクションプラン」に基づき、効果的な経営改善に取り組み、持続可能な地域医療の提供体制の確保を目指してまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

７番、髙見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

食品などの物価高騰による学校給食への影響の現状と今後の対策、学校給食の質の向上について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地元産の塩の使用についてであります。

白州尾白の森名水公園「べるが」で生産している塩「信玄の涙」は、温泉の源泉に含まれる塩分を抽出した塩として、特徴的なものであると考えております。

地元北杜市で生産されたものであり、学校給食の地産地消という面からは、意義のあるものではないかと考えておりますが、その精製方法から、年間使用量を確保することが難しく、通年の使用は困難であります。

このため、「全国学校給食週間」などの期間に併せ、学校給食での使用について、栄養教諭等とも協議してまいりたいと考えております。

次に、物価高騰による学校給食に対する影響の現状及び現在市で行っている対策についてであります。

近年の物価高騰による食材の価格上昇が長期化しており、学校給食で使用する食材単価にも影響を及ぼしていることから、その調達には工夫を重ね、子どもたちに提供する給食の質の維持に努めているところであります。

本市では、当初予算編成の際、物価上昇率を加味した食材単価に基づいた積算をしており、現在のところ、影響はないものと捉えております。

引き続き、食材の調達についても品目等をきめ細かく把握する中で、予算の効率的な活用ができるよう工夫を重ね、栄養バランスの取れた、おいしい給食の提供に努めてまいります。

次に、食材を納めている事業者の現状把握の方法についてであります。

近年の食材の物価高騰を踏まえ、市では毎年度地産地消の野菜を納品している給食用物資供給事業者との取引価格を、近年の「東京都中央卸売市場」および山梨県内の市場価格の相場などを参考に、単価を改定した上で契約をしております。

また、市が取引価格を決めていない事業者については、物価高騰分が反映された価格での取引を行うなど、納入事業者に過度な負担を強いることがないよう、配慮しております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

切刀企画部長。

○企画部長（切刀智之）

７番、髙見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

交通弱者の緩和について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、バスを身近に感じてもらえるような取組についてであります。

「北杜市民バス」は、「路線バス」による幹線と「小型路線バス」および「デマンドバス」による支線を組み合わせることで、広範囲に及ぶエリアにおいて、できるだけ多くの居住地をカバーできるよう、運行しております。

そのため、普段からバスに乗り慣れていない皆さまから「乗り換えの方法」や「デマンドバスの予約方法」などについて教えてほしいとのご要望もいくつかいただいているところであります。

市としては、「市民バス」の利用促進を図るためには、まずは「市民バス」について、市民に知っていただくことが重要であると認識しており、行政区等の求めに応じ、市職員が直接地域へ出向いて行う「市民バスの乗り方出前講座」を実施しております。

また、「広報ほくと７月号」において、「デマンドバス」の紹介記事を掲載するほか、祭り会場等において「市民バス」をＰＲするためのブースを設置する予定であります。

今後も、あらゆる機会を通じて、「市民バス」の周知に努めてまいります。

次に、バス待ち環境の改善や対策、バス停周辺施設の待機場としての協力の拡大、その場所の周知についてであります。

「市民バス」については、現在、市内に「路線バス停留所」を１９３カ所、「デマンドバス乗り場」を４３６カ所設置しております。

「待機所」については、これまで敷地所有者や敷地管理者のご理解、ご協力をいただく中で、

設置に努めてきたところでありますが、現状で「待機所」のない「停留所」、「乗り場」については、そのほとんどが、道路敷の限られたスペースを活用し設置されているものであるため、新たな「待機所」の設置は困難であると考えております。

市では、昨年度に引き続き、冷房設備のある市内施設を「クーリングシェルター」として指定し、暑さをしのぐ休息場所として開放しておりますので、バスを待つ際にも、ぜひご活用いただきたいと考えております。

次に、公共交通による他市との広域連携の模索についてであります。

市町村をまたいだ、広域的な公共交通網の構築については、先月、県内公共交通の抜本的高度化に向け、県と市町村が一体となり研究を重ねていくための「山梨県公共交通網再編研究会」が県により設置されたところであります。

今後については、研究会の成果や、県の策定する基本方針等を注視しながら研究を進めてまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

７番、髙見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

八ヶ岳を中心とした広域医療の推進における、県への要望についてであります。

重症患者を受け入れる県立中央病院などから距離が離れている本市では、「ドクターヘリ」による搬送が大変重要であります。

また、県境に位置する本市では、長野県の「ドクターヘリ」による搬送は大変有効であると考えておりますので、長野県との広域連携による「ドクターヘリ」の運行について、運用する県に要望してまいりたいと考えております。

次に、交通弱者の緩和における、公共ライドシェアの取組と相談体制構築についてであります。

「公共ライドシェア」における「福祉有償運送」については、既存の交通事業者や地域住民等の意向、「公共ライドシェア」の担い手となる関係機関との十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、「福祉有償運送」が確保されることが重要であるため、「公共ライドシェア」の実現性やニーズを見極めてまいりたいと考えております。

また、「地域支え合い協議会」は、高齢者が安心して暮らせるように地域全体で支え合い、助け合う活動を推進する組織であり、新たな取り組みが生まれる土壌づくりを目指して、「市社会福祉協議会」に委託しながら、地域の困りごとを発掘し、各町の協議体の設置に取り組んでいるところであります。

その一つに、移動手段の確保がありますが、例えば、要介護認定者や高齢者に限らず市民の移動支援における「支え手の発掘」や「マッチング」等を含め、地域のニーズに応じた持続可能な地域の支え合い活動として相談体制を構築できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

７番、髙見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

市民参画型の街づくりと賑わいづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市まちづくり計画の見直しについてであります。

「北杜市まちづくり計画」は、策定以降、本市のまちづくりの指針としての役割を担っております。

しかしながら、策定から１４年が経過する中、市を取り巻く環境は刻々と変化しているところであります。

当該計画の改定にあたっては、市の各種計画と整合を図るとともに、本市の地勢・自然・文化など、これまで育まれてきた地域特性や、市公共施設の再配置、「中部横断自動車道等」のインフラ整備の進捗などの各種社会情勢を注視しながら、本格的な議論を深めていくことが適当だと考えております。

次に、北杜市のまちなみについてであります。

本市には大小の集落が点在し、豊かな自然環境を背景にそれぞれの地域で独自の発展を遂げております。

自然と歴史、文化の融合によって形成されてきた、個性がある「まちなみ」は、本市の特徴の一つであると考えております。

中でも、「旧甲州街道台ヶ原宿」、「道の駅こぶちさわ」を中心とした周辺地域、清里高原などは、高い評価を受けていると認識しております。

次に、ボトムアップ型のまちづくり、についてであります。

「北杜市まちづくり条例」において、市民主導のまちづくりを可能とする「地区まちづくり計画」について定めており、「地区まちづくり計画」には、「市民委員会」が市長に提案して市長が認定する計画と、市長が指定した地区において策定される計画の二つがあり、前者の方がより住民発意を反映した計画となります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

髙見澤伸光議員の再質問を許します。

髙見澤伸光議員。

○７番議員（髙見澤伸光）

各項目、お答えいただきありがとうございました。

大項目２と４を再質問いたします。

はじめに、交通弱者に対しての再質問です。

バス待ち環境についてですが、バス停でのバス待ち環境の新たな整備というのは難しいということでしたが、ご高齢の方は、たとえ１分であったとしても、また数分であったとしても、暑い中、汗だくになって座る場所がない中で首を長くしながら立ってバスを待っているというのが今の現状です。

国土交通省の地域公共交通網形成計画では、バス待ち環境の改善を推進していて、その中で紹介されている他市の事例では、歩道にあるバス停は隣接地の土地の所有者さん等のご協力をいただきながら、屋根付きのベンチ付きのスペースを整備したり、また場所によってはトイレや駐輪場等を整備したり、また電光掲示板の広告付きの屋根のあるバス待ち環境が整備されたりと、いろいろな事例が出ています。にもかかわらず、はじめから困難と結論づけてしまうのは、利用者のことを考えていないのではないかなと思ってしまいます。他市ではできることが、なぜ北杜市でできないのかをお答えください。

また、これから熱中症アラートとかも出る季節になりますが、今の、ただバス停が置いてあるだけの状態をよしとしているのか否かを併せてお答えください。

そして、広域連携についてですが、県で研究していただいているということなので、少し安心しました。しかし、市としても考える必要があると思います。

例えばですが、白州から韮崎まで走るバスがありますが、甲斐市とも連携をして、ラザウォークまで運行すれば、目的地が明確になるため、親が送り迎えできなくても若い層の利用ニーズやおじいちゃん、おばあちゃん、孫とで一緒に出かけることもできますし、利用者数も増えるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

功刀企画部長。

○企画部長（功刀智之）

７番、髙見澤伸光議員の再質問にお答えいたします。

バス停におけるベンチや屋根などについては、近隣の同意を得ること以外にも、歩行者の通行等に支障がないよう設置する必要があります。

歩行者が多く、あらかじめ十分な幅員の歩道が整備されている都市部と異なり、本市のバス停留所は、歩道や路肩といった道路敷のわずかなスペースに設置したものがほとんどでございます。このような場所にベンチ等を新たに設置することは、通行等の妨げになるおそれがあることから、困難と考えております。

一方で、議員ご指摘のとおり、暑い中、高齢者などが座ってバスを待てるよう、ベンチや屋根などがあるバス停が理想的であると考えますので、引き続き停留所隣接地の地権者よりスペースの提供があり、かつ歩行者の進行の妨げにならないことが確認できた場合につきましては、設置に努めてまいりたいと考えております。

次に、甲斐市との連携でございます。

公共交通の広域化につきましては、関係自治体間での協議が整い、相互に費用負担することにより成立するものと考えます。

現在、韮崎駅と白州町下教来石間を運行している「韮崎・下教来石線」は、本市と韮崎市が民間バス事業者に委託し、共同運行している路線でございます。

昨年、この路線につきまして、韮崎市から運行を見直したいとの相談があり、現在、協議を行っているところでありますので、現時点では「韮崎・下教来石線」の甲斐市までの拡充は困難な状況と考えております。

一方で、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、県が設置した「山梨県公共交通網再編研究会」では、市町村への公共交通拠点の設置や、拠点間を結ぶ新たな基幹路線について研究し

ていることから、他市との公共連携につきまして、県とともに研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

髙見澤伸光議員。

○７番議員（髙見澤伸光）

ありがとうございます。再々質問いたします。

バスを利用する人は、運転免許証を持つことができない子どもであったり、もしくは運転免許証を返納したご高齢の方がほとんどで、バスに乗るため、自宅から強い日差しの中、汗をかきながらバス停まで歩き、バスの到着時間は前後することもあるので、例えば１０時に来るバスに乗るとしたら乗り遅れては困りますので、９時５５分とか、確実に乗れるように少し早めに行くのが普通ではないかと思います。

だからこそ、今ベンチは難しいと言いましたが、ベンチまではいかなくても腰かけられるような工夫をしたりとか、また日陰を作るということをぜひ模索していただきたいと思いますし、またそういったことをイメージしていただきながら、どの場所に何が必要なのか、この場所で待っていられる環境なのか、草や木が伸びていないかなども含めて、一度洗い出しをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、バス待ち環境の整備には予算がかかりますので、またバス停もたくさんありますので、一度に整備するというのは難しいとは思います。なので、一つひとつコツコツと整備していくのが大事ではないかなと思うのですが、財源確保の一つとして、バス停やバスの外であったり、また車内の中に広告を付けるとかをして、その広告費の収益をバス待ち環境の整備費用に充てるとかということもできるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

切刀企画部長。

○企画部長（切刀智之）

７番、髙見澤伸光議員の再々質問にお答えいたします。

２点、ご質問をいただきました。

まず、バス待ち環境の改善に向けた既存のバス停への取り組みについてでございます。

バスを利用される方々が快適に利用できるような取り組みが必要と考えておりますので、今後、停留所の隣接地の地権者よりスペースの提供など協力いただける場合につきましては、設置等につきまして検討してまいります。

また、草や木の状況につきましては、今後はバス運転手による日々の運行の中で支障が認められる場合は報告をお願いし、報告があった場合は迅速に除草等を実施しまして、適正に管理してまいります。

次に、広告等による財源確保によるバス待ち環境の整備につきましては、今後、他の市町村の先進事例等を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

髙見澤伸光議員。

○７番議員（髙見澤伸光）

ありがとうございます。

続いて４項目め、学校給食についての再質問をいたします。

最近ニュースになっているのですが、福岡市の事例なんですけれども、小学校でおかずが唐揚げ１個だけだったということが話題になっています。栄養士さんが予算内でやりくりをして、栄養バランス的には１日の必要カロリー数はクリアしているとはいえ、食事は見た目も重要かと思います。

また、ホームページで献立や、その日の給食を盛りつけた写真などを掲載して見える化することで状況が分かったり、また安心感につながるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

７番、髙見澤伸光議員の再質問にお答えをいたします。

給食を楽しみにしている子どもたちの期待を裏切らないように、献立作成にも力を入れておりますので、給食を楽しんでもらうということは、献立を作成した栄養士にとっても、また調理をする方々にとっても、大変、励みになるものだと考えております。

給食の見た目ということも確かに大事な要素でありますので、給食の彩りにつきましても決しておろそかにしないよう、引き続きおいしい給食を提供してまいります。

また、献立のホームページの公開につきましても、現在、実施に向けて準備を進めているところであります。

なお、給食の盛りつけの画像につきましては、給食に関連する行事などに提供したものなど、節目での公開について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、７番、髙見澤伸光議員の質問を終わります。

次に、ポラリス北杜、８番、輿水崇議員。

輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

一般質問をさせていただきます。

今回、２つの大項目、農機具のマッチングと北杜市産米の市内流通促進について、２つ目につきましては、市内公立保育園の現状と今後について、お伺いをさせていただきます。

まず、１つ目の項目になります。農機具のマッチングと北杜市産米の市内流通促進についてでございます。

新規就農、兼業農家における農業・農地管理の維持継続において、農機具の維持管理の負担は重くのしかかっております。特に修理のできない状況に陥った際には、費用面の点から農業

の継続を断念する方もいらっしゃいます。一方、兼業農家も多かった本市では未だ使用はできるが、農地をすでに手放してしまい農機具だけが倉庫に保管されている。なんて話も伺ったり、この目で実際見てもまいりました。

適切なタイミングで売却なり譲渡なりが行われていれば良いのですが、様々な理由によりその機を逸してしまったり、どこの誰に話をすればよいのか分からない。そんな課題の話も伺いました。

また小規模の農業を営んでいる方につきましては、購入には二の足を踏むが賃貸などができればありがたいという需要も伺っております。

上記の相互の課題を解決するためには、需要と供給のマッチング、プラットフォームがあれば解決するのではないでしょうかと考えます。また現在も県の補助金を活用した営農組織や担い手農業者に対する農機具の購入補助等を行っているわけでありますが、農機具の情報が見える化することによって、このままで良いのか、裾野を広げるべきなのか、検討材料にもなり得ると考えております。

物価高による資機材高騰が農業の持続に大きく立ちはだかっている今だからこそ、農機具の新規更新だけではなく、リユースやリペアの観点からも取り組むべきだと考えます。

そして、昨年来から続く米価の高騰、こちらは米どころの北杜市でもその影響の声を聞くように、本年度なってまいりました。私の元には米が高いというより、「米が売っていない」「いつもの農家さんから断られた」「なぜ米どころ北杜市で買うお米が県外のお米しか売っていないのか」などという声が多く、実際の生産者に伺ってみたところ、「２４年産の米は例年どおり年明けぐらいにはほぼ売却してしまった。」という話が多かったです。売り先は農協や商社などまちまちではありましたが、生産者の手元には自分たちの分や、すでに売却、契約済みのものが少しあるだけでした。また、生産者としては市内に流通させることは地産地消の観点からも重要だともおっしゃっていますが、そもそも安全に品質を保ちながら保管するところがないという生産者が多いから、集荷業者に売りさばくのが一般的だということです。

一昨年まではむしろ米価は安く、資機材費の高騰に対応するために悪戦苦闘する日々で地産地消という観点より、いかに早期に高値で買い取ってくれる集荷業者を探すか、そこに売却するかということに注力をしていたそうです。

そして、この令和の米騒動に対する考えや原因は多岐に渡ると思いますが、原点に返り、米どころであるからこその地産地消、安心して地元の米を食すことのできる環境づくりをしていくことの重要さを日々感じております。

このためにも、市内生産者の課題を解決することと、本市の課題を解決することのマッチング等ができないかと考えました。

以上の点を踏まえて、以下質問をさせていただきます。

１つ目、地域の農業者の経営安定並びに活性化のため、離農等により使用されなくなった農機具のうち使用可能なものについて、農機具等のマッチング事業を市が主体となりプラットフォームを形成する必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

２つ目、米どころ北杜における米の地産地消にむけて、生産者に対する米の保管庫の設置を促すことが、市内流通の第一歩と考えますが、いかがお考えでしょうか。

３つ目、現在、防災備蓄倉庫にある、米の量と産地（北杜市産かそれ以外か）、あと状態（玄米なのか・パック等なのか）をお伺いいたします。

続きまして、大項目の２つ目です。市内公立保育園の現状と今後について、お伺いいたします。

市内公立保育園について、本年度の状況と今までの経過を踏まえて質問をさせていただきたいと思います。

１つ目、昨年３月に策定された北杜市市立保育園民営化指針において検討されている公立園の民営化について、令和６年１２月議会においての答弁で、概ね３年前には保護者等に周知の機会を設ける考えが示されております。その中でも先行して検討がされていると予想されている高根地区・長坂地区においては、その後のアクションが何もないということが一部の保護者の間では、話題となっております。

そこで民営化への検討の進捗をお伺いしたいと思います。

２つ目、高根町清里にありますわかば保育園の分園化について検討がなされていると伺っておりますが、時期、分園になることによって現在の園との相違点、そして保護者・地域への説明の状況について、お伺いをいたします。

以上、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

８番、輿水崇議員のご質問にお答えいたします。

市内公立保育園の現状と今後について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保育園の民営化についてであります。

現在、「市立保育園」の「指定管理者制度」による民営化の導入時期や対象園は決定しておりませんが、多種・多様な保育ニーズにスピーディに対応し、保育サービスの維持・向上のためには、民間活力の検討も必要であると考えております。

一方で、「市立保育園の民間委託に係るアンケート」では、現在の「保育園」に８５．６％の保護者が、満足と回答しており、「保育園」の環境面のほか、運営面での安心感や、「保育士」への信頼感などに満足していることが、把握できたところであります。

こうした状況を踏まえ、まずは園児や保護者の保育環境を整えるために、「市立保育園」の統合・再編を基本に進めてまいります。

また、保護者の保育ニーズを把握しながら、「指定管理制度」を活用した民間事業者による施設運営や、民間移譲についても検討してまいります。

次に、「わかば保育園」の分園化ついてであります。

「北杜市立保育園充実プラン」において、園児数が３０名以下となっている、または、なることが予想されるなど、一定の集団規模が確保できない場合、分園化を検討することとしております。

「わかば保育園」については、近年の園児数が２０名前後で推移していることから、分園化を検討しております。

分園化の時期については、保護者のご理解を得ながら、令和９年４月を考えております。

分園とすることで、本園に園長、分園に副園長を配置し、園長が本園と分園の一体的な運営を行ってまいります。

また、保育士の配置基準や保育園行事など変更はありません。

先月２７日に、「わかば保育園」の保護者を対象に、分園化の検討について説明会を開催し、保護者からも分園化の時期や、運営面についてのご質問がありました。

今後も、保護者や地域への説明を行い、不安の解消に努めるとともに、子どもたちの健やかな成長に寄与できるよう取り組んでまいります。

その他については、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

８番、輿水崇議員のご質問にお答えをいたします。

農機具のマッチングと北杜市産米の市内流通促進における、防災備蓄倉庫にある米の量と産地、状態についてであります。

現在、市内の「防災備蓄倉庫」にある備蓄食品の「食料米」については、１パックの量が４１グラムと１００グラムの２種類を用意しており、想定避難者、約９千人の１日分に当たる、１，９１６キログラムの「食料米」を備蓄しております。

なお、産地および状態については、国産米をアルファ化した米飯をパッケージしたものであり、具体的な産地は不明でございます。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

８番、輿水崇議員のご質問にお答えいたします。

農機具のマッチングと北杜市産米の市内流通促進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市主体のプラットフォームの形成についてであります。

農業機械は、労働力の軽減、生産性の向上、効率的な作業、コスト削減など、様々なメリットをもたらしますが、昨今の物価高騰により、農業用機械の価格も上昇しており、中古機械の需要が高まっております。

そこで、市内において離農や買い替えにより、使われなくなった機械が多数あることから、農地の流動化事業に携わり、地権者や離農する農家や新規就農者などと接する機会の多い「北杜市農業振興公社」や、地域の実情に詳しい本市の「農業委員」および「農地利用最適化推進委員」の皆さまと連携し、情報収集とマッチングの機会創出を図ってまいります。

また、「梨北農業協同組合」では、「農機センター」にて、年に一度、利用されない農機具の収集を行い、整備の上、安価で販売を行っておりますので、集まった機械の情報を、関係機関や担い手組織などに周知を行い利用促進に努めてまいります。

次に、生産者に対し保管庫の設置を促すことについてであります。

昨年夏から価格高騰が続く米については、市内の直売所でも在庫が不足する状況となっております。

米は重量作物であり、保管期間の長期化を避けたいとの思いから大多数の米生産者は収穫と同時に出荷し、自家消費分のみ自宅の倉庫に保管するという形態となっております。

現在、市内で大規模に米を生産する法人等が保管用倉庫の整備を行う場合は、県で奨励する品種の栽培を行う条件の下、県の補助事業が活用可能なことから、生産者の要望等聞き取りを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿水崇議員の再質問を許します。

輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

それでは、それぞれの項目につきまして再質問をさせていただきたいと思います。

まず、農機具のマッチングについてでございます。

市のほうでも、こういった中古ですとか賃貸を含めて需要があるということを確認していただいている点につきましては、非常にありがたく思っております。

そして、この需要に対しまして、農業委員さん、また農地利用適正化推進委員さんの皆さまと連携をしていく、また、農協の情報の共有も促進を図っていくという、ご回答をいただきました。

現在もおそらく農業委員さんとか関連する方たちは、口頭だったりとか、地元を歩く中でそういった情報共有はされていると思うんですよね。ただ、そういったものを実際、紙に残したりとか、情報化等につきましては、おそらくそれぞれ自己判断の中等で行っているものと、私は承知しております。

やはり農業委員さん等におかれましても、任期が３年というところもあったりします。そういったことを踏まえた上で、先ほどご答弁いただきましたマッチング機会の創出を図っていくということで、具体的にどのようにこういった機会を創出していくのか、考えがあればお伺いいたします。

もう１つ、先ほども申し上げた、任期がある中で、やはり引き継ぎ方法というところが課題になると思うんですけれども、こういった点も踏まえて、どのように行っていくのかお伺いします。

３つ目になりますけれども、梨北農協を通じての周知、利用促進、梨北農協さんが行っている事業なんですけれども、やはりこういった中古の修理、販売等、様々な場所へ周知を行っていただきたいと思います。

農協さんも頑張ってはいると思うんですけれども、やはりホームページとかでも周知というところに関しては、なかなか難しいところがあるのかなと思っておりますけれども、市が考えている周知と利用促進ということにつきましては、やはりもう少しミニマム、小規模にやっている農家さんとか個人、兼業農家さんにも行き届くものだと思ってよろしいか、確認をさせてください。

以上３点です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

８番、輿水崇議員の再質問にお答えいたします。

現在、離農される方も増えていることから、身近である農業委員さんなどから情報をいただき、北杜市農業振興公社、市において情報を共有してまいります。

農機具につきましては、償却期間も短く、職員が詳しい知識も持ち合わせておりませんので、取り扱いは難しいものと考えており、あくまでも情報の橋渡しを本年度、行ってまいりたいと考えております。

農業委員会事務局において情報を取りまとめていただき、情報を三者間で共有することにより、引き継ぎについての問題はなくなるものと考えております。

梨北農業協同組合にも、情報について事前にいただけるようお願いしてまいりたいと考えております。その情報につきましては、新規就農者、農業法人にしっかりとお伝えをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

ありがとうございます。再々質問させていただきます。

そういったご答弁をいただきまして、ぜひプラットフォームといいますか、情報が集約化されて、少しずつ見える化されて、マッチングですとか、そういったことが行われていく第一歩になるのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど情報収集ということですが、質問の中でもさせていただいた生産者の保管庫についても、今後、県の補助金を活用していくということをご答弁いただきましたけれども、規模の拡大とか、人手不足がやはり農家さんの中では非常に重く圧し掛かっていて、現在の県の補助金についても、どうしても機械の更新とか、機械導入というところが主になっているというのが現状かと思います。

そういった中で、併せて生産者さんへの聞き取りが必要になってくると思いますけれども、先ほどもおっしゃっておりました、いつぐらいを予定されておりますでしょうか。

また、そういったニーズがあった場合、やはり期間限定で県の補助金の上乗せの拡大ですとか、独自の制度というところも考えられると思いますけれども、想定されていることがあればお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

８番、輿水崇議員の再々質問にお答えいたします。

聞き取りについてですが、保管庫の補助金は要件等がありますので、要件に適合する生産法人などに声掛けを順次行ってまいりたいと考えております。

ニーズについてですが、要望と申請については随時受け付けておりますが、県の予算を活用しているため、県の予算の範囲内となっていることから、必ずしも交付決定が受けられるものではございません。申請にあたっては、指導や支援をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

補助率は市も上乗せを行い、５０％の補助率ですので、現状において十分な補助率と考えており、今のところ拡充は考えておりません。

独自の政策については、今までも様々な対応を行っておりますが、財源確保の観点から国の動向も注視し、営農組織の皆さまや農業者の皆さまの声をお聞きする中で、適宜適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

ありがとうございました。様々な情報共有等をしていただきまして、少しでも米どころである北杜市において、市内の流通等も促進されればいいなと願っております。

続きまして、２つ目の民営化への検討について、再質問をさせていただきます。

本市の民営化指針の中で、保護者アンケートを行いまして、現在運営中の保育園の満足度が非常に高いと先ほどもご紹介をいただきました。一方、不安もあるという声も多数いただいております。

そんな中で、先ほどの答弁を勘案しますと、現在、運営中の公立園、これにつきましての早急な民営化ということは検討しないのかなという考えと、私は検討しないというか、早急に検討は進めないという考えだと受け止めましたけれども、よろしいか確認をさせてください。

一方で、現在、また今後、閉園ですとか休園が想定される保育園もあるかと思います。そういった部分の跡地活用について、これにつきまして、民間の受け入れですとか、指定管理、賃貸、譲渡など、様々な検討の余地があると思いますけれども、こういった検討については引き続き検討されていくということでよろしいか、お伺いをいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

８番、輿水崇議員の再質問にお答えをいたします。

まず、民営化についてですが、まず保育園環境を整えるために、保育園の統合や再編をベースに進め、保護者のニーズを把握しながら、またご理解をいただきながら、民営化も検討をしてまいりたいと考えております。

それから、跡地の活用についてですが、民間事業者の運営メリットは、多様なニーズに合わせて柔軟に対応することが可能であると考えますので、そういった保育園の跡地につきましても活用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、８番、輿水崇議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を３時といたします。

休憩　午後　２時４３分

再開　午後　３時００分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

次に、無会派、１番、浅川勝正議員。

浅川勝正議員。

○１番議員（浅川勝正）

３項目について、質問させていただきます。

まず、スポーツのちからで地方創生。

地方創生は１０年前「まち・ひと・しごと創生法」の制定により、東京圏一極集中を避けるため様々なメニューによる交付金やＤＸの推進により一定の成果は得られたものの、依然都市部への人口流入は避けられず、本市をはじめ少子高齢化の進行は地方においては、消滅の危機が迫っています。そこで、国は新たに、地方創生２．０を今後１０年間集中的に取り組むため、内閣府に「基本構想」の策定に向けた、新たな地方経済・生活環境創生本部を設置しました。

基本的な考え方の中に、文化・芸術・スポーツなどこれまで十分に活かされてこなかった、地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出し、域外からの需要の取り組みを進め地域の総生産を上昇させるとあります。

私は小さいころから、地元のスキークラブに所属し、スキーの指導をはじめ多くの経験と生きる糧を学ばせていただきました。その後スキー部のある県外の高校に進学し、ふるさとへ帰って来ました。帰って来た理由は、スポーツを通じた絆でした。スポーツのちからは、ひとに感動と喜びと生きるちからを与えてくれます。

北杜市は、スキー、スケートといったウインタースポーツ、野球、サッカー、バスケット、バレー、テニス、卓球、剣道、柔道、弓道、グラウンドゴルフなどの愛好者、競技者の皆さまが、北杜市のフィールドで、後継の育成や、健康の増進、地域コミュニティの構築、さらには、プロ選手を目指し活躍されています。

そこでスポーツのちからで地方創生を実現に向けて、以下の質問をいたします。

１　本市においてスポーツをテーマに内閣府の目指す地方創生２．０への取り組みについて。

２　市内各スポーツ諸団体の意見交換会の開催について。

３　スポーツの日を制定しスポーツ施設の無料開放の実現について。

４　指導者の育成を目的とした市民・県外の方とのワークショップの開催について。

５　市内官民スポーツ施設の連携と利用者交流会並びに交流事業の開催について。

６　中学校の部活動地域移行に向けての指導者ワークショップの開催について。

７　スポーツ少年団の活動支援についてです。

２項目めです。北杜市一時避難所省エネルギー設備購入補助金について。

令和７年度、令和８年度と国、県支出金の活用と市費を投じて、一時避難所に指定されている地域の公民館および集会所を対象に、照明のＬＥＤ化、省エネエアコンの設置、省エネ給湯器、省エネ冷蔵庫、省エネのための断熱工事、上限５０万円とし、３分の２を補助し、地元負担は３分の１で、地域の皆さまには、大変喜ばれています。公民館の管理者は、見積もりを市内業者に依頼し、補助金交付の準備に追われているところであると鑑みます。

すでに申請を完了している地域も見受けられると思います。

そこで以下質問いたします。

１　丁寧な補助金の周知について。

２　現在の申請状況について。

３　申請見込みについて。

４　省エネ設備申請内容について。

５　予算枠は十分であるか。

６　広域的災害時の一時避難所の受け入れについて。

３項目め、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制周知について。

危険な盛土等に伴う災害から人命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」以下盛土規制法が令和５年５月２６日に施行されました。

山梨県では令和７年４月１日より甲府市を除く全域を規制区域に指定しました。記憶に新しいところでは、２０２１年の静岡県熱海市で起きた土砂崩れの要因の一つにも挙げられています。

盛土規制法では宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず盛土等を規制するため「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の２つに分類されています。

安全、安心な地域をつくっていくうえで非常に重要な法令だと考えます。

そこで以下質問いたします。

１　盛土規制法の事業者への周知方法について。

２　盛土規制法の市民への周知方法について。

３　無許可盛土や命令違反等の把握について伺います。

以上３項目、お伺いいたします。

ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

１番、浅川勝正議員のご質問にお答えいたします。

北杜市一時避難所省エネルギー設備購入補助金について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、丁寧な補助金の周知についてであります。

「北杜市一時避難所省エネルギー設備購入補助金」の周知については、本年４月に開催された各町の「行政区長会議」において、担当から説明を行うとともに、先月開催した「代表区長会議」においても、主な内容等を改めて「代表区長」の皆さまにご説明したところであります。

また、市の広報紙やホームページ、公式ＬＩＮＥアカウントなどにおいても、本補助金の周知を図っているところであります。

次に、現在の申請状況についてでありますが、今月２０日現在、ＬＥＤ照明器具事業のみが１１件、省エネエアコン事業のみが２件、ＬＥＤ照明器具事業と電球型ＬＥＤランプ事業が１件、ＬＥＤ照明器具事業と省エネエアコン事業が３件、合計１７件であります。

本年度の申請見込みについては、現在の申請や問い合わせの状況を踏まえると、おおむね８０件程度の申請件数を見込んでおり、予算の範囲で対応は可能であります。

今後、本年８月には、各行政区長などを対象に、補助金の活用についての意向調査を実施する予定でありますので、この調査を踏まえながら、市民の安全・安心な暮らしを守るため、今後も区長の皆さまには、補助金を積極的に活用していただけるよう周知してまいります。

次に、広域的災害時の一時避難所の受け入れについてであります。

近年、気候変動等の影響により災害が激甚化、頻発化し、全国各地で大規模災害が発生する中、一自治体内では住民避難を完結することが困難となる「広域的災害」が予想されていることは認識しております。

現在、市では、広域的災害時において他市町村の住民等が、安全な場所を求めて避難してきた際には、基本的には「緊急指定避難場所」への避難を促すこととしております。

しかしながら、有事の際には「地区公民館」も有効であると考えられることから、各区と協議する中、状況に応じて柔軟に「一時避難所」が活用できるよう、必要に応じて「北杜市地域防災計画」の見直しなども含め、検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

１番、浅川勝正議員のご質問にお答えいたします。

スポーツのちからで地方創生について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地方創生２．０への取組についてであります。

「地方創生２．０」は、これまでの地方創生施策をさらに進化させ、地方が持つ潜在力を最大限に引き出すことを目指す政府の新たな取り組みであり、その中で、「スポーツ」は「付加価値創出型の新しい地方経済の創生」の重要な要素として位置付けられております。

本市においてスポーツ振興は、地方創生の面からも重要な役割を担っており、個人や企業からの協力金を原資とした基金の活用による民間のスポーツ活動への支援や、各種イベントの開催等により、スポーツを通じた地域活性化に取り組んでおります。

今後、「地方創生２．０」の考え方も取り入れることで、スポーツの持つ多面的な可能性をさらに引き出し、より発展的で持続可能なまちづくりに期待できるものと考えております。

次に、意見交換会の開催についてであります。

近年、少子化による競技人口の減少により、マイナースポーツの低迷や衰退が進行しつつあり、現状把握のための意見交換会は「新たなアイデアの創出」「連携体制の強化」「市民ニーズの把握」等の面からも、重要であると考えております。

このため、具体的な開催方法や議題について、他の地方自治体の事例などを参考に開催に向

け研究してまいります。
次に、スポーツ施設の無料開放の実現についてであります。
本市では、すでに市スポーツ協会への委託業務として長坂総合スポーツ公園陸上競技場の夜間無料開放を実施しており、普段体験のできない施設を利用するきっかけづくりにも寄与しているものと捉えております。
市として「スポーツの日」を制定し、施設の無料開放を行うことにつきましては、その意義と目的、効果等を慎重に研究するべきものと捉えております。
また、市民や各スポーツ団体からの機運の高まりも重要な要素であると考えられることから、国内外の状況を注視してまいりたいと考えております。
次に、指導者育成を目的としたワークショップの開催についてであります。
指導者育成の重要性は、全国的にも高く認識されております。質の高い指導者の存在は、スポーツの普及・発展、そして地域活性化の核であり、地域の子どもたちの健全な成長を促し、市民の生涯にわたる健康増進に寄与し、地域の魅力向上に、指導者が大きく貢献できると考えております。
指導者育成を目的としたワークショップについては、市スポーツ協会や学校部活動の指導者等のご意見も伺う中で、指導者育成のための機関・団体の参加可能性も含め、研究してまいりたいと考えております。
次に、市内官民スポーツ施設の連携及び利用者交流会並びに交流事業の開催についてであります。
官民連携を通じて、各施設の利用者が交流する機会を創出することは、地域のスポーツコミュニティを活性化させる力となります。
今後は、官民スポーツ施設相互の情報等の共有を図ってまいりたいと考えておりますが、利用者相互の交流については、利用者の意向等を確認してまいります。
次に、部活動地域移行に向けた指導者ワークショップの開催についてであります。
部活動の地域移行は、国においても積極的な推進を図ることとしており、本市におきましても、来月、「部活動地域移行協議会」を設置し、地域展開等について協議・検討することとしております。
その中で、指導の中核となる指導者の育成は大変重要であり、市内中学校の部活動においても、指導者の確保が大きな課題となっていることから、教員以外の外部指導者の任用を本市でも積極的に進めております。
今後、「部活動地域移行協議会」において、指導の担い手たる指導者の育成についても議論していただくこととしております。
次に、スポーツ少年団の活動支援についてであります。
市スポーツ少年団は、市スポーツ協会の加盟団体として、地域の子どもたちのスポーツ活動を支える重要な基盤であります。
しかし、現実は、指導者が自ら活動団体の運営から出欠席などの連絡や会場の予約などの組織マネジメントをこなしながら組織を支えている団体もあります。
また、少子化による団員の減少や指導者の高齢化による活動、事務の低下や停滞、組織の弱体化が近年の課題となっております。
こうしたことから、市では、これらの活動の課題等に対する問題の解消や改善を図るととも

に、より多様なニーズに応えられるよう、引き続き市スポーツ少年団等に対して支援協力してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

１番、浅川勝正議員のご質問にお答えいたします。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制周知について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業者及び市民への周知方法について、であります。

山梨県では、本年４月１日から「盛土規制法」に基づく規制を開始しました。

これにより、甲府市を除く県内全域が規制区域に指定され、県において「改善命令」や「罰則」を課す処分等が可能となりました。

県では、事業者向けに、昨年１１月２７日に、「山梨県立文学館講堂」にて、会場とオンラインを併用した形式で説明会を開催しております。

また、「盛土規制法に基づく許可申請等の手引き」を作成し、県ホームページで公開しております。

県民を対象とした説明会は、昨年１２月に、県内４カ所で開催し、中北地域では、「北巨摩合同庁舎」で開催されております。

本市においては、事業者および市民を対象に、市の広報紙やホームページに関連記事を掲載したほか、「まちづくり推進課」の窓口にチラシを備えるなど、制度の周知に努めております。

次に、無許可盛土や命令違反等の把握についてであります。

市では、市民や県と密接に連携し、情報共有や合同での現地確認などを行うことで、状況把握に努めているところであります。

法令違反が疑われる盛土等の発見は、周辺住民等から情報提供をいただくなど、その都度現地に赴き、違法性の有無を確認しております。

「命令違反」については、本年４月から規制が始まったこともあり、現時点では確認はされておりませんが、県と相互に情報を共有してまいります。

今後も、市民や県などとの協力体制の下、周辺地域への影響が懸念される盛土等について、県との協議を密に行い、早期対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

浅川勝正議員の再質問を許します。

浅川勝正議員。

○１番議員（浅川勝正）

ご答弁いただきありがとうございます。

大項目１番と３番に再質問させていただきます。

まずはじめに、大項目１の２番、市内各スポーツ諸団体の意見交換会の開催について、再質

問いたします。

意見交換の開催について前向きにご検討というご回答をいただきましたが、意見交換の際は、現状の問題点、指導者が不足している、子どもが少ない、費用が高騰しているなど、現在、各スポーツ団体が抱えている課題をしっかりと把握することが重要だと思いますが、こちらも取り入れながら意見交換を開催していくのか、確認をさせていただきたいと思います。

また、７番目のスポーツ少年団の活動支援についても伺います。

スポーツ少年団の活動支援について、部活動の地域移行の議論が多くされていますが、地域移行に際して、スポーツ少年団は大きな役割を担ってくると考えますが、こちらに対して市の見解を伺います。

以上２点、よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

１番、浅川勝正議員の再質問にお答えをいたします。

まず、意見交換会でありますが、意見交換を行う際の大きな目的というのは、それぞれの方々が日ごろ感じている課題と、それに対する解決策などを互いに出し合い、前に進めるためのステップとすることだと考えております。

今後、意見交換会につきましては、詳細について研究をしてまいりますが、意見交換会開催をする場合には、こうした観点をしっかりと踏まえていきたいと考えております。

次に、スポーツ少年団についてでありますが、本市のスポーツ少年団は、市内の各スポーツ団体の中においても大きな集団でありまして、長きにわたり地域の子どもたちの健全な育成に貢献してきた実績と指導者の巧みなコーチングが強みと考えております。そのため、これからの部活動の地域展開におきまして、スポーツ少年団が重要な役割を担っていただくということも想定がされます。

一方で、地域展開に向けての課題としましては、多くの団員は小学生児童ということでありますので、中学生を対象とした部活動におきましては、その指導内容や方法の違い、また中学校との連携体制や役割の明確化などが課題であろうと考えております。

今後、地域移行への取り組みを進めるにあたりまして、こうしたスポーツ少年団の果たす役割や関わり方について、しっかりと研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

浅川勝正議員。

○１番議員（浅川勝正）

答弁ありがとうございます。

ぜひとも、国のほうでも地方創生２．０ということで推進していますので、こちらの取り組みも鑑みながら、北杜市の取り組みも進めていただければと思います。

再々質問はせず、３項目めの再質問に移らせていただきたいと思います。

３の３ですね、無許可盛土や命令違反等の把握についての再質問をさせていただきます。

こちらの盛土ですが、地域の住民等の協力も行政機関、一緒に行っていかなければ確認等ができないと思います。ただ、規模によっても申請の有無があると思います。申請が必要な場合の許可盛土の見分け方は、どのようにするかお伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

１番、浅川勝正議員の再質問にお答えをいたします。

どのように見分けるかということでございます。

許可されました盛土等につきましては、その工事現場の盛土のところに、見やすい箇所に当該工事の許可を受けた旨の標識を掲出することが義務づけられております。そのほか、山梨県のホームページにおいて、工事主の氏名、土地の所在地等を公表されることになっております。

盛土規制法につきましては、許可対象となる旨の規模については、現地の状況によって、かなり異なっておりまして、面積だけではなくて、高さ、あるいは形状によって細かく基準が定められております。一見、外見だけでは判断ができないということです。盛土につきましては、正しいルールを守っていただき盛土がされることが望ましいわけですけれども、地域に影響を及ぼすような盛土が疑われる場合については、市としても情報提供は重要だと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、１番、浅川勝正議員の一般質問を終わります。

次に、無会派、５番、中村典子議員。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

３項目について、一般質問をさせていただきます。

１項目め、市内に療育施設がない現状への対応について。

発達障害といわれる子どもが増えている中、昨日のみらい創生の代表質問へのご答弁にもあったように、本市では特別支援コーディネーターや早期支援コーディネーターを配置し、支援学級や特別支援学校につなぐ支援や、通常学級に支援員を置くなど手厚い対応に感謝いたしております。

発達障害の子どもが受ける支援は「医療」と「教育」を並行して行うため「療育」といわれます。八ヶ岳名水会が運営していた「たけのこＧＵＮＧＵＮ」が２０２４年度から休止し、市内には就学前の子が通える療育施設がありません。そのため韮崎市、甲斐市、甲府市の施設に１８名の子どもが通っており、保護者の中には朝晩２往復、合計１時間から３時間かけて最寄りのバス停まで送迎している方もいて、経済的、身体的、時間的負担は大変大きいものとなっています。このような送迎をすることができない家庭では療育に通わせることを諦めたり、移住者の中には北杜市での子育てをあきらめて市外に転出してしまうケースもあります。以下、質問いたします。

①市内での療育施設立ち上げが急務であると考えます。開業を検討している事業所への支援

はできないでしょうか。

②発達特性のある子どもが療育に通うため、最寄りのバス停への送迎などの支援が考えられないでしょうか。

③１歳６カ月児健診、３歳児健診、５歳児相談、就学時健診などで子育てに心配がある場合に、個別相談が受けられる「ほっとルーム」、言葉に関するアドバイスが受けられる「すくすく相談」、親子サポート教室「ぶんぶぎ」がネウボラ推進課に、また発達に心配がある場合には障害者総合支援センター（かざぐるま）に相談してそれぞれの子に合った支援につながったり、長坂の「ことばと発達のサポートルーム」でも就学前の子どもの支援が受けられたりする体制が整えられています。

支援の必要な子どもが増える一方で、かざぐるま、ネウボラ推進課ともに専門職の人員が減り支援につなぐのが難しくなっており、「ことばと発達のサポートルーム」も予約がいっぱいな状況です。市の人材育成や人材確保の考えをお聞かせください。

④「発達障害」という言葉が認知されてきて、これまで個性として捉えられていたことも、保育園から発達支援への相談を勧められ、保護者が戸惑う場合があります。発達支援サービスにつなげるのではなく、保育士の研修を行うなどで対応できる場合もあるのではないでしょうか。

２項目め、これからのまちづくりに必要なことは？。

市は現在、中学校や市庁舎などまちづくりの大きな課題に取り組んでいます。北杜市の未来を決める大変重要な時です。公共交通や公共施設のあり方も懸案事項であり、昨年の図書館の統廃合案、先月の中学校再編整備説明会に市民の大きな関心が寄せられました。私は、まちづくりには総合的な視点と、市民参加や市民の声を取り入れることが重要であると考えます。その強い思いから、以下質問いたします。

①中学校、図書館、庁舎、公民館、防災倉庫などを複合化して整備した先進事例があり、公共施設等適正管理推進事業債の活用例として総務省が紹介しています。次のページの参考資料をご覧ください。公共交通の利便性や有効活用にもつながるため、公共施設のあり方を個別に検討するだけではなく、総合的に考えることが必要だと思います。またその際に市民からのアイデアを募集するなど、市民と一緒にまちづくりを進める考えはおありでしょうか。

②地域委員会は、市民協働でより良い地域づくりを行うため、また市政が常に市民の身近にあることを保障するため、市民の意思を市政に反映しやすくするために設置されています。８地区それぞれの地域委員会に、市からまちづくりの方向性について諮問し、地域委員会を中心に市民が図書館・公民館など公共施設のあり方、地域福祉や防災などを含めて話し合い、市に提言する役割を担ってもらう考えはおありでしょうか。

３項目め、本庁舎整備検討委員公募についてです。

本庁舎整備検討委員会公募委員の応募用紙が市内在住の住民基本台帳から無作為に選んだ１８歳以上の市民３００人に郵送され、募集期間は４月３０日までで、すでに選考も終わっています。このことは、広報ほくとにも市のホームページにも掲載されておらず、私もたまたま応募用紙が届いた友人から知ることになりました。

以下、質問します。

①公募とは、本来条件に該当する方は誰でも応募できるものであるはずですが、なぜ広く市民に募集しなかったのでしょうか。公募のあり方について市の考えをお聞かせください。

②「平日昼間の会議に参加できる方」という条件が、仕事をしている人や学生には大変厳しい条件で、会議の頻度も記載されておらず応募のハードルを上げています。特にこれからの北杜市を担う若い世代の応募が難しくなっています。真剣に市民の声を交えて議論するなら、夜間などの開催がなぜできないのでしょうか。

③選考委員として、副市長、政策秘書部長、企画部長及び総務部長とされています。市の幹部が選考するということは、市にとって都合の良い考えを持つ委員が選ばれるのでは、という市民から疑問の声があります。検討委員会では、市の職員ＯＢなど市の考えに近い方だけではなく、一般市民の意見を代表する方が選ばれることが必要だと思いますが、どのような方が選考されたのでしょうか。年齢、性別、経歴など教えてください。

④検討委員会や審議会の公募委員人選の方法が都度異なっています。公募委員人選のルールやしくみを作る考えはおありですか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

５番、中村典子議員のご質問にお答えいたします。

市内に療育施設がない現状への対応における、人材育成や人材確保についてであります。

専門職である保健師の人材育成については、山梨県が主体となり、自治体の保健師が参画する中で、「人材育成マニュアル」を策定しております。

本マニュアルでは、目指すべき保健師像や、保健師に求められる能力などを示しております。

人材育成の方策については、職場研修を基軸に、「山梨県看護協会等」での職場外研修、上席の保健師が面談を通して、指導、助言等を行う「キャリアラダー制度」を導入し、保健師の能力向上を図っているところであります。

次に、専門職の人材確保については、毎年実施している関係部署からのヒアリング内容を踏まえ、職員採用に反映しております。

人口減少による人材不足の影響は、自治体においても例外ではなく、人材確保に苦慮しているところではありますが、採用要件や試験内容の見直しを図り、受験者数の増加に努め、優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

次に、これからのまちづくりに必要なことは、における、公共施設の総合的な検討、市民や地域委員会と一緒に進める考えについてであります。

昨年３月に、公共施設の最適配置を目指した「北杜市公共施設個別施設計画」を策定し、単に延床面積を縮減するだけでなく、少子高齢化社会への対応や類似施設の重複など、本市が抱える課題を解決すべく進めているところであります。

この進捗管理については「北杜市行政改革推進委員会」に行っていただいておりますが、広く市民の皆さまからご意見をいただくことは重要であります。

このことから、市民と市政について語り合う「未来を語る集い」や各種会議、イベントなどに私自らが出向き、考えや思いを丁寧に伝えたりご意見を伺ったりするなど、あらゆる機会において市民との対話を進めております。

また、過日開催した若い世代との意見交換の場、「若者と市長のタウンミーティング」におい

ても、市内高校生の夢や希望、そして、未来に向けてのまちづくりなど幅広い分野にわたり、自由闊達な意見交換を行ったところであり、各所でいただいたご意見については、しっかりとまちづくり等に反映してまいりたいと考えております。

なお、「北杜市地域委員会設置条例」において、ご意見をいただく仕組みはすでに規定されております。

現在、「新たな地域委員会」の在り方の検討を進めていただいておりますので、地域の声を汲み上げ、積極的にご意見もいただけるよう各町の地域委員に働き掛けてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

５番、中村典子議員のご質問にお答えいたします。

本庁舎整備検討委員公募について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公募の在り方についての市の考えであります。

市は本年度、「北杜市本庁舎整備検討委員会」を設置することとし、委員１５名のうち３名を公募委員として募集いたしました。

募集にあたっては、「住民基本台帳」を基に、居住地や年齢、性別等のバランスを考慮した上で、システム上で３００人を無作為に抽出し、対象の方に郵送にて案内を行ったところであります。

この方法のメリットとして、日頃から市政に関心はあるものの、なかなか応募する勇気が出ない方の参加を促すなど、普段手を挙げていただけない方々の市政への参加を促す効果があるとされております。

「公募委員」の選定にあたっては、全国的にも様々な工夫が行われているところであり、市役所本庁舎の整備は非常に重要な案件であることから、本市においても、先進自治体の事例等を参考にする中で、今回の方法を採用したものであります。

次に、夜間の開催についてであります。

本市の「審議会」は、公募による市民のほか、各種団体の代表者、大学教授などの学識経験者も入っていることから、皆さまの利便性を考える中で、会議は平日昼間の開催を原則としております。

次に、委員の選考についてであります。

選考の結果、５０歳代の自営業の男性、７０歳代の会社員の男性、８０歳代の芸術家の男性の３名を選んでおり、豊富な経験を生かす中で市役所本庁舎の在り方についての貴重なご意見をいただけるものと考えております。

次に、公募委員人選のルールや仕組みを作る考えについてであります。

審議会等の人選にあたっては、令和５年度に「北杜市審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱」を制定し、適切な人材の選任に努めているところであります。

ルールや仕組みづくりも含め、市民参加の裾野の拡大に向けて、引き続き研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

５番、中村典子議員のご質問にお答えいたします。

市内に療育施設がない現状への対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、開業を検討する事業者への支援についてであります。

「障害福祉サービス」の支給決定者数が年々増加している中、本市においてはサービスを提供する事業者の数が限られていることから、市外のサービスを利用している方がいることは、承知しております。

障がいのある子どもが身近な地域において、質の高い療育を受けられる環境を整備することは、市としても重要な課題であると捉えており、現に市内でサービスの開業を検討している事業者からの相談があった場合は、必要な手続きについての助言や利用者数の見込みなど、必要な情報の提供を行うほか、必要に応じて県や他の関係部署につなぐなど、スムーズに開業できるよう支援を行っているところであります。

今後も、市内の障害福祉サービスの充実に向けて取り組んでまいります。

次に、療育に通う子どもへの送迎支援についてであります。

本市は、約６００平方キロメートルの面積を有しており、障害福祉の分野に限らず、様々な事業やサービスを展開する際に、「移動」が課題となることは承知しております。

そのため、市では公共交通において、「路線バス」と「デマンドバス」を組み合わせるなど、移動の利便性を高めるための取り組みを行っているほか、障害福祉の分野においても、自動車税の減免や、県の事業を活用した「重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業」など、障害者の移動に対する支援を実施しているところであります。

一方で、これらの既存の「移動サービス」では賄いきれない個々のニーズに対する支援については、各家庭によって求めるものが様々であるなど多くの課題があることから、市としてはこれら全てに対応することは、現時点では困難と考えており、実施する予定はありませんが、国や県および他の自治体の状況等を注視しながら、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

５番、中村典子議員のご質問にお答えいたします。

市内に療育施設がない現状への対応における、保育士の研修についてであります。

園児の保育園における生活の様子や、個性などについては、「ネウボラ推進課」の「保健師」と情報を共有し、連携に努めております。

また、「乳幼児健診」や「５歳児相談」時には、「保健師」や「公認心理師」などの専門員により保護者の様々な相談や、発達支援に関する相談などに対応しております。

「保育士」の療育に関する研修については、「山梨県立あけぼの医療福祉センター」が開催す

る、障害全般の基礎知識、言葉の発達や気になるお子さんに対する環境調整など、様々なテーマの療育研修を受講し、療育に関する知識を深め、園児一人ひとりにあった、発達の過程や特性について理解し、個別または集団における保育を心掛けております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員の再質問を許します。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

３項目全てについて、再質問させていただきます。

１項目め、市内に療育施設がないことへの対応についてです。

６月２１日付けの山梨日日新聞によると、来年４月に南アルプス市に民設民営の保育所と児童発達支援センターの複合施設が開所し、医療的ケア児や障がい児の相談援助を担い、インクルーシブ保育に取り組むとのことです。南アルプス市は、市の土地を無償で貸し出すそうです。

また、国も今後の人口減少社会において、良質な保育の提供を持続させるため、多様なニーズを抱えた保護者、子どもへの支援が必要としています。

令和４年１１月には、省令の改正を行い、保育と療育の施設を併設している場合の人員の交流や施設の併用を認め、推進しています。

本市も保育園の民営化を検討しているところでもあり、今後はこのような形態も視野に入れていくことが必要だと考えます。

本市でも、市内の療育施設開業を検討している事業者に対し、助言や情報提供、県や関係部署につなぐだけではなく、使わなくなった公共の建物の提供やリフォーム工事費の支援、若い人材確保のために賃金加算などの支援が考えられないでしょうか。

２つ目、療育施設への送迎をしている保護者は、高騰するガソリン代の経済的な負担だけではなく、送迎による身体的負担、送迎に時間がかかるため仕事ができないなど様々な困難を抱えています。

深刻な状況下で最も求められているのが移動支援ではありますが、各家庭に求められるものが様々で実施が困難なことは理解できます。代わりにガソリン代の支援を検討できないでしょうか。自宅から最寄りのバス停への距離、通園回数などで算定は可能だと考えます。全額は難しくても半額でも補助を求めます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

５番、中村典子議員の再質問にお答えいたします。

開業支援について。

まず、使わなくなった公共施設の提供というご質問かと思います。

本市については、役割を終えて使用しなくなった公共施設については、貸し付け等を行うこともできるかと思いますが、市では地域振興を目的として原則広く公募することとなります。

次に、リフォーム工事費の支援かと思います。

市内で創業を行う際の支援として、市では北杜市創業促進支援事業費補助金の制度があります。該当する方には、店舗等の新築や改修に要する経費の一部のほか、設備などでも助成をしているところでありますので、現在、新たな支援については予定をしておりません。

若い人材確保のための賃金加算というご質問かと思いますが、障害福祉サービスの事業所の運営に要する経費については、国が定める基準に基づき、国・県・市がそれぞれ負担をしておりますので、市単独での賃金加算については、現時点においては考えておりません。

あと、ガソリン代の支援をできないかというご質問かと思います。

ガソリン代の支援については、現在、県において自動車税の減免を受けている方を対象に、山梨県心身障害者自動車燃料費助成事業を実施しております。こういった事業を活用していただける制度がありますので、市独自の助成については、現在のところ考えておりませんが、今後研究することも必要であると考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

再々質問をさせていただきます。

療育の必要な家庭だけに特別な支援ができないと考えがちですけれども、発達障害のあるお子さんが適切な年齢から療育を受けることは、そのお子さんだけのためになるのではありません。療育に通うことで、できることが増えたり、その子の特性に応じた学び方を検討したりすることは、入学したときに一緒に学ぶ、ほかの子どもたちにとっても、さらには先生にとっても困る状況を大幅に減らすことができるものであります。

それなのに、当事者であるご家庭だけが困難な状況に苦しむのは、むしろ不平等ではないかと感じます。せめて経済的な支援を今後、検討していただけたらと思います。

南アルプス市では、政策として市の空いた土地への保育施設の設置を公募し、今回の開所が実現しています。本市でも療育施設が１つもない状況を解消するため、より積極的な姿勢が必要ではないでしょうか。

昨日の北杜クラブの代表質問でもありましたが、子育て世帯が住み続けてもらえるような思い切った政策が必要だと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

５番、中村典子議員の再々質問にお答えをいたします。

障がいのある子どもたちが身近な地域において質の高い療育を受けられる環境を整備することについては、市におきましても重要な課題と捉えております。

南アルプス市の例につきましても、私どもも新聞等で確認したところでもあります。市においても療育施設の配置希望がありましたら、こういった現在のサービス等を踏まえながら、また設置していただけるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

２項目めの、これからのまちづくりに必要なことはについて、再質問させていただきます。

１つ目、ご答弁いただいた行政改革推進委員会は、令和３年度は７回、令和４年度に２回、令和５年度と令和６年度は、各１回の開催となっています。

中学校の再編整備、本庁舎整備の検討がそれぞれ進められる中で、行政改革推進委員会の担う役割は大変大きいと思います。今年度の開催予定を教えてください。

２つ目、まちづくりは４万５千人全ての市民の課題です。全員の声を聞くことは難しいため、市長が市民と様々な対話の場を持っておられることが分かりました。

特に若者と市民のタウンミーティングで、高校生と未来に向けてのまちづくりについて語られたことなど、せっかくの取り組みが市民に知らされていないのが残念です。

様々な場でどのような意見が出されて、どのようにこれからまちづくりに活かされていくのか、市民に伝えていってはいかがでしょうか。

３つ目、地域委員会はこれまで委員のみで委員会を行ってきたと思いますが、新たな地域委員会には、委員を中心にタウンミーティングを開き、若者、特に中学生や高校生、子育て中の方、仕事をされている方にも参加してもらい、各地区でまちづくりについて考える役割を担っていただいてはと思います。先ほどの髙見澤議員のボトムアップのまちづくりにもつながるかと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

５番、中村典子議員の再質問にお答えいたします。

最初に、行政改革推進委員会、今年度の開催予定についてであります。

今年度は、次期行政改革大綱の策定作業を行っており、３回の開催を予定しております。

また、公共施設個別施設計画の進捗状況の評価、見直し等の検討につきましては、第２回目の会議で行っていただくという予定でございます。

次に、市民と語り合う場で出された意見などを市民に伝えていってはどうかということについてであります。

議事録の作成につきましては、非常に手間と時間がかかる作業ではありますが、様々な場面で出されたご意見を全て紹介するのは、なかなか難しいものと考えております。

しかしながら、各種審議会や中学校再編にかかる地域説明会のように、特に重要な案件につきましては、できるだけ出された主なご意見などをしっかりと紹介できるように今後、努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

ありがとうございます。今の議事録なんですけど、議事録というよりも、できたら広報ほくとなどに、市民の皆さんに目にとまるような形で広報していただければと思います。よろしくお願いします。

では、再々質問をせずに、３項目めについて、本庁舎整備検討委員会の公募について、再質問をさせていただきます。

公募委員が３名とも男性とのことですが、大変驚きました。３００名に郵送し、何人の方が応募したのか、性別と年齢を教えてください。

また、どのような評価基準で選考を行い、当選された方と落選された方の評価にどのような違いがあったのか教えてください。

２つ目、今回の公募の方法で、普段手を挙げていただけない方々の市政への参加を促す効果は得られたとお考えですか。もし得られなかったと考える場合、その原因や問題点をどのようにお考えでしょうか。

３つ目、本庁舎は４万５千人全ての市民にとって大事なものです。検討段階で、市民によるワークショップの開催や地域委員会や区長会、男女共同参画推進委員会、消防団など様々な団体に出向き、意見を聞き取るなど丁寧に進めていただきたいと思います。

ご答弁をお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

５番、中村典子議員の再質問にお答えいたします。

最初に、本庁舎整備検討委員会の応募にあった人数、性別、年齢、また評価基準、当選された方、落選された方の評価についてであります。

応募の人数につきましては５名であり、うち男性３名、女性２名。

年齢につきましては８０歳代１名、７０歳代１名、５０歳代２名、４０歳代１名でありました。

選考については、作文の審査で行っております。文章力、先見性、独創性、熱意、分析力の各評価項目により採点を実施いたしました。

どの方の内容につきましても、素晴らしいものでありましたが、選考委員それぞれの考えの下、総合的に判断をし、採点し、その結果であると考えてございます。

続きまして、今後の公募の方法について、市政の参加を促す効果は得られなかったと考える場合、原因や問題点ということについてでございます。

応募者の方からは、市から文書が届いたということが応募のきっかけになったと伺っております。しかし、他自治体の例を参考に今回実施いたしましたが、３００人にご案内すれば１０人以上の応募があるということを見込んでおりましたが、想定よりも応募が少ないという事実がございます。

本庁舎の整備という内容からいたしまして、市民の関心が高く、多くの応募があると想定しておりましたが、そういった結果からしますと残念なところでもございました。

しかし、今後、他の審査会の委員等を公募する際には、今回の例を参考にいたしまして、事務を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ワークショップの開催や各種団体に出向き、意見等を丁寧に聞き取ることを進めてほしいという内容についてであります。

検討委員会につきましては、地域委員会や区長会など１０団体の代表の方に委員として入っていただくことにしてございます。これによりまして、各団体からのご意見を反映させることができると考えております。

また、ワークショップを実施いたします。ワークショップにつきましては、公募委員を募集する中で、夜間を中心に数多くの開催をしようと考えてございます。若い世代の皆さまにも積極的にご参加をいただきたいと考えております。

また、市民アンケートや市民説明会、パブリックコメントなどにつきましては、適切な時期に実施をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

居住地や年齢や性別などのバランスを考慮して３００人を抽出したのは、公募委員に幅広い市民層を代表する方が選ばれるような配慮からだったと想像いたします。

しかし、先ほどの答弁から察しますと、５０代の女性１名と４０代の女性１名が落選して、５０代と７０代と８０代の男性が当選したという、とても偏った選考結果と言わざるを得ません。高齢男性の豊富な経験を生かすことも、もちろん大事ですけれども、子育て中の女性や、これからの北杜市を担う若い世代の意見も大事だと思います。

応募者に大きな評価の違い、どのような評価とお聞きしておりませんけれども、公募枠を３名から４名、または５名にしてでも女性や若い世代を選ぶべきだったのではないでしょうか。

どうぞご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

５番、中村典子議員の再々質問にお答えいたします。

女性や若い世代を選ぶべきではなかったのかという内容についてであります。

選考の過程で公募の枠を増やすということは、難しいものであったと考えております。結果的に５０代以上の男性３名という結果にはなりましたが、委員全体の中では女性が５名入っておりまして、うち１人は３０代の女性となっております。多くの意見はいただけるものと考えております。

また、ワークショップなどで、女性や若い世代の皆さまからも多くの意見をいただけたらと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、５番、中村典子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を４時２０分といたします。

休憩　午後　４時０４分

再開　午後　４時２０分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

一般質問の最後に、無会派、４番、飛矢﨑雅也議員。

飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

２つの項目について、質問をさせていただきます。

まず、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す北杜市の取組みについて。

２０２４年の世界の平均気温は観測史上最も暑くなりました。日本でも、３５度を超える酷暑が続き、豪雨や山火事が各地で発生し、甚大な被害を受けました。気温上昇が激しくなるほど、気象災害のリスクを増幅させます。気候危機の最大の要因は、石炭や石油などの化石燃料の利用による大量生産・消費の経済活動です。そのため、国際社会は脱炭素対策を早急に実施して産業革命前比で１．５度上昇に抑制し、気候危機の回避を目指しています。

日本では２０２０年１０月に「２０５０年カーボンニュートラル」を宣言し、本市においても、同年１２月に、２０５０年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。そして、２０２１年２月には、「北杜市再生可能エネルギーマスタープラン」を策定して、地域にある豊富な資源を利用した再生可能エネルギーの活用による温室効果ガス排出抑制等に取り組んでいます。

「北杜市再生可能エネルギーマスタープラン」は、「本市の再生可能エネルギー利活用と自立化に向けた地域コミュニティ構築を柱とした、持続可能な地域社会に資する事業モデルを検討し」、地域エネルギー事業を２本柱（地域自立型電力モデルとネットワーク型電力供給モデル）として官民で連携し推進していくとしています。

どの自治体も、脱炭素に取り組む、それから自然エネルギー事業に着手するというのは、もはや「当たり前」になっており、再生可能エネルギー事業の成否は、その自治体の力量を図るリトマス紙になっていると言っても過言ではありません。

しかし、２本柱のうち、ネットワーク型電力供給モデルについては、電力市場価格高騰といったようなリスクがあります。また、シュタットベルケのように、自治体が出資して地域に密着したエネルギー供給事業者は、日本の中でも成功例が少なく、行政もリスクを抱えることになるので、難易度が高いと思われます。

実際、本市においても、ネットワーク型電力供給モデルについては、その管理運営者として「新エネルギー会社」の設立を図ることとしましたが、２０２３年９月にプロポーザルを実施したところ、応募が１件しかなく、その結果は不採択でした。

また、２０２２年、２０２３年と続けて環境省の地域脱炭素交付金中の脱炭素先行地域づくり事業に応募したものの、「脱炭素選考地域」、この「選考」は「先行」のほうに直していただくことをお願いいたします。お詫びの上、訂正をお願いいたします。に選定されていなかったために採択されませんでした。その後現在まで状況の進展は見られていません。

このままでは、本市の２０５０年カーボンニュートラルの実現は難しくなります。そこで、取り組みの焦点を絞って、まずはもう１本の柱である地域自立型電力モデルを推進していくべきと考えます。

例えば、２０２４年度の市内温浴施設で年間に使用された灯油は１１４万7，７２１リットル、重油は２８万5，８１０リットルで、これによって排出されたＣＯ２は2，６７６．６５８トンでした。金額にして概算で約１億５，０３０万円にもなる灯油代・重油代は地域外に流出します。市外からの熱エネルギー資源である灯油・重油を、市内の熱エネルギー資源である木質燃料に替えれば、域外に流出していたエネルギーの調達コストを地域内に留め、資金還流と多面的な効果を生み出します。

また、本市の市営住宅は1，３５１戸ですが、その多くは築３０年以上が過ぎ、リノベーションが必要です。その際、断熱リフォームに積極的に取り組むべきです。気密性の高い断熱材や三重窓はすでに商業化された技術であり、新改築の標準設備です。「とっとり健康省エネ住宅性能基準『ＮＥ－ＳＴ』」を定める鳥取県では、県の補助金が呼び水となって、毎年数十億円規模の断熱省エネ住宅市場が生まれ、地域に事業と雇用を創出しています。さらに、市営団地を断熱リフォームすることは、低所得者の光熱費を削減する福祉対策にもつなげることができます。こうした省エネリフォームは、ＣＯ２排出削減、経済効果、福祉を統合した環境政策統合の好例です。

本市では、現在、北杜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルを実施していますが、脱炭素社会は地域づくりとして取り組む必要があります。

木質バイオマスエネルギーの地消地産は、林業の持続的な成長を促し、市営住宅の断熱化は、賃貸住宅に住む社会的な弱者の生活水準を引き上げる気候正義に適うとともに、住宅・建築産業から派生して地元経済の活性化が期待されます。

以下、質問いたします。

①市内温浴施設への木質バイオマスボイラー活用の現状は。

②公共施設等既存の太陽光発電設備への蓄電池の設置状況は。

③公共施設等既存建物の断熱対策による省エネ化の状況は。

次に、明野廃棄物最終処分場廃止の山梨県の提案に対する本市の姿勢と対応について、質問いたします。

２０２５年5月２３日、山梨県環境整備センター安全管理委員会が開催され、閉鎖した北杜市の廃棄物最終処分場「山梨県環境整備センター」の今後のあり方について、山梨県の方針の説明と提案がありました。

県の方針と提案を整理しますと、「現状のままでは処分場の廃止までに１０年から１５年を要する。処分場の維持管理には、浸出水の処理などに年間約１億円を要し、これが環境整備事業団の赤字として積み上がり、結果として県民の負担が増えている。検討委の答申から、維持期間中に浸出水が処理されないまま放流されたとしても、生活環境保全上の支障が生じる恐れは

ないという、安全を証明するデータが科学的根拠として得られたので、地元住民には安心していただき、処分場は廃止したい。ただし、浸出水からは国の定める暫定目標値を上回る有機フッ素化合物『ＰＦＯＳ』『ＰＦＯＡ』が検出されていることから、県はＰＦＯＳなどについては浸出水の水質の管理、周辺環境の監視を続ける。また、処分場廃止に伴う跡地利用については、地域振興の観点から地元や地権者らと協議していく。」

要するに、「安全のデータが科学的根拠として得られたので、地元住民の安心をいただきたい。」と県は言っていると理解しました。

しかし、「安全」と「安心」は違います。「安全」については、科学的データから得られるかもしれませんが、「安心」は信頼から得られるものです。

廃棄物処理法に基づいて処分場を廃止し跡地利用するためには、県、市、環境整備事業団が２００６年に結んだ明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定を見直す必要があります。

明野処分場が操業を開始するに至る過程には、公害を心配した地元住民による根強い反対運動がありました。そういう反対の声を押し切って操業を開始するために、県側は「国の基準のおおむね１０倍厳しい基準」として安全性を強調し、公害防止協定を結んだ経緯があります。

協定では、廃棄物を通過した浸出水に含まれる「溶解性マンガン含有量」と「ホウ素およびその化合物」の基準を、ともに1リットル当たり１ミリグラムと設定。一方、国が廃棄物処理法に基づいて定める最終処分場の排水基準は、ホウ素が同５０ミリグラム、マンガンが同１０ミリグラムです。いわば、国の基準を上回る厳しい基準で安全対策をすることが、地元住民の「安心」の根拠、言い換えれば県に対する地元住民の信頼の根拠となっていたわけです。

したがって、「住民から安心していただいて協定を変更したい」と県が言うならば、その基礎となるのは科学的データ以上に、県政への信頼であるはずです。

しかし、委員会で地元代表からも言及があったように、一昨年、山梨県は安全管理委員会での説明が不十分なまま、財源がないことを理由にして、山梨県環境整備センターへの県職員の派遣を取り止めようとしました。また、昨年は、浸出水と放流水から、国が地下水や河川で定める暫定目標値を上回る「ＰＦＯＳ」「ＰＦＯＡ」が検出されたりして、住民の不安が高まり、県政に対する信頼は揺らいでいます。

住民からは、「処分場建設は、協定をしっかり守り、最後まで安全管理をする約束をしたはず。」という反発の声が上がっています。６月３０日には、県・事業団・北杜市の三者で取り決めたはずの公害防止協定を反故にしようとしていることに対する抗議が、山梨県庁で行われることになっています。

本市は、本公害防止協定を交わした当事者であり、「公害防止協定書」第１５条では、「この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたとき若しくは協定を改定する必要が生じたときは、その都度、山梨県、事業団、および北杜市が協議して定めるものとする。」とされています。

以下、質問いたします。

公害防止協定を締結した地元北杜市として、地域住民の痛みを十分に考慮し、市民の将来にわたる安心と安全性を確保するために、本協定を守ることを山梨県に要求していきますか。

質問を終わります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

切刀企画部長。

○企画部長（切刀智之）

４番、飛矢﨑雅也議員のご質問にお答えいたします。

２０２５年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す北杜市の取組みにおける、既存建物の断熱対策による省エネ化の状況についてであります。

最近の状況としては、「小淵沢保育園園舎」などの建設や、「白州小学校校舎」の大規模改修などの際に、窓、外壁などに対して、断熱対策を行うことで、「省エネ化」を図っております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

４番、飛矢﨑雅也議員のご質問にお答えいたします。

２０２５年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す北杜市の取組みにおける、既存の太陽光発電設備への蓄電池の設置状況についてであります。

本市が設置した「太陽光発電設備」と「蓄電池」については、「山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金市町村等施設導入事業」により、「市立甲陽病院」に設置しております。

次に、明野廃棄物最終処分場廃止の山梨県の提案に対する本市の姿勢と対応についてでありますが、市としては、地元の理解が第一義であると考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

４番、飛矢﨑雅也議員のご質問にお答えいたします。

２０２５年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す北杜市の取組みにおける、市内温浴施設への木質バイオマスボイラー活用の現状についてであります。

市営温泉につきましては、「灯油ボイラー」もしくは「重油ボイラー」を使用しており、「木質バイオマスボイラー」を活用した施設はありません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

飛矢﨑雅也議員の再質問を許します。

飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

ご答弁をありがとうございました。

大項目１について、まず再質問いたします。

答弁の内容では、地域自立型電力モデルに限っても、その進捗は遅れていることが見て取れます。課題意識が足りず、連携が不十分で、取り組みがバラバラであるようです。

お伺いします。

再生可能エネルギーや温暖化対策に対する職員の理解を深め、地域社会全体での環境に対する意識向上を目指すための本市の取り組みを教えてください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

４番、飛矢﨑雅也議員の再質問にお答えいたします。

まず、職員の意識の部分になりますけれども、市では北杜市地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定しまして、その計画に基づいて各施設から毎年度、エネルギー使用実績の報告をいただき確認をしています。

こうした取り組みは施設の維持管理に直結するものでありますので、使用実績や結果を通じて、担当職員をはじめとして、職員全体においての取り組みの意識は確保されていると考えております。

また、市全体におきましては、今年度計画を策定することとしておりますので、その計画に基づいて地域全体で取り組めることを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

ご答弁ありがとうございました。なかなか難しいような印象を受けました。

そこで、私から次の提案をさせていただきたいと思います。

論より証拠といいます。こと環境教育に関しては、実際に体感してみることが大切だと考えます。

そこで、１つの施設に太陽光、蓄電池、木質バイオマスボイラー、高断熱などを入れることで、年間どれだけＣＯ２とコストの低減になるのか、モデルをつくって実証実験を行ってみてはいかがでしょうか。

例えば、移住定住お試し住宅を断熱・省・創エネ住宅として建てる、あるいは現在、移住定住お試し住宅として利用されている、みさき団地を断熱・省・創エネ化します。断熱・省・創エネ化によって快適な暮らしがかなうだけではなく、光熱費を削減できたり、災害時の非常電力を確保したり、売却を有利に進められたり、様々な場面でメリットがあります。

何より、完全もしくは完全に近いエネルギー消費の自立を実現している断熱・省・創エネ建築物は、環境配慮、省エネ活動の啓蒙につながります。

また、２０２２年6月１７日、建築基準法が改正され、今年４月に施行されました。今回の建築基準法改正により、原則として全ての住宅建築物について省エネ基準への適合が義務づけられました。

建築基準法は、住宅やオフィスビル、工場、商業施設、公共施設などあらゆる建築物を対象としています。新たに建築物を建てる場合はもちろん、増築や改修、さらには解体する際にもこの法律に従う必要があります。本市もその例外ではありません。

したがって、このまま住みたくなってしまうような断熱・省・創エネ住宅を体験することは、

移住を促進するだけではなく、移住してから本市に建てる建物のイメージを持つことも可能にします。

２０５０年カーボンニュートラルという目標達成に向けて、脱炭素に取り組んでいくことはもちろんですが、昨今では戦争や自然災害などエネルギーの安定供給に大きな支障をきたす不測の事態も多発するようになっています。

エネルギーを創出する建築物では、災害時でも電気が利用でき、避難場所として機能するため、不測時のリスク対策になります。

さらに、こうしたモデルをつくることは、市のＣＯ２排出量を削減することにつながり、市のイメージの向上も期待できます。

以下、伺います。

太陽光、蓄電池、木質バイオマスボイラー、高断熱などを入れることで、年間どれだけＣＯ２とコストの低減になるのか、モデルをつくって実証実験を行う考えはありますか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

４番、飛矢﨑雅也議員の再々質問にお答えいたします。

議員よりご提案、ご指摘いただきました内容につきましては、今後、情報収集などを行い調査・研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

ありがとうございました。

次に、大項目２について再質問します。

地元の理解が第一という答弁をいただきました。

さて、今月１２日の６月県議会開会日の所信表明で、長崎知事は、明野処分場の維持管理には浸出水の処理などに年間約１億円の経費を要し、これが環境整備事業団の赤字として積み上がり、結果として県民の負担が増え続けている。これを踏まえ、廃棄物処理法に基づく処分場としては、できる限り早期に廃止することとしました。

再質問します。

理解を得られなければ、協定の改定には応じないということでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

４番、飛矢﨑雅也議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁をさせていただきましたとおり、市としましては、地元の理解が第一義であると考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、４番、飛矢﨑雅也議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は、明日、６月２６日、午前１０時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　４時４１分

令 和 7 年

第２回北杜市議会定例会会議録

６ 月 ２ ６ 日

令和７年第２回北杜市議会定例会（４日目）

令和７年６月２６日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告

日程第１	承認第１号	北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第２	承認第２号	北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第３	議案第４２号	北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第４	議案第４３号	北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第５	議案第４４号	北杜市税条例の一部を改正する条例について
日程第６	議案第４５号	北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第７	請願第１号	訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書
日程第８	議案第４６号	令和７年度北杜市一般会計補正予算（第１号）
日程第９	議案第４７号	令和７年度北杜市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１０	議案第５２号	工事請負契約の締結について（須玉小学校屋内運動場長寿命化改修工事）
日程第１１	議案第５３号	工事請負契約の締結について（小淵沢小学校長寿命化改修工事（建築・機械設備））
日程第１２	議案第５４号	工事請負契約の締結について（小淵沢小学校長寿命化改修工事（電気設備））
日程第１３	議案第５５号	北杜市税条例の一部を改正する条例について
日程第１４	発議第３号	地域実情に応じた介護保険制度の運用・改定についての意見書の提出について
日程第１５	閉会中の継続審査の件	

２．出 席 議 員　（１９人）

１番	浅 川 勝 正	２番	大 塚　　愛
３番	輿 石 知 宏	４番	飛矢﨑雅也
５番	中 村 典 子	６番	山 﨑 君 江
７番	髙見澤伸光	８番	輿 水　　崇
９番	中 山 喜 夫	１０番	神 田 正 人
１１番	大 芝 正 和	１２番	秋 山 真 一
１３番	進 藤 正 文	１４番	志 村　　清
１５番	齊 藤 功 文	１６番	加 藤 紀 雄
１７番	清 水　　進	１９番	内 田 俊 彦
２０番	秋 山 俊 和		

３．欠 席 議 員　（１人）

１８番　保坂多枝子

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（２９人）

市長	大柴邦彦	副市長	山内一寿
政策秘書部長	大芝　一	総務部長	三井喜巳
企画部長	功刀智之	市民環境部長	平井ひろ江
福祉保健部長	小尾正人	こども政策部長	小澤哲彦
産業観光部長	加藤郷志	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	清水徳生	教育部長	加藤　寿
上下水道局長	田中　伸	会計管理者	河手　貴
監査委員事務局長	小澤永和	農業委員会事務局長	坂本賢吾
明野総合支所長	皆川賢也	須玉総合支所長	花輪　孝
高根総合支所長	白倉充久	長坂総合支所長	日向　勝
大泉総合支所長	清水厚司	小淵沢総合支所長	渡辺美津穂
白州総合支所長	山田健二	武川総合支所長	小林　晋
政策推進課長	進藤修一	総務課長	津金胤寛
財政課長	城戸潤子	税務課長	岩下一之
ふるさと納税課長	櫻井義文		

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	進藤　聡
議会書記	跡部秀之
議会書記	坂本　誠

開議　午前１０時００分

○議長（大芝正和）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の出席議員数は１９人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、１８番、保坂多枝子議員は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元にある議事日程のとおりであります。

○議長（大芝正和）

日程第１　承認第１号　北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてから日程第７　請願第１号　訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書までの７件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、各委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から承認第１号および議案第４２号から議案第４４号までの４件について、報告を求めます。

総務常任委員長、進藤正文議員。

進藤正文議員。

○総務常任委員長（進藤正文）

朗読をもって報告させていただきます。

令和７年６月２６日

北杜市議会議長　大芝正和様

総務常任委員会委員長　進藤正文

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、６月１０日の本会議において付託された事件を６月１７日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

承認第１号　北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第４２号　北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第４３号　北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第４４号　北杜市税条例の一部を改正する条例について

以上、４件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、承認第１号　北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

冒頭で、執行から議案の中の字句に誤りがあり、その内容と今後の対応について説明がありました。本委員会の審議では、直接審議内容への影響がないものと判断し、本議案を審議することについては、全員異議ないものと決定したうえで審議いたしました。

「条例改正により、規定された原動機付自転車に関して、交付されるナンバープレートの色が変わるのか。また、税額の変更はあるのか。」との質疑に対し、「ナンバープレートの色はこれまでどおり白色で変わらず、また、税額もこれまでと同じ２千円である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第４２号　北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「職員への周知が義務付けられているが、具体的な周知方法は。」との質疑に対し、「育児制度に関するマニュアルの配布や情報提供を行うとともに、庁議やグループウェアなどを通して周知を行う。」との答弁がありました。

また、「今回の条例改正にあたり、男性職員の育児休業取得率などの目標値はあるか。」との質疑に対し、「男性職員の育児休業の取得率の目標値は、８５％となっており、今後も男性職員に育児休業を積極的に取得してもらうため、制度の周知に努めていく。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第４３号　北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「条例改正により規定された第２号部分休業の残時間について、３０分となった場合の取得の考え方は。また、給与減額の取扱いについて、改正前は除外されていた会計年度任用職員も適用になるのか。」との質疑に対し、「３０分の残時間と有給休暇を組み合わせて利用してもらうことを考えていること。また、改正後の給与減額の規定には会計年度任用職員も含まれる。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第４４号　北杜市税条例の一部を改正する条例についてであります。

「特定親族特別控除額について、県外で暮らしている学生は対象となるのか。また、奨学金を受けている場合、収入に計算されるのか。」との質疑に対し、「親族からの仕送り等があり、生計を一にすることが条件となる。また、奨学金は非課税所得となるため、所得には換算されない。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（大芝正和）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑がある場合は、議案番号等を述べてから質疑に入ってください。

質疑はありますか。

（　な　し　）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から、承認第２号、議案第４５号および請願第１号の３件について、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、神田正人議員。

神田正人議員。

○文教厚生常任委員長（神田正人）

朗読をもって報告させていただきます。

令和７年６月２６日

北杜市議会議長　大芝正和様

文教厚生常任委員会委員長　神田正人

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、６月１０日の本会議において付託されました事件を６月１８日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

承認第２号　北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第４５号　北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

請願第１号　訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書

以上、３件であります。

審査結果

議案と請願の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、承認第２号　北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

「市全体の国保税世帯のうち、年間所得が２００万円以下の世帯は何パーセントか。また、５割軽減、２割軽減の見直しであるが、それぞれの対象となる世帯数と軽減される１世帯当たりの金額は。」との質疑に対し、「年間所得が２００万円以下の世帯は、７２．９％で、５割軽減の世帯数は、１，１６０世帯で金額は、３万６，６５０円、２割軽減の世帯数は、９６０世帯で金額は、１万４，６６０円。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論において、「加入世帯主の４割が年金生活者など無職、３割が非正規労働者、年間所得２００万円以下の世帯は、７２．９％であり、加入世帯の多くは低所得者層であるのが本市の国民健康保険の状況である。今回の条例改正は、保険料の基礎的な部分にあたる医療分で１万円、支援金分として２万円を引き上げるもので、高所得者層への負担増で低所得者層への負担軽減になると言うが、賦課限度額の引き上げは、中間所得者層への国保税の引き上げ

に繋がるものである。また、低所得世帯への税額軽減に係る軽減判定基準額の改正を５割、２割と行うが、１世帯あたりでの引き下げ額はわずかである。国保加入者の中でやり繰りするのではなく、一般会計からの繰り入れや財政調整基金の活用で、国保加入者の負担を軽減することは可能であり、現在の物価高騰から市民の暮らしを守る対策が必要であると考え、承認第２号に反対する。」との討論がありました。

一方、「合併以来、国民健康保険の規模は、年々右肩上がりになっている。高齢化に伴い、増加しているわけであるが、いかに持続、安定していくかが本市の命題である。そのような中で、今回の改正では、基本的には高所得者層には応分の負担をいただくことが大きな内容であると考えている。また、市民にも負担をいただくこととなり、大変残念ではあるが、今後、国保会計の運営と福祉保健業務の充実を図ることで、国保の医療分の増加を抑えることが肝要であると考え、承認第２号に賛成する。」との討論がありました。

起立採決の結果、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第４５号　北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

「今回の改正は、事業所が対応できるよう規制を緩和したものであるのか、もしくは規制を強化したものであるのか。」との質疑に対し、「都市部等において、小規模保育事業所が待機児童を出さないために制度設計されたものである。連携協力をする施設と連携協定が結べない状況もあり、緩和措置として改正されたものである。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第１号　訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書であります。

「事業所への調査の際に、訪問介護だけでなく他の介護事業に関して、要望等の聞き取りは行われたのか。」との質疑に対し、「他の介護事業についても合わせて聞き取りを行っており、全般的に厳しい状況であるが、一番には人材難があり、介護人材が不足している。その中でも特に苦境に喘いでいるのが訪問介護事業である。」また、「介護保険には、ほかにも多くの課題があり、請願として出されるものがあれば、議会としても受け止めて上げていく可能性があると考え、今回は報酬１本に絞った。」との答弁がありました。

また、「地域包括ケアシステムの説明があったが、この請願の趣旨や請願項目の中には、そのことは含まれていないが、介護の状況調査の際に、痛感したということか。」との質疑に対し、「最初から分かっていたわけではないが、調べ、聞き取りを行う中で、学びや意見を深めていったものである。」との答弁がありました。

質疑終了後の討論において、「この請願は介護保険全体よりも訪問介護事業の報酬などに関しての改定と受け止めざるを得ない。紹介議員も含め、訪問介護事業所の皆さまの思いを何とか伝えることがわれわれの責務であるが、年々事業費が膨らむ状況がある中で、介護の給付サービス、負担やバランスを保ち、持続可能な介護保険制度にしていかなければならない。本請願の趣旨については、内容全てに反対するわけではないが、介護保険制度が持続可能であること、そして、地域の皆さまが生き生きと安心して暮らしていける北杜市を目指すために、私たちの地域の実情に応じた介護保険制度を求める意見書を用意したところである。このため、介護保険全般について、本市の地域実情を国に求めてまいりたいと考えることから、請願第１号に反

対する。」との討論がありました。

一方、「介護職の方にヒアリングを行ったところ、訪問介護報酬の引下げにより、経営がさらに厳しくなっている現状が伺えた。ガソリン代や車のメンテナンス等も自己負担で行っている事業所もあり、介護福祉士の資格を持つ若者も、待遇面からなかなか採用には至らないとのことである。また、本市の事業所の実態としては、市内事業所だけでは介護ヘルパーが足りず、市外の事業所に頼らざるを得ない状況であり、難病で訪問診療や２４時間の介護を受けながら生活している方が市内にもいるが、介護ヘルパーが足りず、市内では夜勤ができる事業所もないため、市外の事業所から支援を受けている状況がある。このことから、本市における介護サービスの持続には、訪問介護報酬の引下げ撤回が必要であるため、請願第１号に賛成する。」との討論がありました。

また、「昨年４月から、介護サービス全体では報酬を微増とした一方、訪問介護の基本報酬の引下げが行われたが、多くの介護医療団体が反対を表明し、訪問介護の基本報酬の復元と再改定を政府に標榜している。本年５月には、全国知事会が社会経済情勢を適切に反映した診療報酬改定等に関する緊急要望を行っている。基本報酬が引下げとなり、厳しい経営環境に直面し、深刻な状況が続いている事業所に対して、令和９年度に予定されている次期改定を待たずして、臨時改定等の措置を速やかに講じるとともに、事業継続に向けた緊急的な財政支援を行うなどの要望が出されている。以上の理由から、請願第１号に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成・反対が同数にて、委員長の裁決により、不採択すべきものと決定いたしました。

採決後に、内田委員から当請願は不採択すべきものとなったが、介護保険制度創設から２５年を迎え、本市における高齢化の現状から、今後の更なる制度の充実が図られ、市民の皆さまが健康長寿であるために、現在の介護保険制度の運用や改定について、委員会発議で意見書を提出してほしい旨の発議があり、内田委員から提出された意見書案を審査することになりました。

意見書案の説明後の審査において、「先ほど不採択となった請願には、訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める内容があったが、本意見書案には、こうした問題点に触れられていないが。」との質疑に対し、「総括的、総合的に地域の実情を知ってもらうため、本市の広範囲、高低差などの地域特性や高齢化率等も踏まえた中でこの意見書案は作成されており、全てを網羅している意見書案となっている。訪問介護報酬等のことについて省いているものではない。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論において、「意見書案には令和６年度の介護報酬の改定により現在運用が行われているとあるが、現状、この報酬が低く下げられたことにより、倒産する事業所が増えており、次期改定を持たずして早期に措置することが、全国知事会でも要望されている。そのような中身は本意見書案の中には含まれておらず、早期の報酬引上げが必要であると考え、本意見書案の提出に反対する。」との討論がありました。

一方、「本市のような中山間地域では、これからの介護保険制度がとても重要な課題であり、現在、国においても運用や検証が行われている。こうした状況を踏まえ、地域の実情に応じた介護報酬の改定については、大変重要であり、本意見書案を国に対して提出することは時宜に合っており、国に強く呼びかけて働きかけをすることはとても大切であると考え、意見書の提出に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、委員長発議により意見書を提出することに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（大芝正和）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑がある場合は、議案番号等を述べてから質疑に入ってください。

質疑はありますか。

１４番、志村清議員。

○１４番議員（志村清）

請願第１号　訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書についてです。

今、神田委員長から請願の部分、質疑と討論と意見書のくだりが報告されましたが、ちょっと２点ほど確認と聞きたいことがあるんですが、私は紹介議員とそこにずっといました。請願が終わったあとは傍聴していましたが、請願の審査の中で、今朝いただいた、あとで議論になる意見書案についても、今、検証が行われているということで、具体的にはその検証が行われている舞台は、厚生労働省がつくった有識者会議ということが何回か紹介されて、今、検証がそこでされているから、そこに向けて実情を上げていくべきだと。それは介護報酬だけでなくて、介護問題全体という議論があったと私は理解しているんですが、委員長にお聞きしますが、今の報告の中には有識者会議という言葉自体が出ていないんですが、かなり議論のポイントだったと思うんですが、有識者会議が開かれていて、設置されて、そこに様々な実情を上げる必要があるんだという議論がされたということは確認していいんですか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

神田正人委員長。

○文教厚生常任委員長（神田正人）

志村議員の質問にお答えいたします。

現状、厚生労働省が地域の検証と、それに基づいていろいろな意見を集約しながら、国としても、その先の方向について進めているということは理解しております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

１４番、志村清議員。

○１４番議員（志村清）

ありがとうございました。それなら、その有識者会議という言葉も含めて、言ってみれば意見書などを出す、的ですからね。

聞きたいんですが、そこでは質問も出ないで議論がどんどん進んだと思うんですが、有識者会議なるものをもうちょっと知りたいんですが、構成メンバー、肩書、どういう方々でつくられていて、１月９日に設置されたということは、私、調べました。月に１、２回、会合を開くということですが、その有識者会議の責任者、あるいは構成メンバーというのは分かりますか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

神田正人委員長。

○文教厚生常任委員長（神田正人）

志村議員の質問にお答えいたします。

有識者メンバーにつきまして、私のほうでは、国の中での検査というか進行ということで、内容については申し訳ありませんが、理解しておりません。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

１４番、志村清議員。

○１４番議員（志村清）

これは3回目に数えないでほしいんですが、質問に答えられていないということですよね。分からない。

私は何回も紹介議員をやって、請願の紹介議員でいきなり出た質問に具体的に答えられなかった場合は、持ち越しになって継続ということを何回も体験しました。その場では出なかったですが、今この場で私が質問することに、だって的ですよ。北杜市の状況をそこへ持っていこうという動きの中で、どんな人が議論しているのか、私、調べたら、その有識者会議の結論は２０２７年、２年後、３年に1回の介護保険全体の見直し、改定が3年に1回やられますよね。次は2年後です。そこで結論を出すんです。中山間地ということもスポットを当てて、都市部、その他と３つに分けて。そうですよね。

２年後に結論を出すということについて、今朝の山日新聞、本当に象徴的だと思います。長くなってすみませんが、象徴的だと思います。今朝、山日新聞は1面と3面で特集を組んで、去年の介護報酬引下げで日本中が、山梨が困っているという特集を組みましたよね。そういう今日明日の問題が出ているのに、2年後の改定に間に合わせる意見書を出そうということ自体、私はちょっと残念なんですよね。

答えられないまま、だって、その有識者会議、どこの誰が、現場の方は入っているんですか、大学の専門家は入っているんですかということがまったく分からないまま、有識者会議が発足しているから、そこへ要望を出そう、意見書を出そうというのは、私は納得できないんですが。議長、どうですか。普通は持ち越しになりますよ。答えられないんだから。

○議長（大芝正和）

文教厚生常任委員の中で答弁できる方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないですか。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午前１０時２９分

再開　午前１０時２９分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

神田正人委員長。

○文教厚生常任委員長（神田正人）

志村議員の質問に対してですけれども、あくまでも国の審査会の中でのメンバーについての答弁というのは、ここの議論する中での問題とは、全然かけ離れた問題だと私は思っております。あくまで文教厚生常任委員会は、北杜市議会としての委員会での会議を進めたわけで、そ

の中において、その委員がどのメンバーであるか、そういったものについて、この質疑に答えられないからといって、この問題が持ち越すとか、そういうことに対してはおかしいと思っております。

以上です。

○議長（大芝正和）

１４番、志村清議員。

○１４番議員（志村清）

そういう判断であれば従うしかないですが、残念ですが、３回目の質問になりますが、３月議会で議論されて、また６月議会で議論されて、宿題のようなものが出て、６月議会は、紹介議員である私と飛矢﨑議員が現場の声もかなり細かく聞いて持ってきたつもりです。

今度の請願は、全体で最終的には７０、県下全部含めてですが、運動団体、何より介護事業所、社協まで、５つですか、大月市とか、上野原市とか、社会福祉協議会まで、この請願への賛同団体になって、こんなことは、私の長い経験の中でも賛同者が７０団体ということはないんです。今朝の山日新聞の話もしました。

そういう中で、これは委員会の中でもそういう指摘がありましたけれども、介護報酬引下げだけでない、いろんな現場の声がせっかく上がっているのに、これから正式に提案される意見書の中では、そういう意見を排除して、北杜市の実情、高齢化でヘルパーさん困るとか、報酬が少ないから人材が集まらないとか、甲府市と違って１日４、５軒しか回れないとか、いっぱい出てきているのに、何でそれを取り上げなかったのか、議論の中で排除してしまったのか、最後に聞いておきたいと思います。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

神田正人委員長。

○文教厚生常任委員長（神田正人）

志村議員の質問にお答えいたします。

意見書という話が出ておりましたので、意見書に関しても少し触れさせていただきたいと思うんですけれども、３月から継続となった理由については、あくまでも大まかの中で地域の実情を鑑みていないという、そういった意味で継続となりました。

そういった中で、委員会の中では、倒産者件数が、地域に密着した小規模事業所が非常に倒産して少なくなっていると。要するに、地域の実情というのはやっぱり大事ではないか。また、訪問介護の利益率の他の介護サービスが高いことは、効率的に訪問できる高齢者の集合住宅とか、都市部の大手事業者だから利益率が上がる。だけれども、田舎については、例えば甲府市については１０軒以上回れるけれども、北杜市の場合は６軒しか回れない。そういった地域実情に鑑みた、意見書みたいな形で出すほうが妥当だと思い、私は採択という形をとらせていただきました。

訪問介護のみならず、施設介護を含む利用者の皆さまは、中山間地域の北杜市は特に不足しているというのを感じております。それで、少子高齢化のために非常に共通の悩みがあります。

令和６年度の介護報酬の改定の現在、運用がなされ、国としてもアンケートとかそういったいろいろな調査をしている。そういったものを踏まえた中で、やはり私たちは北杜市議会議員です。地方議員としての、国としての考え方も大変重要であると思います。だから、そこの含

まれた考えの中で、地方実情に基づいた意見書というのを出されたと思っております。

ですので、介護従事者のみならず、デイサービスの関係、またケアマネジャーの方々、そういった方たちも非常に大変な状態になっているのが、そのときの委員会で出されました。そういったことを踏まえて、確かに山日新聞には、介護保険に的を射て出ておりますけれども、いろいろな介護に関する人たちの従業員の報酬というのは非常に低いと思います。そういったものを鑑みて、あらゆる方面で地方に合わせた、そういったものを大事だと思うということで、委員会として不採択させていただいたということであります。

以上です。

○議長（大芝正和）

ほかに質疑はありますか。

４番、飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

質問させていただきたいと思います。

本日の委員会報告でも触れられていましたけれども、本請願は、先の第１回定例会においても審査が行われましたけれども、そこにおいて継続審査となりました。その理由というのは、まだ私たち紹介議員側の説明だと、北杜市の地域の実情がまだよく分からないと、そういうことが主な継続審査の理由だったと承知しております。

私もそれを非常に重く受け止めて、その後、北杜市の実際の事業所に聞き取り調査を行わせていただきました。その結果は、本当に私たちが危惧していたこと、つまり本請願を上げる、まさにその理由、それを裏付けるような聞き取り調査の結果だったんです。

そのことは、去る文教厚生常任委員会において、そのヒアリングの報告をさせていただきました。すなわち、私はその課題にしっかり答えきり、そしてその調査の結果というのは、私たちが紹介したこの請願の、国に早急に上げることを裏付ける調査結果だと認識しております。にもかかわらず、不採択になったということは、どうしても私はその理由が解せません。ということで、これについてぜひ、この疑問にお答えをいただきたく思います。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

神田正人委員長。

○文教厚生常任委員長（神田正人）

その委員会の不採択に関しましては、委員全ての意見の中で踏まえた結果だと思っておりますので、その理由についてはそれぞれの意見、考え方があると思いますし、私が委員長として同数の中で不採択、そして理由は先ほど申し上げたとおり、やはり地方の実情に合わせた北杜市としての、私たち地方議員としての役割を果たすべきだと思い、この採択の結論を出したということでありまして、理由については、私自身の考えといたしましては、やはり地方、要するに北杜市の、特に特別な中山間地域というのは非常に厳しい地域であります。また、そういったものを鑑みた上での、私の考えの中で不採択としたということを理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

４番、飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

私は、今、神田委員長が言われましたもう一方の意見書、これ自体は別に否定するつもりはございません。今、それについて言及する場でもないと思いますけれども、私がさっき言ったのは、私たちの調査の結果というのが、本請願の内容と符合しているということを言いたいんです。これはまったく相反するもので、上げることに意味がないということでしたら分かりますけれども、これはまさしく意味があるわけでして、それがある限り、それを不採択、退ける理由はないと思います。さらにそれ以上のものも必要というのであれば、それも出せばいいのであって、それを出すのだからこれは上げる必要はないということではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

８番、輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

今のやりとりを聞いていて、議事の整理をお願いしたいんですけれども、私は今、委員長報告に対する質疑の時間だと思っているんですけれども、これは討論の時間にすでになっているのか、それであればわれわれも討論をするべきなんですけれども、今の現状の議事と質疑の内容を含めて整理をお願いいたします。

以上です。

○議長（大芝正和）

ほかによろしいですか。

１９番、内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

同じく議事進行上の整理の動議ということになりますが、本請願につきましては、すでに委員会の中での採択、不採択が決定した案件でございます。

採択、不採択に対しての理由等について十分に委員会では審議がされた中で、これは付託を委員会にしたわけでございますから、その結果につきまして、当然、委員長には審議の内容についての委員長報告への質疑であって、その中身については、委員会の中での審議がなされていると、こういう進めでいかないと、委員会付託をしたという意味がございませんし、委員会付託の前には総括質疑もあったわけでございますので、当然その総括質疑という機会もあったわけで、これは当北杜市議会の会議規則に基づいて議事の整理をぜひともしていただいて、またそういう理解も議員の皆さんで、ぜひとも共有をしていただきたいと思います。議長に取り計らいをお願いいたします。

○議長（大芝正和）

了解いたしました。

ただいまの飛矢﨑議員の委員長に対する質問は、あくまでも文教厚生常任委員会での結論に対する質問でございますので、質疑については以上で終わりたいと思います。

はい。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

よろしいでしょうか。

私は、文教厚生常任委員ではございません。なので、そこで質疑に加わることは残念ながらできませんでした。しかし、私は地方議会はあくまでも本会議中心主義だと理解しております。だからこそ、文教厚生常任委員でない私も、そのときは質問できなかったことをこの本会議の場で質問できるものと理解しております。いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

１９番、内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

これは議事運営上に非常に重大な発言だと思っております。委員会に付託するということは、その前に総括質疑という質疑ができるわけでございますから、そこで質疑ができます。委員会の中では当然、委員しか質疑ができませんし、討論、採決にも加わることができません。そして、その結果をもって、この本会議で賛否を表明し、またお考えがあるのであれば、それは討論でお考えを申し述べると、こういうことが議事運営でございます。

最終的には本会議が議会の意思を決定するところでございますから、本会議がこの意思を決定すると。これを続けていってしまいますと、委員会としての審議は何であったと、あまりにも委員の皆さまが不真面目にこのことを審議したということは、私は思っておりません。継続審査をしたには継続審査をしたなりに、それぞれの委員が学習をし、それに断腸の思いで賛成するのか、反対するのかも判断した中での結果でございますから、そこについて、質疑ができなかったら、本会議でその結果について質疑ができると、これは会議規則上あり得ない話でございます。これ以上、飛矢﨑議員が、その会議規則に対して不穏当な発言をするのであれば、議長はその不穏当な発言に対しまして、きちっとした対応すべきと私は考えておりますので、議事進行をお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

本案件は、文教厚生常任委員会に付託した事件であります。

ただいま、飛矢﨑議員からの意見につきましては、日程第７の討論で発言をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから承認第１号　北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから承認第１号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり、採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第１号は総務常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第２号　北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、討論を行います。

討論はありませんか。

１７番、清水進議員。

○１７番議員（清水進）

承認第２号　北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、反対の立場から討論をさせていただきます。

市町村が運営する国民健康保険は、加入世帯主の４割が年金生活者など無職、また３割が非正規労働者で低所得者が多く加入する医療保険であります。ところが、平均保険料では４人世帯での場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の２倍となっています。

北杜市内国保世帯の中で、年間所得２００万円以下の世帯が７２．９％、こうした実態であります。

全国知事会や全国市町村会は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になってきていることを国保の構造問題だとし、これを解決するために公費の投入、そして国庫負担を増やし、国保税を引き下げることを国に要望し続けています。

今回の条例改正は、保険料における基礎的な部分に当たる医療分で１万円、後期支援金分として２万円の引き上げ、限度額合計は昨年の１０６万円から１０９万円にするものであります。平成２８年度限度額合計が８９万円、昨年度までのわずか８年間で１７万円増加しています。今回の改定でさらに２０万円となる増額でもあります。

高所得者への負担増で低所得者層への負担軽減を図ると言いますが、賦課限度額の引き上げは中間所得層の国保税の引き上げにつながるものであります。

また、所得１，１２１万円で医療分の限度額に達します。介護分についても１，１５７万円が限度額です。これらの世帯が高所得世帯でないことは明らかであります。

低所得世帯への税源軽減に係る軽減判定基準額を５割と２割で行いますが、前年度と所得が変わらなければ、１世帯当たりの引き下げ額は変わることがありません。

低所得者対策として、保険税減税は、都道府県単位化による国保運営方針においても一般会計からの繰り入れは可能とされています。

加入者の中でやりくりして穴埋めするのではなく、一般会計からの繰り入れや市の多額な財政調整基金の活用で国保加入者の負担を軽減することは、十分可能ではないでしょうか。物価高騰から市民の暮らしを守る対策こそ必要と考えます。

以上、承認第２号　北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについての反対理由といたします。

以上です。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

９番、中山喜夫議員。

○９番議員（中山喜夫）

承認第２号　北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の条例改正は、地方税法施行令の改正を踏まえ、課税限度額の見直しと軽減措置に係る

所得基準の引き上げを行うものであり、制度の適正な運用と市民の負担軽減を両立させる観点から、極めて妥当かつ有効な内容であり、市民の公平な負担と生活支援の両立を目指す重要な措置であります。

まず、課税限度額の引き上げについては、医療費の増加や高齢化の進展によって、国民健康保険制度全体の財政的な健全性が問われている中で、必要な財源を確保するための措置である制度の維持可能性の観点から理解できるものであります。

特に、基礎課税額の上限が「６５万円」から「６６万円」に、後期高齢者支援金等に係る限度額が「２４万円」から「２６万円」に引き上げられることは、段階的かつ緩やかな調整であり、市民の過度な負担とならないよう配慮されております。

中でも私は、特に高齢者支援の観点から、この改正を評価しております。

本市では、６５歳以上の高齢者が全人口の４割を超えており、これは全国平均を大きく上回る水準です。

本市は、高齢者や単身世帯、農業従事者をはじめとした年金や不安定な収入に依存する世帯が多く、身体的・経済的に支援を必要とする生活基盤が脆弱な方々にとって、保険税の負担は日々の暮らしに直接、影響を及ぼしかねない深刻な課題となっております。

今回の条例改正により、軽減判定所得の基準額が引き上げられることで、より多くの高齢者世帯が減額措置の対象となり、実質的な負担軽減が図られます。

とりわけ、５割軽減の基準が３０万５千円に引き上げられることは、年金収入だけで暮らす単身高齢者にとっては、大きな救済措置となります。また、２割軽減の対象も広がることにより、比較的収入のある高齢者夫婦世帯なども、その恩恵を受けやすくなります。

さらに、後期高齢者支援金等課税限度額の引き上げも持続可能な制度設計を念頭に置いた上で、将来的な医療・介護サービスの安定的な提供に資するものであります。

これは、支える側、支えられる側、双方にとって必要な制度改正であり、相互扶助を基本とする国民健康保険制度の本質を体現しております。

北杜市は、自然環境に恵まれた一方で、都市部と比べて収入格差が大きく、医療機関へのアクセスも限定されるなど、地域固有の課題を抱えております。

そのような中で、国保制度がしっかりと機能することは、地域医療と福祉の基盤を守る上でも重要であり、北杜市の未来を見据えたとき、多くのご高齢者が安心して暮らし続けられる地域社会の現実は、まさに地域全体の持続可能性に直結する重要なテーマであります。

最後に、本条例の改正は、制度の公平性と持続性を保ちつつ、生活が厳しい世帯への支援を拡充するものであり、市民福祉の向上に資するものであると判断でき、本市にもたらす今後の効果に、私は期待を寄せております。

以上を踏まえて、承認第２号への私からの賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（大芝正和）

次に、反対者の発言を許します。

ありませんか。

（　な　し　）

ほかに討論はありませんか。

（　な　し　）

これで討論を終結いたします。
これから承認第２号を採決いたします。
この採決は、起立により行います。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。
（　起　立　多　数　）
起立多数です。
したがって、承認第２号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第４２号　北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第４２号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、総務常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第４２号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第４３号　北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第４３号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、総務常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第４３号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第４４号　北杜市税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第４４号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第４５号　北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第４５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第１号　訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書に対する討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

５番、中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

本案に賛成の立場で討論させていただきます。

訪問介護報酬の引下げにより、訪問介護の現場の高齢化がさらに深刻になっています。公益財団法人　介護労働安定センターが発表した令和４年度介護労働実態調査によると、６５歳以上の訪問介護員の割合は２６．３％となっています。

北杜市内の事業所に何件か聞き取りを行ったところ、事業所にもよりますが、全国の状況よりもさらに高齢化が進んでおり、６０歳以上のヘルパーが４０％以上となっており、特に最大手の社協が運営するヘルパーステーションなのはなでは、３２名のヘルパーのうち約３分の２が６０代以上とのことです。

目の前で困っている方を放っておけないという、善意で続けている年配スタッフが事業所を支えており、若者はせっかく資格を持っていても待遇の悪い事業所には、なかなか来てくれないそうです。このままでは５年後、事業が続けられるか分からないとの事業者の声があります。

広い北杜市に点在するご自宅で、訪問介護サービスを受けながら最期まで暮らしたいという高齢者の願いが、このままでは叶えられなくなってしまう可能性もあります。

現在、国で進められている介護保険制度の改定、特に地域の実情に応じた運用改定は必要だとは思いますが、その前に低すぎる訪問介護報酬を含め、介護報酬の引上げをしなければ、介

護事業が破綻してしまいます。

よって、本市における介護サービスの持続には、介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定が早急に必要だと思い、請願の趣旨に賛成いたします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に反対者の発言を許します。

１９番、内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

請願第１号　訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、付託をした文教厚生常任委員会の結論は、不採択でございます。文教厚生常任委員会の結論を尊重するべきと、私は鑑みるところでございます。

その上で、訪問介護事業者、また訪問介護につきましては、本市の特質な６００平方キロ、高低差４００メートルから１，４００メートルに住民が住まわれる、この中で訪問介護事業をされることについては、非常に厳しい状況下にあったのではないかと思います。

介護保険制度がされる前は、保健師さんですとか、医師ですとか、多くの医療関係に関わる皆さま方がこれに果敢に立ち向かい、本市の保健福祉事業を推進してきた現状があるわけでございます。

そういった意味で、この請願趣旨でありますとか、内容については理解ができるものでございますが、一方、介護保険は持続可能でなければならない、給付やサービス、そして介護保険料等、全てを網羅して、それを制度として改定をするということは、現状、今の流れの中で、すぐやってはほしいものの、なかなかそれは国の審議の実情を見てみますと、非常に厳しい状況があるのかもしれません。それでもやはり早くやってもらいたいと、そういう思いかと思っております。

しかし、われわれ北杜市議会の議員は、基本的の、この請願の願意が妥当であるか、そしてこの請願を意見書として提出することが、現実、提出したらそれが可能になるか、そういったことまできちっと責任を持つべきであると思います。その責任を持つ上では、なかなかこれを、改定に踏み切ることは難しいと私は判断しているところでございます。

しかしながら、今、国においては、審議会において各事業所に対しましてアンケートや意見を取りまとめておるところでございます。その最中、間違いなく私たちの地域の実情も各事業者が国に訴えていると、私は確信するところでございますし、国は、地域事情につきまして、実情に合わせて今後改定をしていく方針だけは、確立を今しようとしている最中でございます。そこを後押ししていくことが、われわれの使命であると私は鑑みることでございます。

絵に描いた餅は食えないんです。いくら絵に描いて、素晴らしいといくら言ったって、何を言ったって、言ったことではないんです。われわれが評価されるのは、何を実現したかであります。実現がなかなか難しいときに、地方の思いをどう伝えるかということがわれわれの使命だと思っております。

介護保険制度は持続していかなければなりません。ケアラーを増やしていくわけにはいかないんです。そういう持続可能なことも国は考えなければならない現状がある中で、われわれ地方議員が訴えるべきは何かということかと思っております。

そういった意味では、非常にこの事業者の皆さんには申し訳ないと思います。これをずばり

言いたい気持ちもあると思います。しかし、受けたからには責任を持って、これを変えるというのがわれわれの使命である以上、私たちはどのようにやれば、この思いを国に伝えられるかということでございます。伝えて実現ができないことは、どうしてもなかなか私といたしましては賛同もできない。それゆえに地域実情に応じた介護保険制度の運用改定についての意見書を提出したという経緯でございます。

それはそれで、日程第１４の中で議論となるわけでございますが、前置きでございますが、その中には弾力的な運用というものも含んでおります。つまり、改定は無理だけども弾力的な運用について、暫定的に何かできないかというのはその中に盛り込んでおります。ぜひとも絵に描いた餅にならないように、われわれは思慮深く、住民の皆さまとキャッチボールをしながら進んでいくべきかと思います。絵にだけ描いて、絵が達成できなければ、目標が達成できなければ、やはり住民の皆さまを悲しませてしまうのではないかと思います。

以上の理由で、断腸の思いでございますが、本請願につきましては、反対とさせていただきます。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

１４番、志村清議員。

○１４番議員（志村清）

請願第１号　訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書について、賛成の立場、不採択とするとした文教厚生常任委員長報告に対し、反対の討論を行います。

まず、介護報酬引下げから１年、全国で介護保険事業所７８４件が倒産・休廃業となり、その７割は訪問介護事業所です。

北杜市内でも利用者を増やさないと採算がとれない、甲府市などと違って訪問件数には限界があるなどの現場の声からも影響をもろに受けている実態が明らかになっています。

今朝の山日新聞のことは、先ほど紹介しました。

中山間地域の北杜市議会として、請願の趣旨を真正面に受け止め、採択すべきだと考えます。

まず、１８日の文教厚生常任委員会で、採決で３対３となり、神田委員長の決裁によって４対３で否決、不採択となったことを知った請願された団体や、中でも介護現場で働く当事者、ヘルパーさんたちの私に寄せられた反応を紹介しますが、第一声は「信じられない」というものです。どなたも「否決されたことが信じられない。あんなに実情を説明し、現場の苦労や今後の北杜市の介護保険が危機に瀕しているということまで伝えてもらったのに」とか、中には「北杜市議会と議員の皆さんが私たちの声を国に届けてくれないなら、誰を頼ればいいんでしょうか」という方もいました。県内で７つだと思いますが、議会で採択されているところと比べて、「ほかは１回の議会で結論を出し、ほとんどが全会一致、全議員の皆さんが賛成してくれているのに」という声もありました。

以上、紹介議員として結果を受け止めた現時点の現場の受け止めを紹介させてもらいました。

経過は先ほど触れましたので省きますが、１回目の審議のあとの宿題に答えたのに、別の議論が委員会で出され、つまり介護保険制度が抱える課題は訪問介護だけではないという意見とか、厚労省の有識者会議で中山間の課題も含めて様々な議論、検討が行われているなどの意見が出されて、これは私からの印象ですが、介護報酬引下げ撤回を求めるだけでは足りないみた

いな議論になり、別の意見書を提出するというような結果になっているわけです。

繰り返しますが、宿題には答えて、現場で頑張る皆さんの声を、実態を文教厚生常任委員会の委員の皆さんには届けることができたと、私は確信しています。

実際、採択への反対討論では、請願の趣旨に全て反対ではなく、断腸の思いで反対するというような発言もありました。それだけに、採択せずの結果は非常に残念です。

最後に、内容はまた繰り返しませんが、訪問介護報酬引下げの中、頑張る事業所、そこで働く皆さんに思いを馳せて、５年後には北杜の介護はなくなるかもという不安、問題提起を真正面に受け止めたいと思います。

先ほど、賛成討論の中で請願、意見書を出しても実現の可能性があるのかということを考えるべきだという意見がありましたが、それでは今後、審議される意見書にある、１点だけ求めていますよね。介護従事者の不足、これは意見書を出しても可能性があるんでしょうか。そもそも請願というのは市民の権利であり、それを真正面に受け止めるのが議会の責任です。

全国から、また北杜市から意見を上げるということ、実現の可能性は行った先でなければ分かりません。数多く上げれば実現するわけですから、請願の意味に立ち戻って、私は確信をしているところであります。

繰り返し議会として請願を採択すべきだと、ここにいる議員の皆さんに再度訴えて、不採択とした委員長報告への反対討論とします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に反対者の発言を許します。

８番、輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

請願第１号に反対の立場での討論となります。

まずもって、介護報酬の引き下げが行われて以降、地方部の事業者の皆さまにとっては、大変死活問題に直面し、事業継続を揺るがす事態となっていることは重々承知をしております。

この改定、様々な場面、また請願の中でも紹介がありました２０２２年度の訪問介護事業、この収益性というところが全サービスの中の平均を５％以上、上回っていたことが背景で、全国一律という形で引き下げになっていると承知をしております。

また、その要因としても、請願でご紹介があるとおり、都市部などの非常に効率的に訪問ができる環境がある事業所、こういったところが主な起因となって、この改定になったということも確認をしております。

事業所数なども勘案すると、都市部ではおそらくこの数字以上、非常に良い収益率を確保しております。一方、地方ではこんな数字以上に本当に収益率が悪く、もしかするとマイナスなのではないかというところも多く、事業所として抱えているということは、私も承知をしております。

国の全体として捉える見方をとると、この引き下げというものは納得をするというところも、一方、地方部の現状というものはやはり勘案されていないなと非常に思います。

よって、私もこの請願の趣旨には、深く賛同するところでもあります。

ただ、議論の中で出ておりましたが、本当に都市部のこの訪問介護事業、主に行っているところの企業、社副の収益率というところを本当に見たことがあるんでしょうか。公開されている中の数字を見ると、ものすごい利益率になっているところが多数あります。

委員会の議論の中でも同様の地方、そして都市部というところ、これは一つのテーマになっていたと私も聞いております。残念ながら委員ではなかったので、総合的にこの請願、そして請願の議論の中で、一時、繰り越しになりまして、今定例会にて審査がされました。その中では、新たな発議という内容も委員会の中であって、今回の当日、日程第１４に発議が含まれております。

先ほどの討論の中でもありましたけれども、私はこの請願を通じて委員会の中で様々な議論があって発議に至った経緯、これは非常に重要なことだと思っております。

請願に対して０か１００か、良いか悪いかだけではなくて、様々な議論のもと新たなアイデアが生まれて、それが委員会ではしっかりと採択をされている。これは議会の、非常に地方議会において大切な議論の場であって、大切な結論が委員会にて出されたと感じております。

その結論を見た上で、やはりこの請願の願意、非常に大事なものですけれども、あくまで手法としては意見書を出していくというところがどちらもあります。この意見書について、似て非なる部分が多々あります。そういったところで、私としては両方に賛同をして、ダブルスタンダードのような形というものをここの場で示すことは、私にとってはやはりよくないと思いまして、本請願に関しましては反対の立場ということで討論をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

１７番、清水進議員。

○１７番議員（清水進）

請願第１号　訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書に賛成の立場から討論を行います。

自公政権は、訪問看護の基本報酬を昨年、２０２４年４月から２から３％引下げを行っております。介護サービス全体では報酬１．５９％の微増とした一方で、訪問看護を狙い撃ちし、引下げております。訪問看護事業所を運営する事業者にとって、まさかの引下げでありました。経営が苦しいのが実態だからであります。

訪問看護は、利用者宅１軒１軒を回るため、自動車のガソリン代高騰も直撃しています。

２０２４年１月に報酬引下げ方針が公表されたとき、介護事業者の経営環境はすでに最悪の状態でありました。２０２３年倒産した介護事業所は、過去２番目に多い１２０社であります。引下げられた２０２４年１０月時点、昨年の１０月は７２件、そして年末の合計では８６件であります。これは東京商工リサーチの調べであります。

２０２１年３月末で、訪問事業所が休止した人口約２千人の山形県大蔵村の担当者は、訪問介護を受けられないということが現実に起きている。訪問介護サービスが入れば、まだ在宅で暮らせるはずの人が暮らせなくなっている。村として在宅医療の充実に力を入れてきたが、それとセットで訪問介護がないと、高齢者が自宅で暮らせなくなっている。最終的には施設に入らざるを得ない。また、訪問介護事業所がなくなれば、高齢者が自宅で暮らし続けられない。このように述べています。

また、山梨県内でも事業所ゼロが道志村、忍野村、山中湖村、そして１つが早川町、鳴沢村、小菅村、丹波山村の自治体であります。昨年６月末時点で、全国で事業所ゼロが９７、１つが２７７です。それが年末には、ゼロが１０７、１つが２７２と合計で５自治体増えております。

昨年、訪問介護基本報酬削減には多くの介護・医療団体が反対を表明し、これらの団体は次期報酬改定を待つことなく、訪問介護の基本報酬の復元、再改定を行うことを政府に要望しています。

国会でも昨年６月５日、衆議院厚生労働委員会で、介護・障害者福祉事業所の処遇改善のため、２０２４年度の報酬改定の影響について現場の意見を聴取し、速やかな検証と必要な措置を行うことを政府に求める決議が全会一致で可決されています。

また、今年５月１５日、全国知事会が政府に緊急要望を提出しています。その内容は、介護・障害福祉サービス等報酬の見直しおよび財政支援の項目で、令和６年度末に基本報酬が引下げとなった訪問型の介護事業者や業務効率化等における経営改善の余地が少ない小規模な事業所が特に厳しい経営環境に直面しており、休廃業件数が過去最多を記録するなど、極めて深刻な状況が生じている。ついては、令和９年度に予定されている次の次期改定を待たずして、臨時改定等の措置を速やかに講じるとともに、事業継続に向けた緊急的な財政支援を行うこと。加えて、物価や賃金の上昇に応じて適時適切に介護・障害福祉サービス等報酬をスライドさせる仕組みを導入すること、こうした内容となっております。

以上、述べました理由により、請願第１号に賛成討論といたします。

以上であります。

○議長（大芝正和）

ほかに賛成、反対を含めて討論はありますか。

分かりました。

では、ここで暫時休憩といたします。

再開を１１時３５分といたします。

休憩　午前１１時１９分

再開　午前１１時３４分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

次に、原案に反対者の発言を許します。

９番、中山喜夫議員。

○９番議員（中山喜夫）

請願第１号　訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書に対し、反対の立場から討論をさせていただきます。

まずはじめに、訪問介護は、地域において高齢者の生活を支える重要なインフラであり、その従事者の皆さまが日々尽力されていることに対して深い敬意を表します。

しかしながら、本請願の趣旨および提出を求める意見書の内容には、いくつかの点で拙速な議論や誤解が含まれており、現時点で市議会として国に対し、このような意見書を提出することは、必ずしも市民全体の利益に資するとは言いがたいと考える次第であります。

第１に、報酬引下げの理由についてでありますが、厚生労働省は、今回の訪問介護報酬の一部引下げにあたって、限られた介護保険財源の中での適正な資源配分を根拠としております。特に、他のサービス種別と比較して訪問介護の利益率が高い傾向があること、また、事業所ごとの財務状況に大きな、ばらつきがあることが指摘されております。

請願では、一部の大手都市部の事業者が平均値を押し上げていると述べておりますが、財務データは全国数千事業所を対象とした統計であり、単なる例外ではないというのが実態です。

報酬の見直しは、そうした統計的な客観データをもとに総合的に判断されたものであり、一方的に実態と乖離していると断ずるのは適切ではありません。

第２に、報酬引下げによる介護崩壊への懸念についてであります。

確かに小規模事業者の廃業が相次いでいることは事実ですが、倒産件数の増加は、単に報酬引下げだけでなく、人材確保の困難さ、後継者不在、経営能力の差、地域ニーズとの不一致など複合的な要因が関係しております。

現に一部の地方自治体では、地域の実情に合わせた地域密着型サービスの再編・統合によって、持続可能な介護体制の構築に成功している事例もあります。

したがって、国の制度改定を一律に非難するよりも、まずは地域での事業者支援や介護人材の確保策を議論することが、市議会として果たすべき本来の役割ではないでしょうか。

第３に、処遇改善加算の活用についてであります。

請願では、処遇改善加算は取得が困難であり、経営には役立たないとの指摘がありますが、これも正確な評価とは言えません。加算の取得率は年々向上しており、厚生労働省の調査では約９割以上の事業所がいずれかの加算を取得しています。

また、加算の導入は単なる給与補填にとどまらず、職場環境の改善やキャリアパス制度の整備など、長期的な人材定着につながる施策として機能しております。

煩雑さは確かに存在しますが、それを理由に制度全体を否定するのは、議会としての政策的な視座を欠くものであります。

私たち地方議会は、国の制度に対し安易に反対の声を上げるのではなく、地域の実情を踏まえた建設的な提言を行う責任があります。

本請願にあるような報酬の一律引上げを求める意見書は、国の制度設計や介護保険財政の全体像を考慮しておらず、結果として、ほかのサービスや世代へのしわ寄せを生む、その可能性もあります。

今求められているのは、客観的かつ冷静に、そして深く、具体的な事実の分析と地域での創意工夫をもって、この難局を今後乗り越えていく姿勢であります。

以上、述べてきた各理由から本請願には賛同しかねるため、請願第１号　訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書に反対の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

４番、飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

本請願に賛成の立場から討論させていただきます。

利用者のために最善を尽くし、仕事に誇りを持ちながら良い介護を目指してきた介護職の人たちが戸惑い、憤っています。

２０２４年４月に介護報酬の改定が行われ、全体で１．５９％アップとしながら、深刻な人材不足で事業継続が困難と言われていた訪問介護事業はマイナス２．０％、定期巡回・随時対

応型訪問看護はマイナス４．４％の基本報酬の引下げが行われました。

２０２４年の老人福祉介護事業所の倒産、休廃業、解散の合計は７８４件と、いずれも過去最高となりました。とりわけ基本報酬が引き下げられた訪問介護事業所は、２０２４年の倒産件数が８１件、休廃業と合わせると５２９件と過去最多となっています。

介護保険法では、要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅において、能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように配慮された保険給付が求められています。

この理念を実現する地域包括ケアシステムにおいて、重要な役割を果たす訪問介護事業者の倒産増加は、介護保険制度の根幹を揺るがすものと考えられます。

介護現場の人手不足は深刻さを増しており、募集しても応募が一切ない事態が各地で常態化しています。令和５年度のヘルパーの有効求人倍率は、施設介護員３．２４倍に比べて１４．１４倍と４倍以上の倍率となっており、ケアマネジャーの不足も深刻です。

こうした事態を招いた原因は、介護事業所、介護施設に支払われる介護報酬が低く抑え続けられてきたことにあります。介護職員の給与は、全産業平均と月額８．３万円もの格差があり、両者の差は大幅に拡大しており、他産業の賃上げにまったく追いついておりません。

私は、このような事態を受け、市内の訪問介護事業所がどのような状況に置かれているのかを知るために、２０２５年４月から５月にかけて、市内複数の訪問介護事業所や北杜市地域包括支援センターを訪問して実態を伺いました。

その内容をご紹介しておきますと、都市部で上がった業績により報酬が決められ、地方の実情を考えていない。甲府市では１０軒回れるが、北杜市では６、７軒と１日の労働時間で回る件数が少なく、移動距離が長く効率が悪い。増富とか、山間部に訪問介護に入ることが敬遠される。移動距離が長く、時間やコストがかかる山間部の利用者の方をどのようにして支えていったらよいか悩んでいる。報酬引下げで利用者を多く取らないと採算がとれない状況だが、職員は６０歳代が多く、１日約９０キロメートルの移動をしないといけない地域で、採算をとれるほど収益を上げるのは難しい。燃料が高騰する中、移動時間は介護報酬に入っていないが、移動時間の半分に給料を払っている。在宅で最期を迎えたい人を支えたくても、収入が少なくなれば給料を上げることもできず、人材不足になっている。このままでは訪問事業が潰れてしまう等々、切実な声が寄せられました。

国が言う利益率の高い事業所は、都市部や同一建物内で短時間に訪問できるサービス付き高齢者住宅などに併設された事業所で、規模が小さいほど利益率が低く、中山間地で高齢者の自宅を１軒１軒回るような事業所では、ガソリン代の高騰も大きく響きます。しかも、移動時間には報酬が付かないため、回れば回るほどマイナスがかさみます。

先ほど、こういった都市部の事業者をさらに利益を上げさせてしまうのではないかという懸念も発せられましたけれども、これについては、２０１２年に集合住宅減算が導入され、介護保険制度の効率的な運用と公平性の確保を目的として、訪問系サービスにおいて同一の建物に居住する複数の利用者にサービスを提供する場合に介護報酬の減算制度が適用されており、また、今後この減算制度は強化されていく方向にあります。

訪問介護は、特に人材不足とヘルパーの高齢化が深刻です。ヒアリングでは、４年以上、新採用がなく募集しているが応募がない。ヘルパーの高齢化が進んでいる。５０歳以上が多い。７０歳代もいる。介護報酬が下がったので、訪問に入る回数を増やしたり、支援の内容を再検討して収入を上げる努力をしている。人数がいれば訪問を増やせるが、人数がいないと無理。

募集しているが若いヘルパーは集まらない。ヘルパーは高齢で６０歳以上が３分の２。募集しても応募者がいない。５年後の事業継続が心配。要支援のケアプランを立てても行ってもらえない。空きが出たらという条件付きになっている。韮崎市の事業所からもカバーしてもらっている等の経営難に加えて、人材難の実態が訴えられております。

北杜市の第７次ほくとゆうゆうふれあい計画のアンケート調査によっても、訪問介護職員の不足の割合は７割となっており、多くの事業所にとって職員不足が深刻になっている状況が伺えます。

同計画のアンケート調査では、人材不足の理由は、５割以上の事業所が採用が困難と答えています。また、採用が困難な理由として、他産業に比べて労働条件が良くないを挙げる事業所が４割以上となっております。

ヒアリングを通じて、介護の現場の疲弊が見てとられました。慢性的な人手不足で介護労働者一人ひとりの負担が重く、それがさらに介護労働者の離職率を高めるという悪循環に陥っているようでした。

人材確保が課題、給料を上げることが必要というお声もありましたが、介護サービスは公定価格のため、人件費の引き上げ力には限界があります。このままでは、ケアを受けられない介護難民が大量に生まれかねません。

したがって、第７次ほくとゆうゆうふれあい計画のアンケート調査でも、行政に望む人材確保についての支援は、介護報酬の引上げ、処遇改善支援が最も多く、７割の事業所が挙げています。

若い人が集まらない一番の理由は、給料の安さです。ヘルパーの待遇を役場並みにしたら、ヘルパー数は急増し、２４時間対応のヘルパー派遣が可能になったという有名な秋田県旧鷹巣町の事例があり、少なくとも労働者としてまともに待遇されるのであれば、介護の担い手は増え、担い手も介護の受け手も満足できる質の高い介護サービスを提供できるということを、この事例は伝えています。きちんとした給料が支払われれば、なり手はいるのです。

国は、訪問介護の報酬を引き下げても、処遇改善加算でカバーできるとしております。しかし、ヒアリングでは、介護報酬が下がって６事業所とも収益が減った。加算を取るにはハードルが高い。事務が極めて煩雑。人手不足の中で事務を担う人もいない。上位加算を取得するための条件を整えるためにお金がかかるので困難等の訴えがされていました。

そもそも総報酬は基本報酬などのベースに処遇改善加算率を掛けて決まり、ベースが下がれば加算率が上がっても減収になる仕組みであり、根本的な改善とはなりません。要するに、基本報酬というのはサラリーマンの基本給のようなもので、介護加算をボーナスと捉えれば、基本給に応じてそれは変化しますので、その基本給の部分、すなわち基本報酬の部分が下げられると、今訴えられたような事態が起こるわけです。

訪問介護は、地域で暮らす多くの人が、住み慣れた地域で高齢になっても安心して暮らし続けるためになくてはならない事業です。

在宅介護の命綱である地域に根差した単独型の訪問介護が減っていけば、ひとり暮らしや老老世帯はたちまち介護難民になります。ヘルパーが来ないのであれば、家族が介護を担うことになります。子どもが勤労世帯であれば介護離職、子育て世代であれば介護と子育ての時期が同時に来るダブルケアに陥るリスクも高まります。在宅医療も訪問介護があって、はじめて継続できます。

山梨県の長崎幸太郎知事は「介護離職ゼロ」を掲げております。しかし、今のままの状況では、この達成にも赤信号が灯ると思われます。

第７次・・・。

○議長（大芝正和）

簡潔にお願いします。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

第７次ほくとゆうゆう計画によれば、本市の高齢者人口は令和１２年から令和１７年ごろにかけてピークを迎え、その後は減少していきますが、総人口および生産年齢人口の減少により高齢化率は上昇が続き、令和２２年には５０％を超えると推計されています。

また、ひとり暮らし・老老世帯が増える中で、衣食住を支える訪問介護がなければ在宅生活を送ることはできません。訪問介護は、老いても住み慣れた自宅で暮らし続けるための在宅介護の要です。

本市は、大合併で山梨県一広い自治体になりました。その面積の多くは中山間地です。周辺部の利用者宅まで片道３０分、４０分かかる場合もあります。こうした長距離の移動や除雪の時間は、訪問介護の基本報酬に実態として含まれていません。

聞き取りをした地域包括支援センターの方は、自分が介護される側になったとき、介護人材はいないと思っていると危機感を表明されていました。また、別の事業者の方も国に望むものは介護報酬を引上げて、若い人に魅力ある職業にしてほしいと訴えられていました。

厚生労働省は、次期制度改定に向けて、２０４０年に向けたサービス提供体制等の在り方を検討し、今年４月１０日付けで中間とりまとめがされました。検討内容は、高齢者人口のピークを過ぎている中山間地や今後急増する大都市部など地域差があるとし、将来のサービス需要に応じて類型化し、中山間地等では過不足ないサービス基盤として、業者間の連携、共同化、大規模化として整理統合を目指し、大都市部ではサービス需要急増に対応するため、ＩＣＴやテクノロジーの活用等で対応するというものです。

政府として、介護基盤整備と介護従事者確保目標を放棄した上に、地域類型ごとに整理統合縮小型やＩＣＴテクノロジー対応型でのサービスモデル構築を目指させるというのです。人からロボットへとでも言うべき政策で、対人援助サービスである介護現場の実態と専門性、人間性を無視した政策方向であると言わなければなりません。これでは、小規模事業所は淘汰されてしまいますし、地方は置き去りにされてしまいます。

現実に起こっている介護の人手不足への緊急対応に背を向けながら、２０４０年の将来需要を口実に中山間人口減少地域を切り捨て、大都市部には生産性向上で対応しようという政策は、介護崩壊を促進しかねません。

本日の山梨日日新聞では、一面で「訪問介護ゼロ１０７町村　空白自治体拡大の恐れ　訪問介護報酬引下げ追い打ち」と報じました。深刻な人手不足や長引く物価高に苦しむ中、基本報酬引下げが追い打ちとなり、現場から見捨てられたと憤りの声が上がると伝えています。

目の前の利用者さんを見捨てられないとの思いで、辞めるに辞められないでいるヘルパーの支えによって何とかしているというのが訪問介護の現場です。訪問介護事業所の悲痛な叫び、一人ひとりの暮らしに寄り添い、命を支えてきた訪問介護事業者の皆さんの願い、そして要介護になっても住み慣れたわが家で人生を生き抜きたいと願う利用者さんの声に応えるためにも、訪問介護の基本報酬引下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこ

と、その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じることを要望します。

引下げ撤回、再改定などを求める地方議会意見書は、１１県議会を含む２１３議会から政府に提出されました。長野県では９割近い市町村が意見書を採択し、東京都品川区、世田谷区、新潟県村上市などでは、報酬引下げ分を補填する事業所支援金を補正予算化しました。

県内では、昨年１２月に甲府市議会において採択、今年３月に山梨市議会において全会一致で採択されました。

６月議会では、７市町議会に請願を提出し、現時点で市川三郷町、南アルプス市、上野原市、身延町の本会議において全会一致で採択、甲州市の委員会で採択されています。

また、北杜市内の６つの訪問介護事業所のうち、返事待ちの１つを除く５つの事業所が本請願に賛同されています。

北杜市議会におかれましても、ぜひ本請願を採択していただけますよう、よろしくお願いいたします。

これにて、私の賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（大芝正和）

以上で、討論を終結いたします。

これから請願第１号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

原案についての採決といたします。

請願第１号を採択することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　少　数　）

起立少数です。

したがって、請願第１号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり、不採択とすることに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開を１時３０分といたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時３０分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

日程第８　議案第４６号　令和７年度北杜市一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

切刀企画部長。

○企画部長（切刀智之）

議案第４６号　令和７年度北杜市一般会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

補正予算書１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ５億７，１７２万円を追加し、歳入歳出予算の総額を３４４億８，９４３万６千円とするものであります。

６ページをお開きください。

第２表　繰越明許費であります。

８款２項道路橋梁費、道路メンテナンス事業１億５千万円につきましては、比志北橋、西原尻橋の橋梁長寿命化更新工事において、管理者との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第３表　地方債補正であります。

変更といたしまして、合併特例事業債を１億５，７８０万円増額し限度額を１０億８，８２０万円に、過疎対策事業債を４，０９０万円減額し限度額を８億２，８００万円に、緊急防災・減災事業債を８，５７０万円増額し限度額を２億５，１１０万円に、緊急自然災害防止対策事業債を３，３９０万円増額し限度額を２億３，２７０万円にそれぞれ変更し、補正後の限度額の計を３４億４，３５０万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、２ページ、３ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

１１款１項地方交付税３，７１３万９千円の増額につきましては、一般財源として普通交付税を計上するものであります。

１５款２項国庫補助金２億４，８９３万９千円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、生活保護適正実施推進事業補助金の増額、公立学校施設整備費補助金の減額を合算したものであります。

１６款２項県補助金１，６９４万１千円の増額につきましては、移住支援金交付事業費補助金や猫不妊・去勢手術助成事業補助金などの増額であります。

１８款１項寄附金６千万円の増額は、企業版ふるさと納税寄附金であります。

１９款２項基金繰入金２，２６０万１千円の増額は、物価高騰対策のため緊急事業として実施する、こども応援サポート給付金給付事業に充当する財政調整基金繰入金および小学校施設等整備事業、スパティオ小淵沢温泉揚湯設備等工事に充当する公共施設整備基金繰入金の増額、企業版ふるさと納税の寄附金に伴うふるさと応援基金繰入金の減額を合算したものであります。

２１款５項雑入５，０４０万円の減額は、中日本高速道路株式会社からの中央道救急支弁金や一般財団法人地域活性化センターの助成金の増額、ワクチン生産体制等緊急整備基金管理団体からの助成金の減額を合算したものであります。

２２款１項市債２億３，６５０万円の増額は、小淵沢小学校長寿命化改修事業、スパティオ小淵沢温泉揚湯設備等工事に充当する合併特例事業債の増額、須玉小学校屋内運動場長寿命化改修事業から過疎対策事業債を減額し緊急防災・減災事業債を増額、市単道路新設改良事業、河川改修事業に充当する緊急自然災害防止対策事業債の増額を合算したものであります。

４ページ、５ページをお開きください。

次に、歳出であります。

２款１項総務管理費３，５８５万９千円の増額は、物価高騰対策として実施する行政区物価高騰対策給付金や移住支援金交付事業費補助金、地方就職学生支援事業費補助金、移住・定住・交流推進支援事業費であります。

３款１項社会福祉費３億２，５００万円の増額は、給付金・定額減税一体支援事業として、令和６年度に実施した調整給付金給付事業で算定した金額に不足額が生じる方を対象に、不足分の給付金の支給を行うための事業費であります。

同款２項児童福祉費３，９８２万９千円の増額は、物価高騰対策として実施する子ども応援サポート給付金給付事業として、子育て世帯に対し緊急的に給付金を支給するもので、給付額は子ども１人につき１万円であります。

同款３項生活保護費２２８万８千円の増額は、生活困窮者自立支援法などの一部を改正する法律により、現行のシステムを改修するものであります。

４款１項保健衛生費２７０万４千円の減額は、地域医療開業支援事業補助金や飼い主のいない猫等の不妊・去勢手術費に係る補助金の増額、新型コロナウイルスワクチン接種の負担額変更に伴う減額を合算したものであり、なお、新型コロナウイルスワクチン接種については、物価高騰対策として、接種者の負担軽減措置を併せて行うものであります。

６款１項農業費２，４００万１千円の増額は、より豊かな農業の促進を図るため、企業版ふるさと納税を活用し、産学官連携による北杜市農業強化プロジェクト事業や物価高騰対策として実施する畜産飼料価格高騰対策事業補助金であります。

７款１項商工費７，２７３万１千円の増額は、スパティオ小淵沢温泉揚湯設備等工事や企業対策として実施する産業立地事業費補助金であります。

８款２項道路橋梁費１，１００万円の増額は、市道明野上手１６号線の災害防止対策を行うものであります。

同款３項河川費２，２００万円の増額は、白州町大坊地内普通河川の災害防止対策を行うものであります。

９款１項消防費２６３万４千円の増額は、峡北広域行政事務組合へ支出する中央道救急支弁金であります。

１０款１項教育総務費１０８万円の増額は、社会的な自立に向けた学校外での多様な学びの場として利用するフリースクールにかかる費用について、経済的理由により支援が必要な家庭へ支援を行うものであります。

１３款２項基金費３，８００万２千円の増額は、企業版ふるさと納税寄附金が６千万円納入されたことに伴い、後年度以降に実施する事業に活用するため、基金へ積み立てるものであります。

以上でございます。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第４６号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、議案第４６号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第４６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）
日程第９　議案第４７号　令和７年度北杜市下水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。
内容説明を求めます。
田中上下水道局長。
○上下水道局長（田中伸）
議案第４７号　令和７年度北杜市下水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。
補正予算書１ページをお願いします。
今回の補正は、国庫補助の内示に伴い、財源更正を行うものであります。
はじめに、第２条、資本的収入ですが、第１款第１項企業債１，７６０万円の増額は、国の社会資本整備総合交付金の内示に伴う増額補正であり、同款第４項国県等補助金１，７６０万円の減額は、同じく国の社会資本整備総合交付金の内示に伴う減額補正であります。
次に、第３条、予算、第５条に定めた企業債の限度額については、下水道事業特定環境保全公共下水道事業において１，７６０万円増額し、限度額を７億７，６５０万円とするものであります。
説明は、以上でございます。
よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。
○議長（大芝正和）
説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第４７号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第４７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第１０　議案第５２号　工事請負契約の締結について（須玉小学校屋内運動場長寿命化改修工事）から日程第１３　議案第５５号　北杜市税条例の一部を改正する条例についてまでの４件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

追加提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案第５２号　工事請負契約の締結について（須玉小学校屋内運動場長寿命化改修工事）、議案第５３号　工事請負契約の締結について（小淵沢小学校長寿命化改修工事（建築・機械設備））および議案第５４号　工事請負契約の締結について（小淵沢小学校長寿命化改修工事（電気設備））につきましては、地方自治法第９６条第１項第５号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第５５号　北杜市税条例の一部を改正する条例については、条例として統一した字句を用いるため、北杜市税条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願いを申し上げます。

○議長（大芝正和）

内容説明を求めます。

切刀企画部長。

○企画部長（切刀智之）

まず、議案第５２号　工事請負契約の締結について（須玉小学校屋内運動場長寿命化改修工事）について、ご説明いたします。

地方自治法第９６条第１項第５号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、須玉小学校屋内運動場長寿命化改修工事。

契約の方法は、一般競争入札。

契約金額は、６億２，７００万円であります。

契約の相手方は、山梨県北杜市須玉町藤田３６３番地１、フカサワ・輿水建設須玉小学校屋内運動場長寿命化改修工事共同企業体であります。

２つの企業で構成された共同企業体であり、構成員の代表は山梨県北杜市須玉町藤田３６３番地１、株式会社フカサワ、代表取締役　深沢秀樹。

もう１社の構成員は、山梨県北杜市須玉町大蔵７１３番地１、株式会社輿水建設、代表取締役　輿水徹。

議案第５２号の説明は、以上であります。

次に、議案第５３号　工事請負契約の締結について（小淵沢小学校長寿命化改修工事（建築・機械設備））について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、以下、提案理由につきましては、議案第５２号と同様でありますので省略させていただきます。

契約の目的は、小淵沢小学校長寿命化改修工事（建築・機械設備）。

契約の方法は、一般競争入札。

契約金額は、１０億３，６２０万円であります。

契約の相手方は、山梨県韮崎市円野町上円井３１３９番地、内藤ハウス・峡北建設小淵沢小学校長寿命化改修工事（建築・機械設備）共同企業体であります。

２つの企業で構成された共同企業体であり、構成員の代表は山梨県韮崎市円野町上円井３１３９番地、株式会社内藤ハウス、代表取締役　内藤篤。

もう１社の構成員は、山梨県北杜市長坂町長坂上条２４２９番地、峡北建設株式会社、代表取締役　仲山丈二。

議案第５３号の説明は、以上であります。

次に、議案第５４号　工事請負契約の締結について（小淵沢小学校長寿命化改修工事（電気設備））について、ご説明いたします。

契約の目的は、小淵沢小学校長寿命化改修工事（電気設備）。

契約の方法は、一般競争入札。

契約金額は、１億５，５７２万７千円であります。

契約の相手方は、山梨県甲府市下飯田２丁目９番１２号、若尾電気・カナマル小淵沢小学校長寿命化改修工事（電気設備）共同企業体であります。

２つの企業で構成された共同企業体であり、構成員の代表は山梨県甲府市下飯田２丁目９番１２号、株式会社若尾電気、代表取締役　若尾喜一。

もう１社の構成員は、山梨県北杜市小淵沢町５９９９番地、株式会社カナマル、代表取締役金丸哲也。

議案第５４号の説明は、以上であります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑がある場合は、議案番号と議案名を述べてから質疑に入ってください。

質疑はありませんか。

４番、飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

議案番号５２番と５３番について、ご質問させていただきます。

これについて、令和７年４月、国の交付金が不採択になった。これは長寿命化改良工事補助制度、長寿化改良事業なのかなと思うんですけれども、これが不採択になった理由を教えていただくことをお願いできますでしょうか。

○議長（大芝正和）

その質問は補正予算のほうで、もう終わっていますけれども。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかにございますか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第５２号から議案第５４号までの３件は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号から議案第５４号までの３件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありますか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、議案第５２号　工事請負契約の締結について（須玉小学校屋内運動場長寿命化改修工事）に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第５３号　工事請負契約の締結について（小淵沢小学校長寿命化改修工事（建築・機械設備））に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第５４号　工事請負契約の締結について（小淵沢小学校長寿命化改修工事（電気設備））に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第５５号　北杜市税条例の一部を改正する条例について、内容説明を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

議案第５５号　北杜市税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

概要書をお願いいたします。

はじめに、趣旨でございますが、条例として統一した字句を用いるため、北杜市税条例の一部を改正するものであります。

次に、改正の内容です。

軽自動車税関係になりますが、漢用数字の「二輪」を算用数字の「２輪」に改めるものであります。

施行予定日は、公布の日から施行となります。

続きまして、新旧対照表をお願いいたします。

種別割の税率、第８２条第１号ウ中の漢用数字の「二輪」を算用数字の「２輪」に改めるものです。

以上であります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第５５号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議はありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第５５号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第１４　発議第３号　地域実情に応じた介護保険制度の運用・改定についての意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、神田正人議員から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、神田正人議員。

○文教厚生常任委員長（神田正人）

発議第３号

令和７年６月２６日

北杜市議会議長　大芝正和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長　神田正人

地域実情に応じた介護保険制度の運用・改定についての意見書の提出について

地方自治法第１０９条６項及び北杜市議会会議規則第１４条第２項の規定により、別紙のとおり提出する。

提案理由

介護保険制度が始まり２５年目と成りました。本市においては、高齢化率４０パーセントを超え、今後更に充実が図られること、持続可能であること、給付と負担のバランスが保たれること、市民の皆様が健康長寿であることが望まれる最中、令和６年度介護報酬について改定され、現在運用と検証が行われているところであります。

今後の検証結果により、地域の実情に応じた改定を要望するため、意見書の提出を行うものであります。

地域実情に応じた介護保険制度の運用・改定についての意見書（案）

介護保険制度が始まり、２５年目と成りました。本市においては、高齢化率４０パーセントを超え、今後更に充実が図られること、持続可能であること、給付と負担のバランスが保たれること、市民の皆様が健康長寿であることが望まれる最中、令和６年度介護報酬について改定され、現在運用と検証が行われているところであります。

本市の実情は、人口約４万６千人、面積約６００平方キロ、海抜４００メートルから１，４００メートルに住民が居住し、行政効率の低い中山間地域であります。

昭和のはじめには無医村の地域も見られ、保健師の献身的な活動により、地域住民は健康と生命を守ってまいりました。今もその精神は本市の礎として引き継がれております。

国は、施設介護もさることながら、地域包括ケアシステムの構築により、在宅医療、在宅介護を目指しているところであります。令和６年度の介護報酬の改定により、現在運用がなされ、

事業所等からのアンケートや直接ご意見を伺っているところであります。

中山間地域の本市においても、加算等、様々な配慮がされているものの、介護従事者の不足は、少子高齢化の影響により施設介護、訪問介護、各事業所とも共通の悩みであります。

今後検証がなされ、介護報酬、介護保険全般において改定がされる方針であることと鑑みるところであります。

以下の実情により、下記のとおり要望する。

記

１．検証結果を下に地域実情に応じた介護報酬を始め介護保険制度の改定を行うこと。

２．地域実情に応じた介護保険制度の弾力的な運用を可能にすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年

北杜市議会議長　大芝正和

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

○議長（大芝正和）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

１７番、清水進議員。

○１７番議員（清水進）

発議第３号　地域実情に応じた介護保険制度の運用･改定についての意見書の提出について、反対の立場から討論を行います。

午前中の介護報酬の引上げを求める請願でも紹介しましたが、今年５月１５日、全国知事会が政府に緊急要望を提出しています。その内容は、介護・障害福祉サービス等報酬の見直しおよび財政支援の項目で、令和６年度に基本報酬が引き下げとなった訪問型の介護事業者や、業務効率化等における経営改善の余地が少ない小規模な事業者が、特に厳しい経営環境に直面しており、休廃業件数が過去最多を記録するなど、極めて深刻な状況が生じている。

ついては、令和９年度に予定されている次の定期改定を待たずして、臨時改定等の措置を速やかに講じるとともに、事業継続に向けた緊急的な財政支援を行うこと、加えて物価や賃金の上昇に応じた適時適切に介護・障害福祉サービス等、報酬をスライドさせる仕組みを導入すること、このように述べられております。まさに緊急の要望であります。

今回提案された意見書（案）では、全国各地で起きている介護事業所の倒産が増加している

ために、介護報酬の緊急引き上げなどを求める措置については、一切触れられておりません。

今、地域で介護事業所がなくなれば、地域の中で介護を必要とする高齢者の行き場がなくなります。

以上の理由で、発議第３号には反対といたします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

１５番、齊藤功文議員。

○１５番議員（齊藤功文）

発議第３号　地域実情に応じた介護保険制度の運用･改定についての意見書の提出について、賛成討論を行います。

意見書の趣旨の中でも示されていますが、介護保険制度が始まり、２５年目と成りました。中山間地域である北杜市においては、高齢化率４０パーセントを超え、今後更に充実が図られること、持続可能であること、給付と負担のバランスが保たれること、市民の皆様が健康長寿であることが望まれる最中、令和６年度介護報酬について改定され、現在運用と検証が行われているところであります。

本意見書は、１つ、検証結果をもとに地域実情に応じた介護報酬をはじめ介護保険制度の改定を行うこと。１つ、地域実情に応じた介護保険制度の弾力的な運用を可能にすること。以上の大きく２項目について要望する意見書の内容であります。

このように、地域の実情に応じた改定を要望するための意見書の提出は、時宜を得ていることと思料いたします。

よって、発議第３号　地域実情に応じた介護保険制度の運用・改定についての意見書の提出についての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（大芝正和）

次に、原案に反対者の発言を許します。

１４番、志村清議員。

○１４番議員（志村清）

発議第３号　地域実情に応じた介護保険制度の運用・改定についての意見書の提出についてに同意できませんので討論します。

理由の第１は､要望項目､２ページ目の１に検証結果をもとに改定するようにとありますが、質疑でも紹介したように、専門家会議の検証結果が反映されるのは実に２年後になります。現場で今働いているヘルパーさんたちは、今日のこと明日のことで苦しんでいるわけです。介護報酬を直ちに元に戻してほしい。こういう願いは全然届かない意見書ではないでしょうか。

もう１つ、文章中、２ページ目の下から６行目ですが、北杜市においてもと書かれていますが、その中身はその下の行、介護事業者の不足、これが１点だけ挙げられているわけです。これでは､意見書の表題にある地域実情は全然伝わらない｡北杜市は介護事業者の不足だけで困っているように伝わっていきます。

請願者からは、もう繰り返しませんが、もっと様々な実情や悩みが届けられたはずです。そういうことを省いた意見書には賛成できません。

以上２点述べましたが、意見書が提案された１８日の文教厚生常任委員会を傍聴していた介

護事業者の方、終わったあと、すぐ、大したものだと思いました。文書を見ずに提案者の読み上げたものを受け取って、どう評価したか。一言です。的外れ。おもてなしではないですが、そういった一言だけ、的外れ。繰り返して申し訳ないですが、つまり的を当てていない意見書ではないですかということを、やっぱり介護事業者の現場で働く人は、そう受け止めたということを僕もまっすぐ受け止めました。

市議会に直近に届けられた現場の実情をまったく取り入れない、この意見書（案）には賛成できない、繰り返しそのことを述べて、意見書（案）への反対討論とします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

１９番、内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

発議第１号　地域実情に応じた介護保険制度の運用・改定についての意見書の提出についてでございます。

まずもって、これにつきましては、介護保険全般につきまして改定と、これは地域実情に合わせて改定してくださいと。この地域実情につきましては、すでに厚労省の第３０回社会保障審議会介護給付費保険分科会介護報酬改定検証というところで、研究がされているところでもございます。

そういったところの研究はどのようにされるかというと、当然、私たちの地域の事業者にも厚生労働省からの聞き取り、またアンケート調査等が入ってあるわけでございます。

そういたしますと、総合的にやはりこの地域実情については、中山間地域も含め、この研究会では議論がなされているところでございます。

改定につきまして、すぐできるかどうかということについては、非常に難しい問題がございます。それは、収入なくして支出がないわけでございます。その収入をどのように得ていくか、そして支出をどのようにしていくか、これが最大のテーマになるわけでございまして、すぐさまできるということは、なかなか難しいところがあるのではないかなと思っております。

国が今まさに一生懸命、この審議を重ねているところでございまして、そこの厚労省に対して、また財務省や議会に、国会に対して、私たちが介護報酬について、また介護保険について改定してくださいというのは、まさに地域実情、私たちの地域実情は今、調査がされているところであります。そこは、国の調査を信じていくべきかなと思っております。

われわれ地方議員が国に対して物申すときには、きちっとした調査の中においてされるわけでございます。

私がこの提案を委員会でさせていただきましたが、当然、介護保険従事者、また事業者、それらの総合的なご意見は聞いているつもりでございます。

ただ、一つ言えることは、どこかの名前を特定して出したりいたしますと、その方にご迷惑もかかるかもしれない。あの人がこう言った、この人がこういったということを言うことが、本当に私たちの地域の中で、これを実現していくのに必要不可欠であるかということについては、まさにここが地域実情ということになろうかと思うわけでございます。

当然、今回の請願につきましては、その中で訪問介護事業者も網羅されております。そして、２番目の地域実情に応じた介護保険制度の弾力的な運用を可能にすることということでございます。弾力的に運用してもらうということにつきましては、今、介護報酬を査定するのに非常

に煩雑な事務作業があるということは、紹介議員も述べておりましたし、私も承知をしているところでございます。そこについては、ぜひとも弾力的にしていただきたいし、また、介護報酬にしても運用で加算があるわけでございますが、そこも弾力的な運用で、私は乗り切ってもらいたいかなと思っております。

改定ということは、冒頭でも述べたとおり、収入と支出を合わせた中で改定をしていかなければならない。無責任に改定は誰とてできないわけでございます。

介護保険制度が始まって以来、私たちは介護保険制度について学んでもきましたし、またその運用も目の当たりにしてきました。

私は、小さいころケアラーでした。点滴が始まると病院に呼ばれて一晩泊まりながら、保育園のころ、それから高校まで、まさに祖父の介護にあたった経験がございます。母もパーキンソン病の祖母をお風呂にかかげあげて入れていた。子どもたちはそれを手伝った。そんなことで介護をしてきた。

介護保険が施行されて、本当に良い時代が来たかなと思っております。この保険制度を絶対に枯渇してはいけないし、運用を継続していかなければならない。それは第一命題であり、その上に地域実情に応じた介護保険制度であっていただきたいと、私は思うわけであります。

そういった面では、この運用により、今まさに地域の実情が変えられるように願うものでありますから、介護保険制度の改定と、そして弾力的な運用を求めるということで、私は今の実情を全て網羅しているものと考えますし、私自身が作成した意見書でございますので、私なりの自信を持って、私は作成させていただきました。

どうか私たちの地域の思いを国に届けるのは、私たち議会の使命であると思うわけでございます。そして、その権能が議会にあり、そしてそれが意見書という制度でございます。

以上の理由によりまして、本意見書に賛成といたします。

○議長（大芝正和）

ほかに討論はありますか。

（　な　し　）

これで討論を終結します。

これから発議第３号を採決いたします。

採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

したがって、発議第３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第１５　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第１０８条の規定により、お手元にあります申出書のとおり所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は、各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は、全て終了いたしました。

６月１０日に開会された本定例会は、議員各位には慎重な審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧な答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和７年第２回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会　午後　２時１５分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するために
ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長　　進　藤　　聡
議　会　書　記　　跡　部　秀　之